

万国郵便条約の施行規則

第一巻

共通の規則

第一節

国際郵便業務に適用される共通の規則

01-001

定義

- 1 この施行規則の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。
- 1.1 航空小包 — 万国郵便条約（平成二十九年条約第十六号。以下「条約」という。）において定義された小包であって優先的に航空輸送されるもの。
- 1.2 I B I S — この施行規則において定義し又は定める万国郵便連合の業務上及び技術上の手続に従い、指定された事業体間の小包に関する調査請求の作成、提出、送達、受領及び処理のために使用される万国郵便連合が承認したインターネットを使った共通の調査請求システム。
- 1.3 氏名 — 差出人又は受取人についての氏名及び父称（これらを使用する場合に限る。）又は法人の名称。¹

02-001

業務情報の通知の義務

条約第二条の規定に基づき、新たに指定された事業体は、連合の文書に規定するサービスのための全ての必要な業務上の情報を提供しなければならない。業務上の情報は、オンラインの通常郵便に関する通報類集及びオンラインの小包郵便に関する通報類集（17-003.5 を参照）を通じて、遅くとも郵便業務を開始する二箇月前までに、できるだけ速やかに提供されなければならない。新たに指定された事業体は、また、国際事務局に対し、加盟国の長官及び高級職員の表（17-004.2.1 を参照）について要求される情報を提供しなければならない。支払に関する情報は、35-004 の規定に基づき提供されなければならない。

04-001

継越しの自由の適用

保険付郵便物の業務を行っていない加盟国又は自国の海運業務若しくは航空業務の行う運送に関し保険付郵便物についての責任を認めていない加盟国であっても、他の加盟国から引き渡される閉袋を最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達する義務を負う。

04-002

継越しの自由の不遵守

継越しの自由を遵守しない加盟国との間の郵便業務の廃止は、電子メール又は他の全ての電気通信手段によって関係する加盟国及び指定された事業体に事前に通告されなければならない。この事実は、国際事務局に通報される。

06-001

料金の納付、料金納付表示の方法

- 1 通常郵便物
- 1.1 通常郵便物については、原則として、差出人が料金を完全に前納しなければならない。
- 1.2 料金納付表示の方法
- 1.2.1 料金納付の表示は、次のいずれかによって行う。
- 1.2.1.1 郵便物に印刷され又は貼付された郵便切手であって、差出側の加盟国において効力を有するもの。
- 1.2.1.2 差出側の加盟国において効力を有する郵便料金納付の印影であって、差出側の指定された事業体が設置する自動発売機により販売されるもの。
- 1.2.1.3 差出国において効力を有する公に採用された料金計器による印影であって、差出側の指定された事業体の直接の監督の下に使用されるもの。

¹ この場合において、氏名及び父称は自然人にのみ適用する。

1. 2. 1. 4 印刷機その他の印刷又は押印方法による印影（差出側の指定された事業体の規則がこのような押印制度を認める場合に限る。）
- 2 通常郵便物には、また、料金の全額が納付されていることを示す表示、例えば「Taxe perçue」（「料金徴収済み」の意）の表示を行うことができる。当該表示は、名宛面の右上の部分に行うものとし、差出局の日付印の印影をもって正当なものと証明されなければならない。料金未納又は料金不足の郵便物の場合には、料金未納の郵便物の料金を納付し、又は料金不足の郵便物の料金を完全に納付した郵便局の印影をこの表示と向かい合わせに押印する。
- 3 小包については、郵便切手により又はその他の差出国又はその指定された事業体の採用する規則の認める方法により、料金が前納されなければならない。

06-002

郵便切手の発行の通知及び指定された事業体の間の交換

- 1 郵便切手の新発行は、発行する指定された事業体が、必要な事項とともに、国際事務局の仲介により他の全ての指定された事業体に通報する。
- 2 指定された事業体は、国際事務局の仲介により、自国の郵便切手一部をその新発行ごとに交換し、かつ、十五部を同事務局に送付する。これにより、新発行ごとに送付すべき切手は合計で二百三十五部となる。

06-003

郵便切手、料金納付の印影又は料金計器の印影の様式

- 1 郵便切手及び郵便料金納付の印影
 - 1.1 郵便切手及び郵便料金納付の印影は、原則として縦及び横の長さがそれぞれ一五ミリメートルを下回らず、かつ、五〇ミリメートルを超えないことを条件として、いかなる形態も有することができる。
 - 1.2 郵便切手及び郵便料金納付の印影には、これを発行した指定された事業体又は加盟国の定める条件に従い、針孔記号又は打出機による打出記号を鮮明に付することができる。ただし、この記号を付することによって、条約第六条に定める表示を不明確にしてはならない。
 - 1.3 記念郵便切手又は慈善郵便切手には、アラビア数字で発行年の年号を表示することができる。同様にこれらの切手には、その発行契機を示すいかなる言語による記載も有することができる。料金の価額のほかに追加の金額の納付を要する記念郵便切手又は慈善郵便切手は、郵便料金の価額につき疑義が生じないように製造しなければならない。
 - 1.4 郵便切手は、条約第六条に基づき、発行する加盟国又は地域によって国際事務局に送付された公式の通知を条件として、発行する加盟国又は地域の名称に代えて、関係する加盟国又は地域のための I S O 規格三一六六に掲げる略号又は頭文字を含むことができる。
- 2 料金計器の印影
 - 2.1 指定された事業体は、郵便物に差出側の加盟国名、料金の価額、差出地名及び差出日付の表示を打ち出す料金計器を自ら使用し、又はその使用を許可することができる。ただし、差出地名及び差出日付の表示は、必須ではない。指定された事業体が自ら使用する料金計器については、料金の価額の表示の代わりに、料金が納付されていることを示す表示、例えば「Taxe perçue」（「料金徴収済み」の意）の記載を行うことができる。
 - 2.2 料金計器による印影は、原則として、鮮赤色でなければならない。ただし、指定された事業体は、郵便料金計器が打ち出す印影を他の色とすることを認めることができる。料金計器で使用される宣伝文の印影もまた、赤色以外で表示することができる。
 - 2.3 差出側の加盟国名及び差出地名の表示は、ローマ文字で行うものとし、また、他の文字で同様の表示を付記することができる。料金の価額は、アラビア数字で表示しなければならない。
- 3 料金納付の印影
 - 3.1 印刷機その他の印刷又は押印方法による料金納付の印影は、ローマ文字による差出側の加盟国名及び場合により差出局名の表示（他の文字で同様の表示を付記することができる。）を有しなければならない。印刷機その他の印刷又は押印方法による料金納付の印影は、料金が納付されていることを示す表示、例えば「Taxe perçue」（「料金徴収済み」の意）の記載も有しなければならない。いかなる場合にも、これらの表示は、極めて明らかな文字で、面積が三百平方ミリメートルを下回らない場所に行わなければならない。日付印を押印する場合には、この場所に押印してはならない。
 - 3.2 電子印刷の方法により得られる料金納付の印影は、宛先の領域の上に、二・五～五ミリメートルの距離を置いて、宛先の位置に関係なく、付すことができる。その料金納付の印影は、封筒の上に直接又は封筒の窓の内部に付すことができる。封筒の窓の内部に付す場合、印影の印刷及び封筒の内部における郵便物の配置は、料金納付の印影のいずれの部分も窓枠から五ミリメートル以内のところには行うべきではない。3.1 の規定は、この種の印影に適用される。料金納付の印影が、二次元コードで符号化されたデータを含む場合又はその種のデータに基づくものである場合、そのコードは万国郵便連合の技術標準 S 28 に適合するものでなければならない。

06-004

郵便切手、料金納付の印影又は料金計器の印影の詐欺使用の容疑

- 1 各国において法令に規定がある場合又は現行の刑法上の手続規定がある場合を除くほか、郵便料金納付の手段について故意に法令に違反している疑いがある場合には、次の手続を行う。
- 1.1 発送の際に郵便料金納付の手段について故意に法令に違反している疑いがある場合であって、当該郵便物の差出人が不明の場合には、そのような郵便切手又は印影には、何らの作為も施してはならない。当該郵便物は、通知書を添付して封筒に入れ、職権により書留として名宛局に送付する。この通知書の写しは、参考のため差出側及び名宛側の加盟国の指定された事業体に送付する。指定された事業体は、国際事務局に宛てる通報により、自己の業務に関係がある通知書が指定された事業体の中央機関又は特に指定する郵便局に送付されることを請求することができる。
- 1.2 前記の事実を証明するために、受取人を招致する。その郵便物は、受取人が、支払われるべき料金を納付し、差出人の住所氏名を告げ、かつ、内容を知り得た後に、詐欺使用の疑いのある対象を郵便局の処分によだねる場合に限り、当該受取人に交付する。この場合、詐欺使用の疑いのある部分を分離することができない郵便物の場合にはその全部を、また、疑いがあると通知された宛名及び印影又は切手を有する郵便物の場合にはその一部（封筒、帯紙、書状の一部等）を郵便局の処分にゆだねることとなる。招致の結果は、郵便局の職員及び受取人によって署名された調書に記載する。受取人が署名を拒否した場合には、その旨を調書に記録する。
- 2 調書は、証拠物件を添付し、職権により書留として差出側の加盟国の指定された事業体に送付する。差出側の加盟国の指定された事業体は、自国の法令に規定する措置をとる。
- 3 自国の法令上 1.1 及び 1.2 の手続を行うことを許されない指定された事業体は、他の指定された事業体が通報を受けられるようその旨を国際事務局に通報しなければならない。

06-005

日付印の押印

- 1 郵便物には、名宛面に、消印を行う郵便局の局名及び消印の日付をローマ文字で表示する日付印の印影を付する。この印影には、差出国の言語でこれに相当する表示を付加することができる。
- 2 次の郵便物については、日付印の押印は、必須ではない。
- 2.1 料金計器による印影によって料金納付を表示する郵便物であって、差出地及び差出日付がその印影に表示されているもの
- 2.2 印刷機その他の印刷及び押印方法による印影によって料金納付を表示する郵便物
- 2.3 書留としない低料郵便物であって、差出地が郵便物面に記載されているもの
- 2.4 郵便業務に関する通常郵便物であって、条約第十六条 1 及び 16-001 に掲げられているもの
- 3 料金納付に有効な全ての郵便切手は、消印する。
- 4 指定された事業体が特殊の印影による消印を定めていない限り、差出業務において誤って消印されなかった郵便切手については、その誤りを発見した郵便局において、次のいずれかの方法により消印がなされなければならない。
- 4.1 インキ又は消えない鉛筆による一条の太い線で消印する。
- 4.2 自局の局名が識別できないように日付印の縁を用いて消印する。
- 5 誤送された郵便物には、書留としない低料郵便物を除くほか、誤送を受けた郵便局の日付印を押さなければならない。この措置は、静止局においてのみでなく、できる限り、移動局においても行わなければならない。この場合において、日付印は、封筒に入れた優先郵便物及び書状については郵便物の裏面に、郵便葉書については郵便物の表面に押さなければならない。

06-006

料金未納又は料金不足の郵便物

- 1 差出側の指定された事業体は、料金未納又は料金不足の郵便物を、差出人が料金を完全に納付するように、差出人に還付することができる。料金未納又は料金不足の郵便物の差出人の確認については、配達不能郵便物に適用される場合を含む差出側の加盟国の自国の法令に定める方法により特定されなければならない。
- 2 差出側の指定された事業体は、また、自ら、料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の郵便物の料金を完全に納付し、未納又は不足の金額を差出人から徴収することができる。この場合には、当該指定された事業体は、○・三三SDRをガイドライン金額とする取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。
- 3 差出側の指定された事業体が 1 及び 2 のいずれの権利も行使しない場合又は差出人に料金を完全に納付させることができない場合のいずれの場合においても、料金未納又は料金不足の優先郵便物、書状及び郵便葉書は、名宛国に送達する。優先郵便物、書状及び郵便葉書以外の郵便物であって料金未納又は料金不足のものも、送達することができる。
- 4 3 の規定にかかわらず、次の種類の郵便物が指定された事業体の郵便差出箱又はその他設備に投函された場合には、差出側の指定された事業体は、当該郵便物を名宛国に送達する義務を負わないものとする。
- 4.1 料金未納又は料金不足の郵便物であって、差出人名が表示されていないもの又は差出人名が特定できないもの
- 4.2 料金未納の郵便葉書であって、郵便料金を支払済みであると見せかける目的でシール又は印影が付されたもの
- 5 9 の規定にかかわらず、差出側の指定された事業体は、料金納付の表示と混同するおそれのある証紙又は印影のある料金未納の郵便葉書が郵便差出箱又は当該指定された事業体のその他の施設に差し出された場合には、これらの郵便葉書を名宛国に送達する義務を負わない。

- 6 差出側の指定された事業体は、料金未納又は料金不足の郵便物を名宛国に送達する方法を定めなければならない。ただし、指定された事業体は、差出人が優先郵便物又は航空郵便物として送達するよう表示した郵便物については、原則として最も速達の線路（航空路又は平面路）によって送達しなければならない。
- 7 不足する料金が受取人から徴収されることを希望する差出側の指定された事業体は、8及び10に定める手続を適用する。この手続に従う料金未納又は料金不足の郵便物については、受取人から、又は返送郵便物の場合には差出人から、11に定める方法により計算した特別料金を徴収することができる。
- 8 料金未納又は料金不足の郵便物には、名宛国に送達する前に、表面の上部中央にT印（料金を納付すべき旨の印）を押す。差出側の指定された事業体は、この印影の傍らに、自国の通貨で、不足する料金の額を分子とし、外国に宛てて発送する優先郵便物又は書状の第一重量段階について適用する減額しない自国の最低料金を分母とする分数を極めて読みやすく記載する。
- 9 差出側の指定された事業体は、自国で差し出された国際郵便物について正確に料金が納付されていることを確認する責任を負う。名宛国に到着した際に、8の規定によるT印を有しない郵便物は、正当に料金を納付されたものとみなされ、そのような郵便物として取り扱われる。
- 10 最初の名宛側の指定された事業体が不足する料金を受取人（転送郵便物）又は差出人（返送郵便物）から徴収することを希望する場合には、T印の押印及び分数による額の記載は、当該最初の名宛側の指定された事業体が行う。転送する指定された事業体又は返送する指定された事業体との関係において低減料金を適用する国から発送する郵便物についても、同様とする。この場合において、分数は、この施行規則に規定し、かつ、郵便物の差出国において有効な料金に従って作成しなければならない。
- 11 不足する料金の徴収を希望する配達する指定された事業体は、徴収すべき料金を郵便物に示す。この料金は、配達する指定された事業体が、8に規定する分数に、自国の国際業務において外国に宛てて送達する優先郵便物又は書状の第一重量段階について適用する自国の通貨による額を乗じて算出する。配達する指定された事業体は、この方法で算出した料金に2に規定する取扱料金を加える。配達する指定された事業体は、希望する場合には取扱料金のみを徴収することができる。
- 12 差出側の指定された事業体又は配達不能の場合には返送する指定された事業体がT印の傍らに8に規定する分数を表示しなかった場合には、名宛側の指定された事業体は、料金を徴収することなく、料金不足の郵便物を配達する権利を有する。
- 13 料金納付の効力がない郵便切手及び料金納付の印影は、料金納付として考慮されず、これを鉛筆の線で囲み、かつ、その傍らに数字の零（0）を記載する。
- 14 書留郵便物及び保険付郵便物は、到着したときは、正当に料金が納付されたものとみなす。

06-007

船舶内における郵便物の料金納付及び郵便物への日付印の押印

- 1 航海の始点若しくは終点又は寄港地に停泊中の船舶内で差し出される郵便物については、停泊国の郵便切手で当該停泊国の料金率に従って料金を納付しなければならない。
- 2 公海上の船舶内で差し出される郵便物については、関係する指定された事業体の間の特別の合意がない限り、当該船舶の所属している国又は当該船舶を維持している国の郵便切手でこれらの国の料金率に従って料金を納付することができる。このようにして料金が納付された郵便物は、船舶の寄港地への到着の後できる限り速やかに当該寄港地の郵便局に引き渡されなければならない。
- 3 船舶内で差し出された郵便物への日付印の押印は、郵便局員若しくは郵便業務を担当する船員又はそれらの者がいない場合には、それらの郵便物の交付を受ける寄港地の郵便局が行う。この場合には、郵便局は、郵便物に自局の日付印を押し、「Navire」（「船舶」の意）、「Paquebot」（「郵船」の意）又は他の類似の記載を行う。

07-001

環境上の側面

- 1 指定された事業体は、技術と資源の制約を参酌して、できる限り環境を尊重するよう、商品及び業務を提供しなければならない。
- 2 材料とエネルギーの消費は、効率的な業務運行と両立しながら、最適化させなければならない。
- 3 使用される材料は、権限のある国内機関及び国際機関によって確立された非汚染及び非毒性の標準を尊重しなければならない。
- 4 指定された事業体は、紙その他の材料の再利用を推進し、再生材料の使用を奨励しなければならない。

08-001

郵便業務の保障

- 1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の技術標準S 58（郵便の保障—一般的な安全措置）及びS 59（郵便の保障—交換局及び国際航空郵便物の保障）を遵守し、次のことを目標とする。
 - 1.1 郵便業務の実施における質を全体的に改善すること。
 - 1.2 郵便業務の保障の重要性についての職員の認識を一層向上させること。
 - 1.3 郵便業務の保障に関する部局を創設し又は強化すること。

- 1.4 郵便業務の実施上及び保障上の情報並びにこれらの分野に関して行われた調査についての情報の普及を時宜に応じて確保すること。
- 1.5 世界における郵便業務の質を改善し及び郵便業務の保障を強化するため、特定の法律、規則及び措置につき立法機関に対して提案することを奨励すること。
- 1.6 郵便局の職員に、業務の継続性を維持するため、生命若しくは財産を危険にさらすような、又は郵便物の一連の運送を妨げるような緊急の事態に対処することができるように、ガイドライン、訓練方法及び援助を提供すること。

08-002

事前の電子データの提供に関する実施規定

- 1 物品を包有する郵便物は、条約第八条1及びこの施行規則に規定する事前の電子データの提供に関する輸入通関及び安全確保のための特定の要求の対象とすることができる。全ての加盟国及びその指定された事業体は、安全確保のための自己の特定の要求を関係の通報類集により、前述の規定に従って、他の加盟国及びその指定された事業体に通報することを選択することができる。関税が課されない書状、郵便葉書、印刷物（書籍を除く。）若しくは通信文を包有する通常郵便物又は盲人用郵便物は、これらの要求から除外される。
- 2 事前の電子データが提供される各郵便物には、適切な万国郵便連合の税関告知書様式が添付されなければならない。
- 3 輸入通関及び安全確保のための特定の要求に適合することを求められる事前の電子データは、全ての場合において、適切な万国郵便連合の税関告知書様式の記載内容を複製する。
- 4 事前の電子データが提供される各郵便物には、万国郵便連合の技術標準S10に従って、判読可能な、かつ、バーコード形式の固有の郵便物識別子を付さなければならない。通関及び安全上の理由のために提供される事前の電子データの交換については、万国郵便連合のメッセージ標準M33（ITMATT V1）に従わなければならない。また、万国郵便連合の税関告知書様式の記載内容に合致しなければならない。
- 5 差出側の指定された事業体は、通関及び安全確保のため事前の電子データを提供する郵便物を差し立てる場合には、個々の郵便物のS10バーコード付識別子と当該郵便物を包有する納器のS9バーコード付票札の関連付（ネスティング）を行い、この情報を郵便物の名宛側の指定された事業体に送信する電子メッセージPREDES（万国郵便連合の技術標準M41）に含めるものとする。
- 6 名宛国によって事前の電子データの提供が要請される納器を差し立てる場合は、差立側の郵便事業体は、これらの国ごとの事前の電子データの要件が正式に満たされていること、及び万国郵便連合のメッセージ標準M48に適合した適用される規則の要件を満たしているフラッグ（AR flag）を含むCARDITメッセージが送信されていることを確保しなければならない。
- 7 事前の電子データが要求される特定の名宛国宛ての国際郵便物を差し立てる場合には、差出側の指定された事業体は、1に規定する全ての要件が正式に満たされ、万国郵便連合のEDIメッセージング標準M53に従ってITMREFにより、いかなる「Request for Information」（「情報要求」の意）、「Request for Screening」（「検査要求」の意）又は「Do Not Load」（「搭載禁止」の意）も受信していないことを確保するため合理的な措置を取らなければならない。
- 8 事前の電子データが要求される特定の名宛国宛ての国際郵便物を差し立てる場合には、差出側の指定された事業体は、万国郵便連合のEDIメッセージング標準M53及びM54に従って、ITMREFにより受信した「Request for Information」（「情報要求」の意）、「Request for Screening」（「検査要求」の意）又は「Do Not Load」（「搭載禁止」の意）が正式に処理され、REFRSPにより回答されていることを確保するため合理的な措置を取らなければならない。
- 9 本条に規定する郵便物の円滑な流れを確保するため、本条の規定を実施する加盟国及び指定された事業体は、その実施のための世界的な郵便ネットワーク及び利用可能な設備の対応能力に適合するようにこれを実施し、また、事前の電子データを提供するための要求が、国際郵便運送業務における全ての関係者の意思に合致するものかどうか考慮しなければならない。

08-003

差立便保安申告

- 1 航空路による閉袋の運送は特別の保障に基づく要請の対象とすることができ、差出側の指定された事業体に適用される航空保安規則に従って標準化された差立便保安申告書を郵送企業に提出することを求めることができる。
- 2 差立便保安申告書の提出が要請される場合には、次のとおりとする。
 - 2.1 差立便保安申告書は、他の適用される規則が認める場合には、運送企業に標準メッセージCARDITの一部として電子的に提供される。
 - 2.2 電子的に提供することができない場合には、当該情報を記載した紙の書類を引渡明細表と共に送付する。この目的のため、差立便保安申告書CN70¹を使用することが強く推奨される。
- 2.3 差立便保安申告書の提供方法は、運送企業と事前に合意されなければならない。

¹ 書類CN70はICAOによって承認されたIATA様式に基づいている。

**CONSIGLIUM SECURITY
DECLARATION** CM 78

Name of the organization or individual who is responsible for the security of the information		Unique Designation Code	
Country of Origin			
Type of information	Classification	System/Network protection	
Security Status	Reason for security status	Security Method	Security Status
Other Remarks & Comments			
Security Status based on		Security Status based on	
Name of Personnel Employee ID		Classification: Secret	
Remarks/Other Comments for the information and/or the system to be protected and			
Additional Security Information			

CM 78-1-001-001

13-001

国際郵便処理センター（CTCI）

- 1 国際郵便物の交換は、国際郵便処理センターが行う。国際郵便処理センターが、差郵便の作成、封かん及び受領を行う場合は、当該センターは交換局という。
- 2 指定された事業体は、自らの国際郵便処理センターの登録、現行化又は閉鎖に関する要請を国際事務局に提出しなければならない。このような要請には、万国郵便連合の技術標準 S 34（国際郵便処理センターの登録）の指定するところに従って、同技術標準 S 34 に定義される全ての関係する国際郵便処理センターの特性及び機能を含める。
- 3 指定された事業体によって要請された国際郵便処理センターの場所は、要請された国際郵便処理センターによって取り扱われる地理的な範囲における国際及び／又は内国の運送ネットワークの有効性及び推計される郵便物の取扱量を勘案して、国際郵便の差郵便のサービスの質を最適化する観点から選定されなければならない。
- 4 国際事務局は、本条に定義される要素に従って提出される国際郵便処理センターの登録の要請を管理し及び処理する責任を負う。国際事務局は、国際郵便物の交換に大きな影響を与える可能性のある特別の要請について、関係する国際郵便処理センターの登録の前に、郵便業務理事会（及び、必要に応じ、その権限の範囲内において管理理事会）の助言を求めることができる。
- 5 全ての国際郵便処理センターは、国際事務局によって、そのコード及び特性を含む万国郵便連合の国際郵便処理センターコードリストにおいて公表されなければならない、また、全ての加盟国及びその指定された事業体が利用できるようにしなければならない。
- 6 指定された事業体は、全ての万国郵便連合の書類及び電子的データ交換メッセージについては、使用する時点で有効な万国郵便連合の国際郵便処理センターコードリストに従って、自らの及び相手側の指定された事業体によって承認された国際郵便処理センターのコードのみを使用しなければならない、また、そのリストに記載される条件に厳に従うものとする。
- 7 指定された事業体は、次の規定に従うことを条件として、限定的に利用される国際郵便処理センターの設置を要請することができる。
 - 7.1 軍隊：指定された事業体は、自国に所属する一方で自国の領域外に所在する軍隊のための国際郵便処理センターの登録を要請することができる。
 - 7.2 領域外交換局：指定された事業体は、条約第十三条の関係規定に従うことを条件として、自国の領域外における国際郵便処理センターの登録を要請することができる。
 - 7.3 二国間又は多国間において利用されるその他の交換局：指定された事業体は、二国間又は多国間合意に基づき、選択された相手側の指定された事業体との交換のため、連合の文書によって規律される国際郵便の交換のみのために、自国の領域内における国際郵便処理センターの登録を要請することができる。
- 8 国際郵便処理センターを万国郵便連合の様式に表示する場合は、その関係する国際郵便処理センターのコードを表示する。その様式が求める場合には、次の関係する情報もその様式に記載しなければならない。
 - 8.1 国際郵便処理センターの名称
 - 8.2 その国際郵便処理センターについて責任のある指定された事業体のコード及び名称

13-002

様式

- 1 様式は、附属する様式に適合するものでなければならない。

- 2 様式の印刷部分、色及び大きさ並びにバーコードを付するために設けられた位置といったその他の特徴は、この施行規則に定めるものでなければならない。
- 3 公衆用の様式であってフランス語を用いて印刷していないものには、フランス語による行間対訳を付さなければならない。
- 4 指定された事業体が相互間で使用する様式は、関係する指定された事業体が直接の取決めによって別段の決定をしない限り、フランス語を用いて、行間対訳を付して又は付することなく作成しなければならない。
- 5 様式及びその写しは、記載事項を完全に読み取れるように記入しなければならない。一枚目の様式は、関係する指定された事業体又は最も関係がある者に送付する。

13-003

公衆用の様式

- 1 13-002.3の適用を受ける公衆用の様式は、次の様式とする。

様式	名称
C N01	国際返信切手券
C N07	受取通知・引渡通知・払渡済通知・登記済通知
C N08	調査請求書—通常郵便物のみ
C N11	料金・課金別納状
C N14	一括転送用封筒
C N17	取戻し、宛名変更又は訂正、代金引換金額の取消又は変更の請求書
C N18	郵便物受領・未受領申立書
C N22	税関告知書
C N23	税関告知書
C N29	代金引換郵便物票符
C P72	複写式の様式—送状及び税関告知書
C P95	代金引換小包票符

第二節

業務の質に関する基準及び目標

14-001

業務の質に関する目標

- 1 通常郵便物
 - 1.1 加盟国又は指定された事業体は、国際事務局若しくは限定連合が行う調査の枠内で又は二国間の合意に基づく調査により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認する。
 - 1.2 加盟国又は指定された事業体は、1.1に規定する調査以外の管理システム、特に外部機関による管理により、定める時間が遵守されていることを定期的に確認することが望ましい。
 - 1.3 加盟国又は指定された事業体は、可能な場合にはいつでも、国際郵便の業務（自国宛の郵便物及び自国から発送する郵便物に係る業務）の質に関する管理システムを実施する。当該管理システムには、できる限り、郵便物の差出しから配達までの間の業務の評価を含める。
 - 1.4 全ての指定された事業体は、国際事務局に対し、国際郵便業務の運用に係る運送手段の最終到着時刻（L T A T）に関する最新の情報を提供する。最終到着時刻の変更がある場合には、当該変更が適用される前に同事務局が関係する指定された事業体に通報することが可能となるよう、当該変更が予定された後速やかに同事務局に通報されるものとする。
 - 1.5 1.4の情報については、可能な場合には、優先郵便物及び非優先郵便物の別に提供する。
- 2 小包
 - 2.1 加盟国又は指定された事業体は、自己が定める業務の質に関する目標についてどの程度達成されているかを確認する。

第三節

料金、増料金及び郵便料金の免除

16-001

郵便業務の事務用郵便物に適用される郵便料金の免除

- 1 通常郵便物
 - 1.1 指定された事業体又は郵便局が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物（航空郵便物、平面路郵便物又は平面路郵便物の航空路による運送（S A L）を利用した郵便物）については、郵便料金を免除する。

- 1.2 次の郵便業務の事務用通常郵便物については、航空増料金を除くほか、郵便料金を免除する。
 - 1.2.1 万国郵便連合の機関と限定連合の機関との間で交換されるもの
 - 1.2.2 万国郵便連合の機関の間又は限定連合の機関の間で交換されるもの
 - 1.2.3 万国郵便連合の機関又は限定連合の機関が加盟国及び/又は指定された事業体又は郵便局に宛てて差し出すもの
- 2 小包
 - 2.1 次の者の間で交換される郵便業務の事務用小包については、郵便料金を免除する。
 - 2.1.1 指定された事業体の間
 - 2.1.2 加盟国及び指定された事業体と国際事務局との間
 - 2.1.3 加盟国の指定された事業体の郵便局の間
 - 2.1.4 郵便局と指定された事業体との間
 - 2.2 2.1 の郵便業務の事務用小包のうち航空小包については、国際事務局が差し出すものを除くほか、航空増料金の支払を要しない。

16-002

郵便料金が免除される郵便物の表示

- 1 郵便料金が免除される郵便物は、名宛面の上部右隅に、次の記載を有しなければならない。それらの記載には、訳語を付することができる。
 - 1.1 条約第十六条 1 及び 16-001 の郵便物については、「Service des postes」（「通信事務」の意）又は類似の記載
 - 1.2 条約第十六条 2 及び 16-003 の郵便物及びこれに関する様式については、「Service des prisonniers de guerre」（「捕虜郵便」の意）又は「Service des internés civils」（「被抑留文民郵便」の意）の記載
 - 1.3 条約第十六条 3 の郵便物については、「Envois pour les aveugles」（「盲人用郵便物」の意）の記載
- 2 小包の場合には、その送状には、1 に定める記載と同様の記載を付さなければならない。

16-003

捕虜及び抑留された文民に関する機関に対する郵便料金の免除の適用

- 1 次に掲げる機関は、条約第十六条 2 の規定により郵便料金の免除を享受する。
 - 1.1 捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二百二十二条に規定する情報局
 - 1.2 同条約第二百二十三条に規定する中央捕虜情報局
 - 1.3 戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第三百三十六条に規定する情報局
 - 1.4 同条約第四百十条に規定する中央情報局

第四節

基礎業務及び追加の業務

17-001

貨幣単位

- 1 万国郵便連合憲章（昭和四十年条約第十三号。以下「憲章」という。）第七条に定められており、かつ、条約及び連合のその他の文書において用いられる貨幣単位は、特別引出権（SDR）とする。
- 2 加盟国の指定された事業体は、計算書の作成及び勘定の決済のため、合意により、SDR以外の貨幣単位又は加盟国の通貨の一を選択することができる。

17-002

相当額

- 1 指定された事業体は、条約及び連合のその他の文書に規定する郵便料金の相当額並びに国際返信切手券の販売価格を定め、これを国際事務局に通報するものとし、同事務局は、それらの相当額及び販売価格を他の指定された事業体に通報する。このため、各指定された事業体は、SDRに対する自国の通貨の交換割合の平均値を国際事務局に通報しなければならない。
- 2 料金の決定を唯一の目的とするSDRの平均値は、一月一日に効力を生ずるものとし、直前の九月三十日を末日とする少なくとも十二箇月の期間において、国際通貨基金が公表したデータに基づいて、小数点以下第四位まで決定する。
- 3 SDRに対する毎日の交換相場が国際通貨基金によって公表されていない通貨については、計算は、相場が建てられている通貨を用いて行われる。
- 4 SDRに対する自国の通貨の交換割合が国際通貨基金により計算されていない連合加盟国及び国際通貨基金の加盟国ではない連合加盟国は、自国の通貨とSDRとの間の相当額を一方的に宣言するよう要請される。
- 5 指定された事業体は、郵便料金の相当額又はその相当額の変更を、その効力発生の日を表示の上、できる限り速やかに国際事務局に通報しなければならない。

- 6 各指定された事業体は、国際事務局に対し直接に、書留郵便物又は書留としたM郵袋の亡失の場合について規定される賠償金につき自己が定めた相当額を通報する。

17-003

指定された事業体により提供される情報

- 1 指定された事業体は、国際事務局から送付される様式により、同事務局に対し郵便業務の実施に関する有用な情報を通報する。この情報は、条約及びその施行規則の一般的な規定のうち、あるものを適用し、又は適用しない権利に関してとられた決定を内容とする。
 - 1.1 通常郵便物については、特に、次の事項を内容とする。
 - 1.1.1 憲章第八条の規定に基づいて採用した低減料金及びこれらの低減料金が適用される関係についての記載
 - 1.1.2 内国郵便料金
 - 1.1.3 条約第十四条の規定に従うこと
 - 1.1.3.1 優先郵便物、航空郵便物、非優先郵便物及び平面路郵便物の自国における配達につき定めた業務の質に関する目標
 - 1.1.3.2 空港又はその他適宜な場所における到着国際郵便物の最終受領時間
 - 1.1.3.3 到着交換局における最終受領時間
 - 1.1.3.4 達成すべきサービス水準（例えば、主要都市における翌日配達又はその他の地域における翌々日配達）
 - 1.1.4 34-101.6 に従って徴収される異なる航空運送料の料金率及びその適用期日
 - 1.1.5 各種種類の航空郵便物に対する名宛国別の航空増料金又は併合料金及び増料金のない郵便物の業務が認められる名宛国名
 - 2 小包については、各指定された事業体は、国際事務局の仲介により、他の指定された事業体に対し次の事項を通報しなければならない。
 - 2.1 指定された事業体が徴収する到着の陸路割当料金、また、必要があるときは、継越しの陸路割当料金及び海路割当料金
 - 2.2 任意の業務、引受条件、重量の制限、大きさの制限及びその他の特別事項に関する有用な情報
 - 3 1に定める情報に修正が生じた場合には、この修正を最も速達の線路により遅滞なく国際事務局に通報しなければならない。1.1.4に定める情報に関する修正は、27-105に定める期間内に国際事務局に到着しなければならない。
 - 4 指定された事業体は、自己に関係がある航空業務に関する情報、特に、時刻表及び外国発の航空郵便物が配達に間に合うため到着しなければならない最終時刻を直接かつ相互に通報することについて取り決めることができる。
 - 5 指定された事業体は、オンラインの通常郵便に関する通報類集を通じて、連合の文書に定められた基礎業務、追加の業務及びその他の業務に関する全ての業務上の情報を提供しなければならない。変更がある場合には、指定された事業体は、オンラインの通報類集に提供された情報を各四半期の最初の十五日以内に現行化しなければならない。
 - 6 保険付郵便物の業務に参加する国の指定された事業体であって、直接交換を行っているものは、相互に、表CN27により保険付郵便物の交換に関する情報を通報するものとする。
 - 7 指定された事業体は、内国業務及び国際業務に関して発行する書類二部を国際事務局に提供しなければならない。指定された事業体は、また、できる限り、郵便業務に関し自国で発行された他の著作物を提供する。

17-004

連合の刊行物

- 1 連合は、17-003の規定に基づいて提供される情報に従い、条約及びその施行規則の各加盟国における実施に関する総通報類集を発行する。国際事務局は、また、郵便送金業務に関する約定（平成二十九年条約第十七号。以下「約定」という。）の施行規則の関係規定により関係加盟国及び/又は指定された事業体が提供する情報に従い、約定及びその施行規則の実施に関する類似の通報類集を発行する。
- 2 連合は、加盟国及び/又は加盟国の指定された事業体から提供される資料及び、場合により、2.1については限定連合から、また、2.4については国際連合から、提供される資料に基づき、1の書類のほか次の書類を発行する。
 - 2.1 加盟国、指定された事業体及び限定連合の郵便事業を担当する者の宛名、長官及び高級職員の表（電子メールアドレスを含む。）。当該表においては、少なくとも加盟国及び加盟国の指定された事業体について、次の分野に関する宛名情報（電子メールアドレスを含む。）を包有しなければならない。
 - 2.1.1 国際関係
 - 2.1.2 保障
 - 2.1.3 国際顧客との関係
 - 2.1.4 調査請求
 - 2.1.5 環境
 - 2.1.6 決済
 - 2.1.7 業務上の緊急情報
 - 2.2 国際郵便局名簿
 - 2.3 継越しに関する次の表
 - 2.3.1 継越閉袋の陸路運送に関するキロメートルによる距離表

- 2.3.2 平面路郵便物（S A L 郵便物を含む。）の継越業務の表
- 2.4 禁制品表 この表は、麻薬に関する多数国間条約に抵触する麻薬及び国際民間航空機関（I C A O）が定めた郵便による運送が禁止される危険品の定義も含むものとする。
- 2.5 郵便業務及び他の内国郵便業務の統計データ
- 2.6 郵便業務に関する研究、意見、報告その他の発表
- 2.7 航空郵便距離表
- 3 連合は、また、次のものを発行する。
 - 3.1 条約及び約定のマニュアル
 - 3.2 国際事務局が注釈を付したその他の万国郵便連合の文書
 - 3.3 通常郵便に関する通報類集及び小包郵便に関する通報類集
 - 3.4 郵便用語データベース（TERMPOST）
 - 3.5 内国業務の直接適用についてのデータベース
 - 3.6 万国郵便連合の技術標準、万国郵便連合の標準化されたE D I メッセージ標準及び万国郵便連合のコードリスト
 - 3.7 事前の電子データの提供についての通関及び安全確保のための特定の要求に関する情報を含む通関通報類集
- 4 1 から 3 までに掲げる各種の刊行物の内容の修正は、回章、訂正書、追加書又は他の適宜な方法で通報する。
- 5 これらの刊行物は、次の規則に従って加盟国、加盟国の指定された事業体及び必要があるときは正式に認められた他の第三者が利用できるようにしなければならない。
 - 5.1 全ての刊行物は、公用語又は万国郵便連合一般規則の関係規定に従い他の言語により連合のウェブサイト公表される。
 - 5.2 一般規則の関係規定に従って加盟国、加盟国の指定された事業体及び必要があるときは正式に認められた他の第三者は、連合の刊行物の印刷版を求めに応じて原価で購入することもできる。
 - 5.3 ただし、定期刊行物、特に、加盟国が要求する場合についてのみ、加盟国によるユニオン・ポスタル誌の印刷版の取得については、一般規則の関係規定に従って、すなわち加盟国に割り当てられる分担単位数に比例して、また各加盟国当たり少なくとも一部無償で配布される。

17-005

書類の保存期間

- 1 国際業務に関する書類は、その書類の日付の日の翌日から起算して少なくとも十八箇月保存しなければならない。ただし、書類をマイクロフィルム、マイクロフィッシュ又はこれに類する媒体に写した場合であって、それらが満足すべきものと確認されたときは、当該書類は、直ちに処分することができる。
- 2 係争又は調査請求に関する書類は、問題が解決する時まで保存しなければならない。調査の結果について正規に通報を受けた請求側の指定された事業体が、異議を申し立てることなく、当該通報の日付の日から起算して六箇月を経過させた場合には、問題は、解決したものみなす。

17-006

標準の適用

- 1 施行規則の実施は、一定の標準の適用を必要とすることがある。加盟国及び/又は指定された事業体は、万国郵便連合によって承認された標準を含む関連のある刊行物を参照すべきである。
- 2 万国郵便連合の標準の適用は、施行規則において当該標準の適用が明確に義務付けられている場合を除き、任意である。ただし、自己の業務効率並びに自己のシステム及び手続における相互運用性を高めるため、加盟国又は/及び指定された事業体は、内国及び国際の分野において、業務に関係する標準を遵守するよう勧告される。
- 3 万国郵便連合の標準は、その完全な形のまま採用されなければならない。加盟国及び/又は指定された事業体は、連合の標準の使用が規定要件に完全に合致していることを確認しなければならない。ただし、関連標準が認める限りにおいて、加盟国及び/又は指定された事業体は定められた勧告から逸脱することができる。

17-007

郵便差立便の直接積換え

- 1 この条の規定は、航空会社、地上運送企業、鉄道事業者及び海運業務等を含む（これらに制限されない。）運送企業に、使用される運送方法に関係なく適用する。
- 2 継越地点における差立便の直接積換えは、できる限り、同一運送企業が運行する運送線路の間（イントラライン積換え）で行い、これができない場合には異なる運送企業が運行する運送線路の間（インターライン積換え）で行う。差出側の指定された事業体は、関係する運送企業と事前に合意しなければならない。差出国の指定された事業体は、一の運送企業が他の運送企業と合意することを要請することができる。これに関して、差出側の指定された事業体は、地上での取扱い及び決済を含め、そのような合意が整っていることを確認しなければならない。追加の票札C N 42 の使用についても決定しなければならない。

- 3 直接積換えの場合には、差出側の指定された事業体は、引渡明細表（CN37、CN38、CN41、CN47）又は同等の電子データとともに納器の票札（通常郵便物については CN34、CN35、CN36、小包については CP83、CP84、CP85）に積換空港に関する情報を記入する。
- 4 直接積換えを行うために書類に示された差立便を積換地点において所定の運送便により継送することができなかった場合には、差出側の指定された事業体は、運送企業が 1 に定める直接積換えに関する他の運送企業との合意書に記載された措置をとること、又は指示を仰ぐため差出側の指定された事業体に連絡することを保証する。直接積換の合意書には、同一の運送企業が運行するその後の運送に関する規定を置かなければならない。
- 5 同一運送企業が運行する運送線路の間（イントラライン積換え）又は異なる運送企業が運行する運送線路の間（インターライン積換え）で継越地点において直接積換の対象となる差立便は、いずれも直接積換えが行われる地点に所在する指定された事業体と差出側の指定された事業体との間においては、継越料の対象としない。
- 6 1 及び差立側の指定された事業体、名宛側の指定された事業体及び関係運送企業が事前に合意した場合に、必要であれば、積換えを行う運送企業は原本の引渡明細表 CN37、CN38、CN41 又は CN47 に代えて特別の引渡明細表を作成することができる。関係機関は、互いに、17-011 及び 17-012 の規定に適合した手続及び使用すべき様式について取り決める。
- 7 直接積換の措置ができないときは、差出側の指定された事業体は、17-016 の規定により閉袋継越を計画することができる。
- 8 一の指定された事業体が差し立てた平面路郵袋を他のいずれかの指定された事業体が航空路により閉袋継越として継送する場合には、この閉袋継越の条件は、関係する指定された事業体の間において、特別の合意により定める。

17-008

運送路中断の場合、若しくは納器が所定の線路からそれた場合又は誤送された場合にとるべき措置

- 1 この条の規定は、航空会社、地上運送企業、鉄道事業者及び海運業務等を含む（これらに制限されない。）運送企業に、使用される運送方法に関係なく適用する。
- 2 運送企業が相当の時間運行を中断し納器の遅延を生じさせるおそれがある場合又は納器が何らかの理由により引渡明細表 CN37、CN38、CN41 又は CN47 若しくはこれに相当する電子的な情報に記載された地点以外の地点に取り卸される場合には、差出国の指定された事業体は、運送企業が直接積換えに関する他の運送企業との合意書に記載された措置をとること又は指示を仰ぐために差出側の指定された事業体に連絡することを保証する。
- 3 票札を誤って付けたことによって誤送された納器を受領した指定された事業体は、差立局の記載を有する新たな票札を各納器に付し、これらを正しい名宛地に継送しなければならない。
- 4 継送を行った郵便局は、いかなる場合にも、各納器の差立局に対し、通常郵便については点検状 CN43、小包については点検状 CP78 又はこれに相当する電子的な情報により通報を行う。この点検状には、特に、自局に郵袋を交付した運送企業、名宛地までの継送に使用した業務（航空路又は平面路）及び誤送の理由（運送又は票札の誤り等）を記載する。

17-009

郵袋の交付

- 1 指定された事業体は、全ての差立便を、良好な状態で交付しなければならない。ただし、損傷又は盗取を理由として差立便の受領を拒絶することはできない。
- 2 引渡明細表の情報は、それを送付する局が作成し、名宛側の局及び他に差立便（大量郵便物の差立便を含む。）の運送に関わる者がある場合には、当該関係者に提供する。この引渡明細表の情報は、名宛側の指定された事業体及び必要があるときは継越しの指定された事業体との協議に従って、なるべく電子的に、万国郵便連合の EDI メッセージ標準 PRECON 及び CARDIT の最終版を使って提供する。これができない場合には、引渡明細表の情報は、万国郵便連合の様式により共有する。
- 3 引渡明細表の情報に相当する電子的メッセージの交換には、次の規定を適用する。
 - 3.1 指定された事業体の間（PRECON メッセージ及び RESCON メッセージ）
 - 3.1.1 PRECON メッセージは、差立側の指定された事業体から納器が当てられた指定された事業体に送信される。
 - 3.1.2 納器を受領した指定された事業体は、受領の証を与えるため、RESCON メッセージを差出側の指定された事業体へ送信する。
 - 3.2 指定された事業体と運送業務との間（CARDIT メッセージ及び REDIT メッセージ）
 - 3.2.1 差出側の指定された事業体は、納器の名宛地への郵便物の運送に関与する運送業務に万国郵便連合のメッセージ標準 M48 に従って、CARDIT メッセージを送信する。正確な手続及び合意に従い、納器及び運送業務ごとに一以上の CARDIT メッセージが有り得る。
 - 3.2.2 CARDIT メッセージを受領した運送業務は、万国郵便連合のメッセージ標準 M49 に従って、RESMIT メッセージにより回答することが求められる。
 - 3.2.3 各運送業務により、郵袋の輸送段階を網羅するため、二以上の RESMIT メッセージ事象が提供されることが求められる。RESMIT メッセージの事象の表は、万国郵便連合のコードリスト 100 で公表される。各運送業務により提供される当該事象は、万国郵便連合のコードリスト 100（重要、補完的又は任意）を基礎とするほか、正確な手続及び差出側の指定された事業体との合意による。

- 3.3 調査請求の場合、指定された事業体は、運送業務から受領した情報を含め、提供が可能な情報を共有しなければならない。
- 4 万国郵便連合の様式を使用する場合には、差立便及び運送の種類に応じて、次の引渡明細表の様式を使用する。
- 4.1 空納器の差立便以外の平面路差立便（郵便物の種類C及びD）についてはCN37
- 4.2 空納器の差立便以外の航空路差立便（郵便物の種類A）についてはCN38
- 4.3 空納器の差立便以外の航空路によって運送される平面路差立便（SAL差立便）（郵便物の種類B）についてはCN41
- 4.4 全ての種類の空納器の差立便についてはCN47
- 5 引渡明細表の作成には、次の規定を適用する。
- 5.1 引渡明細表の一通は、運送業者が関与する場合には、当該運送業者又は関係する代理人が郵袋の受領の際に署名した後に、差立局が保管する。
- 5.2 一通は、名宛交換局に送付する。
- 5.3 運送業者が関与する場合には、追加の写し一通は当該運送業者に交付し、名宛地へ運送し、受取局の署名を受けた後、当該運送業者が保管する。
- 5.4 航空路による運送の場合には、名宛局へ運送する引渡明細表二通は、封筒CN45に入れる。当該封筒は、航空書類保管用の航空機運行書類入れ又は他の特別な袋に入れて運送する。郵袋の取卸空港に到着した際、第一通は、郵袋の引渡しの際に正当に署名された後に、納器を運送した運送業者が保管する。第二通は、引渡明細表の名宛局に宛てられた郵便物を包有する郵袋に添付する。
- 5.5 運送業者から渡される納器について電子的な登録システムを考案した指定された事業体は、5.4に定める引渡明細表に関する手続の代わりに当該システムのデータを使用することができる。署名された引渡明細表の写しの代わりに、受取側の指定された事業体は、郵袋の受領に関する電子的なデータを印刷したものを運送業者に提供することができる。
- 5.6 二の郵便局の間の納器の交付が海運業務の仲介によって行われる場合には、名宛地に事前に通知するため、できれば電子的手段又は航空便により、名宛地に追加の写しを送付しなければならない。
- 5.7 引渡明細表が、電子的に作成され、かつ、指定された事業体の職員が関与することなく、運送業務又は協力代理人に電送され、これらの明細表が電送先で印刷される場合には、運送業務に参加する指定された事業体又は企業は、引渡明細表に署名を要しないことについて取り決めることができる。
- 5.8 保険付航空小包を包有する納器又は他の納器の重量は、引渡明細表CN38に個別に記載する。また、この個別記載の「Observations」（「備考」の意）の欄に「V」の文字を記載する。

17-010

引渡明細表CN37、CN38又はCN41の作成及び審査

- 1 引渡明細表は、その規格に従って、かつ、納器の票札の表面又は宛名に記載されている事項に基づいて、記載する。納器（到着料が免除される通常郵便物の納器を含む）及び納器ごとの郵便物の総数並びに総重量は、種類ごとに一括記入する。差立側の指定された事業体は、希望する場合には、各納器の個別記入を選択することができる。ただし、仲介国又は継越国は、差立側の指定された事業体によって示されたその事業体の名称、名宛局の名称、差立番号及び納器番号とともに、継越しを行う納器を個々に記録しなければならない。納器の差立地と名宛地を識別する6桁のIMPCコードは、第二欄及び第三欄にそれぞれ記録しなければならない。朱色の票札を付けた納器の数及び重量は、別個に記載するものとし、明細表の備考欄に「R」の文字を付す。
- 2 平面路により送達される優先通常郵便物がある場合には、引渡明細表CN37の備考欄に「PRIOR」（「優先」の意）の記載を付する。
- 3 合装郵袋に入れた郵便物については、引渡明細表CN37、CN38及びCN41に個別の郵袋ごとに記入するものとし、それらが合装されている旨を付記する。
- 4 引渡明細表CN37、CN38、CN41又はCN47の記載若しくは同等の電子データに誤りを発見した仲介局又は名宛局は、直ちにその誤りを訂正するものとし、点検状CN43（通常郵便物用）又はCP78（小包郵便物用）により直前の差立交換局及び郵袋を作成した交換局に対しその誤りを通報する。指定された事業体は、これらの事故を通報するために、電子メール又は他のあらゆる適当な電気通信手段を常に利用することについて取り決めることができる。
- 5 差し立てられた納器が郵便業務によって封印されるコンテナに入れられる場合には、各コンテナの連続番号及び封印番号は、引渡明細表CN37、CN38又はCN41の、そのために設けられた欄に記入する。

17-011

引渡明細表CN37、CN38、CN41又はCN47の欠如

- 1 指定された事業体は、引渡明細表が添付されていない場合において、これを解決するために電子メール又は他のあらゆる適当な電気通信手段を常に利用することについて取り決めることができる。
- 2 電送され、差出側の指定された事業体によって正当に署名され、かつ、名宛地又は仲介地で運送業者が印刷した引渡明細表は、名宛局で有効なものとみなす。

- 3 受取局は、引渡明細表又はこれに相当する電子的な情報がない場合には、受領した積荷に従って代替の明細表一通を作成し、運送業者の連署を受ける。この代替の引渡明細表は、点検状C N43（通常郵便物）又はC P78（小包郵便物）への添付物として、差立局に送付し、又は、後に関係する郵袋について係争となった場合のため保管することができる。
- 4 名宛局は、原本の引渡明細表に代えて運送業者が作成した代替の明細表C N46を受領した場合には、これを承認しなければならない。当該事実は、代替の明細表C N46を添付した点検状C N43（通常郵便物）又はC P78（小包郵便物）により差出局に報告することができる。
- 5 点検状C N43が発行され、積載空港を確定することができない場合には、当該点検状は、納器の差立局に直接送付し、同局に納器の継越しを行った局への送付を行わせる。

17-012

事故の場合にとるべき措置

- 1 運送中の事故により、船舶、列車、航空機その他の運送手段が運行を継続することができず、かつ、郵便物を所定の寄港地又は駅に交付することができない場合には、乗務員は、事故の発生地にもっと近い郵便局又は郵便物の継送にもっと適当である郵便局に郵便物を引き渡さなければならない。乗務員に支障がある場合には、事故を知らされたそのような郵便局は、郵便物を引き取るため、及びその状態を検査しかつ破損した郵便物を必要に応じて修補した後最も速達の線路によりこれを名宛地に継送するため、遅滞なく措置をとる。
- 2 事故が発生した国の指定された事業体は、郵便物についてとった措置を全ての前の寄港地又は駅の所在地の指定された事業体に対し電気通信で通報しなければならない。その通報を受けた指定された事業体は、他の全ての関係する指定された事業体に対し同一の通信手段で通報する。
- 3 事故があった運送手段に納器を積載した指定された事業体は、引渡明細表の情報が電子的手段により送付されなかった場合には、引渡明細表C N37、C N38、C N41又はC N47の写し一通を事故が発生した国の指定された事業体に送付しなければならない。
- 4 継送を行った郵便局は、次に、事故の状況及び検査の結果の詳細を点検状C N43（通常郵便物）又はC P78（小包郵便物）により、事故があった郵便物を名宛局に通報する。各点検状の写しのうち、一通は当該納器の差立局に、他の一通は運送手段の所属国の指定された事業体に送付する。これらの書類は、最も速達の線路（航空路又は平面路）によって送付する。

17-013

業務の一時停止及び再開の場合にとるべき措置

- 1 業務が一時的に停止される場合には、関係する指定された事業体は電気通信によりその旨を通報されなければならない、可能な場合には予想される業務の停止期間を明らかにする。停止した業務の再開の際にも、同様の手続を適用しなければならない。
- 2 全般的に通報することが必要であると認められる場合には、指定された事業体は、国際事務局に対し、業務の停止又は再開を通報しなければならない。必要があるときは、同事務局は、電気通信により、指定された事業体に通報しなければならない。
- 3 差出側の指定された事業体は、業務が停止されたことにより郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合には、普通料金、特別料金及び航空増料金を差出人に還付することができる。

17-014

空納器の返送

- 1 空納器を所有する指定された事業体は、空納器の返送を希望するかどうかを決定し、返送を希望する場合には、そのために利用する運送方法を決定する。ただし、名宛側の指定された事業体は、自国内において容易にかつ安価に焼却処分をすることができない空納器を返送する権利を有する。差出側の指定された事業体は、当該納器の返送に係る費用を負担しなければならない。
- 2 関係する指定された事業体の間に合意がない限り、納器は、空のままその納器の所属国に宛てる次の便で、かつ、可能な場合は、往路に使用される通常の線路によって返送しなければならない。返送する納器の数は、書状目録C N31又はC N32若しくは小包目録C P87の第一部に記入しなければならない。二の指定された事業体が朱色の票札を付けた納器のみを書状目録に記入することを取り決めた場合は、この限りではない。
- 3 平面路により返送する空納器は、継越しを行う指定された事業体及び名宛側の指定された事業体が決める場合には、通常郵便物を包有する納器に入れることができる。他の全ての場合には、空納器は、郵便物とは別の納器に入れて返送しなければならない。返送する空納器のみを含む特別の差立便は、明細表C N47又は同等の電子データ及び書状目録C N31又は小包目録C P87に記載する。空郵袋の納器は、関係する指定された事業体の間の合意により封かんをすることができる。票札には、「Sacs vides」（「空納器」の意）の記載を付さなければならない。
- 4 返送は、このために指定された交換局の間で行う。関係する指定された事業体は、返送の方法について取り決めることができる。遠距離の関係においては、指定された事業体は、原則として、返送される空納器の受領を担当する一の郵便局のみを指定するものとする。

- 5 空納器は、巻いて適当な包装物としなければならない。票札用の木札及び布、羊皮紙その他耐力のある材質で作られた票札を返送する場合には、納器の内部に入れなければならない。
- 6 同一名宛地の同一受取人に宛てた印刷物を包有する納器（M郵袋）は、受取人への交付の際に回収し、1 から6までの規定に従い、納器の属する国の指定された事業体に返送しなければならない。
- 7 指定された事業体は、自己に所属する空納器が送達（往路及び復路）に要する期間を相当経過しても自己の業務に返送されなかったことが監査の結果証明された場合には、8に規定する空納器の価格の償還を請求する権利を有する。相手側の指定された事業体は、欠如している納器の返送を証明することができる場合に限り、その償還を拒むことができる。
- 8 各指定された事業体は、自己の交換局において使用する全ての種類の空納器について、SDRによる価格を定期的にかつ均一に定め、これを国際事務局の仲介により関係する指定された事業体に通報する。償還の場合には、空納器の更改費用を考慮するものとする。
- 9 指定された事業体は、事前の合意により、名宛側の指定された事業体に所属する納器を自己の差立便の作成に使用することができる。第三者に属する空納器は使用できない。
- 10 差立側の指定された事業体は、特定の差立便に使用された空納器の自己への返送を希望するか希望しないかを指示することができる。差立側の指定された事業体は、この指示を当該特定の差立便のために作成した書状目録に記載する。
- 11 空納器の差立便は、通常郵便の差立便に適用される継越料の三十パーセントのみが支払われる。空納器の返送に係る詳細な決済の規則は、万国郵便連合の国際事務局が発行する統計・決済ガイドによる。

17-015

閉袋の送達

- 1 閉袋（継越閉袋を含む。）は、できる限り、直接の線路により送達する。
- 2 閉袋が二以上の納器で構成される場合には、これらの納器は、できる限り、取りまとめて同一の運送によって送達しなければならない。
- 3 差出側の指定された事業体は、自己が定期的に差し立てる閉袋の送達線路について閉袋継越業務を提供する指定された事業体と協議することができる。差立側の指定された事業体は、閉袋継越業務を提供する指定された事業体による送達線路に関する情報を引渡明細表CN37、CN38、CN41又はCN47若しくはこれらに相当する電子的な情報並びに通常郵便の票札CN34、CN35又はCN36及び小包郵便物の票札CP83、CP84又はCP85に記入してはならない。引渡明細表若しくはこれらに相当する電子的な情報及び票札に記載される送達線路の情報は、当該閉袋が差出国の指定された事業体から閉袋継越を提供する指定された事業体へ運送される送達経路に限られる。
- 4 閉袋継越郵便物は、原則として、継越国の指定された事業体が自己の郵便物の運送に利用するものと同一の運送によって送達しなければならない。閉袋継越郵便物の到着から運送の出発までの時間が恒常的に十分でない場合、当該郵便物の分量が航空便の容量を定期的に超える場合には、その旨を差出国の指定された事業体に通報しなければならない。
- 5 二の指定された事業体の間で閉袋継越を提供する一又は二以上の指定された事業体によって行われている送達経路に変更があった場合には、閉袋の差立側の指定された事業体は、閉袋継越を提供する当該指定された事業体に対しその送達経路の変更を通報する。

18-001

保険付郵便物

- 1 優先郵便物及び航空書状であって有価証券、有価の書類又は物品を包有するものは、差出人の表記する保険金額に従って内容品を保険に付して交換することができる。その交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した指定された事業体の間においてのみ行われる。
- 2 保険金額の表記
 - 2.1 保険金額は、原則として無制限とする。加盟国又は指定された事業体は、保険金額を一定の限度額以下に制限することができる。この額は、四千SDRを下回ることができず、また、内国業務について採用される額が四千SDRを下回る場合には、その額を下回ることができない。通常郵便物の場合及び重量一キログラムの小包郵便物について、内国業務について採用される限度額が書留郵便物の亡失について定める賠償金額と同額以上である場合には、当該限度額を適用することができる。これらの限度額については、これをSDRにより表示した上で、連合の加盟国に通報する。
 - 2.2 異なる保険金額の限度額を採用する加盟国又は指定された事業体の間においては、最も低い限度額を相互に遵守しなければならない。
 - 2.3 保険金額は、郵便物の内容品の実価を超えるものであってはならない。ただし、内容品の実価の一部分についてのみ保険を付することは、認められる。通常郵便物について、価額が書類の作成に要する費用に基づいて表されている当該書類の保険金額は、亡失の際の当該書類の代替に要する費用を超えるものであってはならない。
 - 2.4 郵便物の内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記は、差出国の法令により定める司法上の訴追の対象となる。
 - 2.5 保険金額は、差出国の通貨で表さなければならない。保険金額は、差出人又はその代理人がローマ文字で略字を用いずに、かつ、アラビア数字で郵便物の宛名の上部に記載しなければならない。たとえ証明しても、消すこと及び加筆することは許されない。保険金額は、鉛筆又はコピー鉛筆で記載してはならない。

- 2.6 保険金額は、差出人又は差出局がSDRに換算しなければならない。換算額は、必要なときには、SDRを単位として切り上げるものとし、差出国の通貨で保険金額を表示する数字の横又は下に数字で表示しなければならない。換算は、共通の通貨を有する国の間の直接の関係においては行わない。
- 2.7 何らかの事情により又は関係者の申立てにより郵便物の内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記を確認することができた場合には、できる限り速やかに、その旨を差出側の指定された事業体に通報する。必要なときには、調書の証拠書類をこの通報に添付する。郵便物が受取人に交付されていない場合には、差出側の指定された事業体は、当該郵便物を自己宛に返送するよう請求することができる。当該調書には、当該郵便物を自己宛に返送することを請求することができる。
- ### 3 料金の最高限度額
- #### 3.1 通常郵便物
- 3.1.1 保険付郵便物の料金は、前納される。当該料金は、普通料金、18-101 に規定する定額の書留料及び保険料から成るものとする。
- 3.1.2 指定された事業体は、定額の書留料に代えて、自国の内国業務についての料金に対応する料金又は例外的に三・二七SDRをガイドラインとする料金を徴収することができる。
- 3.1.3 保険料のガイドライン金額は、保険金額六十五・三四SDR若しくはその端数ごとに〇・三三SDR又は保険金額の各段階ごとに各段階の金額の〇・五パーセントに相当する額とする。保険料については、名宛国のいかなる問わず、また、不可抗力による危険を負担する国においても、同額の料金とする。
- #### 3.2 小包郵便物
- 3.2.1 保険付小包の料金は、前納される。
- 3.2.2 保険付小包の料金は、主要料金、発送料及び保険料から成る。ただし、発送料の徴収は任意とする。該当する場合には、主要料金に航空増料金及び特別業務の料金を加算する。発送料のガイドラインとしての最高限度額は、通常郵便物の書留料の額である一・三一SDRと同額とするか、又は自国の内国業務についての料金に対応する料金が一・三一SDRよりも高い場合はその料金若しくは例外的にガイドラインとしての最高限度額が三・二七SDRである料金と同額とする。
- 3.2.3 保険料のガイドラインとしての最高限度額は、保険金額六十五・三四SDR若しくはその端数ごとに〇・三三SDR又は保険金額の各段階ごとに各段階の額の〇・五パーセントに相当する額とする。
- 3.2.4 小包の不可抗力危険負担料については、その額と保険料の額との合計額が保険料の最高限度額を超えないように、これを定める。
- #### 3.3 指定された事業体は、特別の安全措置が必要である場合には、3.1及び3.2に規定する料金のほかに、自国の国内法令に定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。
- ### 4 指定された事業体はこの条に定める条件以外の条件に従って保険付郵便物に係る業務を自己の利用者に提供する権利を有する。
- ### 5 引受け
- 5.1 通常郵便物については、指定された事業体は、保険付郵便業務ができる限り自国の全ての郵便局において行われるように必要な措置をとる。
- 5.2 保険付通常郵便物及び保険付小包は、差出しを認められるためには、次の条件を満たさなければならない。
- 5.2.1 保険付通常郵便物及び保険付小包は、封筒、外装容器又は封かんに損傷の明らかな形跡を残さなければ内容品を害することができないように包装しなければならない。保険付通常郵便物及び保険付小包は、また、例えば、上質の粘着テープにより正当に封かんし、差出人の特別な一様の印影又は記号を有しなければならない。ただし、指定された事業体は、そのような印影又は記号を求めないことを取り決めることができる。この場合において、差出側の指定された事業体は全ての損傷を未然に防ぐため、通常郵便物の場合には、粘着テープ上又は封筒のとじ目に封印をする。差出側の指定された事業体は、自己の規則が許すときは、保険付郵便物用に特別に製造した封筒の使用を利用者に勧奨するものとする。保険付郵便物については、安全のため、未開封な状態であることを保証できない粘着性のある封筒の使用を禁止するものとする。
- 5.2.2 指定された事業体は、5.2.1の規定にかかわらず、保険付通常郵便物及び保険付小包を差出人の特別な一様の印影又は記号のある固有の封ろう、封鉛その他の有効な方法で封かんすることを求めることができる。
- 5.2.3 封かん、料金納付を表示する郵便切手及び郵便業務上又はその他の公的な業務上の票符は、封筒及び包装の破損を隠すために用いることができないように間隔を設けて付さなければならない。郵便切手及び票符は、封筒又は包装の縁を覆うように二面にまたがって貼り付けてはならない。
- 5.2.3.1 通常郵便物には、郵便業務上又は差出国の国内法令により要求されることがある公的な業務上の票符以外の票符を貼り付けることを禁止する。
- 5.2.4 保険付郵便物の差出人に対しては、差出しの際に無料で受領証を交付しなければならない。
- #### 5.3 次の規定は、通常郵便物に適用する。
- 5.3.1 透明な封筒若しくは包装又は一以上の透かし窓のある封筒の使用は認められない。
- 5.3.2 5.2.1及び5.2.2の規定を遵守せず、かつ、封印のない保険付郵便物を差し出す指定された事業体は、当該郵便物について亡失、盗取又は損傷が生じた場合において、賠償金を受ける権利を有しないものとする。当該郵便物は書留郵便物として取り扱われ、賠償金についても書留郵便物と同様の額とする。
- 5.3.3 郵便物がひもを十字に掛け5.2.1の方法で封かんされている場合には、ひも自体に封かんすることは必要としない。
- 5.3.4 箱物の形をした保険付郵便物は、次の追加の条件を満たさなければならない。

- 5.3.4.1 木製、金属製、プラスチック製の又は他の何らかの頑丈な材質で十分な耐力のあるものでなければならないこと。
- 5.3.4.2 木製の箱の板は、少なくとも八ミリメートルの厚さを有しなければならないこと。
- 5.3.4.3 箱の上下の二面は、受取人の宛名を記載し、保険金額を表記し、かつ、業務上の印影を付するため白い紙で覆わなければならないこと。この箱には、5.2.1の方法で箱の前後左右の四面に封かんを施さなければならない。侵害を防止するために必要な場合には、この箱には、結び目のない強いひもを十字に掛けるものとし、ひもの両端を合わせて、その上に差出人の特別な一様の印影又は記号を有する封ろうによる封かんを施さなければならない。
- 5.3.5 料金の納付は、料金の全てが納付されていることを示す表示、例えば、「Taxe perçue」（「料金徴収済み」の意）の表示により、行うことができる。この表示は、名宛面の上部右隅に付するものとし、差出局の日付印の印影をもって正当なものと証明されなければならない。
- 5.3.6 頭文字又は鉛筆で宛名を記載した郵便物及び消した又は加筆した宛名を有する郵便物は、差出しを認められない。誤って引き受けられたこの種の郵便物は、差出局に返送しなければならない。
- 5.4 次の規定は、小包に適用する。
- 5.4.1 宛名の紙札は、包装自体に貼り付けることができる。
- 5.4.2 指定された事業体は、保険金額の表記にあたり、5.2.1及び5.2.2の規定を適用しない場合の最高限度額を定めることができるものとし、異なる最高限度額を定める加盟国又は指定された事業体の間の関係においては、最も低い限度額を適用する。
- 6 郵便物の表示及び取扱い
- 6.1 通常郵便物
- 6.1.1 全ての指定された事業体は、全ての差出保険付郵便物について、次の仕様により、バーコードを付さなければならない。
- 6.1.1.1 各保険付郵便物は、ローマ字による「V」の文字を含み、万国郵便連合の技術標準S10（郵便物の識別）に定められる十三文字による識別子の仕様に適合した固有の郵便物識別子を含む票符C N06により識別されなければならない。この郵便物識別子は、この標準に従って、目で見ても読みやすく、かつ、バーコードの形式で付される。
- 6.1.1.2 6.1.1.1の方法の代わりに、指定された事業体は、国際保険付郵便物に既に使用されている固有の識別子及びバーコードの使用に関して二者間で取り決めることができる。
- 6.1.2 グラムによる正確な重量を郵便物に記載する。
- 6.1.3 票符C N06及び重量の記載は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下に位置する。
- 6.1.4 差出局及び差出日付を表示する印影を名宛面に押す。
- 6.1.5 仲介する指定された事業体は、郵便物の表面には、いかなる番号も付してはならない。
- 6.1.6 名宛局は、受領日付を表示する印影を郵便物の裏面に押す。
- 6.1.7 配達する指定された事業体は、保険付郵便物を配達し又は交付する際には、当該保険付郵便物を受領する者のその受領を示す署名又は他の何らかの形の受領証を入手しなければならない。また、署名の他、大文字による氏名又は署名者を明確に識別する明瞭、かつ、読みやすい他の何らかの表示も記載されなければならない。
- 6.1.8 指定された事業体は、また、配達についての電子的確認データを生成するシステムを確立すること及び郵便物の差出側の指定された事業体との間でこのようなデータを交換することについて取り決めることができる。
- 6.1.9 配達についての電子的確認データを生成するシステムを確立している指定された事業体は、差出側の指定された事業体によってなされた調査請求に従って、これらのシステムから電子的に得られた署名を利用して、差出側の指定された事業体に、個々の郵便物ごとに配達証を提供できることとする。配達についての電子的確認データは、配達する指定された事業体の任意で、電子的手段（電子メール）又は紙媒体により提供することができる。
- 6.2 小包
- 6.2.1 保険付小包及びその送状には、桃色の票符C P74を貼り付けなければならない。この票符は、ローマ文字による「V」の文字及び小包の連続番号の記載を有しなければならない。この票符は、小包の名宛面に、かつ、宛名のすぐ近くに貼り付けなければならない。
- 6.2.2 ただし、指定された事業体は、17-213に規定する票符C P73を極めて明らかな文字による「Valeur déclarée」（「保険付」の意）の記載を有する小形の桃色の票符とともに使用することができる。
- 6.2.3 キログラム及び十グラム単位による重量を小包の名宛面及び送状の所定の場所に記載する。十グラムの端数は、十グラムに切り上げる。
- 6.2.4 仲介する指定された事業体は、保険付小包の表面には、いかなる番号も付してはならない。
- 6.2.5 小包の配達手続
- 6.2.5.1 配達する指定された事業体は、保険付小包を配達し又は交付する際には、当該保険付小包の受領者の署名若しくは身分証明書から得られる登録データ又は配達国の法令によって受領の確認となる他の何らかの形の受領証を入手しなければならない。

1 一般原則

1.1 二国間の合意に基づき、この施行規則に定める条件を満たす通常郵便物並びに普通小包及び保険付小包は、代金引換郵便物として発送することができる。

1.2 指定された事業体は、特定の種類のものに限定して代金引換郵便物として引き受けることができる。

2 料金

2.1 郵便物の差出側の加盟国又は指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包が属する種類に適用される郵便料金のほかに、差出人が支払うべき料金を自由に決定する。

3 差出局の役割

3.1 通常郵便物

3.1.1 代金引換郵便物に付すべき表示又は票符

3.1.1.1 代金引換郵便物には、極めて明らかに、郵便物の名宛面に、「Remboursement」（「代金引換」の意）の文字及び引換金額を付さなければならない。郵便物には、その名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下に、様式C N29 に適合するオレンジ色の票符を貼り付ける。指定された事業体は、代替として、様式C N29 の二の票符によってこれらの表示を行うことができる。

3.1.2 18-101.5 に規定する様式C N04 の票符（又はこれに代わる特別の印影）は、できる限り、票符C N29 の上部隅に貼り付ける。

3.2 小包

3.2.1 小包及び送状へ付すべき表示

3.2.1.1 代金引換が課される小包及び関係する送状は、小包については名宛面に、極めて明らかな方法による「Remboursement（「代金引換」の意）」の記載及び引換金額を有しなければならない。

3.2.1.2 差出人は、小包の名宛面及びその送状の表面に、ローマ文字による自己の住所氏名を表示しなければならない。

3.2.1.3 代金引換小包の送状には、様式C N29 に適合したオレンジ色の票符を貼り付ける。送状が押しつけるだけで貼ることのできる封筒に入れられ、かつ、配達時に支払うべき額の正確な表示を有している場合には、票符C N29 は、必要とされない。また、代金引換小包については、その名宛面に、様式C N29 の二及び票符C P95 にそれぞれ適合した二枚の追加の票符を貼り付ける。

3.3 郵便物に添付すべき様式

3.3.1 全ての代金引換郵便物には、様式MP 1 の二又は代金引換郵便物の交換において郵便為替証書を差出人に送付するために使用される指定された事業体間の合意に基づく他の様式を添付しなければならない。

4 名宛局の役割

4.1 通常郵便物又は小包を受取人に配達した指定された事業体は、通常郵便物又は小包の差出人のために、代金引換郵便物の交換において郵便為替証書を送付するための様式MP 1 の二を発行し、又は指定された事業体の間の合意に基づく他の方法を利用しなければならない。

5 転送

5.1 代金引換通常郵便物又は代金引換小包は、新たな名宛国の指定された事業体が差出国との間でこの業務を実施している場合には、転送することができる。

6 小包の賠償金

6.1 代金引換金を徴収しないで代金引換小包を配達した場合には、名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、代金引換金額に相当する賠償金を支払う。

6.2 代金引換小包の部分的盗取の場合には、賠償金は、代金引換金額に基づいて盗取の実額に相当する額とする。

6.3 代金引換小包の亡失の場合には、賠償金は、代金引換金額の全額を限度とする。

18-003

料金・課金別納郵便物

1 同意を表明した指定された事業体の間の関係においては、差出人は、差出局にあらかじめ申し出ることにより、郵便物の配達の際に課される料金及び課金の全額を負担することができる。差出人は、通常郵便物については、差出しの後においても、受取人に配達されるまでの間は、料金・課金別納で配達されることを請求することができる。

2 料金

2.1 差出人は、名宛局が請求する金額を納付することを約束するものとし、必要があるときは、暫定的な金額を納付する。

2.2 差出側の指定された事業体は、〇・九八SDRをガイドライン金額とする料金を差出人から徴収し、これを自国内で提供する業務の報酬として取得する。

2.3 名宛側の指定された事業体は、〇・九八SDRをガイドライン金額とする手数料を課すことができる。この手数料は、通関料とは別のものとし、名宛側の指定された事業体のために差出人から徴収する。

2.4 通常郵便物に固有の規則

2.4.1 1の請求が通常郵便物の差出しの後に行われる場合には、差出側の指定された事業体は、各請求につき一・三一SDRをガイドライン金額とする追加料金を徴収する。

- 2.4.2 指定された事業体は、料金・課金別納郵便物の業務を書留郵便物及び保険付通常郵便物についてのみ行う権利を有する。
- 3 郵便物の表示及び取扱い
- 3.1 料金・課金別納で受取人に配達する郵便物には、表面に極めて明らかな文字で、「Franc de taxes et de droits」（「料金・課金別納」の意）の記載又は差出国の言語による類似の記載を付さなければならない。この郵便物には、名宛面に極めて明らかな文字による「Franc de taxes et de droits」の記載を有する黄色の票符を貼り付ける。
- 3.1.1 通常郵便物については、これらの記載及び票符は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下に付さなければならない。
- 3.1.2 小包については、同様の表示は送状にも付さなければならない。
- 3.2 料金・課金別納で差し出す郵便物には、料金・課金別納状CN11を添付する。郵便物の差出人は、料金・課金別納状のA部及びB部の表面右側に所定の事項を記入する。差出局は、郵便業務上の記載を行う。差出人による記載は、複写紙を使用して行うことができる。その記載には、2.1に規定する約束に関する記載が含まれなければならない。正当に記入された料金・課金別納状は、郵便物にしっかり結び付ける。
- 3.3 通常郵便物差出し後の請求
- 3.3.1 差出人は、郵便物の差出しの後に、料金・課金別納による配達を請求することができる。
- 3.3.2 請求が郵便によって送達される場合には、差出局は、当該請求について説明書により名宛局に通報する。この説明書は、納付された支払うべき料金をこれに表示した後、正当に記入した料金・課金別納状を添付して、書留として、かつ、最も速達の線路（航空路又は平面路）によって名宛局に送付する。名宛局は、4.1に定める票符を郵便物に貼り付ける。
- 3.3.3 請求が電気通信によって送達される場合には、差出局は、当該請求及び郵便物の差出しに関する事項を電気通信により名宛局に通報する。名宛局は、職権により料金・課金別納状を作成する。
- 4 料金・課金別納状（A部）の返送及び料金・課金の回収
- 4.1 差出人のために料金、関税その他の費用の前払を行った郵便局は、料金・課金別納郵便物を受取人に配達した後に、複写紙を使用して料金・課金別納状のA部及びB部の裏面に所定の事項を記入する。当該前払を行った郵便局は、A部を証拠書類とともに郵便物の差出局に送付する。この送付は、内容品を表示することなく、封かんした封筒によって行う。B部は、郵便物の名宛側の指定された事業体が借方の指定された事業体との差引計算のために保管する。
- 4.2 ただし、各指定された事業体は、費用を記入した料金・課金別納状のA部の返送を特に指定する郵便局に行わせる権利を有し、また、A部が特定の郵便局に送付されることを請求する権利を有する。
- 4.3 料金・課金別納状のA部が返送されなければならない郵便局の局名は、全ての場合において、郵便物の差出局がA部の表面に記入する。
- 4.4 「Franc de taxes et de droits」（「料金・課金別納」の意）の記載を有する郵便物が料金・課金別納状なしで名宛業務に到着した場合には、通関を担当する郵便局は、料金・課金別納状の副本を作成する。この料金・課金別納状のA部及びB部には、当該郵便物の差出国及びできる限り差出日付を記載する。
- 4.5 郵便物を配達した後に料金・課金別納状を亡失した場合には、副本は、4.4と同一の条件で作成する。
- 4.6 何らかの理由により差出元に返送する郵便物に関する料金・課金別納状のA部及びB部は、名宛側の指定された事業体が無効としなければならない。
- 4.7 差出側の指定された事業体は、名宛業務の支払った費用を表示する料金・課金別納状のA部を受け取った場合には、その費用の額を自国の通貨に換算する。使用する換算率は、相手国に宛てた郵便為替の振出しについて定める率を超えてはならない。その換算額は、様式の本券及び通知券に記載する。指定された郵便局は、費用の額を回収した後に、料金・課金別納状の通知券及び必要があるときは証拠書類を差出人に交付する。
- 4.8 金額についての小包に固有の規定
- 4.8.1 差出人が料金・課金別納状のA部に記載された費用の金額について異議を申し立てた場合には、名宛側の指定された事業体は、支払った金額を審査する。名宛側の指定された事業体は、必要があるときは、自国の税関業務と交渉し、当該料金・課金別納状のA部に必要な訂正を加えた後に、これを差出側の指定された事業体に返送する。名宛側の指定された事業体は、また、料金・課金別納状のA部を差出側の指定された事業体に返送した料金・課金別納小包の費用に関して誤り又は記載漏れを確認した場合には、訂正の副本を発行する。名宛側の指定された事業体は、精算のためにそのA部を差出側の指定された事業体に送付する。
- 5 郵便物の差出側の指定された事業体との差引計算
- 5.1 各指定された事業体が他の指定された事業体のために支払った料金、関税及びその他の費用に関する差引計算は、貸方の指定された事業体が四半期ごとに同国の通貨で作成する月次特別計算書CN12によって行う。貸方の指定された事業体が保管した料金・課金別納状のB部は、費用の立替払を行った郵便局の局名のアルファベット順により、かつ、料金・課金別納状に付された番号の順序に従って記入する。計算がない場合には、計算書は、作成しない。
- 5.2 関係する指定された事業体の双方が相互の間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施している場合には、これらの指定された事業体は、反対の意見がない限り、関税及びその他の費用の差引計算に通常郵便業務の料金、関税及びその他の費用の差引計算を含めることができる。
- 5.3 特別計算書CN12は、料金・課金別納状のB部を添付して、遅くとも計算書が関係する月の翌月の終わりまでに借方の指定された事業体に送付する。

- 5.3.1 通常郵便物については、遅くとも計算書が関係する月の翌月の終わりまでに借方の指定された事業体に送付する。計算がない場合には、計算書は、作成しない。
- 5.3.2 小包については、遅くとも計算書が関係する四半期の経過後二箇月以内に借方の指定された事業体に送付する。
- 5.4 通常郵便物については、差引計算については、別個の決済を行う。ただし、各指定された事業体は、この計算書を郵便為替の計算書又は小包郵便物の計算書C P 75 に計上することなく、これらの計算書とともに決済することを請求することができる。
- 5.5 小包については、差引計算は、35-014 に規定する計算書C P 75 によって行う。
- 5.5.1 関係の指定された事業体が別段の合意をしない限り、貸方の指定された事業体は、計算書C N12 の最後の欄の額を、当該貸方の指定された事業体が送付する次期の計算書C P 75 に「Observations」（「備考」の意）の欄にその根拠を付した上で含めるものとする。
- 5.5.2 借方の指定された事業体との関係において計算書C P 75 を用いない場合は、計算書C N51 を、例外的に、同様の方法で用いることができる。

18-004

発送業務

- 1 共通の規則
- 1.1 指定された事業体は、相互間で、一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される郵便物の任意の発送業務に参加することを取り決めることができる。
- 1.2 通常郵便の発送業務は、できる限り、1.4 に定める意匠により識別する。
- 1.3 この業務の詳細は、郵便業務理事会が定める規定に基づき、差出側の指定された事業体と名宛側の指定された事業体との間で定める。
- 1.4 発送業務の識別
- 1.4.1 発送業務を識別するための意匠は、次の要素から成る。
- 1.4.1.1 「CONSIGNMENT」という青色の語
- 1.4.1.2 三本の水平な筋（赤色、青色及び緑色がそれぞれ一本）

CONSIGNMENT

- 2 小包に固有の規則
- 2.1 発送業務の実施
- 2.1.1 少なくとも一の利用者からの複数の小包のまとめ差出し、名宛交換局又は名宛国の入国地点へのまとめ輸送及び差出側の指定された事業体によるまとめ通関を含む。
- 2.1.2 全ての小包及び差出国側の指定された事業体及び名宛国側の指定された事業体の間で合意されたその他の種類の郵便物を含む。
- 2.1.3 関係の税関当局の合意があることを条件として、費用効率のために、一括通関を使用することができる。
- 2.1.4 小包を運送するため、特定の郵袋、特定のパレット及び特定の郵便コンテナを使用することができる。
- 2.1.5 名宛国側の指定された事業体による、一又は二以上の受取人への小包の送達を含む。

第五節

禁制及び税関に関する事項

19-001

例外的に引き受けられる危険物

- 1 次の危険物は、例外的に引き受ける。
- 1.1 19-003.1 に規定する放射性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの
- 1.2 19-003.2 に規定する伝染性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの
- 1.3 19-003.3 に規定するリチウム単電池及びリチウム組電池であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの
- 2 前項各号に掲げる危険物以外の危険物については、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うこと並びに航空運送されないことを条件として、通常郵便物又は小包郵便物に包有することができる。

19-002

危険物の引受検査

- 1 各指定された事業体は、国内及び国際の規定及び規則に従って、引き受けられる危険物について自己の郵便業務における引受検査に関する手続及び訓練計画を定めなければならない。
- 2 引き受けられるリチウム単電池及びリチウム組電池が組み込まれた機器を国際航空郵便として引き受けることを希望する各指定された事業体は、国際民間航空機関（ICAO）の「技術に関する説明書」に従って事前の承認を得ることを条件と

して、これらを引き受けることができる。国際事務局は、指定された事業体が当該事前承認を与えられた場合には、その旨通知されなければならない。

- 3 指定された事業体は、自国の民間航空当局の事前の承認を得ることなく、引き受けられるリチウム単電池及びリチウム組電池が組み込まれた機器を内容とする国際航空郵便物を受領し、配達することができる。ただし、これらの郵便物を受け、及び送付する指定された事業体は2に定める要求を満たし、当該郵便物の名宛国及び経由国の全ての禁制及び業務上の要求を考慮しなければならない。

19-003

引き受けられる放射性物質、伝染性物質並びにリチウム単電池及びリチウム組電池

- 1 放射性物質は、次の条件を満たす場合に限り、放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間において、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
 - 1.1 放射性物質は、この施行規則の定めるところにより包装される。
 - 1.2 放射性物質は、通常郵便物によって差し出されるときは、優先郵便物又は書状の料金が適用されるものとする。
 - 1.3 放射性物質を包有する通常郵便物又は小包郵便物は、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達される。
 - 1.4 放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。
- 2 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二八一四）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（UN二九〇〇）を除く。）は、次の条件を満たす場合には、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
 - 2.1 B類の伝染性物質（UN三三七三）については、権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの危険物は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従うことを条件として、郵便物の中に入れることができる。
 - 2.2 B類の伝染性物質（UN三三七三）については、この施行規則に従って取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができる。
 - 2.3 患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものについては、権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの物質は、国際民間航空機関（ICAO）が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従うことを条件として、郵便物の中に入れることができる。
 - 2.4 患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものについては、この施行規則に従って取り扱い、包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、優先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱いについては、追加の料金の納付を課することができる。
 - 2.5 伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物の差出しは、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国の間における交換のための差出しに限り認められる。
 - 2.6 伝染性物質及び患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものが差出しを許容される場合には、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路）によって送達され、優先して配達される。
- 3 機器に取り付けられた最大四個のリチウム単電池又は最大二個のリチウム組電池は、次の条件を満たす場合に限り、通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる。
 - 3.1 リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池は、リチウムの内容量が一個当たり一グラムを超えてはならず、リチウムイオン単電池は、ワット時定格値が二十ワット時を超えてはならない。
 - 3.2 リチウム金属組電池又はリチウム合金組電池は、リチウムの内容量が一個当たり二グラムを超えてはならず、リチウムイオン組電池は、ワット時定格値が百ワット時を超えてはならない。この条の規定に従うことを条件として、リチウムイオン組電池の外側の容器には、ワット時定格値を表示するものとする。
 - 3.3 リチウム単電池及びリチウム組電池は、機器に取り付けられている場合には、損傷及び短絡から保護されるものとし、当該機器は、偶発的な起動を防ぐための効果的な装置を備える。リチウム組電池は、機器に取り付けられている場合には、こん包の能力及び意図する使用との関係において十分な強度を有する適当な材料を用いて製造され、かつ、設計された強固な外装の容器によってこん包される。組電池が内蔵されている機器により同等の保護が可能である場合は、この限りでない。
 - 3.4 各リチウム単電池又は各リチウム組電池は、国際連合による試験及び基準に係る手引書第三部第三十八節 38.3 に定める各試験の要件を満たしていることが証明された種類のものとする。

19-004

患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物の引受条件及び表示

- 1 国際連合危険物輸送勧告（規則番号 ST/SG/AC10/1）に規定する患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものは、次に掲げる条件で引き受ける。
- 2 患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものへの病原体の付着のおそれは、最小限にしなければならない。検体は、航空運送に耐え、かつ、検体の種類により、英語又はフランス語で、“Exempt human specimen” / “Echantillon humain exempté”（「人体から採取された検体で例外とされるもの」の意）又は、“Exempt animal specimen” / “Echantillon animal exempté”（「動物から採取された検体で例外とされるもの」の意）の表示をしなければならない。
 - 2.1 包装は、以下の条件を満たさなくてはならない。
 - 2.1.1 包装は、次の三の要素からなる。
 - 2.1.2 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
 - 2.1.3 不漏出性の第二の包装
 - 2.1.4 容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有する外部の包装。この包装は、その一面が少なくとも百ミリメートル四方の大きさを有しなければならない。
 - 2.2 液体の検体の場合は、内容品全体を吸収するため、かつ、液体漏れが外部の包装の元の状態を損なわないようにするために十分な量の吸収性の材料を第一の容器と第二の包装の間に詰めなければならない。
 - 2.3 二以上の壊れやすい第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、当該容器間における一切の接触を防ぐために、当該容器を一個ごとに包装するか又は分離しなければならない。

19-005

伝染性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示

- 1 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある物質であり、また、B分類（国連番号三三七三）に属する伝染性物質の定義基準を満たす物質には、「Matières biologiques, catégorie B」（「B分類に属する生物学上の物質」の意）の表示を行わなければならない。国連番号二八一四、国連番号二九〇〇及び国連番号三二九一に割り当てられた伝染性物質は、国際郵便物に入れてはならない。
- 2 国連番号三三七三に割り当てられた伝染性物質の差出人は、郵便物が名宛地に良好な状態で到着するように包装されていること及び当該物質が国際民間航空機関（ICAO）が発行する「Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air」（危険物の安全な航空輸送のための技術に関する説明書。以下「技術に関する説明書」という。）の現行版又は国際航空運送協会（IATA）が発行する「Dangerous Goods Regulations」（危険物の運送に関する規則）の現行版に転載されている包装基準六五〇に従って包装されていることを確認しなければならない。差出人は、包装基準六五〇の指示内容の有効性を確認するため、それに従う前に、技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則の現行版を参照しなければならない。
- 3 包装は、手作業又は機械作業による輸送機材間又は輸送機材及び倉庫間の積換え並びにパレット又はオーバーパックからの取出しを含む輸送中に通常起こり得る衝撃及び荷積みにも耐えるため、良質かつ十分に頑丈なものでなければならない。包装は、振動若しくは気温、湿度又は圧力の変化を受けても、通常の輸送条件における内容品の漏出が起こらないよう作成され、密封されなければならない。
- 4 包装は、次の三の要素からなる。
 - 4.1 第一の容器
 - 4.2 第二の包装
 - 4.3 堅固な外部の包装
- 5 第一の容器は、通常の輸送条件において、第二の包装の中で破損又は穿孔することなく、また内容物が漏出しないようにして、第二の包装に入れなければならない。第二の包装は、適切な緩衝物とともに外部の包装の中に入れなければならない。内容品の漏出が、緩衝物又は外部の包装の材料に関する保護特性について想定されるいかなる悪化をもたらすものであってはならない。
- 6 運送のため、次の表示は、外部の包装の外部表面上に対照的な背景色の上に付され、かつ、容易に判別及び判読されるようにしなければならない。この表示は、角度四十五度に傾けて配置された正方形（菱形）とし、各側面の長さは少なくとも五十ミリメートル、線の幅は少なくとも二ミリメートル、また、文字及び数字の高さは少なくとも六ミリメートルであるものとしなければならない。正式輸送品目名「Matières biologiques, catégorie B」（「B分類に属する生物学上の物質」の意）の表示は、高さが少なくとも六ミリメートルある文字で、外部の包装上の菱形の当該表示の近くに記載しなければならない。



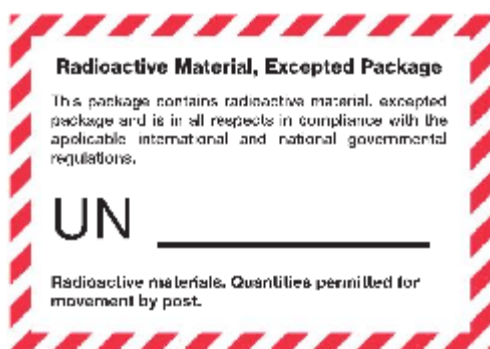
- 7 外部の包装の少なくとも一つの表面は、百ミリメートル×百ミリメートルを最小限とする大きさのものでなければならない。
- 8 完全に包装された荷物は、技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則に定めるとおり、落下試験に成功し得るものでなければならない。ただし、この落下の高さは一・二メートルを下回ってはならない。適切な落下試験の結果、第一の容器から漏出があってはならず、要請される場合は、第二の容器内に吸収剤によって保護された状態で残っていなければならない。
- 9 液体の物質の場合
- 9.1 一又は二以上の第一の容器は、不漏出性を有するものでなければならない、また、一リットル以上の液体の物質を包有してはならない。
- 9.2 第二の包装は、不漏出性を有するものでなければならない。
- 9.3 二以上の壊れやすい第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、当該容器間における一切の接触を防ぐために、当該容器を一個ごとに包装するか又は分離しなければならない。
- 9.4 吸収剤は、一又は二以上の第一の容器及び第二の包装の間に置かれなければならない。吸収剤の量は、一又は二以上の第一の容器の内容物を完全に吸収し、液体漏れが緩衝物又は外部の包装の元の状態を損なわないようにするために十分なものとしなければならない。
- 9.5 第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、九十五キロパスカル（〇・九五バール）の内圧に耐えることができるものでなければならない。
- 9.6 外部の包装は、四リットル以上の液体の物質を包有してはならない。この量には、見本の冷却維持のために使用する氷又はドライアイスの量を含まない。
- 10 固体の物質の場合
- 10.1 一又は二以上の第一の容器は、粉末状のものに対する不漏出性を有するものでなければならない、また、外部の包装の質量制限を超えるものであってはならない。
- 10.2 第二の包装は、粉末状のものに対する不漏出性を有するものでなければならない。
- 10.3 二以上の壊れやすい第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、当該容器間における一切の接触を防ぐために、当該容器を一個ごとに包装するか又は分離しなければならない。
- 10.4 身体各部位、臓器又は遺骸を包有する場合を除き、外部の包装は、四キログラム以上の固体の物質を包有してはならない。この量には、見本の冷却維持のために使用する氷又はドライアイスの量を含まない。
- 10.5 運送中、第一の容器において残留液が存在する疑いがある場合は、吸収材の使用を含め、液体に適した包装を施さなければならない。
- 11 冷却又は冷凍された見本：氷及びドライアイス
- 11.1 ドライアイスを見本の冷却保存のため使用する場合は、技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則において適用される規定すべてを遵守しなければならない。氷又はドライアイスを使用する場合、それらは、第二の包装の外部、外部の包装の内部又はオーバーパックの内部に入れなければならない。氷が溶解又はドライアイスが蒸発しても、第二の包装が当初の位置に留まるよう、内部の支柱を設けなければならない。氷が使用される場合には、外部の包装又はオーバーパックは、不漏出性のものでなければならない。固体の二酸化炭素（ドライアイス）が使用される場合には、その包装は、包装の破裂をもたらす圧力の上昇を妨げるため、炭酸ガスの排出を可能とするよう設計し、作成しなければならない。
- 11.2 第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却剤の温度においても、冷却作用がなくなった場合に達し得る温度及び圧力の下にあっても、元の状態を保たなければならない。
- 12 複数の包装物がオーバーパックに包有される場合は、包装基準六五〇に定める表示を直接目に見えるようにする、又は、オーバーパックの外部に当該表示を転載し、かつ、「Overpack」（「オーバーパック」の意）の語を表示しなければならない。
- 13 包装基準六五〇に従って包装され、表示を付された国連番号三三七三に割り当てられた伝染性物質には、次の事項を除き、技術に関する説明書の他のいかなる要件も適用しない。
- 13.1 差出人及び受取人の氏名、住所及び電話番号は、それぞれの包装物上に記載されなければならない。
- 13.2 責任者一名の氏名及び電話番号は、書類（引渡明細表C N38等）上に又は荷物上に記載されなければならない。
- 13.3 分類は、技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則に合致しなければならない。
- 13.4 技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則に定める事故の報告に関する指示は、遵守されなければならない。
- 13.5 技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則に定められた損害又は消失にかかる検査に関する指示は、遵守されなければならない。
- 14 差出人の危険物申告書は、必要としない。
- 15 包装を製造する者及びその供給をする者は、差出人又は包装を準備する者（例えば、患者等）が的確に運送準備できるようにするため、充填方法及び梱包方法について明確な指示を差出人又は包装を準備する者に対して提供しなければならない。

- 16 伝染性物質の活性の保持、安定化、変性防止又は想定される危害の相殺のために必要な場合を除き、技術に関する説明書の区分 6.2 の伝染性物質と同じ包装の中に、他の危険物質を包有してはならない。三十ミリリットル以下の量の危険性の種類三、八又は九に属する危険物質は、これらの物質が技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則の要請に合致していることを条件に、伝染性物質の各個別の第一の容器に包装することができる。少量の危険物が包装基準六五〇に従って伝染性物質とともに包装される場合は、包装基準の他のいかなる指示の適用も受けない。
- 17 冷却に用いる固体の二酸化炭素（ドライアイス）
- 17.1 冷却のためにドライアイスを使用する場合は、技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則の現行版に記載されている包装基準九五四における内部包装の規定が、遵守されなければならない。包装基準九五四の記述内容を、参考情報までに、本条において転載する。差出人は、包装基準九五四の指示内容の有効性を確認するため、それに従う前に、技術に関する説明書及び危険物の運送に関する規則の現行版を参照しなければならない。
- 17.2 次の情報は、書類（引渡明細表 C N38 等）上又は荷物上に記載されなければならない。この情報は、次の順番に記載する。
- 17.2.1 国連番号一八四五
- 17.2.2 正式輸送品目名（ドライアイス又は固体の二酸化炭素）
- 17.2.3 包装物の番号
- 17.2.4 包装物ごとのドライアイスの正味重量
- 17.3 ドライアイスの正味重量は、それぞれの包装物の外部に表示しなければならない。包装物がオーバーパックに包有される場合は、オーバーパック内のドライアイスの正味重量の合計は、オーバーパックの外部に表示されなければならない。
- 17.4 特別の票符「ONU 3373」（「国連番号三三七三」の意）により識別される伝染性物質のみを包有する納器については、郵政当局は、これを封かんしない状態で航空会社に引き渡さなければならない。

19-006

放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示

- 1 放射性物質を包有する郵便物は、それぞれの適用除外包装物について、国際原子力機関（IAEA）の現行版の「放射性物質安全輸送規則」（SSR-6）第四表（適用除外包装物の放射能限度）において認められている放射能値の十分の一を超えないこと及び六フッ化ウランを包有していないことを条件として、差出国の権限がある機関からあらかじめ許可を得ることによって、郵便による運送を許される。
- 2 放射性物質を包有する郵便物の外部の包装には、差出人が、当該物質に適用される国連の番号を次の票符に記入し、かつ、同票符を付さなければならない。さらに、外部の包装は、差出人の住所氏名のほかに、配達不能の場合には返送することを請求する旨の大文字による記載を有しなければならない。



- 3 差出人は、内部の包装に自己の住所氏名及び郵便物の内容品を記載しなければならない。
- 4 空の包装容器を差出元に返送する場合には、2の票符は明瞭に横線を引いて抹消しなければならない。

19-007

機器に取り付けられたリチウム単電池及びリチウム組電池を包有する通常郵便物及び小包の引受条件

- 1 機器に取り付けられたリチウム金属単電池及びリチウム金属組電池又はリチウムイオン単電池及びリチウムイオン組電池を包有する通常郵便物及び小包は、国際民間航空機関（ICAO）が発行する「Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air」（危険物の安全な航空輸送のための技術に関する説明書。以下「技術に関する説明書」という。）の現行版に記載されている包装基準九六七の第二部（リチウムイオン単電池及びリチウムイオン組電池）又は包装基準九七〇の第二部（リチウム金属単電池及びリチウム金属組電池）に従って包装しなければならない。差出人は、ICAOの技術に関する説明書の現行版を参照しなければならない。
- 2 製造者により安全上の理由で欠陥があると識別されている、機器に取り付けられたリチウム単電池及びリチウム組電池、又は損傷しているもの、危険な熱、火災あるいは短絡を発生する可能性があるものは輸送を禁止する。

19-008

通常郵便物及び小包への封入を禁止する危険性のある物品

- 1 国際連合が定めた「危険物の輸送に関する勧告」が対象とする物品（現行の施行規則において定める一定の危険物を除く。）並びに国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）の「技術に関する説明書」及び国際航空運送協会（ＩＡＴＡ）の「危険物に関する規則」が対象とする物品は、条約第十九条 3.1 の規定による危険性のある物品とみなし、国際航空運送による場合には、通常郵便物及び小包への封入を禁止する。
- 2 各指定された事業体は、国内及び国際の規定及び規則に従って、無申告又は引き受けられない危険物について自己の郵便業務における引受検査に関する手続及び訓練計画を定めなければならない。

19-009

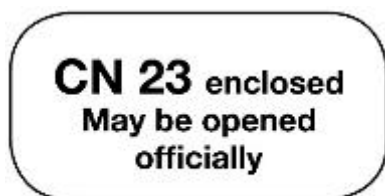
小包の禁制の例外

- 1 麻薬及び向精神薬に関する禁制は、これらの物品が医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国に宛てて行われる発送については、適用しない。
- 2 関係加盟国の内国規則が認める場合には、小包は、その差出人と受取人（これらの者の同居人を含む。）との間で交換される書類を包有することができる。
- 3 条約第十九条 6.1.3 の規定は、保険付小包業務を認める二の加盟国の間の小包の交換が保険付小包業務を認めない加盟国の仲介による開袋継越しによらなければ行うことができない場合には、適用しない。

20-001

税関検査に付される郵便物

- 1 指定された事業体は、税関への申告の内容については、責任を負わない。税関への申告の作成については、差出人のみが責任を負う。ただし、指定された事業体は、郵便物の迅速な通関を容易にするために、自己の利用者に対し税関手続の実施方法を知らせ、並びに、特に税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 の完全な作成を確保するために、合理的な全ての措置をとらなければならない。
- 2 通常郵便物に適用される規定
 - 2.1 税関検査に付される郵便物の外部には、税関告知書ＣＮ22 を貼り付け、又は同じ様式の票札を付さなければならない。
 - 2.2 08-002 の規定に従って、名宛国の指定された事業体に対し、税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 の指示に従って記載された差出人及び名宛人の氏名及び住所を含む通関データが、万国郵便連合のメッセージ標準M33（ITMATT V1）に従って、名宛国の指定された事業体に、電子的に送付される。差出側の指定された事業体は郵便物の輸出のために、また、名宛側の指定された事業体は郵便物の輸入のために、自国の税関庁と当該データの全部又は一部を共有することができる。
 - 2.3 2.2 に定める税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 の記載内容に基づくデータは、指定された事業体間の郵便交換業務及び郵便物の輸出入に関する税関手続に限り使用する。このデータは、その他の目的のために使用してはならない。
 - 2.4 利用者は、差出側の指定された事業体の許可を得て、税関告知書の模写が、税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 の場所として定められた場所にあらかじめ印刷された封筒又は包装を使用することができる。利用者は、また、差出側の指定された事業体の許可を得て、税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 を作成することができる。その大きさ、形状及び情報の要素は、税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 に適合しなければならない。
 - 2.5 差出人が選択する場合には、郵便物には、所定の数の税関告知書ＣＮ23 を添付する。そのうちの一通の税関告知書は、必ず郵便物の表面に貼り付けなければならない。税関告知書が郵便物の外部に直接的に見えない場合において、税関告知書ＣＮ22 は、その分離可能な部分を郵便物の外部に貼り付ける。同様に、税関告知書ＣＮ22 の分離可能な部分を、次のように記載した白色又は緑色ののり付きの又は粘着シール式の票符に置き換えることができる。
黒色で記載



（大きさ 50 mm × 25 mm、地の色 白色又は緑色）

- 2.6 税関告知書ＣＮ23 は、郵便物の外部にしっかり添付する（透明なりのり付きの封筒に入れることが好ましい。）。例外的に、税関告知書は、差出人が選択する場合には、書留郵便物又は保険付郵便物が条約第十九条 6.1 に規定する貴重品を包有している場合において、その郵便物の封かんした封筒の内部に入れることができる。
- 2.7 差出人は、また、税関告知書ＣＮ22 又はＣＮ23 に、差出国及び名宛国の税関の手続に必要な書類（請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等）を添付することができる。
- 2.8 小形包装物には、2.1 から 2.6 までの規定に従って、税関告知書ＣＮ22 又は税関告知書ＣＮ23 を必ず添付しなければならない。

- 2.9 M郵袋については、名宛国が請求した場合には、名宛票札に税関告知書C N22 を貼り付ける。差出人が選択する場合には、税関告知書C N22 の分離可能な部分又は前述ののり付きの又は粘着シール式の票符を名宛票札に貼り付け、税関告知書C N23 も当該名宛票札に添付する。名宛国の指定された事業体が請求した場合には、税関告知書は、郵袋に包有されている郵便物の一に添付する。
- 2.10 印刷物、血清、ワクチン、死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質の郵便物並びに緊急な必要があり、かつ、入手が困難である医薬品の郵便物は、いかなる場合にも、税関告知書C N22 又はC N23 が貼り付けられていないことを理由として差出局に返送してはならない。
- 2.11 郵便物の内容品は、税関告知書C N22 又はC N23 に詳細に記載しなければならない。概括的な記載は、許されない。
- 2.12 この条における他項の全ての規定は、2.2において送付される税関告知書C N22 又はC N23 の記載内容に基づくデータに適用する。税関告知書C N22 又はC N23 上の記載内容と2によって電子的に送付されたデータとの間で相違がある場合は、税関告知書C N22 又はC N23 上の記載内容により税関告知がなされたものとする。
- 3 小包に適用される規定
- 3.1 指定された事業体は、航空小包の通関をできる限り速やかに行わせるため全ての措置をとる。

20-002

通関料

- 1 通常郵便物
- 1.1 差出国又は名宛国において税関検査に付される郵便物について条約第二十条2に規定する特別料金のガイドラインとしての最高限度額は、二・六一SDRとする。M郵袋については、この特別料金は、ガイドラインの最高限度額を三・二七SDRとすることができる。
- 1.2 通関料は、特別の合意がない限り、名宛側の指定された事業体により受取人から徴収する。ただし、料金・課金別納小包については、通関料は、差出側の指定された事業体が名宛側の指定された事業体のために徴収する。
- 2 小包
- 2.1 条約第二十条2の規定に従って、差出国において税関検査に付される小包に課することができる通関料のガイドラインとしての最高限度額は、小包一個につき〇・六五SDRとする。
- 2.2 名宛国において税関検査に付される小包に対しては、条約第二十条2の規定に従って小包一個につき三・二七SDRをガイドラインとしての最高限度とする通関料を課することができる。
- 2.3 通関料は、特別の合意がない限り、名宛側の指定された事業体により受取人から徴収されなければならない。ただし、料金・課金別納小包については、通関料は、差出側の指定された事業体が名宛側の指定された事業体のために徴収する。

20-003

関税その他の課金の徴収の免除

- 1 指定された事業体は、次の郵便物につき、関税その他の課金の徴収が免除されるように自国の関係機関と交渉することを約束する。
- 1.1 差出元に返送する郵便物
- 1.2 内容品の全面的損傷を理由として棄却する郵便物
- 1.3 第三国に転送する郵便物
- 1.4 特に小包については、
- 1.4.1 差出人が放棄した小包
- 1.4.2 自己の業務において内容品が盗取され又は損傷した小包
- 2 内容品が盗取され又は損傷した小包の場合には、課金の徴収の免除は、内容品の不足分又は減価分についてのみ請求する。

第六節

責任

21-001

調査請求。原則

- 1 調査請求は、差出人又は受取人が条約第二十一条に定める期間内に問題を通知する場合には、直ちに受理される。差出人による調査請求が郵便物の不着に関するものであり、かつ、当該郵便物の予定された送達期間が満了していないときは、次のとおりとする。
- 1.1 様式C N08を使用する調査請求については、差出人に対し当該送達期間を通知するものとする。
- 1.2 I B I S（インターネットを基盤とする調査システム）を使用する調査請求については、当該調査請求は、到着した郵便物の受領に関するRESDESメッセージ又はEMSEVTメッセージが送信された場合を除き、この送達期間が満了した後送信する。

- 2 調査請求の取扱期間及び解決期限については、二国間の合意がある場合を除き、いかなる留保も 21-001、21-002 及び 21-003 の規定には適用されない。

21-002

様式C N08を使用する場合の調査請求

1 請求書の作成

- 1.1 関係する指定された事業体の間の合意により、調査請求は、例えばインターネットの利用による電子回線により送達されるファイル又はコンピュータメッセージ形式（電子形式の様式C N08）をとることができる。当該合意がない場合又は指定された事業体が小包の調査請求について I B I S を使用していない場合には、書類形式によるC N08 によらなければならない。
- 1.2 様式C N08 には、郵便物の宛名の模写をできる限り添付しなければならない。調査請求の様式には、所定の全ての事項、特に書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求の場合には支払われた料金に関する必須記入情報を極めて読みやすいように記入しなければならない。なるべくローマ文字の大文字及びアラビア数字による記入が好ましく、印刷された文字による記入が一層好ましい。
- 1.3 調査請求が代金引換郵便物に関するものである場合には、調査請求には、さらに、18-002.3.3.1 に定める様式の副本を添付しなければならない。
- 1.4 同一差出人から同一郵便局に同時に差し出され、かつ、同一線路により同一受取人に宛てて発送された二通以上の郵便物については、単に一通の様式を使用することができる。
- 1.5 全ての指定された事業体は、調査請求書C N08 を送付すべき住所及び、可能な場合には、電子メールのアドレスを国際事務局に通報しなければならない。
- 1.6 利用者から様式C N08 及び証拠書類を最初に受領する指定された事業体は、十日の期間内に自己の調査を必ず終了し、及び様式C N08 及び証拠書類を関係する指定された事業体に送付しなければならない。様式及び書類は、調査請求を発出した指定された事業体にできる限り速やかに、遅くとも原初の調査請求の日付から起算して二箇月の期間内に又は調査請求がファクシミリ又は他の電子的手段により送付された場合には、原初の調査請求の日付から起算して三十日の期間内に、返送されなければならない。保険付郵便物及び書留郵便物についての調査請求には、差出人が要求する場合、様式C N18 上に作成した、調査郵便物の未受領を証明する受取人の申立てを添付する。所定の期間経過後は、差出側の指定された事業体に対し名宛側の指定された事業体の費用負担で、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信手段により、何らかの回答を行うものとする。関係する指定された事業体の間に、電子的システムの使用に関し合意がある場合には、回答期間について、その合意に定めなければならない。ただし、当該期間は本項に定める期間を超えることがあってはならない。
- 1.7 ファクシミリ、電子メールその他電子的な手段により送付された調査請求への回答は、できる限り同一の手段により送付しなければならない。
- 1.8 通常郵便物については、指定された事業体は、調査請求の進展を注視しなければならない、利用者又は指定された事業体に対して必要がある場合、又は指定された事業体が調査請求書C N08 により調査請求を行う場合において、求めに応じて、調査請求を行っている利用者に対して受領証又は参照番号を無料で手交する。指定された事業体は、独自の受領証を作製することができる。見本は、参考としてこの施行規則に定める。
- 1.9 名宛側の指定された事業体による配達証明にもかかわらず、受取人は調査中の郵便物を受領していないと主張している旨を差出人が申し立てた場合には、次の措置をとる。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体の明示的な請求に基づき、場合により、18-004.3.1 又は 18-102.3.2 に従って署名された書面、受取通知C N07 その他の方法により配達を証明し、又は状況に応じて、18-101.5.6、18-001.6.1.7、17-205.3 又は 18-001.6.2.5.1 に従って、当該郵便物を受領する者のその受領を示す署名又は他の何らかの形の受領証の写し一部を、差出側の指定された事業体を通じて、できるだけ速やかに、遅くとも当該請求の送付日から起算して三十日以内に差出人に提供しなければならない。

2 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関する調査請求

- 2.1 一括記入方式に従って交換される書留郵便物又は普通小包に関する調査については、係る郵袋の差立番号及び差立日付は、調査請求書C N08 に記載しなければならない。関係する指定された事業体の間の合意により、調査請求及びその回答はファイル又はインターネットをはじめとした電子的回線により送信する情報メッセージの形式をとることができる。この種の取り決めがない場合には、調査請求の送達は、できる限りファクシミリ又は電子メールにより利用者の追加の費用負担なしに送付するものとし、これができない場合には、郵便により送付する。郵便により送付する場合には、職権により、送付書を添えずに、常に最も速達の線路（航空路又は平面路）によって送付する。
- 2.2 差出側の指定された事業体又は名宛側の指定された事業体が請求する場合には、調査請求は、差出局が名宛局に直接送付する。
- 2.3 名宛国の指定された事業体の中央機関又は特に指定する郵便局は、調査請求書の受領の際に郵便物の最終的な行方について通報することができる場合には、様式C N08 の「名宛業務の提供する情報」の欄に記入する。関係郵便物が遅れて配達された場合、保管されている場合又は差出元に返送された場合には、様式C N08 にその理由を簡潔に記入する。
- 2.4 受取人への配達又は他の指定された事業体への正当な送達を立証することができない指定された事業体は、直ちに必要な調査を行う。この指定された事業体は、責任に関する自己の決定を様式C N08 の「最終回答」の欄に記入しなければならない。

- 2.4.1 通常郵便物について、指定された事業体の間の合意に基づき、電子媒体の様式C N08 が利用されている場合には、責任を認めた指定された事業体は、責任を認めた参照番号を電子媒体の様式C N08 の「承認コード」の欄に記入する。認めた責任の程度については「注記」の欄に記入する（例えば、総額、納付した額の半分（一括記入）、二国の指定された事業体の間の合意により、請求者に支払うべき補償金。）。
- 2.5 様式C N08 は、2.3 及び2.4 の規定に従ってこれに正当に記入した上、できる限り電子的に調査請求の送達のために用いられた同一の手段（ファクシミリ又は電子メール）により、これができない場合には、最も速達の線路（航空路又は平路面路）により、その様式を作成した郵便局宛に返送する。
- 2.6 差出側の指定された事業体は開袋継越郵便物に関する調査請求を仲介する指定された事業体及び名宛側の指定された事業体に同時に送付する。一又は二以上の仲介する指定された事業体により継ぎ越される開袋に包有される郵便物についての調査請求は、差出国と最終名宛国との間で直接処理する。ただし、差出側の指定された事業体は迅速な調査に資するため、当該開袋に関する全ての仲介する指定された事業体に対し開袋に関する適当な情報を要求することができる。
- 2.6.1 通常郵便に関する通報類集又は小包郵便に関する通報類集に記載される仲介する指定された事業体に送付する調査請求には、場合により、引渡明細表C N37、C N38 又はC N41 を一部添付する。
- 2.6.1.1 その写しは、2.5 の原則に従って、電子的又は物理的手段により送付される。
- 2.6.2 協議した全ての仲介する指定された事業体は、調査請求書C N08 を次の関係する指定された事業体に送付し、また、関連する通知書C N21 を、十日を超えない期間において、できる限り早く差出側の指定された事業体に送付する。
- 3 差出人による受取通知不着に関する調査請求
- 3.1 18-111.4.3 に規定する場合であって、郵便物が配達されたとき、名宛国の指定された事業体は、「副本」と記載された受取通知様式C N07 上に当該郵便物受領者の署名を得るものとする。名宛国の指定された事業体は、受取通知を発送した国の法令が適用される場合を除くほか、受取通知の副本に署名を得る代わりに、受取通知を受領した受取人の署名又は受取通知の配達時に貼付した電子署名の写し一部があつて内国制度において使用されている書類の写し一部を様式C N07 に添付することができる。様式C N07 は、請求者に交付するために調査請求書C N08 に添付したままとする。
- 4 他国において差し出された郵便物の調査請求
- 4.1 調査請求が他国において差し出された郵便物に関するものである場合には、様式C N08 は、指定された事業体の中央機関又は郵便物の差出側の指定された事業体が特に指定する郵便局に送付する。この様式は、書類の保存について定める期間内に差出側の指定された事業体に到着しなければならない。郵便物の受領証は、差出人が提示しなければならないが、様式C N08 には添付しない。様式C N08 には、「Vu récépissé de dépôt No...délivré le...par le bureau de...」（「何月何日何局発行郵便物受領証第何号対照済み」の意）の記載を付さなければならない。

21-003

IBISを使用する場合の調査請求

- 1 IBISを使用する指定された事業体のための請求書の作成 IBISに適用される義務的な業務上及び技術上の手続
- 1.1 通常郵便物に関する調査請求について、IBISを使用することに合意する指定された事業体は、以下に定める規定に従って使用しなければならない。小包については、調査請求に対するIBISの使用は義務とする。
- 2 IBISによる調査請求の取扱いは、以下に定める規定及びIBISオペレーショナルガイドにより、調査請求の種類及び二段階の請求過程の流れに従って行われる。
- 3 二段階の請求過程の流れ
- 3.1 第一段階の照会（L 1 Q） 指定された事業体は、電子的な追跡システムで入手することができる情報に基づいて利用者に回答できない場合には、2 の規定に従って、請求の種類を記入し、名宛側の指定された事業体に送付しなければならない。第一段階の回答（L 1 R）は、請求の種類に対応して定められた時間内に行われなければならない。名宛側の指定された事業体又は仲介する指定された事業体の責任が承認された場合は、承認コードを差出側の指定された事業体に送付しなければならない。
- 3.2 第二段階の照会（L 2 Q） 第一段階の照会（L 1 Q）への回答により調査が完結しない場合には、差出側の指定された事業体は、仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体に、第二段階の照会（L 2 Q）を送信し、より掘り下げた調査を求めることができる。第二段階の回答（L 2 R）は、請求の種類に対応して定められた時間内に行われなければならない。第二段階の回答（L 2 R）は、最終的なものでなければならない。この期間の後に、差出側の指定された事業体は請求者に対し、仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体に代わって賠償を行うことができる。責任を有する指定された事業体は、適切な承認コードを電子的に送付しなければならない。仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体が規定された時間内に承認コードを返信できない場合又は受領した情報が 25-001.1 に定める最終の回答とみなすことができない場合は、差出側の指定された事業体は権利者に対し、仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体に代わって機械的に賠償を行う。
- 4 照会を更新するためのメッセージ IBISは次のメッセージを使って、取扱い中の請求を更新し又は補完する能力を提供する。
- 4.1 質の更新メッセージ（QUM） 適合しない又は不正確な請求を受領した事業体が追加の情報を請求することができる。
- 4.2 状況の更新メッセージ（SUM） 最終的な回答が提供される前の状況を更新する。

- 5 名宛側の指定された事業体の配達証明にもかかわらず、受取人は調査中の小包を受領していないと主張している旨を差出人が申し立てた場合には、名宛側の指定された事業体は、18-111 に従って署名された書簡、受取通知C N07 その他の全ての方法により配達を証明し、又は状況に応じて、17-205.3 又は 18-001.6.2.5 に従って、当該小包の配達の際の受領する者の署名又は何らかの形の受領証の写し一部を、差出人に提供しなければならない。
- 6 I B I Sにおいて指定された事業体は、公的な調査請求を開始することなく解決するため、郵便物ごとの情報を事前に提供するために使用する一の種類のメッセージである通知を送付することができる。当該通知は、回答の速度及び質について当初は評価されない。
- 7 請求の処理の時間枠及び達成指標
- 7.1 請求は、各請求の種類及び段階に応じて 7.2 の表に記載された時間枠に従って取り扱う。
- 7.2 指定された事業体は、次の表に営業日で表示された回答時間（一日八時間、休日を含まない。）を遵守しなければならない。

請求の種類	請求過程 の段階	回答時間 L 1	回答時間 L 2
郵便物の状態の更新／確認	一及び二	三日	十五日
書面による配達証明（WPOD）	一	十日	—
異議申立てが行われた配達	二	—	十五日
宛名の変更又は修正、再配達、取 戻し又は配達停止	一	五日	
内容品の損傷又は亡失	一及び二	七日	十五日
誤送、転送又は継越し	一及び二	七日	十五日
税関による調査	一及び二	七日	十五日
名宛側の配達又は処理の遅延に関 する説明	一	五日	—
返送理由のない小包	一	五日	—
代金引換金額の未受領	一及び二	七日	十五日
受取通知	一及び二	七日	十五日

- 7.3 調査請求の過程の終わりに、責任を有する指定された事業体は発送側の指定された事業体に請求者に対する賠償を認める適切な承認コードを提供しなければならない。
- 7.4 責任を有する指定された事業体が定められた時間内に承認コードを返信することができない場合又は受領した情報が 25-001.1 及び 2 の規定に定める最終の回答とみなすことができない場合には、差出側の指定された事業体は権利者に対し名宛側の指定された事業体に代わって機械的に賠償を行う。
- 7.5 通常郵便物について、31-104 に規定する補足的な補償金プログラムに参加する指定された事業体は、このような補償金の追加が認められるためには、また、32-201 に定める I B I S 利用による到着の陸路割当料の割増金を受領するためには、8.1 に定める調査請求に対する定められた時間内での回答について、最低、目標の八十パーセントを達成することが求められる。小包について、33-201 に規定する I B I S の利用による到着の陸路割当料の割増金を受領するためには、指定された事業体は、8.1 から 8.3 に定めるところにより、定められた時間内での回答について、最低、目標の九十パーセントを達成し、かつ、受領した請求及び回答の開封について、平均八営業時間内を達成することが求められる。ただし、指定された事業体は、3 に定める二段階の調査請求の過程の流れについて、目標の九十五パーセントを達成することを奨励される。
- 8 取扱いの効率性及び措置の質は、次の達成指標に基づいて分析される。
- 8.1 定められた時間内での回答 合意された第一段階及び第二段階の回答時間内になされた回答
- 8.2 通常郵便物については、請求の取扱いを開始した時間、小包については、受領した請求の制限時間内の取扱い開始
- 8.3 小包については、受領した回答の制限時間内の開封
- 8.4 第一段階から第二段階に移行させるのに要した時間
- 8.5 未解決のメッセージ 定められた回答時間内に回答されていない調査請求及び報告書が作成されるときに回答されていない調査請求
- 8.6 初回回答による解決率
- 8.7 最終回答までの合計期間

22-001

指定された事業体の責任の適用

1 原則

- 1.1 ECOMPRO小包を除き、指定された事業体が責任を負うべき郵便物については、郵便物が開袋によって運送された場合、開袋によって運送された場合、及び小包に配達不能の理由が記載されないで返送された場合のいずれであっても責任を負う。
- 1.2 不可抗力による危険を負担することを約束する指定された事業体は、自国内で差し出された通常郵便物及び小包の差出人に対し、当該郵便物の全ての運送路において不可抗力により生ずる亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この約束には、転送又は差出元への返送の経路も含まれる。
- 1.3 自己の業務において、亡失、盗取、損傷又は理由のない返送が生じた指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、当該亡失、盗取、損傷又は理由のない返送が不可抗力に該当する事情によるものであるかないかを決定しなければならない。差出国の指定された事業体が請求するときは、当該差出国の指定された事業体には当該事情を通報する。
- 1.4 代金引換郵便物の交換に参加する指定された事業体は、引換金を徴収しないで又は引換金額を下回る額を徴収して代金引換郵便物を配達したことについて、引換金額を限度として責任を負う。指定された事業体は、引換金の徴収及び発送において生じる遅延について、いかなる責任も負わない。

2 賠償金

2.1 通常郵便

- 2.1.1 書留郵便物の亡失、又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合につき条約第二十二條 2.1 に規定する賠償金の額は、書留郵便物一通につき三十SDRとする。書留としたM郵袋の亡失、全部の盗取又は全面的損傷に対する賠償金は、郵袋一個につき百五十SDRとする。郵便物の差出しの際に差出人が納付した料金及び課金（書留料を除く。）は、支払われるべき賠償金の総額を決定するために加えるものとする。
- 2.1.2 部分的盗取又は部分的損傷が生じた書留郵便物につき条約第二十二條 2.2 に規定する賠償の額は、2.1.1 に定める亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷が生じた書留郵便物に対する賠償の額を超えてはならない。

2.2 小包

- 2.2.1 条約第二十二條 3.1 に規定する賠償金は、普通小包については、小包一個当たり四十SDRの料率及びその重量キログラムにつき四・五〇SDRの料率を組み合わせる計算した額を超えてはならない。郵便物の差出しのために納付した料金及び課金は加えるものとする。
- 2.2.2 指定された事業体は、相互の関係において、小包の重量のいかなるを問わず、小包一個当たり百三十SDRの額を適用することについて取り決めることができる。
- 2.2.3 部分的盗取又は部分的損傷が生じた普通小包につき条約第二十二條 3.2 に規定する賠償の額は、2.2.1 又は 2.2.2 に定める賠償の額を超えてはならない。
- 2.2.4 亡失又はその内容品の全部又は一部の盗取若しくは損傷が生じた保険付小包に関する賠償金は、条約第二十二條 4 に定める額を限度とする。
- 2.2.5 小包に関する理由のない返送に対する賠償金は、条約第二十二條 6 の規定に従って、当該小包が差出国において差し出された際に差出人が支払った料金及び名宛国からの小包の返送によって発生した費用の合計に相当する額とする。

3 小包の賠償金の支払条件

- 3.1 仲介する指定された事業体又は名宛国の指定された事業体の責任から生じる賠償金の支払いは、次の条件に従う。
- 3.1.1 17-215.1.5 の規定が適用される場合を除くほか、小包は、万国郵便連合の技術標準 S10 に適合するバーコードが付された固有の郵便物識別子によって識別されなければならない。
- 3.1.2 調査請求は、両指定された事業体が I B I S を使用している場合には、差出国側の指定された事業体はそのシステムに入力しなければならない。
- 3.1.3 責任を有する指定された事業体が I B I S を使用していない場合には、請求は 21-002 の規定により行われなければならない。

23-001

盗取され又は損傷した書留郵便物、保険付郵便物又は小包の配達

- 1 盗取された又は損傷した書留郵便物又は保険付郵便物若しくは盗取され又は損傷した小包の配達局を配達する指定された事業体は、立会検査調書 CN24 を作成し、これにできる限り受取人に連署させる。確認は、ビデオ会議、若しくは電子メール又は安全な書類伝送による証拠写真の送信等の電子的手段により行うことができる。立会検査調書 CN24 は、電子署名付きの電子メールにより送付することができる。写しの一通は、受取人に交付し、受取人が郵便物の受取りを拒絶した場合又は郵便物が転送される場合には郵便物に添付する。他の写しは、当該調書を作成した指定された事業体が保管する。立会検査調書の写しの一通は、書留郵便物、電子メール又は他の電子的手段により、オンラインの通常郵便に関する通報類集又は小包郵便に関する通報類集に記載された差立側の交換局が属する国の適当な郵便局に送付する。
- 2 1 若しくは 17-131.11 又は 17-227.2 に従って立会検査調書 CN24 の写しを受領した差立国の指定された事業体は、当該郵便物が盗取され又は損傷したことを差出人に通知しなければならない。
- 3 17-131.11 の規定に従って作成された調書 CN24 の写しは、郵便物に添付し、その郵便物を配達する場合には、名宛側の指定された事業体の規則に従って取り扱う。受取人がその郵便物の受取りを拒絶した場合には、調書 CN24 の写しは、その郵便物に添付したままとする。

- 4 1の規定に従って取り扱われる郵便物は、受取人が調書C N24に連署することを拒絶した場合において、名宛側の指定された事業体の規則が差出人への返送を規定しているときは、差出人に返送する。
- 5 条約第二十三条1の規定に従って負担する小包についての責任を他の指定された事業体と分担しなければならない場合には、そのための請求は、調書C N24の電子的な写し又はその翻訳を添付した上、インターネットによる調査請求システムを使用して記録する。必要があるときは、17-227.2に規定する点検状C P78の電子的な写しもインターネットによる調査請求システムを使用して提供する。

24-001

差出人の責任の立証

- 1 損害が差出人の過失によるものであることを確認した指定された事業体は、その旨を差出側の指定された事業体に通報するものとし、差出側の指定された事業体は、必要があるときは、差出人に対して訴えを提起する。
- 2 差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、通常郵便物について、1の規定に関連して、差出人が負担すべき額に関する計算手続の作成について合意することができる。

25-001

賠償金の支払

- 1 差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体は、運送に参加しかつ正規に照会を受けた指定された事業体が、(1) 請求が21-003に定める手続に従ってI B I Sにより行われた場合又は(通常郵便物についてのみ) 請求の受理を確認することのできるファクシミリその他の電子的手段によって問題が通報された場合にあっては当該請求の受理の日から起算して三十日、若しくは(2) (通常郵便物についてのみ) 調査請求書C N08が郵便によって送達される場合にあっては当該請求の受理の日から起算して二箇月を経過する時まで、当該問題を最終的に解決しないとき又は次のいずれかのことについて通報しなかったときは、権利者に対し、当該運送に参加した指定された事業体に代わって賠償を行うことができる。
 - 1.1 損害が不可抗力によるものであると思われること。
 - 1.2 郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によって保留され、没収され若しくは棄却され、又は名宛国の法令に基づいて差し押さえられたこと。
- 2 この場合において、当該運送に参加しかつ正規に照会を受けた指定された事業体は、当該差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が、権利者に支払った賠償金、郵便料金及び課金の額の償還の請求を拒むことができない。
- 3 通常郵便物について、調査請求書C N08を使用する指定された事業体については、1に定める二箇月の期間は、名宛側の指定された事業体が、係る郵袋の送付に関する必要な情報を含め、完全に記入された調査請求書C N08を受領した日から起算される。
- 4 差出側の指定された事業体は、名宛側の指定された事業体が、21-002.1.9の規定に従い、調査郵便物の配達証明の提供のため、差出側の指定された事業体から行われた請求について正規に照会を受けた後、差出側の指定された事業体によりその請求が送付された日から三十日を経過するときまでに、業務の不適切な実施に関する二回目の調査請求に対する回答を行わなかったときは、権利者に対し、その指定された事業体に代わって賠償を行うことができる。
- 5 差出側の指定された事業体又は名宛側の指定された事業体は、場合により、調査請求様式の記載が不十分又は不正確なことにより追加の情報又は訂正を求められる場合であっても、1に規定する期間を経過したときは、権利者に対し賠償を行うことを延期することができる。賠償金は、21-003に定める手続に従って、I B I Sにより受領した請求の場合若しくは通常郵便物について、ファクシミリその他の電子的手段によって送付された様式C N08による請求を受領した場合には三十日(郵便により送付された様式C N08を受領した場合又は前述の請求の補足又は訂正の日から起算して二箇月)の延期期間の終了時までには支払うことができる。この調査請求に関する追加の情報又は訂正がなければ、関係の指定された事業体は権利者に対し賠償を行わないことができる。
- 6 代金引換郵便物に関する調査請求については、差出側の指定された事業体は、名宛側の指定された事業体が正規に照会を受けた後1に定める期間と同一の期間を経過する時までには問題を最終的に解決しない場合には、権利者に対し、当該名宛側の指定された事業体に代わって引換金の額まで賠償を行うことができる。
- 7 調査請求の取扱期間及び解決期限並びに賠償金の支払及び支払を行う指定された事業体への償還の期間及び条件については、二国間の合意がある場合を除き、いかなる留保もこの規定には適用されない。

25-002

賠償金の支払期間

- 1 賠償金の支払は、できる限り速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して三箇月の期間内に行わなければならない。
- 2 賠償金の支払期間については、二国間の合意がある場合を除き、いかなる留保もこの規定には適用されない。

25-003

賠償金の自動支払

「仲介業務又は名宛業務が行う通報」、「名宛業務が行う通報」及び「最終回答」の欄が完全に記入されていない様式C N 08 の返送は、25-001 の意味での最終的な回答とはみなされない。

25-004

指定された事業体間における責任の決定

- 1 郵便物の差立便の受領の際に、相違の通報をすることなく受け取り、かつ、全ての所定の調査に係る資料を受領した指定された事業体は、当該郵便物を受取人に配達し又は他の指定された事業体に正規に送達したことを立証することができない場合には、反証が提示される時まで責任を負う。そのような相違は、通常郵便物の場合には、点検状C N43 により、小包の場合には、点検状C N43 及び/又はC P78 又は引渡明細表C N37、C N38 又はC N41 により、若しくはこの施行規則において定める点検状又は引渡明細表と同等の電子データにより通知する。
- 2 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係する指定された事業体は、平等に損害を分担する。
 - 2.1 書留郵便物の亡失の場合は、この原則は 18-101（書留郵便物）の適当な規定に合致する固有の識別子を有する書留番号票符C N04 により識別される郵便物にのみ適用する。そうでなければ、差出側の指定された事業体のみが損失を負担しなければならない。
 - 2.2 普通小包の場合において、重量一キログラムの一の小包につき 22-001.2.2 の規定に従って計算する額を超えない額の賠償金については、仲介する指定された事業体を除き、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体が平等にこれを分担する。
- 3 保険付郵便物に関しては、指定された事業体は、いかなる場合にも、自己の採用する保険金額の最高限度額を超えて他の指定された事業体に対し責任を負うことはない。
- 4 保険付郵便物の業務を行っていない指定された事業体は、当該郵便物の閉袋継越しに関し、書留郵便物又は普通小包について定められている責任を負う。この4の規定は、自己が利用する船舶内又は航空機内にある保険付郵便物についての責任を認めない指定された事業体に対しても適用する。
- 5 保険付郵便物の亡失、盗取又は損傷が、保険付郵便物の業務を行わない仲介する指定された事業体の属する国の領域において又は当該仲介する指定された事業体の業務において生じた場合には、差出側の指定された事業体は、当該仲介する指定された事業体が負担しない損害を負担する。この5の規定は、損害の額が、仲介する指定された事業体が採用する保険金額の最高限度よりも高い場合にも適用する。
- 6 徴収が免除されなかった関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う指定された事業体が負担する。
- 7 賠償金を支払った指定された事業体は、当該賠償金の額を限度として、受取人、差出人又は第三者に対する権利につき当該賠償金を受け取った者に代位する。

25-005

指定された事業体の責任の決定のための手続

- 1 仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体は、次の場合には、25-004 の規定が適用されない限り、反証が挙げられる時まで全ての責任を負わない。
 - 1.1 差立便の点検並びに事故の確認に関する規定を遵守した場合
 - 1.2 調査される郵便物に関する業務書類が保存期間の満了によって棄却された後に調査請求を受領したことを立証することができる場合。この条件は、請求者の権利を害するものではない。
 - 1.3 書留郵便物の個別記入の場合において、差出側の指定された事業体が書留目録C N33 へ書留郵便物の詳細な記入を行わなかったために、調査対象となっている書留郵便物を正規に引き渡したことを立証することができない場合
- 2 書留郵便物又は保険付郵便物の差出側の指定された事業体は、当該書留郵便物又は当該保険付郵便物の引渡しを受けた交換局から、点検の後に利用することのできる最初の便により、当該書留郵便物又は当該保険付郵便物の包装物の全体若しくは当該書留郵便物又は当該保険付郵便物自体の不着又は異状を確認する調書C N24 の送付を受けなかった場合には、反証が挙げられる時まで全ての責任を負わない。
- 3 書留郵便物又は保険付郵便物の盗取又は損傷が名宛国（差出人への返送の場合には、差出国）において確認された場合には、名宛国（又は差出国）の指定された事業体が次のことを証明するものとする。
 - 3.1 通常郵便物
 - 3.1.1 包装物、封筒又は納器及びその封かん並びに郵便物の包装及び封かんに盗取又は損傷の明らかな形跡がなかったこと。
 - 3.1.2 保険付郵便物については、差出しの際に確認された重量が変化していなかったこと。
 - 3.1.3 指定された事業体は、書留郵便物又は保険付郵便物が不可抗力によって亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、その亡失、盗取又は損傷が自国の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出側の指定された事業体の双方が負担している場合に限り、差出側の指定された事業体に対し責任を負う。
 - 3.2 小包
 - 3.2.1 小包の包装及び封かんに盗取又は損傷の明らかな形跡がなかったこと

- 3.2.2 保険付小包については、差出しの際に確認された重量が変化していなかったこと
- 3.2.3 閉鎖した納器により送達した小包については、納器及びその封かんに異常がなかったこと
- 4 小包にのみ適用される追加的な規定
- 4.1 一括記入方式で送達される小包の場合には、いずれの関係する指定された事業体も、責任の分担を拒む目的で、受領した郵袋中にあった小包の数が小包目録に記載された数と相違していることを主張することができない。
- 4.2 一括記入方式による送達の場合には、常に、関係する指定された事業体は、合意によって定める特定の種類の小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について責任を分担することについて取り決めることができる。
- 4.3 指定された事業体は、小包が不可抗力によって亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、その損害が自国の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出側の指定された事業体の双方が負担している場合に限り、差出側の指定された事業体に対して責任を負う。
- 5 3に定める証明がされたときは、他のいずれの関係する指定された事業体も、異議の申立てを受けることなく郵便物をその次の指定された事業体に引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

26-001

支払われた賠償金の航空運送企業からの回収

- 1 亡失、盗取又は損傷が航空運送企業の業務において生じた場合には、差出人に支払われた賠償金の額は、次の指定された事業体が運送企業から回収する。
- 1.1 差出側の指定された事業体が航空会社と直接運送料の決済を行う場合には、差出側の指定された事業体
- 1.2 差出側の指定された事業体が航空会社と直接運送料の決済を行わない場合には、運送料を受領した指定された事業体。差出人に支払われた賠償金の額は、運送料を受領した指定された事業体が差出側の指定された事業体に対して償還する。

26-002

支払を行った指定された事業体に対する賠償金の償還

- 1 責任を有する又は自己に代わって支払がされたこととなる指定された事業体は、支払を行った指定された事業体に対し、調査請求書C N08に記載された又はI B I Sにより提供された必須記入情報に基づき、権利者に支払われた賠償金、郵便料金及び課金の額を償還しなければならない。従うべき計算手続は、26-003及び26-004に定めるところによる。
- 2 権利者に対し賠償金、郵便料金及び課金を償還し、二以上の指定された事業体がこれらを分担する場合には、賠償金の請求に係る郵便物を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することのできない最初の指定された事業体が、権利者に償還された賠償金、郵便料金及び課金の全額を支払を行った指定された事業体に払い込まなければならない。当該最初の指定された事業体は、他の責任を有する指定された事業体から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を回収する。
- 3 責任のあることが正当に立証された指定された事業体であって当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずる全ての付随的な費用を負担しなければならない。

26-003

指定された事業体間の賠償金の決済

- 1 賠償金の支払の承認の発送日から一年以内に、支払する指定された事業体が、責任を有する指定された事業体の勘定の借方に記入しなかった場合には、当該承認は、無効とみなす。当該承認を受領した支払する指定された事業体は、支払った賠償金の償還を請求する権利を失う。ただし、通常郵便物については、26-004.1.5の規定に従って、承認された計算書C N48が総差引計算書C N52に含められた場合を除く。
- 2 責任があると認められた場合及び25-001.1に定める場合には、賠償金の額は、当然のこととして、何らかの差引計算により、直接又は責任を有する指定された事業体との差引計算書を定期的に作成している指定された事業体を通じ、責任を有する指定された事業体から回収することができる。
- 3 差出人又は受取人が賠償金の額の返付と引換えに、後日発見された郵便物を受け取った場合には、当該賠償金の額は、損害を負担した指定された事業体に返還する。この返還は、返付の日から起算して一年の期間内に行わなければならない。
- 4 通常郵便物については、指定された事業体は、権利者に支払った賠償金であって正当性を有していると認めたものについて定期的に精算を行うことについて取り決めることができる。
- 5 差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、権利者に支払を行わなければならない指定された事業体が全面的に損害を負担することについて取り決めることができる。
- 6 貸方の指定された事業体に対する償還は、35-005に定める支払に関する規則により行う。

26-004

賠償金として支払うべき額の差引計算

- 1 通常郵便物
- 1.1 貸方の指定された事業体は、責任を有する指定された事業体に支払額を負担させる必要がある場合には、毎月又は三箇月ごとに計算書C N48を作成する。

- 1.2 35-001 に定める差引計算の様式の送付及び承認の手続は、計算書C N48 に適用する。
- 1.3 計算書C N48 は、計算書が関係する期間の終了後遅くとも二箇月の期間内に、借方の指定された事業体に送付する。
- 1.4 計算書C N48 の承認の期間は、二箇月とする。
- 1.5 差引計算は、原則として、個別の精算を行う。ただし、指定された事業体は、この計算書を特別計算書C N51 若しくは総差引計算書C N52 又は場合により計算書C P75 とともに決済することを取り決めることができる。

2 小包

- 2.1 責任がある指定された事業体に支払額を負担させる必要がある場合であって、支払額が数口あるときは、それらの額は、様式C N48 に要約する。その合計額は、35-014 に規定する計算書C P75 に転記する。
- 2.2 様式C N48 を通じて受領された 25-001 に関連しない賠償金請求に対して異議申立てが行われた場合には、差出側の指定された事業体は、その請求に I B I S が使用されていない場合には、求めに応じてその請求の証拠を提供しなければならない。

第七節

補償金

27-001

継越料の差引計算

- 1 平面路納器の継越料及び航空継越閉袋の取扱料の差引計算は、差出側の指定された事業体ごとに、継越しを行う指定された事業体が35-011に定めるところにより行う。当該差引計算は、関係する期間を通じて差し立て、かつ、継越しを行う指定された事業体を受領した継越閉袋の重量を基礎とする。当該差引計算については、27-103に定める料率を適用し、27-201に規定する開袋継越小包に適用する陸路割当料金を妨げるものではない。
- 2 継越料及び納器の取扱料は、閉袋の差出側の指定された事業体が負担し、4に定める例外を除くほか、通過国の指定された事業体又は自国の業務が閉袋の陸路運送若しくは海路運送に参加する国の指定された事業体に支払う。
- 3 継越閉袋の海路運送料は、当該閉袋の差出側の指定された事業体と海路運送会社又はその代理店との間で直接決済することができる。関係する船積港が所在する国の指定された事業体は、事前の同意をしなければならない。
- 4 27-003に定める継越料率は、関係する指定された事業体の間で、取決めがある場合を除くほか、航空閉袋につき利用される陸路又は海路の運送について適用する。ただし、次の運送については、陸路の継越料を課さない。
 - 4.1 同一都市の二の積換地点の間における納器の積換運送
 - 4.2 いずれかの都市の積換地点と当該都市にある倉庫との間における、納器の継送のための往路及び復路の運送

27-002

継越料の適用

- 1 二国間で直接行われる海路運送であってその一方の国の船舶によるものは、特別の合意がない限り、第三国業務とみなす。
- 2 海路継越しは、閉袋が差出側の指定された事業体によって指定された海運会社に引き渡された時に始まり、名宛側の指定された事業体に引き渡された時又は名宛側の指定された事業体が荷渡指図書若しくはその他の関係書類を受領した時のいずれか早い時期に終わる。差出側の指定された事業体によって支払われる海路継越料は、到着港において海運会社が負う全ての費用を含む。名宛側の指定された事業体へ通知がされる以前に生じる、港湾使用料、運河利用料、関連業務に係るターミナル使用料又は埠頭使用料及びコンテナ又は大口発送のためのその他の類似の料金のような追加料金を支払う必要がある場合には、名宛側の指定された事業体は、差立側の指定された事業体からこれらの追加料金の償還を受ける。ただし、閉袋の引取りが可能である旨海運会社から通知された後に生じる保管のための費用は名宛側の指定された事業体が負担する。
 - 2.1 2の規定にかかわらず、差立局が17-010.4.1に規定する引渡明細表C N37又は同等の電子データの写しを遅滞なく送付することを怠る場合には、閉袋の名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体から港湾保管料に相当する額を徴収する。
 - 2.2 追加の海路継越料の償還は、35-011の継越料特別計算書C N62の二により請求しなければならない。
- 3 他国の運送業者が、17-112の規定により、自国の業務の関与なしに自国の領域を通過する場合には、このようにして送達される閉袋について陸路継越料の支払を課さない。
- 4 住所、電話番号、ファクシミリ及び電子メールアドレスを含む船便郵便物に関する現行の連絡先は、加盟国及び指定された事業体並びに限定連合の宛名、長官及び高級職員の表において、船便郵便物を送付し及び受領する全ての国のために管理しなければならない。輸入及び輸出の業務を行う指定された事業体の中で部門が異なる場合には、二つの連絡先を含める必要がある。一般的なメールアドレス（例えば、seamail@xxpost.com）は、指定された事業体における事前通知の紛失を避けるために、できる限り、準備されなければならない。

27-003

継越料率

- 1 閉袋の差出側の指定された事業体が負担する継越料は、次の構成要素を基礎として計算する。

- 1.1 継越閉袋の取扱料率は、重量一キログラムごとに、二千二十二年については〇・五七一SDR、二千二十三年については〇・五八五SDR、二千二十四年については〇・五九九SDR、二千二十五年については〇・六一三SDRとする。
- 1.2 距離による料率は次のとおりとする。
 - 1.2.1 航空運送によるもの 34-101に規定する式に基づき、郵便業務理事会が定める航空運送の基本料金率
 - 1.2.2 陸路運送によるもの
 - 1.2.2.1 一、〇〇〇キロメートルまでの場合：重量一キログラムごと及び距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・四二六SDR、二千二十三年については千分の〇・四三七SDR、二千二十四年については千分の〇・四四七SDR、二千二十五年については千分の〇・四五八SDR
 - 1.2.2.2 一、〇〇〇キロメートルを超えて三、〇〇〇キロメートルまでの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・一八二SDR、二千二十三年については千分の〇・一八七SDR、二千二十四年については千分の〇・一九一SDR、二千二十五年については千分の〇・一九六SDR
 - 1.2.2.3 三、〇〇〇キロメートルを超えて五、〇〇〇キロメートルまでの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・一五九SDR、二千二十三年については千分の〇・一六三SDR、二千二十四年については千分の〇・一六七SDR、二千二十五年については千分の〇・一七一SDR
 - 1.2.2.4 五、〇〇〇キロメートルを超える場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・一〇六SDR、二千二十三年については千分の〇・一〇八SDR、二千二十四年については千分の〇・一一一SDR、二千二十五年については千分の〇・一一三SDR
 - 1.2.2.5 距離による料率は、距離段階一〇〇キロメートルごとに、各距離段階の中央値により計算されるものとする。
 - 1.2.3 海路運送によるもの
 - 1.2.3.1 一、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び距離一海里（一、八五二メートル）ごとに、二千二十二年については千分の〇・二〇四SDR、二千二十三年については千分の〇・二〇九SDR、二千二十四年については千分の〇・二一九SDR、二千二十五年については千分の〇・二一九SDR
 - 1.2.3.2 一、〇〇〇海里を超えて二、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・一一三SDR、二千二十三年については千分の〇・一一五SDR、二千二十四年については千分の〇・一一八SDR、二千二十五年については千分の〇・一二一SDR
 - 1.2.3.3 二、〇〇〇海里を超えて四、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇七三SDR、二千二十三年については千分の〇・〇七五SDR、二千二十四年については千分の〇・〇七六SDR、二千二十五については千分の〇・〇七八SDR
 - 1.2.3.4 四、〇〇〇海里を超えて一〇、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇〇八SDR、二千二十三年については千分の〇・〇〇八SDR、二千二十四年については千分の〇・〇〇九SDR、二千二十五については千分の〇・〇〇九SDR
 - 1.2.3.5 一〇、〇〇〇海里を超える場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年から二千二十五年については千分の〇・〇〇三SDR
 - 1.2.3.6 距離による料率は、距離段階一〇〇海里ごとに、各距離段階の中央値により計算されるものとする。

27-004

キロメートルによる距離

陸路につき27-003による継越料の決定に当たり使用する距離は、国際事務局が発行する継越料の決定に当たり使用するキロメートルによる距離表による。

27-005

特殊業務及び複合運送

- 1 27-003に定める継越料は、指定された事業体が他の指定された事業体の依頼によって特に開設し又は維持する特殊業務による運送については、適用しない。この種の運送の条件は、関係する指定された事業体の間の合意によって定める。
- 2 いずれかの指定された事業体の発出した平面路差立便が陸路と海路とを組み合わせた運送手段によって継送される場合には、その継送の条件は、関係する指定された事業体の間の特別な合意によって定める。

34-001

航空運送料の支払

- 1 航空差立便の航空運送料は、指定された事業体が、全部又は一部の距離について航空差立便を航空輸送した航空会社に支払う。指定された事業体は、関係する航空会社と他に合意のない限り、係争になっていない航空運送料の額を、航空会社からの関係する請求書の受領後2か月以内に支払わなければならない。
- 2 1の規定にかかわらず、航空差立便を運送する航空会社は、当該航空会社がそのために協定を結んだ指定された事業体のうち任意の一指定された事業体に対して航空運送料が支払われることを要求することができる。
- 3 開袋継越しの優先郵便物、航空郵便物及びSAL郵便物の全ての航空運送料は、航空路により継送を行う場合は、これらの郵便物の継送を行う指定された事業体に支払う。

4 二の異なる航空会社の間で直接積み換えられる航空差立便の航空運送料については、他の規定が適用される場合を除くほか、差出側の指定された事業体は、次のいずれかの航空会社と決済する。

4.1 次の航空会社への航空運送料の支払を引き受ける最初の航空会社

4.2 積換えに係る各航空運送企業

35-001

明細表及び計算書の送信及び承認

- 1 全ての明細表及び計算書の様式は電子的手段により送信されるものとし、この方法が利用できない場合には、書留郵便物として二通を送付されなければならない。
- 2 各指定された事業体は、国際事務局の仲介により、他の指定された事業体に対して、全ての計算書の様式を送付すべき電子的な及び郵送用の宛名を通報しなければならない。
- 3 貸方の指定された事業体から明細表及び計算書が適用される送達期間内に送付されなかった場合には、借方の指定された事業体は、計算書を審査し及び承認することを拒絶することができる。
- 4 明細表又は計算書の承認期限は、両方の送付手段（電子的手段又は書留郵便物）について適用する。承認の期間は、初期の値として、その様式が作成された日付から開始するものとする。書留郵便物により送付した場合であって、明細表及び計算書が作成された日付（これらの様式が作成されたときの日付と一致するもの）が、これらの様式を受領した日付から二週間を超えて相違している場合には、受領側の指定された事業体は、相手側の指定された事業体に、承認期間は明細表又は計算書を受領の日から起算することを通報する権利を有する。
- 5 明細表又は計算書の承認は、なんら変更又は修正が行われずに署名された様式の写しを、その様式を作成した指定された事業体に送付することにより成立するものとする。これらの様式は電子的手段により送信するものとし、この方法が利用できない場合には、書留郵便物として送付する。
- 6 SDRを用いて様式に作成された各勘定の金額において、合計額又は差引額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 7 これらの様式に記入された勘定の相違額は、各勘定につき合計九・八〇SDRを超えない場合には、考慮しない。
- 8 明細表又は計算書を作成した指定された事業体が、その様式に適用される承認の期間内に、その様式を受領した相手側の指定された事業体から何らの修正の通知又は承認を受領しなかった場合は、その様式は正当に承認されたものとみなす。正当に承認されたとは、なんら変更又は修正が行われずに、提供されたとおり承認されたことをいう。
- 9 様式を受領した指定された事業体によって修正の通報が送付された場合又は様式の内容に関する討議が開始された場合は、承認の遅延は、それ以降は適用されないものとする。ただし、双方の指定された事業体は、速やかに事案を決着するよう常に努めなければならない。原初の明細表又は計算書を送付した指定された事業体が、修正版を送付する場合は、当該修正版について5の規定が適用される。

35-002

計算書の決済一原則

- 1 郵便業務から生ずる国際的な勘定の指定された事業体間の決済については、これに関する取決めがある場合には、一般の取引とみなし、関係加盟国の通常の国際的な義務に従って行うことができる。この種の取決めがない場合には、これらの勘定の決済は、次に定める規定に従って行う。
- 2 承認された計算書は、二の指定された事業体の間の最終差引計算書を作成する場合には、必要に応じ、その基礎として使用する。
- 3 指定された事業体は、二国間で、国際事務局の多数国間相殺システムを通じて、又は他のあらゆる勘定の決済システムによって、勘定をすることができる。国際事務局により多数国間で行われる相殺には、そのシステムへの加入を通告する協定に署名した指定された事業体のみが参加することができる。
- 4 二千二十年については、二種類の到着料率が適用される場合には、第二十九条七の規定を行使する指定された事業体は、貸方の指定された事業体に関係なく、勘定の決済のため、二千二十年一月から六月までの期間及び二千二十年七月から十二月までの期間について、個別の料金率を反映して、様式C N61 を作成する。二千二十年における修正された様式C N61 に基づく勘定の決済の期日のみの適用上、第二十九条七の規定を行使する指定された事業体は、貸方の指定された事業体とみなす。
- 5 貸方の指定された事業体は、借方の指定された事業体と協議の上、決済方法を選択する。意見の相違があるときは、常に貸方の指定された事業体の選択が優先する。国際事務局の多数国間相殺システムによる決済の場合には、貸方の指定された事業体及び借方の指定された事業体の双方が関係する加入協定に署名していなければならず、かつ、関係する勘定をこのシステムに含めることを取り決めなければならない。

35-003

国際事務局の相殺システムによる計算書の支払

国際事務局の相殺システムによる計算書の決済は、UPU*Clearing ユーザーグループが定める規定に従って行う。

国際事務局の相殺システムにより決済が行われない計算書の支払

- 1 債務額は、貸方の指定された事業体が借方の指定された事業体と協議して選択した通貨で支払う。意見の相違があるときは、全ての場合に貸方の指定された事業体の選択が優先しなければならない。貸方の指定された事業体が特定の通貨を指定しない場合には、借方の指定された事業体がこれを選択する。
- 2 決定する選択された通貨での支払額は、SDRで表示された計算書の差額と等価でなければならない。
- 3 選択された通貨で支払うべき額は、4に規定する場合を除くほか、次の規定に従ってSDRを支払通貨に換算して確定する。
 - 3.1 SDRに対する交換割合が国際通貨基金によって公表されている通貨の場合、支払の前日に有効であった交換割合又は最新の公表された交換割合を適用する。
 - 3.2 他の支払通貨の場合、まず、SDRによる額を最新の公表された交換割合を適用して、国際通貨基金によってSDRの交換割合が毎日公表されている仲介通貨に換算する。次いで、仲介通貨の額を、借方の国の外国為替市場で建てられた最新値を適用して、支払通貨に換算する。
 - 3.3 35-012に規定する仮払を行う場合には、上記3.1及び3.2に記載された手続は異なる。SDRに対する交換割合がIMFによって公表される通貨の場合、当該年の六月三十日又は同日が休日の場合は、翌営業日に有効な交換割合を適用する。3.2に定める場合には、仲介通貨への交換は、当該年の六月に公表された最新の交換割合によって行う。
- 4 貸方の指定された事業体及び借方の指定された事業体が、双方の合意により、IMFの加盟国でなく、当該国の法律が3の規定の適用を認めない国の通貨を選択した場合には、関係する指定された事業体は、SDRと選択された通貨との間の比率について取り決める。
- 5 公的外国為替市場又は一般に認められた外国為替市場での通貨の等価を決定するためには、貿易取引の大部分において適用される為替相場の終値又は最新値に基づくものとする。
- 6 借方の指定された事業体は、支払の当日に、選択された通貨の額を、郵便振替又は、双方の指定された事業体が受け入れることができるその他の手段により送付しなければならない。貸方の指定された事業体が特に送金の手段を指定しない場合は、借方の指定された事業体がこれを選択する。
- 7 貸方の指定された事業体は、小切手又は振替の送付先の変更がある場合には、国際事務局が発行する回章により、公表しなければならない。
- 8 借方の国において徴収される支払のための費用（諸料金、手形交換の費用、引当金、手数料等）は、借方の指定された事業体が負担する。貸方の国で徴収される費用（第三国の仲介銀行が徴収する支払費用を含む。）は、貸方の指定された事業体が負担する。料金免除の郵便振替が使用される場合において、借方の指定された事業体と貸方の指定された事業体との間に直接の交換がないときは、料金免除は、借方の指定された事業体と貸方の指定された事業体との間の仲介を行う第三国の交換局によっても認められる。
- 9 振替指図書又はその他の手段により行われた支払が発送された時と貸方の指定された事業体がそれを受領した時との間に、3、4又は5の規定に従い計算された選択された通貨の等価に変動が生じた場合で、かつ、その変動から生じた差額が支払われるべき額（変動後に計算されたもの）の五パーセントを超えるときは、その差額は、二の指定された事業体の間で等分に負担し又は取得する。
- 10 支払は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも、決済すべき額又は残高を表示した総差引計算書及び計算書の承認の日又は正当承認の通知の日から起算して六週間の期間の満了前に行わなければならない。この期間が満了した後は、支払うべき額は、この期間の満了の日の翌日から起算して年六パーセントの割合で利子を生ずる。支払とは、資金若しくは証書（小切手、手形等）の発送又は借方の国において送金を担当する機関による振替指図書若しくは払込指図書の作成をいう。銀行送金ができない状況が生じ、借方の国が承認された計算書について支払ができない場合には、借方及び貸方の指定された事業体は、国際事務局に当該支払送金を容易にするための援助を要求することができる。当該支払送金のため国際事務局に援助を要求した借方の指定された事業体は、当該要求を書面で確認し、二の指定された事業体の間で直接支払ができない証拠及び計算書が承認された証拠を提供しなければならない。
- 11 10に定める六週間の期間を経過した場合は、貸方の指定された事業体は、借方の指定された事業体により行われるべき支払について、その貸方の指定された事業体との間で決済を行っている当該借方の指定された事業体に対して負債がある他の指定された事業体を介して、借方の指定された事業体の債務を回収する方法を採ることを、二国間の関係において、借方の指定された事業体に請求することができる。この仕組みを運用させるため、三者の全ては、この目的のために作成された手続に合意しなければならない。
- 12 支払が行われる場合において、支払書（小切手、手形等）には、支払われる合計額に係る各計算書の項目、期間、SDRによる額、使用した換算率及びその換算率の適用日に関する詳細を添える。振替指図書又は支払証書に必要な詳細を添えることができない場合には、支払の行われる日に、説明状を電子的手段により又は最も速達の線路（航空路又は平面路）を用いて郵便により送付しなければならない。詳細の説明は、フランス語又は支払を受ける指定された事業体に通用する言語で記載しなければならない。

SDRで表示された債務の支払。一般的規定

- 1 次に定める支払規則は、SDRで表示され、かつ、郵便業務から生ずる全ての債務について適用される。これらの債務は、国際事務局が作成する総計算書若しくは計算書又は国際事務局の仲介なしで作成される差引計算書若しくは計算書から生ずるものである。この支払規則は、また、差額、利子又は必要があるときは内払金の決済に関するものとする。
- 2 指定された事業体は、事前に払い込まれる内払金により弁済を行うことができる。この内払金の金額は、債務が確定した場合には、その債務に充当する。
- 3 指定された事業体は、支払期間が遵守されることを条件として、他の指定された事業体との関係においてSDRで設定された郵便に関する債権を自己の債権及び債務の相殺によって決済することができる。相殺は、両指定された事業体が郵便業務及び電気通信業務を実施している場合には、合意により電気通信業務の債権及び債務にも及ぼすことができる。指定された事業体の管理の下にある機関又は会社に委託されている業務から生ずる債権及び債務との相殺は、当該指定された事業体がこれに反対する場合には、行うことができない。
- 4 各種の債務を掲げた総計算書に航空郵便の計算書を含めることで、関係の航空会社に対し支払うべき航空運送料の支払を遅延させることとなってはならない。

35-006

通常郵便一標本抽出の表の作成、送付及び承認

- 1 標本抽出は、31-116及び31-118に従い、目標制度に参加している国の指定された事業体間の郵便物の交換に適用する統計のため、及び料率の変更のための二つの方法により実施することができる。
- 2 表CN53及びCN54の作成、送付及び承認
 - 2.1 表CN53は、受取局に標本抽出の詳細を提供する。標本抽出された各納器については、納器の識別子、納器の型式、郵便物の数並びに納器の総重量及び純重量を提供する。運送方法（航空路、SAL、平面路）ごと、納器の型式ごと、及び必要があるときは型ごとに別個の表CN53を作成する。
 - 2.2 目標制度における標本抽出については、表CN53は、受領側の指定された事業体で作成する。
 - 2.3 料率の変更については、表CN53は、料率の変更を請求する指定された事業体で作成し、調査日において得られた情報を通知する。
 - 2.4 表CN53を作成した指定された事業体は、暦年の四半期について、納器の型式ごと、運送方法（航空路、SAL、平面路）ごと、必要があるときは型ごとに表CN53を集約する集計表CN54を作成する。
 - 2.5 集計表CN54は、表CN53を添付の上、各四半期に、統計の対象となった最終差立便の受領後遅くとも三箇月の期間内に他の関係する指定された事業体に送付する。
 - 2.6 指定された事業体は、表CN53及び集計表CN54に代えて万国郵便連合の技術標準M50で定義されるe53メッセージ（標本抽出の電子的な表）を用いることを合意することが出来る。
 - 2.7 e53メッセージ（標本抽出の電子的な表）は、標本抽出の郵便物が型により分類されていない場合に用いる。
 - 2.8 集計表CN54又は相当するe53メッセージの承認の期間は、三箇月とする。
- 3 集計表CN54の二の作成、送付及び承認
 - 3.1 集計表CN54を作成した指定された事業体は、承認されたCN54（又はこれに相当するe53メッセージ）及び集計表CN56に基づき、運送方法ごと、必要があるときは型ごと、及び四半期ごとに抽出した差立便に関するデータを集約する年間集計表CN54の二を作成し、及び、当該年間集計表CN54の二に基づき、かつ、必要があるときは型ごとに、当該年についての一キログラム当たりの郵便物の年間通数を計算する。
 - 3.2 料率の変更については、特別統計を請求した指定された事業体は、年間集計表CN54の二に基づき、一キログラム当たりの郵便物の平均通数を計算し、また、特別統計が適用される場合には、30-112.6に定める式の適用により新たな到着料率を計算する。
 - 3.3 年間集計表CN54の二は、第4四半期に関する集計表CN54及びCN56の承認後遅くとも一箇月の期間内に他の関係する指定された事業体に送付する。
 - 3.4 年間集計表CN54の二の承認の期間は、一箇月とする。
- 4 他の関係する指定された事業体が管理上の統計を実施した場合には、次の規定による。
 - 4.1 目標制度における標本抽出については、集計表CN54の二で通知された一キログラム当たりの郵便物の年間通数は、他の指定された事業体を取りまとめた当該通数との相違が十パーセント以内かつ毎年の支払の相違が五パーセントを超えない場合には、正当とみなす。これらの制限は、到着料のための統計を実施する指定された事業体の標本抽出において、標本抽出が統計のための一般的な原則及び31-115.1.1に規定する一キログラム当たりの郵便物数の推計を遵守している場合においてのみ有効とする。
 - 4.2 料率の変更については、料率の変更の適用を要請した指定された事業体を取りまとめたデータは、他の指定された事業体を取りまとめたデータとの相違が十パーセント以内の場合には、正当とみなす。
- 5 指定された事業体間の一キログラム当たりの郵便物の年間通数が十パーセントを超える相違がある場合又は毎年の支払の相違が五パーセントを超える場合には、関係する指定された事業体は、各指定された事業体が用いた統計方法の正確性を考慮して、到着料の決済のために用いるべき数値について取り決める。

- 6 二の指定された事業体の間において、本条の適用について合意が得られない場合には、指定された事業体は、一般規則第百五十三条に定める仲裁の手續に付すことができる。

35-007

通常郵便-明細表C N55、集計表C N56及び継越閉袋の表C N69の作成、送付及び承認

- 1 名宛側の指定された事業体は、差立交換局が差し立てた各四半期の最終の差立便を受領した後、書状目録C N31の記載事項に基づき、差立便の種類ごとに、差立交換局ごとに又は名宛交換局ごとに、また、必要があるときは型ごとに、明細表C N55を作成する。
- 2 名宛国の指定された事業体は、明細表C N55に基づいて、差立便の種類ごとに、差立交換局ごと及び名宛交換局ごとに、かつ、必要があるときは、型ごとに、差立便の差立側の指定された事業体のために集計表C N56を三箇月ごとに作成する。
- 3 明細表C N55は集計表C N56の証拠書類として、差出側の指定された事業体に送付する。
- 4 平面路の継越閉袋のため、継越しを行う指定された事業体は、自局が四半期の期間に継越閉袋として継送した納器に関する自己の記録及び自局が作成した引渡明細表C N37の記載事項に従って、差出交換局及び名宛交換局ごと並びに差立便の種類ごとに継越閉袋の表C N69を作成しなければならない。
- 5 集計表C N56は、それが関係する四半期の期間の終了後遅くとも四箇月の期間内に、差立便の差立側の指定された事業体に送付する。指定された事業体は、これらの様式に代えて万国郵便連合の技術標準M51で定義されるe55メッセージ（電子的な到着料の集計表）を用いることについて合意することができる。
- 6 集計表C N56又はこれに相当するe55メッセージの承認の期間は、二箇月とする。点検の結果、相違が判明した場合には、修正した明細表C N55は、正当に修正し、かつ、承認された集計表C N56の証拠書類として添付しなければならない。差立便の名宛側の指定された事業体が当該明細表C N55に記載された修正について異議を申し立てた場合には、差立側の指定された事業体は、当該差立便の差立ての際に差立局が作成した様式C N31の写真的方法による写しを送付して、又は様式C N31が電子的手段により交換される場合には、PREDESメッセージにより、これに相当する電子的データへのアクセスを提供して、その事実を立証する。これらの様式は修正した集計表C N56及び明細表C N55の発送の日から起算して二箇月の期間内に送付しなければならない。
- 7 指定された事業体は、差立便の差立側の指定された事業体が明細表C N55又は集計表C N56を作成することについて合意することができる。この場合には、5及び6に定める承認手続を準用する。
- 8 継越閉袋の表C N69は、継越国の指定された事業体により作成され、関係する四半期の期間の終了後遅くとも四箇月の期間内に、閉袋の差立側の指定された事業体に送付する。継越閉袋の表C N69が空納器の通報を行うものである場合は、同じ期日までに差立側の指定された事業体に代えて名宛側の指定された事業体にこれを送付する。
- 9 継越閉袋の表C N69の承認の期間は、二箇月とする。

35-008 通常郵便物 外国から受領する非標本抽出の流れの差引計算

- 1 外国から受領する非標本抽出の流れは、差立便ごとの標本抽出及び査数を要しない郵便物のみから成る外国から受領する差立便により構成される。これらの流れには、書留郵便物及び保険付郵便物（UR 差立便）並びに追跡郵便物（UX 差立便）が含まれる。
- 2 外国から受領した郵便物についての支払の遅延を回避するため、指定された事業体は、次の条件を全て満たす場合には、非標本抽出の流れについて相手方の指定された事業体に、一年ごとの支払いに代えて、四半期ごとの支払いを求めることを選択することができる。
 - 2.1 四半期ごとの支払いの実施を希望する受領側の指定された事業体は、その旨を、相手方の指定された事業体に、次の年の一月一日に適用することを前年九月三十日までに通知しなければならない。
 - 2.2 相手方の指定された事業体は、同年九月三十日までに 2.1 の要請に同意するか、若しくは書留郵便物又は追跡郵便物について非標本抽出の郵便物の年間分量が十万通の基準値を超えること。書留郵便物又は追跡郵便物の計算において、年間の分量は、前年の最後の二の四半期及び当年の最初の二の四半期を考慮する。
- 3 外国から受領する非標本抽出の流れについての別個の差引計算は、次の場合には、中止することができる。
 - 3.1 受領側の指定された事業体から発送側の指定された事業体に、十一月三十日までに要請がなされた場合。この場合には、次の年の一月一日に効力を有する。
 - 3.2 発送側の指定された事業体から受領側の指定された事業体に十一月三十日までに要請がなされ、かつ、2.2 に従って計算された年間分量が、書留郵便物及び追跡郵便物について十万通以下の場合。この場合には次の年の一月一日に効力を有する。
- 4 非標本抽出の流れについて四半期ごとの支払いの要請があり、かつ、2に規定する条件を満たす場合には、次の規則が適用される。
 - 4.1 四半期ごとの差引計算書には、受領した非標本抽出郵便物についての到着料及び追加の支払いが含まれ、様式C N60 の補足的な補償金は含まれない。
 - 4.2 非標本抽出郵便物の名宛側の指定された事業体は、集計表C N56 の記載事項に基づき毎四半期計算書C N71 を作成する。

- 4.3 計算書C N71 は、承認された集計表C N56 に基づくものでなければならない。計算書C N71 は、集計表C N56 の承認後速やかに、かつ、遅くとも関係する四半期の終了後六箇月の期間内に送付されなければならない。
- 4.4 年次計算書C N71 の二は、支払われるべき額を調整するため、また、最終的な料率が合意された場合に、差額の支払いを求めるために作成される。また、年次計算書C N71 の二は、差額がない場合であっても、確認のため、また、業務の質の改善のための基金の支払いのための証拠書類として作成される。
- 4.5 年次計算書C N71 の二は、貸方が送付し、計算書C N61 に適用される期間と同様の期間内に借方によって承認されなければならない。
- 4.6 指定された事業体が、外国から受領する非標本抽出郵便物について、相手方の指定された事業体と計算書C N71 及び年次計算書C N71 の二により支払いを行う場合には、当該非標本抽出郵便物は、これら二の指定された事業体の間のC N61 から除かれる。
- 4.7 外国から受領する非標本抽出郵便物に関する支払いが、計算書C N71 及び年次計算書C N71 の二により一方的に、又は他の指定された事業体の間で双方向に行われる場合において、これら当事者が相手方に仮払を求めるときは、関係する仮払の請求は、非標本抽出郵便物についての到着料を含まない。

35-009

通常郵便-大量郵便物の差引計算

- 1 名宛側の指定された事業体は、受領した全ての大量郵便物について、書状目録C N32の記載事項に基づいて、四半期ごとの大量郵便物差引計算書C N57により通報する。
- 2 係争の際は、差立側の指定された事業体又は名宛側の指定された事業体は、相手方の指定された事業体に、係争に係る郵袋に関する書状目録C N32の写しを送付し、又は、書状目録C N32が電子的方法により交換されていた場合は、関係する電子的データへのアクセスを認めるものとする。
- 3 差立側の指定された事業体は、関係する四半期の終了後四箇月以内に提出されなかった計算書C N57の審査及び承認を拒否することができる。
- 4 計算書C N57は、作成後二箇月以内に、差立側の指定された事業体によって承認され及び決済されなければならない。
- 5 計算書C N57に仮の料率が使用されている場合には、最終的な料率が合意されたときに、金額を調整し、差額の支払いを求めるために計算書C N57の二を作成する。
- 6 計算書C N57の二は、貸方が送付し、計算書C N61に適用される期間と同様の期間内に借方によって承認されなければならない。

35-010

通常郵便-内国制度の直接利用郵便物に関する差引計算

- 1 内国制度の直接利用を予定した郵便物に関する費用については、関係する指定された事業体との間でその使用について合意した差引計算の様式により、名宛側の指定された事業体が請求書を作成する。
- 2 計算書は、名宛側の指定された事業体が定めた期間内に差立側の指定された事業体によって決済される。この期間は、当該名宛側の指定された事業体が自国の利用者のために定めた期間より不利であってはならない。名宛側の指定された事業体は、また、35-004.1の規定に従って、支払が行われるべき通貨を決定する。
- 3 内国制度の直接利用を予定した郵便物に関する計算書に関する記載事項が相違している場合には、差立側の指定された事業体は、係争に係る郵袋に添付した差引計算の様式の写真的方法による写しを送付する。

35-011

通常郵便-継越料及び到着料の計算書の作成、送付及び承認

- 1 計算書は、貸方の指定された事業体を作成して借方の指定された事業体に送付するものとする。ただし、計算書の送付は、たとえ関係の差引計算における残高が35-013.9及び10に定める最低限度額を下回る場合であっても、必要となる。
- 2 特別計算書は、次のように作成する。
- 2.1 継越料については、様式C N62を用いて、かつ、継越閉袋の表C N69から判明する各種別の郵便物の合計重量に基づいて作成する。
- 2.2 27-002.2に規定する追加の海路継越料。港湾業者から送付された請求書のような証拠書類とともに二通送付された様式C N62の二に基づく。
- 2.3 到着料については、様式C N61を用いて、かつ、集計表C N56（必要なときには、年間集計表C N54の二）及び特別計算書C N19から判明する各種別の発着郵便物の重量に基づいて算出された合計額の差に基づいて作成する。
- 3 特別計算書C N61は、当該特別計算書が関係する年の終了後できる限り速やかに、借方の指定された事業体に送付する。
- 4 特別計算書C N61 は、35-008 に定める四半期ごとに決済される郵便物の流れについての全ての数値を除く。
- 5 貸方の指定された事業体は、自己の選択により、三箇月、六箇月又は一年ごとに特別計算書C N62及びC N62の二を作成する。
- 6 借方の指定された事業体は、関係する年の終了後十箇月の期間内に自己に送付されなかった特別明細表又は特別計算書若しくは追加の計算書については、承認する義務を負わない。

- 7 特別計算書の承認の期間は、二箇月とする。
- 8 追加の特別明細表又は特別計算書は、例外的に、当該期間につき既に存在する明細表又は計算書に関係する場合に限り、借方の指定された事業体に送付することができる。追加の明細表又は計算書の発行は誤りのある業務記録の補正又は追加的な請求及び情報の裏付けを行うよう、当初の明細表又は計算書を修正するために行う。5及び6に定める条件は、これらの追加の明細表又は計算書の発行に適用されるものとし、これらの条件を満たさない場合には、借方の指定された事業体は、追加の明細表又は計算書を承認する義務を負わない。
- 9 指定された事業体は、平面路差立便及び航空差立便の到着料の計算書を別個に決済することを取り決めることができる。この場合において、関係する指定された事業体は、これらの計算書の作成、承認及び決済の手続を決定する。

35-012

通常郵便-到着料の仮払

- 1 貸方の指定された事業体は、到着料に関して、次のとおり、仮払を受ける権利を有する。
 - 1.1 一年間の仮払いは、前年の最終的な決済に使用された郵便物の重量及び、必要があるときは、統計の結果に基づいて計算される。
 - 1.2 相手方への又は相手方からの非標本抽出郵便物（35-008）について四半期ごとの決済が行われる場合には、非標本抽出の流れに関する全ての額は、仮払の請求から除かれる。
 - 1.3 借方の指定された事業体は、六月三十日より後に受け取った仮払の計算書を承認する義務を負わない。
 - 1.4 前年の計算書が決済されていない場合には、仮払は、直近の四半期について正当に承認された集計表C N56に基づいて、また、必要があるときは、仮払に関係する正当に承認された集計表C N54に基づいて計算される。
 - 1.5 一年の仮払は、遅くとも当該年の七月末日までに行う。仮払は、当該年の最終計算書が承認され又は完全に承認されたものとみなされた後、直ちに補正される。
- 2 仮払額は、二千二十年については、二千二十年一月から二千二十年六月まで適用される仮の到着料率に基づいて計算する。
- 3 1に規定する仮払に関する到着料の表C N64は、貸方の指定された事業体が関係する暦年の第二の四半期に借方の指定された事業体に送付する。
- 4 貸方の指定された事業体が二の指定された事業体によって承認された他の計算書との関連で純借方の指定された事業体となる場合、当該借方の指定された事業体は、自己に支払われる仮払いを放棄することにより、承認された自己の未払いの負債を相殺することができる。未払いの負債が必要な仮払いよりも大きい場合、当該借方の指定された事業体は、関連する年の到着料の仮払いを行うことを要求されない。また、貸方の指定された事業体は、借方の指定された事業体に対して、仮払いを両指定された事業体間において未払いとなっている負債の相殺に充てるよう要求することができる。

35-013

通常郵便-最終計算書の作成

- 1 2及び3に定める場合を除き、到着料及び継越料の支払は、特別計算書C N61及びC N62によってのみ行う。これらの計算書には、決済方法を記載する。
- 2 到着料について、仮払が行われているときは、特別計算書C N61が承認され又は正当に承認されたものとみなされた後直ちに、貸方の指定された事業体は、到着料の表C N64を作成する。
- 3 到着料の残高が、9に定めるように前の期間から繰り越される場合には、到着料の表C N64を作成しなければならない。
- 4 到着料の表C N64の承認の期間は、一箇月とする。
- 5 借方の指定された事業体が到着料の表C N64に対して行う修正には、特別計算書C N61を添付しなければならない。
- 6 業務の質の改善のための基金の個々の計算書への拠出
 - 6.1 業務の質の改善のための基金を拠出する指定された事業体と当該基金から恩恵を受ける指定された事業体との間の交換の場合には、当該基金から恩恵を受ける指定された事業体は、業務の質の改善のための基金の名目で支払われるべき額の請求書の作成の責任を負う機関である国際事務局に、承認され又は正当に承認されたものとみなされた特別計算書C N61を、必要がある場合は到着料の表C N64を添付して、一通送付する。
 - 6.2 国際事務局は、承認後六箇月を超えて受領した到着料の表C N64及び特別計算書C N61を認める義務を負わない。
 - 6.3 到着料の表C N64及び特別計算書C N61の送達のための期日が遵守されなかった場合にあっては、以下のとおりとする。指定された事業体は、当該年についての関係拠出国との業務の質の改善のための基金に関する権利を失う。
- 7 業務の質を改善するための基金における共通基金の勘定への拠出
 - 7.1 第Ⅲ集団に属する貸方の指定された事業体は、特別計算書C N61の写しを、必要がある場合は承認された又は正当に承認されたものとみなされた表C N64の写しを添付して、国際事務局に送付する。
 - 7.2 これらの書類は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも関係する年の終了後十二箇月以内に送付する。
- 8 4の定めによる場合には、到着料の表C N64には、「Aucune observation de l'opérateur désigné débiteur n'est parvenue dans le délai réglementaire」（「借方の指定された事業体の修正意見所定期間内に受領せず」の意）の記載を付さなければならない。

- 9 継越料特別計算書C N62における残高が百六十三・三五SDRを超えない場合には、この残高は、関係する指定された事業体が国際事務局の相殺システムに参加していないときは、次の年の残高に含めなければならない。
- 10 到着料特別計算書C N61又は到着料の表C N64における残高が三百二十六・七〇SDRを超えない場合には、この残高は、関係する指定された事業体が国際事務局の相殺システムに参加していないときは、次の年の残高に含めなければならない。
- 11 決済は、35-002及び35-003の規定に従って行うことができる。

35-014

小包郵便-計算書の作成

- 1 各指定された事業体は、各月又は各四半期の終了時に直ちに、自己の交換局に、同一の指定された事業体から受け取った全ての小包につき、差立局ごと及び差立便ごとに貸借表C P94を作成させる。貸借表を四半期ごとに作成する指定された事業体は、別個の貸借表を月ごとに作成することができる。
- 2 33-201に従って異なる料率を設定した電子商取引から生じた小包
 - 2.1 貸借表C P94においては、使用される料率は、五キログラムから三十キログラムまでの重量段階のもの又は当事者間で合意された他の料率とする。
 - 2.2 貸借表C P94の二は、PREDESメッセージを通じて受領した追加情報に基づき、貸借表C P94とともに作成する。
- 3 小包目録C P88又はC P87の訂正の場合には、引渡交換局又は受領交換局が作成した点検状C P78の番号及び日付を貸借表C P94の「Observations」（「備考」の意）の欄に記載する。
- 4 貸借表C P94及び、関係する場合は、貸借表C P94の二の内容は、計算書C P75に取りまとめて記入する。
- 5 前年の間差引後の貸越額を有していた指定された事業体は、一箇月、三箇月、六箇月又は一年ごとに支払を受けることを選択することができる。選択された方法は、一月一日から一暦年間有効である。
- 6 指定された事業体は、直接決済システム又は相互間の相殺システムを採用することができる。
- 7 直接決済システムにおいては、次のとおりとする。
 - 7.1 計算書C P75が直接決済すべき請求書となる。計算書C P75には、貸借表C P94及び、関係する場合は、貸借表C P94の二を添付し、承認及び一箇月、三箇月、六箇月又は一年ごとでの支払のため、関係する指定された事業体に送付する。その送付は、それが関係する期間の最後の小包目録が到着した後二箇月以内に、かつ、関係する期間の後最長五箇月以内に行わなければならない。
 - 7.2 計算書CP75の承認の期間は、二箇月とする。九・八〇SDRを超える相違がある場合には、貸借表C P94又は貸借表C P94の二を訂正し、証拠書類として、修正した計算書C P75に添付するものとする。
- 8 相互間の相殺システムにおいては、次のとおりとする。
 - 8.1 貸借表C P94及び、関係する場合は、貸借表C P94の二は、一箇月、三箇月、六箇月又は一年ごとでの承認のため、それが関係する期間の最後の小包目録が到着した後二箇月以内に関係する指定された事業体に送付する。
 - 8.2 いずれかの指定された事業体が関係の期間に関する全ての計算書C P94及び場合により貸借表C P94の二を入手し、かつ、貸方となった場合には、直ちに、計算書C P75の修正を待つことなく、総計算書を作成し、送付することができる。
 - 8.3 貸方の指定された事業体は、計算書C P75及びC N52を作成し、それらを両方同時に一箇月、三箇月、六箇月又は一年ごとに、それらが関係する期間の終了後遅くとも五箇月以内に借方の指定された事業体に送付する。ただし、これらの二の指定された事業体の間の計算書C P75が承認され又は完全に承認されたものとみなされた後直ちに、これらを上記のいずれかの頻度により総計算書C N52にとりまとめることができる。
 - 8.4 計算書C P75及びC N52の承認の期間は二箇月とする。借方の指定された事業体は、九・八〇SDRを超える相違を発見した場合には、貸借表C P94又は貸借表C P94の二を訂正し、証拠書類として計算書C P75に添付する。
- 9 承認の期間内に、点検の結果、受領した計算書C P75に相違が判明した場合には、訂正された貸借表C P94又はC P94の二は、正当に修正され、かつ、承認された計算書CP75の証拠書類として添付されなければならない。差立便の名宛側の指定された事業体が当該計算書C P75に記載された修正について異議を申し立てた場合には、差立側の指定された事業体は、対応する電子メッセージPREDESへのアクセスを提供して、又は、小包目録CP87が紙媒体により交換される場合には、当該差立便の差立ての際に差立局が作成した小包目録C P87の写真的方法による写しを送付して、実際のデータを確証する。全ての情報は、修正した計算書C P75の発送の日から起算して二箇月の期間内に送付しなければならない。
- 10 追加の計算書は、当該期間につき既に存在する計算書に関係する場合に限り、借方の指定された事業体に送付することができる。追加の計算書の発行は、誤りのある業務記録の補正又は追加的な請求及び情報の裏付けを行うよう、当初の計算書を修正するために行う。7及び8に定める条件は、これらの追加の計算書の発行に適用されるものとし、その他の場合には、借方の指定された事業体は、追加の計算書を承認する義務を負わない。
- 11 計算書C P75又はC N52の差引残高が百六十三・三五SDRを超えない場合には、関係する指定された事業体が国際事務局の相殺システムに参加していないときは、その額は、次の期間の計算書C P75又はC N52に繰り越される。
- 12 決済は、35-002の規定に従って行われる。

第八節

任意の業務

37-001

EMS業務

- 1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものとする。EMS業務を提供することを決定した指定された事業体の間の交換においては、EMS業務による郵便物は他の郵便物に優先する。EMS業務においては、極めて短い時間で通信文、書類又は物品を取り集め、送達し、及び配達する。
- 2 EMS業務は、多数国間又は二国間の合意により実施される。これらの合意に明文の定めのない事項については、連合の文書の適当な規定に従う。
- 3 EMS業務は、できる限り、次の要素で構成される次の意匠により識別する。
 - 3.1 オレンジ色の翼
 - 3.2 EMSという青色の文字
 - 3.3 三本の水平なオレンジ色の筋

この意匠には、EMS業務の国内における名称を付することができる。



- 4 EMS業務の料金は、差出側の指定された事業体が当該業務に係る費用及び市場の要求を参酌して定める。

37-002

EMS業務の運営

加盟国及び/又は指定された事業体は、EMSのネットワークを維持するためであって、やむを得ない場合には、当該国の国内法令に従うことを条件として、他国において運営している民間企業の協力を得て、EMS業務を実施することができる。

37-003

統合された物流管理業務

- 1 統合された物流管理業務を提供することを決定した指定された事業体の間において、当該業務は、個々の又は一つにまとめられた書類及び物品の収集、受領、取扱い、仕入、荷役、発送、移転、輸送及び物理的な配達を含む。
- 2 二以上の指定された事業体に関する統合された物流管理業務についての方法は、相互間の合意に基づかなければならない。当該合意に明文の定めのない事項については、連合の文書の適当な規定に従う。
- 3 統合された物流管理業務の料金は、差出側の指定された事業体が当該業務に係る費用及び市場の要求を参酌して定める。

38-001

ハイブリッド郵便

- 1 ハイブリッド郵便は、差出人が自己のメッセージを物理的方式又は電子的方式によって差し出すことができる電子郵便サービスの一つである。その郵便は、電子的に処理された後、名宛人に物理的に配達するため、通常郵便物に変換される。国内法令が許す場合及び差出人又は名宛人からの明確な要求がある場合、配達する指定された事業体は、受け取った送信原本を、物理的又は非物理的な様々な伝送手段（ファクシミリ、電子メール又はSMS等）と互換性のある様式を用いて変換することができる。
 - 1.1 物理的方式により名宛人に配達する場合には、情報は一般に可能な限り処理過程の大部分において電子的手段により送信され、かつ、名宛人の住所に可能な限り近い施設において物理的方式によって再生される。
- 2 ハイブリッド郵便に関する料金は、加盟国又は指定された事業体が費用及び市場の要求を考慮して定める。

38-002

ファクシミリを利用する業務

ファクシミリを利用する業務においては、ファクシミリにより、文書及び図画を原本を変更することなく送信する。

38-003

コンピュータを利用する業務

コンピュータを利用する業務においては、情報処理装置（パーソナルコンピュータ、汎用コンピュータ）が作成する文書及び図画を送信する。

38-004

電子郵便認証業務

- 1 この業務を提供することを取り決めた指定された事業体間で構築された関係において、電子郵便認証（万国郵便連合の技術標準S43で定義されるようなもの）は、信用できる第三者である指定された事業体によって保持され、かつ、一又は複数の識別された機関が関与している一連の証拠となるものであり、特定の日時に特定の内容に関して発生した電子的な出来事の実を証明するものである。関係する指定された事業体は、万国郵便連合の標準化委員会の勧告に基づいて郵便業務理事会により採択された適用可能な手続に従い、万国郵便連合の技術標準S43から逸脱しないようにする。
- 2 国境を越えた電子郵便認証業務は、その業務に参加する指定された事業体間で取り決められる多国間合意において定義されるような、認められた信用モデルによって管理される。この信用モデルは、電子郵便認証業務による国境を越えた取引の場合、この業務を課せられた異なる指定された事業体が相互に認証するという事実に基づくものである。指定された事業体は、自己の電子郵便認証業務のデジタル識別情報（自己の電子郵便認証業務の鍵、すなわち、デジタル証書X509）において交換される適切な情報により、相互に認証を行う。
- 2.1 各指定された事業体のデジタル識別情報は、他の指定された事業体及びその利用者との国境を越えた取引のために電子認証業務を行う場合、可能な限り誤りなく識別することができる信頼されている第三者によって割り当てられる固有のデジタル識別子（記号列又は認証トークン）である。
- 3 国境を越えた電子郵便認証業務を行うため、参加する指定された事業体は、次のことを行わなければならない。
- 3.1 自己の電子郵便認証のために信頼されている第三者であるデジタル識別情報プロバイダーからデジタル識別情報を取得すること。
- 3.2 電子郵便認証業務を提供する全ての指定された事業体にこの識別情報を通知し、適宜、自己のデジタル識別情報を配布すること。
- 4 電子郵便認証業務の料金は、引受側の指定された事業体が費用及び市場の要求を考慮して定める。各指定された事業体は、次のことを行う。
- 4.1 参加する指定された事業体が電子郵便認証業務の提供による収入を分配することを取り決めていなければ、電子郵便認証業務の提供による収入を保持すること。
- 4.2 認証における自己の順番を考慮せず、追加料金なしで、電子郵便認証業務を検査すること。
- 5 参加する指定された事業体間における電子郵便認証業務は、この施行規則の関連規定を反映し、かつ、補完する多国間合意により規定される。
- 5.1 加盟国間の電子郵便認証業務を提供するため、多国間合意には必要な規定を明記しなければならない。参加する指定された事業体は、異議なく、多国間合意の規定を遵守する義務を負う。
- 5.2 電子郵便認証業務における多国間合意により明確に規定されていない事項については、万国郵便連合の文書の適当な規定に従う。
- 6 電子郵便認証業務は、可能な限り、5にある多国間合意において定義される意匠により、識別されなければならない。

38-005

書留電子郵便

- 1 書留電子郵便は、正当なものと証明された送信者が正当なものと証明された受取人又は送信及び受信を証明できる受取人への配達のため、電子メッセージの送信を可能とし、安全で信頼できる電子メッセージの交換を提供する。
- 2 書留電子郵便の実施
- 2.1 メッセージの秘匿性及び完全性を確保する。
- 2.2 利用者及び指定された事業体が正当であることの信頼性及び拒絶防止を確保する。
- 2.3 取扱いの証拠及び取扱周期において意味のある全てのイベントを生成する。
- 2.4 各イベント又は取扱いが生じたことの通知を生成し、関係者に送信する。
- 2.5 生成した証拠を将来的な証明のため保持する。
- 3 書留電子郵便を提供する指定された事業体は、指定された事業体の信頼リストの分配点として万国郵便連合が管理し発行するそのようなリストに登録しなければならない。
- 4 書留電子郵便業務の提供にかかる利用料金は、引受側の指定された事業体が費用及び市場の需要を考慮して定める。
- 5 参加する指定された事業体間で書留電子郵便の提供について、二者間又は多数者間で取り決める。書留電子郵便の実施に関する措置は二者間又は多数者間合意に定め、国境を越えた書留電子郵便の提供に必要な規定を、参加する指定された事業体間の補償金の条件を含め、明記しなければならない。
- 6 書留電子郵便業務の提供に関する相互運用性の側面は、関連のある万国郵便連合の基準に基づかなければならない。
- 7 指定された事業体は、共用の意匠により書留電子郵便を識別し、これを安全な.postプラットフォームにより提供することを決定することができる。

38-006

電子郵便メールボックス

- 1 電子郵便メールボックスは、正当なものと証明された送信者による電子メッセージの送信、正当なものと証明された受取人への配達、並びに正当なものと証明された受信者による電子的メッセージ及び情報へのアクセス、管理及び保持を可能にする。

2 電子郵便メールボックスの実施

- 2.1 送信者及び受取人が正当であることの信頼性を確保する。
- 2.2 電子的メッセージ及び情報の保持を可能にする。

38-007

情報通信による連絡に関する一般規定

- 1 指定された事業体は、相互間で及び他の協力者との間で、情報通信による連絡を行うことについて取り決めることができる。
- 2 関係する指定された事業体は、データの交換の実施のため、サービス提供者及び技術的設備（ハードウェア及びソフトウェア）を自由に選択する。
- 3 指定された事業体は、情報通信サービスの提供者と協議の上、当該サービスに係る支払方法について二国間で取り決める。
- 4 指定された事業体は、他の指定された事業体が情報通信によるデータの交換を実施するサービスに対する支払を行わない場合においても、金銭的にも法的にも責任を負わない。

38-008

情報通信による連絡に関する特別規定

- 1 指定された事業体は、システムの互換性を確保するために国際レベルで合意された基準を遵守しなければならない。
- 2 国際事務局は、指定された事業体のために、万国郵便連合の技術標準の通報類集、万国郵便連合の標準化されたE D Iメッセージガイド及び万国郵便連合のコードリストを発行、維持し及び現行化する。
- 3 指定された事業体は、他の指定された事業体及び外部の組織とデータを交換するに際し、そのメッセージが指定された事業体が行うことを希望する交換に適している場合には、万国郵便連合の枠内で考案され、国際事務局によって発行された万国郵便連合の標準化されたE D Iメッセージガイドにおいて定められたメッセージを使用する。こうしたメッセージの使用は、17-006の規定に従わなければならない。他の組織によって開発されたメッセージは、万国郵便連合によって承認され、万国郵便連合の標準化されたE D Iメッセージガイドにおいて公表された場合に限り、使用することができる。
- 4 国際事務局は、情報通信による連絡を扱う文書及びガイドのリストを定期的に発行し、かつ、情報通信業務を有する指定された事業体の求めに応じて、利用できるようにする。

38-009

情報通信による連絡の支払規則

- 1 指定された事業体は、次に掲げる手順のうちから一を選択することにより、ネットワークサービスの支払方法を決定する。
 - 1.1 メッセージを送信する指定された事業体が、自己が送信するメッセージの料金のみを支払う。
 - 1.2 メッセージを受信する指定された事業体が、自己が受信するメッセージの料金のみを支払う。
 - 1.3 メッセージを送信する指定された事業体及びメッセージを受信する指定された事業体がメッセージの送信及び受信の費用を均等に分担することについて合意する。
- 2 二の指定された事業体間でネットワークサービスの支払方法に関して合意できない場合には、当該指定された事業体間で他の支払方法について合意に至らない限り、1.1に規定する方法を機械的に適用する。

第九節

最終規定

41-001

この施行規則の効力発生及び有効期間

この施行規則は、二千二十二年七月一日に効力を生じ（二千二十二年一月一日に効力を生ずる第七節（補償金）に含まれる全ての規定を除く。）、無期限に効力を有する。

第二卷

通常郵便に関する施行規則

第一節

国際郵便業務に適用する共通の規則

11-101

軍隊と交換する閉袋

- 1 条約第十一条に定める閉袋の交換を行う場合には、仲介する指定された事業体に対し、できる限り事前に、その旨を通報しなければならない。
- 2 1の閉袋の宛名は、次のように記載する。
 Du bureau de (「何局差立て」の意)
 la division navale (ou aérienne) (国籍) de (艦隊名) à
 Pour { (「何地の艦隊宛」の意) } (国名)
 le navire (国籍) le (軍艦名) à (「何地の軍艦宛」の意)
 又は
 De la division navale (ou aérienne) (国籍) de (艦隊名) à (「何地の艦隊差立て」の意) } (国名)
 Du navire (国籍) le (軍艦名) à (「何地の軍艦宛」の意)
 Pour le bureau de (「何局宛」の意)
 又は
 De la division navale (ou aérienne) (国籍) de (艦隊名) à } (国名)
 Du navire (国籍) le (軍艦名) à
 la division navale (ou aérienne) (国籍) de (艦隊
 Pour { 名) à } (国名)
 le navire (国籍) le (軍艦名) à
- 3 関係閉袋は、宛名に記載された表示に従って最も速達の線路(航空路又は平面路)により、かつ、郵便局の間で交換する閉袋と同一の条件で送達する。
- 4 艦隊又は軍艦に宛てた閉袋を運送する郵船の船長は、宛名の艦隊又は軍艦の指揮官から途中においてこの閉袋の交付を請求された場合には、当該閉袋を指揮官の処分によだねる。
- 5 軍艦に宛てた閉袋が名宛地に到着した際にその軍艦が同地に不在である場合には、当該閉袋は、宛名の軍艦が引き取るまで、又は他の地点に転送され若しくは返送される時まで郵便局に保管する。転送又は返送は、差出側の指定された事業体、宛名の艦隊若しくは軍艦の指揮官又は差出国の領事が請求することができる。
- 6 「Aux soins du Consul d' ...」(「何国領事気付」の意)の記載を有する閉袋は、指定された領事館に交付する。当該閉袋は、領事の請求によって後日再び郵便業務に引き取った上、差出地又は他の名宛地に返送し又は転送することができる。
- 7 軍艦に宛てた閉袋は、当初郵便局気付としたもの又は仲介運送を担当する領事に宛てたものであっても、その軍艦の指揮官に交付される時までは、継送中のものとみなし、宛名の軍艦に交付されない限り、宛名に到着したものとみなさない。
- 8 関係する指定された事業体の間の合意により、1から7までの手続は、必要があるときは、国際連合の利用に供される軍隊と交換する閉袋及び軍用機と交換する閉袋についても適用する。

15-101

特別料金

- 1 重量五百グラム未満の小形包装物については、受取人からいかなる配達料も徴収してはならない。ただし、内国制度において重量五百グラムを超える小形包装物について配達料を徴収する場合には、外国から到着する小形包装物について同額の料金を徴収することができる。
- 2 指定された事業体は、次の料金について内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。
 - 2.1 通常郵便物の締切時刻後の引受けの料金。この料金は、差出人から徴収する。
 - 2.2 窓口通常取扱時間外の引受けの料金。この料金は、差出人から徴収する。
 - 2.3 差出人の住所からの取集めのための料金。この料金は、差出人から徴収する。
 - 2.4 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達のための料金。この料金は、受取人から徴収する。
 - 2.5 留置料。この料金は、受取人から徴収する。
 - 2.6 重量五百グラムを超える通常郵便物であって受取人が所定の期間内に引き取らなかったものに対する保管料。この料金は、盲人用郵便物については、徴収しない。
 - 2.7 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付のための料金
- 3 不可抗力による危険を負担する指定された事業体は、書留郵便物一通につき〇・一三SDRをガイドライン金額とする不可抗力危険負担料を徴収することができる。

15-102

普通料金の適用条件

- 1 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない加盟国の指定された事業体は、これに相当する自国の内国制度の適切な重量段階を採用することができる。
- 2 各種類の通常郵便物につき、最後の重量段階の最大重量が17-103に掲げる最大限度を超えないこと。

- 3 内国業務において、郵便物の種類としての郵便葉書、印刷物又は小形包装物を廃止した加盟国又は指定された事業体は、外国宛郵便物についても同様とすることができる。
- 4 優先通常郵便物に適用される料金には、迅速な送達のための追加の費用を含む。
- 5 通常郵便物の内容品に基づくシステムを適用する指定された事業体は、次のことができる。
- 5.1 航空通常郵便物について増料金を徴収すること。
- 5.2 航空通常郵便物よりも低い優先度で航空路によって運送される平面路通常郵便物（S A L通常郵便物）について増料金を徴収すること。当該増料金は、航空通常郵便物について徴収する増料金よりも低いものとする。
- 5.3 航空通常郵便物及びS A L通常郵便物について適用する料金として、自己の郵便業務の費用及び航空運送について支払う費用を考慮に入れて併合料金を定めること。
- 6 航空増料金は、航空運送のための費用と関係を有するものとし、また、利用される送達線路のいかんを問わず、少なくとも、各名宛国の全領域について均一とする。指定された事業体は、航空通常郵便物に適用する航空増料金の計算に当たり、公衆用の様式が添付される場合にはその重量を算入することができる。
- 7 差出側の指定された事業体は、次のものを包有する通常郵便物に関し、
- 7.1 自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物については、原則として、五十パーセントを限度としてこれらが属する郵便物の種類について適用される料金を引き下げることができる。
- 7.2 書籍、冊子、楽譜及び地図であってこれらの表紙又は扉に掲げるもの以外に広告類を有しないものについては、7.1の規定による引下げの率と同率の引下げを適用することができる。
- 8 指定された事業体は、7に定める料金の引下げを新聞紙の料金により運送するために自己の規則が求める条件を満たす新聞紙及び定期刊行物だけに制限する権利を有する。目録、目論見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期的であるかないかを問わず、この引下げから除外する。新聞紙及び定期刊行物に添付する紙片に印刷した広告についても、同様とする。ただし、新聞紙及び定期刊行物を構成する一部と認められる広告のための折込みについては、この限りではない。
- 9 差出側の指定された事業体は、定形外郵便物については、17-111に定める定形郵便物について適用する料金と異なる料金を適用することができる。
- 10 7の規定に基づく料金の引下げは、航空路によって運送される通常郵便物についても適用する。ただし、航空運送のための費用に充てられる料金の部分については、いかなる引下げも認められない。

17-101

基礎業務

- 1 各指定された事業体は、自己が差し立てる郵便物に適用するシステムとして、郵便物の取扱速度に基づくシステム又は郵便物の内容品に基づくシステムのいずれかを選択することができる。
- 2 郵便物の取扱速度に基づくシステムにおいて、通常郵便物は次の二つの種類に分類される。
- 2.1 優先郵便物（最も速達の線路（航空路又は平面路）によって優先的に運送される郵便物）
- 2.2 非優先郵便物（差出人の選択により優先郵便物に比較し低い料金が適用されかつ配達に長い時間を要する郵便物）
- 3 内容品に基づく分類のシステムにおいては、通常郵便物は書類及び物品に分けられる。
- 4 各指定された事業体は、適切に折り畳みかつ四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成る優先郵便物及び航空郵便物の差出しを認めることができる。このような郵便物は、「航空書簡」という。「航空書簡」は、内容品に基づく分類システムにおいては航空書状に類するとみなすものとする。

17-102

型及び内容品による通常郵便物の分類

- 1 目標制度に参加している国の指定された事業体であって、基準値を超える郵便物を交換するものは、特に、そのような郵袋を作成する場合に限り、自己が差し立てる郵便物について型による分類の方法を適用する。関係する条件は、17-116に定める。
- 2 型による分類の方法においては、17-101に定める通常郵便物は、さらに次のように分類することができる。
- 2.1 17-101及び17-105に定める書類のみを包有する小型郵便物（P）
- 2.2 17-101及び17-105に定める書類のみを包有する大型郵便物（G）
- 2.3 小型郵便物にも大型郵便物にも分類されず、条約第十七条並びに17-103及び17-104に定める物理的な仕様の、書類のみを包有する巨大郵便物（E）
- 2.4 物品のみを包有し、条約第十七条並びに17-103及び17-104に定める物理的な仕様の小形包装物（E）

17-103

重量制限に関する例外

- 1 優先郵便物及び非優先郵便物の重量制限は、次のとおり、五キログラムとする。
- 1.1 五キログラムまでの引受けを認める指定された事業体の間においては、五キログラムとする。
- 1.2 書籍及び冊子を包有する郵便物を五キログラムまで引き受けることができる差出側の指定された事業体においては、五キログラムとする。

- 2 内容品に基づく分類のシステムにおいては、
- 2.1 書状及び小形包装物の重量制限は、五キログラムまでの引受けを認める指定された事業体の間においては、五キログラムとする。
- 2.2 印刷物の重量制限は、五キログラムまで引き受けることができる差出側の指定された事業体においては、五キログラムとする。
- 3 書籍又は冊子を包有する郵便物の重量制限は、関係する指定された事業体間の合意により十キログラムまで引き上げることができる。
- 4 条約第十六条1及び16-001に定める郵便業務の事務用郵便物については、条約第十七条並びに1及び2に定める重量の制限を適用しない。ただし、郵袋一個の重量は、三十キログラムを超えてはならない。
- 5 指定された事業体は、自国内で差し出される通常郵便物につき、内国業務の同種の郵便物について定める重量制限を適用することができる。ただし、当該郵便物が条約第十七条並びに1及び2に定める重量制限を超えない場合に限り。

17-104

大きさの制限

- 1 郵便葉書、航空書簡及び小形包装物を除く郵便物の大きさの制限は、次のとおりとする。
- 1.1 最大限度 長さ、幅と厚さを合計して九〇〇ミリメートルとし、一辺の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。巻物については、長さ、幅と直径の二倍とを合計して一、〇四〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
- 1.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さ、幅と直径の二倍とを合計して三〇四ミリメートルとし、長さが二一〇ミリメートルを下回らないものとする。
- 2 郵便葉書の大きさの制限は、次のとおりとする。
- 2.1 最大限度 困難なく取り扱うことができるように十分な耐力を有することを条件として、長さ二三五ミリメートル、幅一二〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
- 2.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。長さは、幅に二の平方根（近似値一・四）を乗じたもの以上でなければならない。
- 3 航空書簡の大きさの制限は、次のとおりとする。
- 3.1 最大限度 長さ二二〇ミリメートル、幅一一〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
- 3.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。長さは、幅に二の平方根（近似値一・四）を乗じたもの以上でなければならない。
- 4 小形包装物の大きさの制限は、次のとおりとする。
- 4.1 最大限度 長さ、幅と厚さを合計して九〇〇ミリメートルとし、一辺の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。巻物については、長さ、幅と直径の二倍とを合計して一、〇四〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
- 4.2 最小限度 長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さ、幅と直径の二倍とを合計して三〇四ミリメートルとし、長さが二一〇ミリメートルを下回らないものとする。
- 5 条約第十六条1及び16-001に規定する郵便業務の事務用郵便物については、この条に定める大きさの制限を適用しない。

17-105

小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の大きさ及び重量の制限

- 1 型による郵便物の分類のため、小型郵便物（P）の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとする。
- 1.1 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル
- 1.2 最大限度 長さ二四五ミリメートル、幅一六五ミリメートル
- 1.3 最大重量 百グラム
- 1.4 最大の厚さ 五ミリメートル
- 2 型による郵便物の分類のため、小型郵便物（P）の型ではない郵便物において、大型郵便物（G）の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとする。
- 2.1 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル
- 2.2 最大限度 長さ三八一ミリメートル、幅三〇五ミリメートル
- 2.3 最大重量 五百グラム
- 2.4 最大の厚さ 二〇ミリメートル
- 3 業務、差引計算及び標本抽出の目的のため、次の規定を適用する。
- 3.1 郵便物が四の基準（長さ、幅、厚さ及び重量）の一以上の限度を超える場合には、当該郵便物は、その型の大きさの範囲内に適合する限り、次の段階のより大きな型に分類される。

郵便物の引受条件、包装条件

- 1 郵便物は、堅固にかつ他の郵便物が紛入するおそれがないように包装しなければならない。包装は、内容品の形状及び性質並びに運送の条件に適したものでなければならない。書状及び小形包装物の場合には、郵便物の内容品が運送中完全な状態を確保できるように包装しなければならない。全ての郵便物は、取扱者の衛生上害がないよう包装しなければならない。郵便物が取扱者に危害を与えるような物品又は他の郵便物若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するような物品を包有する場合には、あらゆる危険を防ぐように包装しなければならない。郵便物の封をするために使用する止め金は、鋭利なものであってはならず、また、郵便業務の実施を妨げるようなものであってはならない。
- 1.1 指定された事業体は、相互間で、包装されていない又は梱包されていない大量郵便物を交換することを取り決めることができる。差立側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、合意により、これらの郵便物の差出条件を定める。
- 2 万国郵便連合の技術標準 S 18 で規定している万国郵便連合の I D タグは、差出国及び名宛国双方における郵便物の取扱いを容易にし及び関係する指定された事業体間における取扱いに関する情報の交換を促進するため、通常郵便物に付することができる。この I D タグは、郵便業務理事会が採用する仕様並びに万国郵便連合の技術標準 S 18 及び S 19 の規定に従って、指定された事業体の責任の下に付する。指定された事業体は、I D タグの読み取り易さを最大にするため、
- 2.1 万国郵便連合の技術標準 S 18 及び S 19 の技術上の規定に専ら従い、万国郵便連合の技術標準 S 19 に定める方法で R 1 部に情報をコード化できる。
- 2.2 R 1 部の定められた使用に影響を及ぼし得る目的又はその使用が妨げとなり得る目的での当該 R 1 部の意図的使用（万国郵便連合の I D タグの記載）を行わないよう勧奨することを奨励される。
- 3 指定された事業体は、利用者に次の規則を遵守するよう強く勧奨しなければならない。
- 3.1 名宛面の少なくとも右半部は、受取人の宛名及び郵便切手、料金納付の表示若しくは印影又はこれらに代わる記載のために残しておかなければならないこと。郵便切手、料金納付の表示若しくは印影又はこれらに代わる記載は、できる限り上部右隅に付する。料金納付の方法がこの条件を満たさない郵便物は、差出側の指定された事業体が自国の法令の定めるところにより取り扱う。
- 3.2 受取人の宛名は、郵便物の長辺に沿って記載し、その郵便物が封筒の場合には、封じ目のない面に記載しなければならないこと。宛名は、名宛側の指定された事業体が大量に差し出される郵便物について認める場合には、封じ目のある面に記載することができる。17-111.1 に定める小型郵便物（P）の定形郵便物の大きさの制限を超える郵便物については、宛名は郵便物の長辺と平行に記載することができる。
- 3.3 受取人の住所及び氏名は、正確かつ完全に記載すること。受取人の住所及び氏名は、ローマ文字及びアラビア数字で極めて読みやすく記載する。名宛国において他の文字及び数字が使用されている場合には、それらの文字及び数字による住所及び氏名をも付記することが勧奨される。名宛地名及び名宛国名は、大文字で記載し、郵便送達番号、配達地帯番号又は私書箱番号がある場合には、その番号を付記する。名宛国名は、できる限り、差出国の言語で記載する。継越国における困難を避けるため、名宛国名を、世界的に通用する言語で付記することが望ましい。指定された事業体は、名宛地名の前に郵便番号を配置するよう勧奨する国宛の郵便物に表示する郵便番号については、その郵便番号の直前に国名コード（EN ISO 3166-1 Alpha 2）を配置し、当該郵便番号と当該国名コードをハイフンでつなげて表示するよう勧奨することができる。このことは、文字で名宛国名を記載しなければならないという場合においては、何ら意味をなさない。
- 3.4 封筒は、機械で処理することが可能な素材で作成されなければならない。
- 3.5 自動読取りを容易にするために、受取人の宛名は、語句の文字と文字との間をあけず、かつ、名宛地の行と他の住所氏名の構成要素の間に空白の行を設けず、簡潔に記載すること。名宛地及び名宛国並びに郵便送達番号がある場合には郵便送達番号には下線を付さない。

例： Monsieur
Pierre Noir
Rue du Midi 26
1009 PULLY
SWITZERLAND

- 3.6 差出人の住所氏名（場合により、郵便送達番号又は配達地帯番号を含む。）を郵便物に記載すること。これらの記載は、封筒の名宛面に行う場合には、上部左隅に位置しなければならない、かつ、誤解を避けるために、受取人の住所及び氏名から十分に離れていなければならない。
- 3.7 差出人及び受取人の宛名は、郵便物の内部及びできる限り郵便物の内容品にも適切な方法で記載すること。これは、特に、開封で差し出す郵便物について適用される。
- 3.8 同じ大きさ及び重量の郵便物を大量に差し出す利用者には、名宛国における取扱いが迅速に行われるために、郵便番号又は配達地帯番号に従って把束することが求められる。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体との合意を条件として、この種の区分を要請することができる。

- 4 この施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、業務上の記載及び票符は、郵便物の名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付する。業務上の記載は、フランス語又は名宛国で一般に通じる他の言語で行うものとし、差出国の言語による翻訳を付することができる。

例：

(差出人の住所・氏名)	(郵便切手、料金納付の表示又は印影)
(業務上の記載)	
(受取人の住所・氏名)	

- 5 郵便切手でない切手類、慈善上の又はその他のシール及び何らかの表示で郵便切手又は業務上の票符と混同されるおそれがあるものは、名宛面に貼り付けること又は印刷することができない。料金納付の印影と混同するおそれがある印影についても、同様とする。
- 6 郵便物を帯紙でまとう場合には、受取人の宛名は、帯紙の上に記載しなければならない。
- 7 縁に色つきのしきりがある封筒は、航空郵便物にのみ使用する。
- 8 留置郵便物として差し出す郵便物の宛名には、受取人の氏名、地名、名宛国名、及び、可能な場合には、当該郵便物が交付される郵便局名を記載しなければならない。名宛面には、太い文字で「Poste restante」（「留置郵便物」の意）の表示を行わなければならない。頭文字、数字、名のみ、仮名又は何らかの約束記号の使用は、留置郵便物については、許されない。

例： Mademoiselle
Louise Bertholet
Poste restante
1211 GENEVA 13
SWITZERLAND

- 9 印刷物には、例外的に、受取人の氏名の次に、フランス語又は名宛国で通じる言語による「又は他の居住者」の旨の記載を付することは、許される。

例： Monsieur
Pierre Sansonnens
Or occupant
Rue Pinet 10
1001 LAUSANNE
SWITZERLAND

- 10 封筒又は包装には、一の差出人の宛名及び一の受取人の宛名のみを記載することができる。多量に差し出される郵便物の場合、差出人の宛名は、当該郵便物の外部に見えるように記載し、かつ、当該郵便物の差出国に所在していなければならない。
- 11 名宛面の全部又は一部が順次に宛名を記入することができるように数個の区画に分割された郵便物は、いかなる様式であっても差出しを認められない。

17-107

各種の郵便物について適用する特別規定

- 1 優先／非優先郵便物及び書状
- 1.1 優先／非優先郵便物又は書状については、定形郵便物に関する規定及び郵便物の包装に関する規則に従うことを条件として、形態又は封かんにつきいかなる条件も付されない。ただし、封筒に入れたこれらの郵便物は、その取扱中に困難を生じさせないよう、長方形でなければならない。郵便葉書の耐力を有するが、郵便葉書の形態を有しないこれらの郵便物も、長方形の封筒に入れて差し出さなければならない。また、封筒はなるべく淡色とするものとする。容積上又は包装上、低料

の郵便物と混同されるおそれがある郵便物の名宛面には「Prioritaire」（「優先」の意）又は「Lettre」（「書状」の意）の語を付記することが勧奨される。

2 航空書簡

- 2.1 航空書簡は、長方形とし、郵便物の取扱いに支障のないように作成しなければならない。
- 2.2 航空書簡の表面は、宛名、料金納付並びに業務上の記載及び票符のためにあてる。この表面には、必ず「Aérogamme」（「航空書簡」の意）の印刷した表示（これに相当する差出国の言語による表示が併記されてもよい。）を付する。航空書簡は、いかなる物品も包有してはならない。航空書簡は、差出国の法令が認める場合には、書留として発送することができる。
- 2.3 各加盟国又は指定された事業体は、17-104.3 に定める制限内において、航空書簡の発行、製造及び販売の条件を定める。

3 郵便葉書

- 3.1 郵便葉書は、長方形とし、厚紙又は郵便物の取扱いに支障のない十分な耐力のある紙で作成しなければならない。郵便葉書には、突起した又は浮き彫りの部分があってはならず、さらに差出側の加盟国又は指定された事業体が定める条件に従わなければならない。
- 3.2 郵便葉書は、表面の上部にフランス語の「Carte postale」（「郵便葉書」の意）の文字又は他の言語でこれに相当する文字を有しなければならない。これらの文字は、絵葉書については、必須ではない。
- 3.3 郵便葉書は、帯紙又は封筒を用いなくて露出のまま差し出さなければならない。
- 3.4 表面の少なくとも右半分は、受取人の宛名、料金納付及び業務上の記載又は票符のために残しておく。差出人は、裏面及び表面の左半分を使用する。
- 3.5 この種類の郵便物につき定める条件を満たさない郵便葉書は、書状として取り扱う。ただし、違反が料金納付の表示を裏面に行ったことのみから生ずる場合には、この限りでない。そのような郵便葉書は、料金未納のものとして取り扱う。

4 印刷物

- 4.1 差出側の加盟国又は指定された事業体が認める方法で紙、厚紙又は一般に印刷に使用される他の物質に二部以上作成した複写物は、印刷物として差し出すことができる。この定義に合致しない印刷物であっても、差出国の内国制度で認められている場合には、国際業務でも差し出すことを認められる。
- 4.2 印刷物は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に、極めて明らかな文字で「Imprimé」（「印刷物」の意）又は場合により「Imprimé à taxe réduite」（「低料印刷物」の意）の記載若しくは名宛国で通用する言語でこれに相当する記載を有しなければならない。これらの記載は、当該郵便物が印刷物のみを包有していることを示す。
- 4.3 印刷物の一般条件と郵便葉書の一般条件を共に満たす印刷物は、「Carte postale」（「郵便葉書」の意）の文字又は他の言語でこれに相当する文字を有する場合でも、印刷物の料金率で露出のまま差し出すことを認められる。
- 4.4 異なる受取人の宛名を有していない限り、二以上の印刷物を、一通の郵便物とすることができる。差出側の指定された事業体は、この方法で差し出される印刷物を一の差出人が差し出す印刷物に限定することができる。
- 4.5 全ての印刷物には、郵便物の差出人又は当初の郵便物の差出国又は名宛国におけるその代理人の宛名を印刷した一枚のカード、封筒又は帯紙を添付することが許される。それらのカード、封筒又は帯紙には、返信用として、当初の郵便物の名宛国の郵便切手を貼り付け又は郵便料金納付の印影を付することができる。
- 4.6 差出側の指定された事業体は、その内国法令に基づいて、記載事項又は添付物を認めることができる。
- 4.7 印刷物は、内容品の迅速かつ容易な検査を妨げることなく内容品を十分に保護するように包装しなければならない。包装条件は、差出側の加盟国又は指定された事業体が決定する。
- 4.8 指定された事業体は、多数差し出される印刷物について、請求を行った利用者に対し許可証を発行の上、その封かんを認めることができる。その場合には、当該許可番号を「Imprimé」（「印刷物」の意）又は「Imprimé à taxe réduite」（「低料印刷物」の意）の文字の下に記載しなければならない。
- 4.9 差出側の指定された事業体は、また、封かんについて内国業務においていかなる条件も必要とされていない場合には、全ての印刷物の封かんを認めることができる。
- 4.10 印刷物は、差出側の加盟国又は指定された事業体が定める条件に従って、封かんした透明な又は不透明なプラスチック製の包装に入れることができる。
- 4.11 封かんした印刷物は、その内容品の検査のため開破することができる。

5 盲人用郵便物

- 5.1 開封で差し出す点字の書状及び点字の記号を有する原版は、次のように、盲人用郵便物として差し出すことができる。
 - 5.1.1 盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物
 - 5.1.2 特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖及び録音装置のように盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用具であって、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出されるもの
- 5.2 差出側の指定された事業体は、内国業務において盲人用郵便物として認められる郵便物を盲人用郵便物として認めることができる。

5.3 盲人用郵便物は、内容品の迅速かつ容易な検査を妨げることなく、内容品を十分に保護するように包装しなければならない。

5.4 指定された事業体は、利用者に対し、盲人用郵便物の受取人の宛名を記載した面に、次の記号を有する白色の票符を明確に目に見える形で貼り付けることを要請する。



6 小形包装物

6.1 小形包装物は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に、極めて明らかな文字による「Petit paquet」（「小形包装物」の意）の記載又は名宛国で通用する言語でこれに相当する記載を有しなければならない。差出人の宛名の郵便物の外部への記載は、義務的とする。

6.2 小形包装物には、また、現実のかつ対人的な通信の性質を有するあらゆる書類を入れることができる。ただし、この書類の受取人及び差出人が、当該小形包装物の受取人及び差出人以外の者であってはならない。さらに、関係する加盟国の内国規則がこのような同封を認めなければならない。差出側の指定された事業体は、包有する書類がこれらの条件を満たしているかどうかを決定する。差出側の指定された事業体は、認める同封物に関するその他の適切な条件を定める。

6.3 小形包装物については、いかなる特別の封かん条件も付されない。小形包装物の表示を有する郵便物は、その内容品の検査のために開披することができる。

6.4 指定された事業体は、万国郵便連合の技術標準M33（I T M A T T V 1）に適合する国境を越えた電子的税関事前データの提供を可能にするため、物品を包有する小形包装物に一の万国郵便連合のE D I メッセージ標準S10に適合したバーコード付き識別子を付けなければならない。ただし、そのような識別子は、配達についての確認業務の提供を意味しない。識別子は、郵便物の表面に表示し、他の業務上の表示、料金納付の印影又は住所に関する情報を覆い隠してはならない。

6.5 指定された事業体は、08-002 に従って、適切な万国郵便連合の税関告知書様式の記載内容を複製し、万国郵便連合のE D I メッセージ標準M33（I T M A T T V 1）に従って、事前の電子データを得、交換しなければならない。

7 大量郵便物

7.1 大量郵便物の定義は、次のとおりとする。

7.1.1 同一差立便により、又は一日に二以上の差立便が作成される場合には一日当たり、同一差出人から千五百通以上受領する郵便物又は

7.1.2 二週間に同一差出人から五千通以上受領する郵便物又は

7.1.3 四週間に一の国から、総重量の少なくとも九十パーセントが巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）で構成され、受領する郵便物。ただし、受領したそのような郵便物の総重量が前年の同一の四週間と比較して二十五パーセントを超える場合に限る。

7.1.3.1 7.1.3の規定は、本項に規定する時間内に発送側の指定された事業体の国の権限のある当局が、全ての郵便物が発送側の指定された事業体の国で引き受けられたものであることを書面により確認し、確証した場合には、3トン未満の郵便物の増加には適用しない。そのような通報は、8.1.3の規定を行使する名宛側の指定された事業体による通知の日から六十日以内に提供されなければならない。

7.2 7.1.1及び7.1.2の適用上、郵便物を実際に差し出す個人又は機関は、大量郵便物の差出人とみなす。8.1.3については、指定された事業体は、大量郵便物の差出人とみなす。

7.3 必要な場合には、7.1.1及び7.1.2については、郵便物に共通する特徴又は郵便物の表面になされた表示（例えば、返送先の宛名、差出人の氏名、商号、署名印、郵便承認番号等）によって差出人が本人であることを確認することができる。

- 1 継越国及び名宛国において優先郵便物又は航空郵便物として取り扱われる郵便物には、関係する指定された事業体の加盟国の間に特別の合意がない限り、「Prioritaire」（「優先」の意）又は「Par avion」（「航空」の意）の語を有する青色の特別の票符若しくは同色の印影又は差立側の指定された事業体の規則が許すときは黒色の印影を付さなければならない。やむを得ない場合には、これらの記載は太く大きい文字で、手書き又はタイプライターにより記載し、差出国の言語で対訳を付することができる。「Prioritaire」又は「Par avion」の票符、印影又は記載は、名宛面に、かつ、できる限り上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付さなければならない。
- 2 送達が最も速達の方法で行われなければならない場合には、「Prioritaire」又は「Par avion」の表示その他優先扱い又は航空運送に関する記載は、二条の太い線で消さなければならない。
- 3 差出側の指定された事業体は、また、非優先郵便物及び平面路郵便物の表示を行うことを求めることができる。

17-109

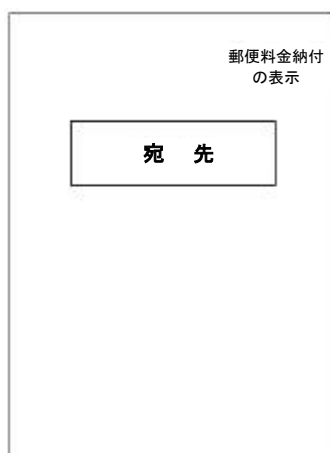
特別の包装

- 1 ガラス製品その他壊れやすい物品は、適当な保護材を詰めた堅固な箱で包装しなければならない。物品自体の間又は物品と箱の内側との間の運送中の摩擦又は衝突は、妨げられなければならない。
- 2 液体又は液化しやすい物品は、漏出を完全に防止する容器に入れなければならない。各容器は、破損した場合に液体を吸収するために、適当な保護材を詰めた特製の堅固な箱に入れなければならない。この箱のふたは、容易に離れないように取り付けなければならない。
- 3 こう菜、軟性石けん、樹脂等のような容易に液化しない脂肪体及び蚕種であつて運送上比較的に支障のないものは、第一の包装（箱、布製の袋又はプラスチック材等）に入れ、さらに、内容品の漏れを防止するのに十分な耐力のある箱に入れなければならない。
- 4 アニリンブルーのような染料の乾燥粉末は、密封した金属製の箱に入れ、さらに、その箱を堅固な箱に入れた上で、両容器の間に適当な吸収性及び保護性の素材を詰めなければ、差出しを認められない。
- 5 染料でない乾燥粉末は、堅固な容器（箱、袋）に入れ、さらに、その容器を耐力のある箱に入れなければならない。
- 6 生きたみつばち、ショウジョウバエ科のハエ、水ひる及び寄生虫は、全ての危害を避けることができるように作った箱に入れなければならない。
- 7 木片、金属片等のような単一の物品で商慣習上包装しないものについては、包装を必要としない。この場合において、受取人の宛名は、物品自体に記載しなければならない。

17-110

窓のある封筒に入れた郵便物

- 1 透かし窓のある封筒に入れた郵便物は、次の条件で、差出しを認められる。
 - 1.1 透かし窓は、封筒の封じ目のない面に設けなければならないこと。透かし窓は、名宛側の指定された事業体が大量に差し出される郵便物について認める場合には、封筒の封じ目のある面に設けることができる。
 - 1.2 透かし窓は、窓を通して容易に宛名を読むことができるような素材及び方法で作成しなければならないこと。
 - 1.3 透かし窓は、その長辺が封筒の長辺に並行する長方形でなければならないこと。受取人の宛名は、長辺に沿って現れなければならない。ただし、C 4 形（長さ三二四ミリメートル、幅二二九ミリメートル）又は類似の形の郵便物については、指定された事業体は、透かし窓の長辺が封筒の横幅と並行になるように設けることを認めることができる。



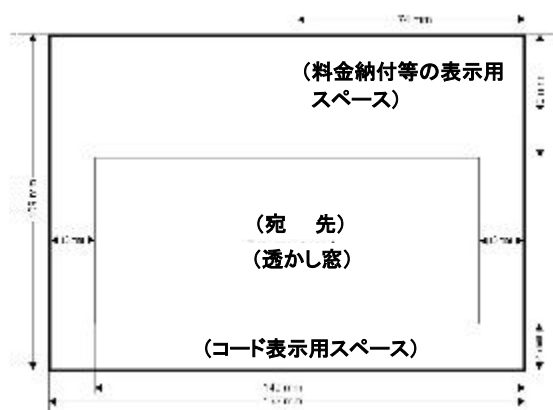
- 1.4 透かし窓の全ての縁が、封筒の切り抜きの内面の縁に完全に密着していなければならないこと。このために、封筒の側辺と窓の側辺との間及び封筒の下辺と窓の下辺との間には、十分な間隔が設けられなければならない。
- 1.5 受取人の宛名のみが窓を通して現れていなければならないこと又は少なくとも受取人の宛名が、窓を通して見える他の記載と明確に区別されていなければならないこと。
- 1.6 透かし窓は、日付印の押印のために十分な余地を残すように設けなければならないこと。

- 1.7 郵便物の内容品は、封筒の内部で移動しても宛名が窓を通して完全に見えるように折りたたまれていなければならないこと。
- 2 全部透明な封筒に入れた郵便物は、封筒の表面が、郵便物の取扱いに支障を生じさせない方法で作成されている場合には、差出しを認められる。紙札は、受取人の宛名の記載、料金納付の表示及び業務上の記載のために十分な大きさを有するものとし、郵便物の表面に密着していなければならない。開いた窓のある封筒に入れた郵便物は、認められない。
- 3 差出側の指定された事業者は、二以上の透かし窓のある封筒の使用を認めることができる。受取人の宛名のために設けられた窓は、1に定める条件を満たさなければならない。これ以外の窓については、1.2、1.4、1.6 及び 1.7 に定める条件を準用する。

17-111

定形郵便物

- 1 長さが幅に二の平方根（近似値一・四）を乗じたものを下回らない長方形の郵便物は、小型郵便物（P）の定形郵便物として取り扱う。この郵便物は、次の条件を満たさなければならない。
 - 1.1 大きさの最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル
 - 1.2 大きさの最大限度 長さ二四五ミリメートル、幅一六五ミリメートル
 - 1.3 重量の最大限度 百グラム
 - 1.4 厚さの最大限度 五ミリメートル
 - 1.5 書状については、その封筒の封じ目全体を閉じ、宛名は、封筒の封じ目のない面上に記載されていなければならない。宛名は、名宛側の指定された事業者が大量に差し出される郵便物について認める場合には、封筒の封じ目のある面に設けることができる。
 - 1.6 宛名は、四辺から少なくとも次の距離にある長方形の部分内に記載されていなければならない。
 - 封筒の上辺から四〇ミリメートル（許容差は、二ミリメートルとする。）
 - 右辺から一五ミリメートル
 - 下辺から一五ミリメートル
 - また、右辺から一四〇ミリメートルを最大距離とする。
 - 1.7 名宛面の上辺から四〇ミリメートル（許容差は、マイナス二ミリメートルとする。）、右辺から七四ミリメートルの長方形の部分が料金納付及び消印のために残されていなければならない。この部分の内側においては、郵便切手又は料金納付の印影は、上部の右隅に付されていなければならない。



- 2 1の規定は、また、17-110 にその一般的引受条件が定められている透かし窓のある封筒に入れた郵便物にも適用される。受取人の宛名が見える透かし窓は、封筒の四辺から少なくとも次の距離になければならない。
 - 封筒のうわべから四〇ミリメートル（許容差は、二ミリメートルとする。）
 - 右辺から一五ミリメートル
 - 左辺から一五ミリメートル
 - 下辺から一五ミリメートル
- 2.1 窓は、色付きの帯又は枠で縁どられない。業務上の記載は、受取人の宛名の直上部に位置させることができる。
- 3 いかなる記載又は無関係な表示も、次の部分に行ってはならない。
 - 3.1 宛名の下の部分
 - 3.2 宛名の右側で、料金納付及び消印のための部分から郵便物の下辺までの部分
 - 3.3 宛名の左側で、宛名の一行目から郵便物の下辺までの少なくとも幅一五ミリメートルの部分
 - 3.4 郵便物の下辺から一五ミリメートル、郵便物の右辺から一四〇ミリメートルの部分。この部分は、前記の無関係な記載又は表示を行うことのできない部分と一部重なり得る。
- 4 次の条件を満たす長方形の郵便物は、小型郵便物（P）の定形郵便物でない場合には、大型郵便物（G）の定形郵便物として取り扱う。

- 4.1 大きさの最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル
- 4.2 大きさの最大限度 長さ三八一ミリメートル、幅三〇五ミリメートル
- 4.3 重量の最大限度 五百グラム
- 4.4 厚さの最大限度 二〇ミリメートル
- 5 長さ二三五ミリメートル、幅一二〇ミリメートルまでのカード形態の郵便物は、支障なく取り扱うことができるように十分な耐力を有する堅固な厚紙で作られていることを条件として、定形郵便物として引き受けることができる。
- 6 次の郵便物は、定形郵便物として取り扱わない。
 - 6.1 折り合わせたカード
 - 6.2 止め金、金属製のはと目又はかぎホックによって閉じた郵便物
 - 6.3 露出したまま（封筒に入れなくて）差し出されるせん孔したカード
 - 6.4 封筒が、紙と全く異なる物理的特性を有する材料（窓のある封筒の窓を作成するために使用する材料を除く。）で作成された郵便物
 - 6.5 突起した物品を包有する郵便物
 - 6.6 露出したまま（封筒に入れなくて）差し出される折り合わせた郵便物であって、いずれかの辺が閉じていないもの又は機械処理のための十分な耐力を有しないもの

17-112

郵便物の交換

- 1 指定された事業体は、ニーズ及び業務の要求に基づき、一又は二以上の指定された事業体の仲介により、閉袋又は開袋郵便物を交換することができる。
- 2 指定された事業体は、特別の事情により業務の全部又は一部の実施を一時的に停止しなければならなくなった場合には、直ちに、関係する指定された事業体に通報する。
- 3 通過加盟国の指定された事業体が関与することなく差立便の継越運送が行われる場合には、当該加盟国の指定された事業体は、運送方法に関わらず、このような継越し（直接積換え）に関しては、責任を負わない。
- 4 指定された事業体は、平面路郵便物の郵袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送することができる。名宛側の指定された事業体は、当該郵袋を受領する交換局名又は地点名を表示するものとする。

17-113

優先郵便物及び航空通常郵便物の優先的な取扱い

- 1 指定された事業体は、自国内で差し出される優先郵便物及び航空郵便物の運送に利用する航空運送機関により、他の指定された事業体から到着する優先郵便物及び航空郵便物を送達する義務を負う。
- 2 指定された事業体は、航空業務を利用することができない場合には、郵便に利用される最も速達の線路によって優先郵便物及び航空郵便物を送達する。平面路による送達が何らかの理由により航空線路の利用による送達に比べて有利である場合にも、同様とする。
- 3 各指定された事業体は、航空会社との契約の枠内において、郵便物の受領側の指定された事業体への引渡時間を定める。この時間は、二時間を最長限度とし、一時間を超えないことが好ましい。受領側の指定された事業体は、定められた時間に関する航空会社の成績の調査結果を差立側の指定された事業体に送付することにより、この引渡時間の尊重に寄与するよう努める。
- 4 指定された事業体は、次の目的のために必要な措置をとる。
 - 4.1 優先郵便物又は航空郵便物を包有する郵袋の受領及び継送が最良の状態で行われること。
 - 4.2 4.1の郵袋の優先的な取扱いに関して運送企業との間で締結した取決めの遵守を確保すること。
 - 4.3 自国宛の優先郵便物及び航空郵便物の税関検査に関する作業を加速すること。
 - 4.4 自国内で差し出された優先郵便物及び航空通常郵便物を名宛国に送達するために必要な時間並びに外国から到着した優先郵便物及び航空通常郵便物を受取人に配達するために必要な時間を最小限まで短縮すること。優先郵袋又は航空郵袋に納入されて到着する個々の郵便物は、17-108の規定に従って優先郵便物又は航空郵便物の表示がなされていないものであっても、優先郵便物又は航空郵便物とみなし、名宛側の指定された事業体の内国制度の優先郵便物又は航空郵便物の取扱経路に入れなければならない。
- 5 継越しを行う指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、優先郵便物と航空郵便物を等しく取り扱う。指定された事業体は、また、差出人に対して平面路のLC郵便物よりも取扱速度の速い業務を提供していない場合には、平面路のLC郵便物についても同様の取扱いをしなければならない。同様に、非優先郵便物、平面路のAO郵便物及びSAL郵便物の間で、取扱速度についていかなる差異も設けてはならない。

17-114

差立便

- 1 差立便は次のとおり分けられる。

- 1.1 「航空差立便」とは、航空路によって優先的に運送されるものをいう。航空差立便は、航空郵便物又は優先郵便物を包有する。
- 1.2 「優先差立便」とは、平面路により運送されるが、「航空差立便」と同様の優先度を有する差立便をいう。「優先差立便」は、優先郵便物又は航空郵便物を包有する。
- 1.3 「航空路によって運送される平面路差立便（SAL差立便）」とは、航空路によって運送される、平面路郵便物（SAL郵便物）又は非優先郵便物を包有するものをいう。
- 1.4 「平面路差立便」とは、平面路郵便物又は非優先郵便物を包有するものをいう。
- 2 航空路又は平面路によって運送される、大量に差し出される郵便物のみを包有する差立便を「大量郵便物の差立便」という。
- 2.1 1.1 から 1.4 の差立便に適用されるこの施行規則の規定は、特定の明らかな取決めがない場合には、同様の送達線路又は方法による大量郵便物の差立便にも適用される。
- 3 差立便の識別子が使用される（バーコードによる表示又は電子メッセージによる表示）場合には、差立便の識別子は、万国郵便連合の技術標準 S8 に適合しなければならない。

17-115

閉袋での交換

- 1 一便又は一日（一日に数便の差立てが行われるとき）当たりの郵便物数が 17-117 に定める条件での開袋郵便物の送達を妨げる場合には、直ちに閉袋を作成しなければならない。
- 2 閉袋による郵便物の交換は、関係する指定された事業体の間の合意によって規律する。差立側の指定された事業体は、送達経路の変更を行う場合は速やかに、かつ、できる限り当該変更の実施日前に、名宛側の指定された事業体に通報する。
- 3 各指定された事業体は、良質の送達に参加するため、名宛国ごとに、一週間に最低三の優先書状の閉袋を作成するものとする。郵便物の通数及び重量がこのような頻度を満たさない場合には、開袋継越しによる送達を検討することとする。
- 4 他の指定された事業体の仲介により閉袋を差し立てる指定された事業体は、その仲介する指定された事業体に対し適当な時期にその旨を予告しなければならない。
- 5 差出側の指定された事業体は、郵便物を通例開袋継越しにより送達している国に宛てて、例外的に大量の普通扱いの又は書留とした郵便物を差し立てなければならない場合には、名宛国の交換局に宛てて閉袋を作成することができる。差出側の指定された事業体は、その旨を継越国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体に通報する。

17-116

型により分類された郵袋の交換

- 1 条約第三十条及び第三十一条に定める加盟国の指定された事業体の間の型により分類された郵袋の交換は、この条に定める条件に基づき行われる。
- 2 第 I 集団の国に分類された国の間の交換
- 2.1 流れの大きさは、承認された最新の連続した四の四半期を基礎とする。
- 2.2 差し立てられる郵袋の年間の重量が五十トンを上回る名宛国に対して、三の型（P、G 及び E）のそれぞれについて別個の納器に入れて作成し、差し立てる。この基準値以下の分量については、混合郵袋を作成することができる。
- 3 第 II 集団及び第 III 集団の国に分類された国の間の交換並びにそのような国及び第 I 集団に分類された国との間の交換
- 3.1 差し立てられる郵袋の年間の重量が五十トンの基準値を上回る名宛国に対して、郵袋は、一種類は型 P 及び型 G の混合用、他の一種類は型 E 用の少なくとも二種類の納器を作成し、差し立てる。
- 3.2 この基準値を下回る分量の名宛国に対しては、混合郵袋を作成することができる。
- 4 第 IV 集団の国に分類された国の間の交換並びにそのような国と第 I 集団から第 III 集団に分類された国との間の交換
- 4.1 差し立てられる郵袋の年間の重量が二千二十二年において百トンの基準値を上回る名宛国に対して、郵袋は、一つは型 P 及び型 G の混合用、他の一つは型 E 用の少なくとも別個の納器に入れて作成し、差し立てる。
- 5 基準値の適用のため、最新の年間分量を参考として用いる。
- 6 指定された事業体は、次の年の一月一日に適用するため、九月三十日までに、型により分類された郵袋の受領の要請又は送付の通知を、関係する指定された事業体に送付する。
- 7 3 に規定するところにより、郵便物を二種類の型（S 及び E）又は三種類の型（P、G 及び E）に分類することを認められた指定された事業体が、同一の暦年において、相手側の指定された事業体に対し、いずれかの型による分類から他の分類に変更することは認められない。指定された事業体が、二の型から三の型に又は三の型から二の型に変更することを希望する場合は、次の年の一月一日から適用するため、九月三十日までに、関係する指定された事業体にその旨を通報しなければならない。
- 8 実務的な詳細は関係する指定された事業体の相互間の取決めの対象とする。
- 9 型により分類された郵袋の交換についての条件に合致し、又は取決めが行われた場合において混合郵袋を受領する場合には、名宛側の指定された事業体は、受領した郵袋を郵便物の型により又は納器の種類により区分し、標本抽出する権利を有する。

- 10 上記の基準値の関係において、特定の交換局からの毎日の郵便物が少量の場合には、混合郵袋を作成することを相互に合意することができる。ただし、これらの郵袋については、名宛側の指定された事業者による標本抽出が行われる。
- 11 型により分類された郵袋の作成の廃止は、九月三十日までに通告され、次の年の一月一日に効力を有する。
- 12 業務上、統計上及び決済上の目的のため、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物は、実際の形状に関係なく、巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）として取り扱う。

17-117

開袋継越し

- 1 仲介する指定された事業者への開袋郵便物の送付は、名宛国に宛てて開袋を作成することが適当でない場合に限定しなければならない。郵便物の重量が一便又は一日（一日に数便の差立てが行われるとき）当たり三キログラムを超える名宛国については、開袋による送付は、利用してはならない。
- 2 特別の合意がない限り、特定の名宛国に差し立てられる一便又は一日（一日に数便の差立てが行われるとき）当たり三キログラムを超える開袋継越郵便物は、誤送された郵便物とみなし、仲介する指定された事業者は、差立側の指定された事業者に対し、関係する郵便物の量全体に対し、27-101.1.5に従って計算された取扱費用を請求することができる。
- 3 差立側の指定された事業者は、仲介する指定された事業者により関係名宛国宛に開袋郵便物を継越しさせることができるのかどうかを確認するため事前に仲介する指定された事業者と協議しなければならない。差立側の指定された事業者は、関係する指定された事業者に対し開袋継越郵便物の差立ての開始日を通報し、同時に各最終名宛国宛の推計される年間分量を提供しなければならない。関係する指定された事業者による他に合意のない限り、この通報は、定められた統計期間内（五月又は十月）に開袋継越郵便物が認められず、その結果、仲介する指定された事業者によって計算書が発行されなかった場合には、再度行われなければならない。開袋継越郵便物は、できる限り、名宛側の指定された事業者宛に開袋を作成する指定された事業者に送付しなければならない。
- 4 仲介する指定された事業者に事前の協議がなく、また、仲介国によって継越通報類集に通知された国以外の国に宛てて開袋継越しで送付された郵便物については、27-101.1.5に定める料金を適用することができる。
- 5 開袋郵便物は、継越料の支払が課される。継越料の計算は、27-101に従って行う。
- 6 特別の合意がない限り、船舶内で差し出された全ての郵便物は、条約第十一条に規定する閉袋に納入されたものを除くほか、船舶内で消印されたかされなかったかを問わず、船舶の職員が露出のまま直接寄港地の郵便局に交付しなければならない。
- 7 特別の合意がない限り、開袋継越郵便物は、次のように把束しなければならない。
 - 7.1 航空路により発送される優先郵便物及び航空郵便物は、紙札CN25を添付して把束する。
 - 7.2 平面路により発送される優先郵便物、非優先郵便物及び平面路郵便物は、紙札CN26を添付して把束する。
- 8 いずれかの指定された事業者に開袋で送達される郵便物は、その数及び包装から可能である場合には、名宛国ごとに分けなければならない。これらの郵便物は、名宛国名をローマ文字で記載した紙札を付した把束とする。
- 9 型により分類された郵袋が交換される場合は、開袋継越郵便物は該当する型の納器に入れなければならない。明細表CN65が発行された場合は、分量は型ごとに別個に記載することができる。

17-118

保険付郵便物の送達線路及び送達方法

- 1 各指定された事業者は、他の指定された事業者から受領した表CN27により、保険付郵便物の送達に使用する線路を決定する。
- 2 一又は二以上の仲介業務が介在する国の間では、保険付郵便物の送達は、仲介業務の最も少ない線路によらなければならない。ただし、この線路による送達によっては全運送路に対する責任が保証されない場合には、関係する指定された事業者は、迂回の線路による開袋による送達を確保するために取決めを行うことができる。
- 3 保険付郵便物は、業務の便宜に従い、閉袋で差し立てることができる。また、第一の仲介する指定された事業者が表CN27に掲げる条件で保険付郵便物の送達を行うことができる場合には、当該第一の仲介する指定された事業者に対し開袋で交付することもできる。
- 4 差出側の指定された事業者及び名宛側の指定された事業者は、保険付郵便物の業務に参加している又は参加していない一又は二以上の仲介国の業務により、保険付郵便物を閉袋で交換するために取決めを行うことができる。仲介する指定された事業者に対しては、遅くとも業務の開始の一箇月前までに予告しなければならない。

17-119

郵袋の作成

- 1 混合郵便物の把束の作成
 - 1.1 全ての普通扱いの郵便物で把束することができるものは、大きさ（小型郵便物（P）、大型郵便物（G）、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E））又は内容品（書状及び郵便葉書、新聞及び定期刊行物、AO郵便物、小形包装物）によって分類する。これらの郵便物は、宛名の向きに取りそろる。

- 1.2 把束には、当該把束に包有される郵便物の名宛局又は継送局のローマ文字による表示のある紙札を添付する。航空路で送達される優先郵便物又は航空郵便物の把束には、紙札C N25 を、また、平面路により送達される優先郵便物、非優先郵便物又は平面路郵便物の把束には、紙札C N26 を添付する。
- 1.3 料金未納又は料金不足の郵便物は別個の把束とし、書状目録を包有する郵袋に入れなければならない。料金未納又は料金不足の郵便物の把束の紙札には、T印を押す。
- 1.4 小型郵便物（P）の把束の厚さは、把束後、最大限一五〇ミリメートルとする。大型郵便物（G）及び巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の把束の重量は、五キログラムを超えることができない。
- 1.5 開封した形跡又は損傷した形跡がある優先郵便物及び書状には、これを発見した郵便局がその事実を記載し、かつ、自局の日付印を押す。さらに、このような郵便物は、内容品を保護するために必要である場合には、なるべく透明な封筒又は新たな包装に納めるものとし、新たな包装には、原初の封筒の記載を転記しなければならない。
- 2 混合郵便物の納器の作成
- 2.1 郵便物（空郵袋のみの場合を含む。）は、郵袋に入れる。郵袋の数は、最少限度にとどめるものとする。郵袋は、内容品を保護するため、良好な状態になければならない。各郵袋には、票札を付ける。
- 2.2 郵袋は、締め切り、なるべく封鉛で封かんする。封印は、軽金属又はプラスチック材によっても作ることができる。封かんは、その閉鎖が操作又は侵害の形跡を伴わなければ操作したり、開くことができないようなものでなければならない。封印の印影は、極めて読みやすいローマ文字で、差立局名又は差立局を識別するのに十分な表示を写し出すものでなければならない。ただし、差立側の指定された事業体が希望する場合には、封印の印影には差立側の指定された事業体名のみを表示することができる。また、差立側の指定された事業体は、番号を付した封かんを使用することができる。
- 2.3 郵袋は、取扱者の健康に危害を及ぼさないように包装し、封かんする。
- 2.4 2.4.1 の場合を除くほか、航空郵袋の作成に当たっては、全部青色の又は幅の広い青色の帯を有する郵袋を使用する。関係する指定された事業体の間に特別の合意がない限り、航空用郵袋は、優先郵袋にも使用する。平面路郵袋又は航空路によって運送される平面路郵袋の作成には、航空用郵袋の色以外の色（例えば、ベージュ色、茶色、白色等）の平面路用郵袋を使用する。ただし、名宛側の指定された事業体は、正確な処理を保証するため、全ての郵袋の票札を点検しなければならない。
- 2.4.1 多目的に利用される共通の郵袋を使用する指定された事業体は、全ての種類の郵袋の作成に当たっては、郵袋票札が郵袋の中に含まれる郵便物の種類を正確に識別することができる場合に限り、これらの郵袋を使用することができる。
- 2.5 追跡郵便物のみを包有する納器については、指定された事業体は、追跡郵便物のみを包有していることの表示を付した特別の航空用郵袋又はトレイ等の納器を使用することについて二国間で合意することができる。
- 2.6 郵袋には、ローマ文字で読みやすく差立局又は差出国名を表示し、及び、「Postes」（「郵便」の意）の表示又は郵袋であることを示す他の類似の表示を行わなければならない。
- 2.7 郵便物の数又は容積のため二以上の郵袋の使用が必要となる場合には、次の区別に従い、できる限り別個の郵袋を使用する。
- 2.7.1 書状及び郵便葉書の郵袋
- 2.7.2 必要なときは、17-129.7 及び9 に掲げる新聞紙及び定期刊行物の郵袋
- 2.7.3 その他のA O郵便物の郵袋
- 2.7.4 必要なときは、小形包装物の郵袋。この郵袋の票札には「Petits paquets」（「小形包装物」の意）と表示する。
- 2.8 書留郵便物又は保険付郵便物の包装物又は納器は、書状の郵袋又は別個の納器に入れる。外装の納器には、いずれの場合にも、朱色の票札を付ける。書留郵便物又は保険付郵便物の納器が二以上ある場合には、それぞれの納器に、一枚の朱色の票札を付けなければならない。
- 2.9 指定された事業体は、書状目録を包有する納器の中に普通扱いの郵便物を入れず、書留、保険付及び追跡郵便物のみを包有することについて二国間で取り決めることができる。
- 2.10 各郵袋の重量は、いかなる場合にも、三十キログラムを超えてはならない。
- 2.11 到着料の支払いから除くため、31-101.3 に規定する到着料免除の対象となる郵便物（国際郵便料金受取人払業務の郵便物を除く。）は、別個の納器にいなければならない。
- 3 型により分類された郵袋の作成
- 3.1 17-116 に定める条件に従って、型により分類された郵袋を交換する指定された事業体は、郵袋又はトレイのような他の納器に入れて郵袋を作成することができる。
- 3.2 郵袋を使用する場合には、把束の作成に関する1の規則が適用される。
- 3.3 トレイを使用する場合には、把束は必要としない。
- 4 包装物及び封筒の作成
- 4.1 特別の合意がない限り、差し立てる郵便物が少ない場合には、郵便物は、損傷を避けるように耐力がある紙で包む。
- 4.2 包装物は、ひもを掛けた上、封ろう、封鉛又は軽金属若しくはプラスチック材による封印で封かんする。
- 4.3 包装物が普通扱いの郵便物のみを包有する場合には、差出局名を印刷したのり付きの封かん紙で封かんすることができる。
- 5 合装郵袋。コンテナでの運送

- 5.1 交換局は、できる限り、大量郵便物を除き、自局に送付された特定の郵便局宛の全ての小さい郵袋（包装物又は納器）を当該特定郵便局宛の自局の郵袋の中に入れる。
- 5.2 同一航空線路により運送される軽量の納器、封筒又は包装物の個数が適当であると認められる場合には、できる限り、合装郵袋を作成する。これらの合装郵袋は、運送を行う航空会社に航空郵袋を交付する郵便局が作成する。合装郵袋の票札には極めて明らかな文字で「Sac collecteur」（「合装郵袋」の意）と記載する。関係する指定された事業体は、票札に記載すべき宛名について取決めを行う。
- 5.3 郵袋は、コンテナの使用方法につき関係する指定された事業体の間で特別の取決めを行うことを条件として、その運送のためコンテナに入れることができる。
- 5.4 指定された事業体は、取扱いが容易になること及び郵便物の状態を保護することが確認される場合に、二国間の合意により、郵袋以外の納器（トレイ、パレット等）によってこれを交換することができる。
- 6 書留又は保険付とした郵便物への損傷を防止するための2及び3に規定する郵袋の作成
- 6.1 指定された事業体は、封筒の形状の軽い書留又は保険付とした郵便物への損傷を防止するため、十分な分量がある場合には、そのような各郵便物の形態、大きさ及び重量に従って、別の郵袋を作成することが勧奨される。

17-120

書状目録

- 1 指定された事業体は、交換する通常郵便物の差立便について書面による書状目録を添付しないことについて、二国間又は多国間で合意することができる。（PREDESバージョン 2.1 メッセージが同様の情報を電子的に提供できることによるもの。）
- 2 このような合意がない限り、大量郵便物の差立便及び内国制度の直接利用を予定している差立便を除く各差立便には、書状目録C N31 を添付する。書状目録は、極めて明らかな文字で、「Feuille d'avis」（「書状目録」の意）の記載を有する封筒に入れる。この封筒は、差立便が保険付郵便物を含む場合には桃色とし、保険付郵便物を含まない場合には青色とする。この封筒は、書留郵便物の包装物又は納器の外部に結び付ける。書留郵便物がない場合には、この封筒は、できる限り、普通扱いの郵便物の把束に結ぶ。最後の納器が書状目録C N31 のみを包有する場合には、当該納器は「Exempt （「到着料の対象から除く。」の意）」と表示して送付する。
- 3 大量郵便物の差立便には17-126の規定に従って、書状目録C N32 を添付する。
- 4 内国制度の直接利用を予定している差立便については、指定された事業体は、使用する書類について二国間で取り決める。この書類は、修正された書状目録C N31 又は内国郵便に関する計算書のような相互に受け入れられるその他の書類とする。
- 5 17-123.1 及び 17-124.2 に定める場合を除いて、差立便に書留郵便物又は保険付郵便物を包有しない場合には、指定された事業体は、書状目録を輸送に耐えられるような堅固な防水性の袋に入れ、差し立てる差立便のうちの一の納器の外部に添付することについて二国間で取り決めることができる。
- 6 差立局は、次のことを考慮に入れて、書状目録に所定の全ての事項を記入する。
- 6.1 上部差立交換局は、書状目録に一連の差立番号の範囲内において差立便の連続番号を付し、連続番号は、毎年、暦年の初めに初期化するものとする。各差立便は、この結果順次1ずつ増え、かつ、差立日の順に一致した別個の差立番号を有しなければならない。毎年の最初の差立に際しては、書状目録には、当該差立便の連続番号のほか、前年の最終差立便の番号を記載しなければならない。差立局は、一連の差立番号が廃止される場合には、点検状により名宛交換局に通知しなければならない。
- 6.2 第一部 納器の票札。指定された事業体は、朱色の票札を付した納器のみを第一部に記入することについて取り決めることができる。
- 6.3 第一部 納器の種類。この部には、差立側の指定された事業体が使用する納器の数及び名宛側の指定された事業体に返送する納器の数を記入する。差立便の名宛側の指定された事業体以外の指定された事業体に所属する空郵袋がある場合には、その数は、所属する指定された事業体名を付記して別に記載しなければならない。この指定された事業体が朱色の票札を付した郵袋のみの記入について合意した場合（6.2）には、差立便の作成に使用された納器の数及び名宛側の指定された事業体に所属する空郵袋の数は、記入してはならない。
- 6.4 第二部 形状によって外国宛て国際郵便物を分類するため、17-116 に規定する条件に従うことについて合意した指定された事業体の場合は、形状ごとの納器の数及び重量は、第二部に記入する。そうでない場合は、到着料の対象となる郵便物は、混合郵便物として第二部に記入する。
- 6.5 第三部 個別記入された及び一括記入の対象となる書留郵便物の総数及び差立便に含まれる保険付郵便物の総数は、第三部に記入しなければならない。追跡郵便物が差立便に含まれている場合にも、また、そのような郵便物の総数は書状目録の第三部に記入しなければならない。
- 6.6 到着料が免除される郵便業務に関する書留郵便物及び保険付郵便物の数並びに差出国に返送される郵便物の数は、書状目録の第三部にある「追加の到着料が免除され差出国に返送される郵便物数」欄に記載しなければならない。
- 6.7 第四部 差立便に国際郵便料金受取人払業務の郵便物が含まれる場合には、国際郵便料金受取人払業務の納器の数及びその重量、把束の数及びその重量並びに当該郵便物の総通数をそれぞれに記入する。普通扱いの又は書留とした代金引換郵便物が含まれる場合には、個別記入又は一括記入のいずれの場合にも、所定の欄にその旨を記載しなければならない。

書留郵便物の送達

- 1 指定された事業体は、書留郵便物について書面の書留目録C N33 の送付を要しないことについて、二国間又は多国間で合意することができる。（PREDES バージョン 2.1 メッセージが同様の情報を電子的に提供できることによるもの。）
- 2 電子的にのみ情報を送信する合意がない限り、書留郵便物は、書状目録の追加として、一又は二以上の書留目録C N33 に個別に記入して送達する。書留目録には、関係差立便の書状目録に記載する差立番号と同一の差立番号を記載しなければならない。二以上の書留目録を使用する場合には、書留目録には、その番号のほかに各差立便固有に連続番号を付さなければならない。書留目録差立便に含まれる書留郵便物の総数は、書状目録の第三部に記入しなければならない。
- 3 名宛側の指定された事業体に、年当たり十万通を超える書留郵便物を差し立てる指定された事業体は、全ての書留郵便物を、書留郵便物にのみ用いられる差立番号（郵便細分類コード「UR」）の下に差し立てなければならない。
- 4 指定された事業体は、書留郵便物の一括記入について取り決めることができる。この場合には、差立便に含まれる書留郵便物の総数は、書状目録の第三部に記載する。電子的にのみ情報を送信する合意がない限り、書留郵便物及び書状目録を包有する各納器には、包有する書留郵便物の総数を所定の場所に記載した書留目録C N33 を入れなければならない。
- 5 書留郵便物、場合により、1 に定める書留目録は、別個の一又は二以上の包装物又は納器に取りまとめるものとし、これらの包装物又は納器は、内容品を保護するため、適切に包装し、又は閉鎖した上、封鉛で又はそれを使わずに封かんしなければならない。このように作成される郵袋又は包装物に代え、加熱封かんによって閉鎖されるプラチック製の郵袋を使用することができる。それぞれの包装物中の書留郵便物は、目録への記入の順序に従って取りそろえる。一又は二以上の書留目録を使用する場合には、各書留目録は、関係する書留郵便物とともに把束し、その把束の最初の郵便物の上に置く。二以上の納器を使用する場合、各納器は、包有する書留郵便物を記入した書留目録を入れなければならない。
- 6 関係する指定された事業体の間で取決めを行うことを条件として、書留郵便物は、その容積が許す場合には、書留目録を包有する特別の封筒に入れることができる。この封筒は、封かんしなければならない。
- 7 いかなる場合にも、書留郵便物は、普通扱いの郵便物とともに把束することはできない。
- 8 一の納器には、できる限り、六百個を超える書留郵便物を入れないようにしなければならない。
- 9 書留とした代金引換郵便物が、書留目録C N33 に記入される場合には、「Remboursement」の語又はその略字「Remb」（「代金引換」の意）を「Observations」（「備考」の意）欄の郵便物に対応する箇所に記入するものとする。
- 10 指定された事業体は、送達についての電子的確認データを生成するシステムを確立すること及び郵便物の差出側の指定された事業体との間でこのようなデータを交換することについて取り決めることができる。

保険付郵便物の送達

- 1 指定された事業体は、保険付郵便物について書面の保険付郵便物目録C N16 の送付を要しないことについて、二国間又は多国間で合意することができる。（PREDES バージョン 2.1 メッセージが同様の情報を電子的に提供できることによるもの。）
- 2 電子的にのみ情報を送信する合意がない限り、差立交換局は、保険付郵便物を保険付郵便物目録C N16 に様式所定の細目に従って記入する。代金引換郵便物については、「Remboursement」の語又はその略字「Remb」（「代金引換」の意）を「Observations」（「備考」の意）欄の郵便物に対応する箇所に記入しなければならない。
- 3 保険付郵便物は、一又は二以上の保険付郵便物目録とともにひもで縛り、一又は二以上の特別の包装物とする。これらの包装物は、とりまとめてひもで縛り、耐力のある紙で包み、さらにその外部をひもで縛った上、各封じ目に良質の封ろうを付け、これに差立交換局の封印を施して封かんする。これらの包装物には、「Valeurs déclarées」（「保険付郵便物」の意）の記載を付する。
- 4 保険付郵便物は、包装物とする代わりに、耐力のある紙製の封筒に入れ、封ろうで封かんすることができる。
- 5 保険付郵便物の包装物又は封筒は、また、郵袋の差立側の指定された事業体の印刷された表示を有するのり付きの封かん紙で封かんすることができる。差立局の日付印は、その印影が封かん紙と包装とにかけて現れるように押さなければならない。この封かん方法は、郵袋の名宛側の指定された事業体が保険付郵便物の包装物又は封筒を封ろう又は封鉛で封かんすることを要求する場合には、用いることができない。
- 6 保険付郵便物の数又は容積が必要とする場合には、保険付郵便物は、郵袋に入れ、適切に締め切り、封ろう又は封鉛で封かんすることができる。
- 7 保険付郵便物を包有する包装物、封筒又は納器は、書留郵便物を包有する包装物又は納器に、また、書留郵便物がない場合には、書留郵便物を通列入れる包装物又は納器に入れる。書留郵便物が二以上の納器に入れられる場合には、保険付郵便物を包有する包装物、封筒又は納器は、書状目録を包有する特別の封筒をくくり目に付ける郵袋に入れる。
- 8 保険付郵便物を包有する外装郵袋は、完全な状態でなければならない、明らかな形跡を残さなければ不法に開披することができないように、できる限りその袋口に口しんなわを施さなければならない。
- 9 差立便に含まれる保険付郵便物の総数は、書状目録の第三部に記入しなければならない。
- 10 指定された事業体は、送達についての電子的確認データを生成するシステムを確立すること及び郵便物の差出側の指定された事業体との間でこのようなデータを交換することについて取り決めることができる。

17-123

郵便為替証書及び書留としない代金引換郵便物の送達

- 1 露出のまま発送する郵便為替証書は、別個の把束とし、かつ、書留郵便物又は保険付郵便物の包装物又は納器に入れなければならない。書留としない代金引換郵便物についても、同様とする。差立便が書留郵便物も保険付郵便物も含まない場合には、郵便為替証書及び場合により書留としない代金引換郵便物は、書状目録を包有する封筒に入れ、又は書状目録とともに把束する。
- 2 書留としない代金引換郵便物があるときは、場合に応じ、書状目録C N31 又は書状目録C N32 の関係の部に、その旨を記入しなければならない。

17-124

追跡郵便物の送達

- 1 一の名宛側の指定された事業体に、年当たり十万通を超える追跡郵便物を差し立てる指定された事業体は、全ての追跡郵便物を、追跡郵便物にのみ用いられる差立番号（郵便細分類コード「U X」）の下に差し立てなければならない。指定された事業体が、一の名宛側の指定された事業体に、年当たり十万通を下回る追跡郵便物を差し立てるときは、郵便物は、その他の郵便物とは別に把束し、その把束には、18-103 に定める方法による「Distribution suivie」（「追跡」の意）の記載を有する紙札を付する。この把束は、できる限り、その他の郵便物とは別の納器に入れなければならない。別の納器に入れることができない場合には、この把束は、書状目録を包有する納器に入れなければならない。
- 2 追跡書留郵便物は、他の書留郵便物とともに、目録への記入の順序に従って取りそろえる。各追跡書留郵便物については、書状目録の裏面又は書留目録C N33 の「Observations」（「備考」の意）の欄に「Distribution suivie」（「追跡」の意）の記載を付する。追跡により配達すべき保険付郵便物については、保険付郵便物目録C N16 の「Observations」の欄に類似の記載を付する。

17-125

国際郵便料金受取人払業務の郵便物の送達

- 1 国際郵便料金受取人払業務の郵便物は、その他の郵便物とは別の把束とする。把束の紙札C N25 には、「C C R I」の記載及び郵便物の数を付する。当該郵便物の把束は、書状目録を包有する納器に入れる。ただし、当該郵便物は、書留郵便物と同じ内装容器又は納器に入れてはならない。
- 1.1 当該郵袋が二キログラムを超える国際郵便料金受取人払業務の郵便物を包有する場合には、これらの郵便物は別個の納器に入れる。納器の票札には、国際郵便料金受取人払業務の記載を付する。
- 2 国際郵便料金受取人払郵便物は、大量郵便物の郵袋に入れて送達してはならない。
- 3 差立便に包有されている国際郵便料金受取人払業務の郵便物については、書状目録C N31 の第四部に次のように記載する。
- 3.1 別個の納器については、「Sacs C C R I」（「国際郵便料金受取人払業務の郵袋」の意）と記載し、納器の数及び重量並びに郵便物の数
- 3.2 他の郵便物とともに送付される場合については、「Liasses C C R I」（「国際郵便料金受取人払業務の把束」の意）と記載し、把束の数及び重量並びに郵便物の数

17-126

大量郵便物の送達

- 1 大量郵便物について特別の支払が適用される場合には（31-113.1 及び2 を参照）、差出側の指定された事業体は、書状目録C N32 を添付した特別の差立便により、大量郵便物を差し立てることができる。
- 2 書状目録C N32 には当該郵便物の数及び重量を記載する。
- 2.1 合意した指定された事業体については、大量郵便物の数及び重量は、合意した形式に従って記入される。
- 3 17-120 の規定は、書状目録C N32 について準用する。

17-127

内国制度の直接利用を予定している郵便物の送達

- 1 条約第二十八条4 の表現における、指定された事業体の内国制度の直接利用を予定している郵便物は、国内法令により、名宛側の指定された事業体又は差出側の指定された事業体から他の書類の添付が特に要請されない限り、適切に修正された書状目録C N31 が添付され、特別の差立便により、送付される。
- 2 修正した書状目録C N31 又は名宛側の指定された事業体が請求する他の全ての書類には、郵便物の数、重量及び必要があるときは種類並びに名宛側の指定された事業体が要請する他の全ての追加情報を記入する。
- 3 17-120 の規定は、書状目録C N31 及び名宛側の指定された事業体が要請する他の全ての書類について準用する。
- 4 指定された事業体は、名宛側の指定された事業体が内国制度の直接利用を予定している郵便物の送達のために他の様式及び手続を用いることを要請する場合には、様式及び手続を用いることについて、二国間で取決めを行わなければならない。

郵袋の票札

- 1 納器の票札は、十分な堅さのある布、プラスチック材、耐力のある厚紙、羊皮紙又は木札に貼り付けた紙で作成しなければならない。郵袋については、はと目を付さなければならない。
- 2 全ての納器の種類に関する票札の規格及び文字は、万国郵便連合の技術基準 S 47 を遵守し、この施行規則に附属する様式又は次に掲げる様式に適合するものでなければならない。
 - 2.1 平面路納器の場合には、C N 34
 - 2.2 航空用納器の場合には、C N 35
 - 2.3 航空路で運送する平面路（S A L）用納器の場合には、C N 36
- 3 通常郵便物には、次の票札の特徴が適用される。
 - 3.1 型による分類が行われる場合には、票札は、万国郵便連合のコードリスト百二十（内容の型）から対応するコードを付さなければならない。トレイの場合には、「P」又は「G」のみに対応する。
 - 3.2 万国郵便連合のコードリスト百八十八（特別な内容コード）に対応するコードが存在する場合は、票札には、当該コードを付す。
 - 3.3 次のいずれかの種類が該当する場合は、票札には、万国郵便連合のコードリスト百七十六の特別な内容記述子を付す。（以下の順番で表される優先順位に従い、一に限り内容記述子を付すものとする。）
 - 3.3.1 「Accès Direct（「直接利用」の意）」：この種類の郵便物のみを包有する納器の場合。
 - 3.3.2 「C C R I（「国際郵便料金受取人払業務」の意）」：この種類の郵便物を包有する納器の場合。
 - 3.3.3 「Distribution suivie（「追跡」の意）」：この種類の郵便物を包有する納器の場合。
 - 3.3.4 「P R I O R（「優先」の意）」：平面路により輸送される優先郵便物を包有する納器の場合。
 - 3.3.5 「Journaux（「新聞」の意）」：この種類の郵便物のみを包有する納器の場合。
 - 3.3.6 「Ecrits périodiques（「定期刊行物」の意）」：この種類の郵便物のみを包有する納器の場合。
 - 3.3.7 「Petits paquets（「小形包装物」の意）」：小形包装物のみを包有する納器の場合。
 - 3.4 書状目録を包有する納器の票札には、この目的のために定められた場所に「F」の文字を明らかに記載する。
 - 3.5 到着料が免除される郵便物のみを包有する納器の票札には、明らかな文字で「Exempt（「免除」の意）」の表示を付す。
 - 3.6 納器の総重量は票札に記載する。重量は、百グラム未満の端数が五十グラム以上の場合には百グラムに切り上げ、当該端数が五十グラム未満の場合には、これを切り捨てる。
 - 3.7 票札には、万国郵便連合の技術標準 S 9 に従ったバーコード付き識別子を含めなければならない。
- 4 隣接局の間では、耐力のある紙で作成した票札を使用することができる。ただし、この票札は、郵袋の運送中の全ての取扱いに対して十分な耐力を有するものでなければならない。
- 5 書留郵便物、保険付郵便物又は書状目録を包有する納器については、朱色の票札を使用する。
 - 5.1 ただし、指定された事業体は、二国間の関係において、安全の観点から、相互に合意した他の方法をとることによって、朱色の票札を使用しないことについて決定することができる。
- 6 普通扱いの次の種類の郵便物のみを包有する納器については、白色の票札を使用する。
 - 6.1 優先郵便物（混合又は型により分類された）
 - 6.2 平面路又は航空路によって差し立てる書状及び郵便葉書
 - 6.3 混合郵便物（書状、郵便葉書、新聞紙及び定期刊行物並びにその他の郵便物）
- 7 発行人又はその代理人が大量に差し出し、かつ、平面路のみによって差し立てる新聞紙（差出人に返送されるものを除く。）を包有する納器にも、白色の票札を使用する。
- 8 次の種類の普通扱いの郵便物のみを包有する納器については、淡青色の票札を使用する。
 - 8.1 非優先郵便物（混合又は型により分類された）
 - 8.2 印刷物
 - 8.3 盲人用郵便物
 - 8.4 小形包装物
- 9 7に掲げる定期刊行物以外の定期刊行物を包有する納器にも、淡青色の票札を使用する。
- 10 普通扱いの大量郵便物のみを包有する納器には、紫色の票札を使用する。
- 11 紫色の縞の斜線で縁取りをした白色の票札は、直接利用郵便物を包有する納器に使用する。
- 12 差出元に返送する空郵袋のみを包有する納器については、緑色の票札を使用する。
- 13 白色の票札は、また、5から9及び12の色の票札の代わりに、それらの色のうちいずれかの色の長辺五センチメートル、短辺三センチメートルの紙片と併せて使用することができる。淡青色及び紫色の票札も、また、類似の朱色の紙札と併せて使用することができる。
- 14 引き受けられる伝染性物質を包有する郵便物は、別個の納器に入れる。各納器には、19-005 の票符に類似した色及び様式の票札を付さなければならない。ただし、その大きさは、はと目を付する部分を加えた大きさとする。

- 15 合装郵袋を使用する場合には、この郵袋の重量は、納器の総重量に算入しない。重量五十グラム以下の納器については、重量の記載の代わりに数字の零（0）を記載する。
- 16 仲介局は、継越閉袋の納器又は包装物の票札には、いかなる番号も付してはならない。
- 17 納器の閉鎖に番号を付した封かんを使用する差出側の指定された事業体は、納器の票札に当該封かんの番号を表示することができる。

17-129

バーコードの利用

- 1 指定された事業体は、十三文字による国際通常郵便物のバーコード付き識別子を国際通常郵便物に付する場合、一の固有の識別子のみを付する。この識別子は、万国郵便連合の技術標準 S10 に適合し、この標準に従って、目で見て読みやすく、かつ、バーコードの形式で郵便物の表面に付される。
- 2 差出側、継越し又は名宛側の指定された事業体は、差出人の住所氏名若しくは返送先又は差出国において適用される識別子 S10 のいかなる部分も覆い隠さない限り、識別子 S10 フォーマットを使用しないバーコード付き票符を付することができる。
- 3 継越し又は名宛側の指定された事業体は、万国郵便連合の技術標準 S10 に適合する識別子であって、差出側の指定された事業体が適用したデータと同じ内容のデータを含むものを新たに付することができる。この場合において、郵便物が他の指定された事業体に継送され、又は差出側の指定された事業体に返送される場合には、新たに付した識別子 S10 を取り外すか又は同票符を判読できないようにすることは必要としない。
- 4 継越し又は名宛側の指定された事業体が、差出側が適用する識別子 S10 と異なる内容のデータを含む S10 フォーマットによるバーコードを新たに適用する場合には、郵便物が他の指定された事業体に継送され、又は差出側の指定された事業体に返送される場合には、新たに付した識別子 S10 を取り外すか又は同票符を判読できないようにしなければならない。

17-130

郵便物の処理を支援するための電子的交換

- 1 指定された事業体は、全ての通常郵便物の閉袋について、次の特徴を有する PREDES メッセージ及び RESDES メッセージに従って、差立前の閉袋情報及び閉袋の受領の情報を交換しなければならない。
- 1.1 PREDES メッセージは、識別可能な郵便物がある場合には、当該郵便物ごとのデータを含まなければならない。関係する場合は、型に関する情報も提供しなければならない。
- 1.2 PREDES メッセージは、納器の種類及び関係する場合は、型に関する情報を含まなければならない。
- 1.3 指定された事業体は、08-002 の規定に従って、物品を包有する全ての郵便物の S10 識別子が、名宛側の指定された事業体に送信する電子メッセージ PREDES（万国郵便連合の技術標準 M41）に含まれることを等しく確保しなければならない。
- 2 指定された事業体は、次の場合には、万国郵便連合の標準 M40 に定める EMSEVT V3 メッセージにより、自国の領域から差し立てられ又は同領域に到着する通常郵便物に関する追跡情報を提供しなければならない。
- 2.1 追跡郵便物については、EMSEVT の交換は、全ての相手側の指定された事業体との間において義務的とする。
- 2.2 書留郵便物及び保険付郵便物については、EMSEVT の交換は、31-104 及び 31-105 の規定に従って補足的な補償金プログラムに完全に参加している指定された事業体のため、同プログラムの枠内においてのみ義務的とする。他の参加している指定された事業体との間のデータの交換については、任意とする。
- 3 次の特性が、送信される EMSEVT メッセージに適用される。
- 3.1 郵便物に適用される場合は、次の EMSEVT の追跡に関する事象の提供は、義務的とする。その他の EMSEVT V3 の事象は、任意とする。
- EMC、EMD、EMH 及び EMI
- 3.2 次に定める追跡に関する事象が提供される場合には、標準 M40 において任意である一定のデータ要素は、最後の欄に示すように、義務的とする。

事象	状態	追加の義務的なデータ要素
EMA	差出し／取集	引受局の識別
EMB	差立交換局（OE）への到着	差立交換局
EMC	差立交換局（OE）からの差立て	差立交換局
EMD	名宛交換局への到着	受領交換局
EDB	郵便物の税関呈示（輸入）	受領交換局

EME	郵便物の税関保留	受領交換局 輸入税関保留理由
EDC	郵便物の税関（輸入）からの返却	税関からの返却場所の識別
EMF	名宛交換局からの送付	到着交換局
EDH	郵便物の受取人による受領場所への到着	受領場所の識別
EMG	配達局への到着	配達局の識別
EMH	配達の未完了／不能	配達局の識別 配達が不首尾に終わったこと により取られた措置 配達が不首尾に終わった理由
EMI	配達完了	配達局の識別
EMJ	継越交換局への到着	継越交換局
EMK	継越交換局からの差立て	継越交換局

17-131

差立便の点検

- 1 差立便を受領する郵便局は、次のことを点検しなければならない。
 - 1.1 引渡明細表に記載された納器の差立局及び名宛局
 - 1.2 朱色の票札を付した納器の封かん及び外装
 - 1.3 引渡明細表に記載された情報の正確性
- 2 票札CN34、CN35 又はCN36 に記載された重量を標本抽出方式により又は規則的に点検する。確認された重量又は通数と票札CN34、CN35 又はCN36 に記載された重量又は通数との差が次の場合には、差立交換局による記載を有効とする。
 - 2.1 平面路差立便又は航空路によって運送する平面路差立便（SAL差立便）の各納器の場合には、二百グラム以下
 - 2.2 航空差立便、優先差立便又は大量郵便物の差立便の各納器の場合には、百グラム以下
 - 2.3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の場合には、百グラム以下又は二十通以下
- 3 仲介局は、納器の実際の重量と記載されている重量との差が2.1又は2.2に定める重量又は通数を超えることを発見した場合には、納器の票札及び明細表を訂正する。仲介局又は名宛局は、その誤りを点検状CN43又は合意に基づく解決のための手続により、直ちに差立交換局及び必要なときは直前の仲介交換局に通報する。
- 4 名宛局は、納器の実際の重量と記載されている重量との差又は国際郵便料金受取人払業務の郵便物の実際の重量又は通数と記載されている重量又は通数との差が2.1、2.2又は2.3に定める重量又は通数を超えることを発見した場合には、納器の票札及び明細表を訂正する。仲介局又は名宛局は、その誤りを点検状CN43又は合意に基づく解決のための手続により、直ちに差立交換局及び必要なときは直前の仲介交換局に通報する。
- 5 型による分類の郵袋について、名宛交換局が、実際の型と納器の票札に記録された型との間で相違を確認した場合には、当該名宛交換局は、その誤りを点検状CN43又は合意した解決のための手続により、直ちに差立交換局に通報する。通報された型の定義に合致する書状が納器に包有されていない場合は、納器の重量は、通報された型にとどめるか、そうでない場合には、その重量に従って最も適正な型に変更する。標本抽出が実施される場合は、標本抽出が実施される納器と標本抽出が実施されない納器の双方について、精算をする期間として定めている一年間を通じて、同様の措置をとる。
- 6 仲介局は、不良な状態で郵袋を受け取った場合において、内容に異状があると認められるときは、内容を点検しなければならない。仲介局は、当該郵袋をそのまま新たな包装に入れなければならない。当該仲介局は、原初の票札の記載事項を新たな票札に転記し、これに「Remballé à...」（「何局において再装」の意）と記載した上、自局の日付印を押さなければならない。仲介局は、点検状CN43を作成し、その写し一通を再装した郵袋に入れる。
- 7 名宛交換局は、差立便の受領の際に、次の手続をとる。
 - 7.1 差立便に異状がないかどうか及び差立便が差立順に到着したかどうかを点検する。
 - 7.2 書状目録の記載並びに保険付郵便物目録CN16及び書留目録CN33がある場合には、これらの記載に誤りがないかどうかを点検する。
 - 7.3 外装納器及び保険付郵便物を包有する包装物、封筒又は内装納器の外部に何らの異状もないことを確かめる。

- 7.4 保険付郵便物の数の照合を行い、かつ、保険付郵便物の個別の点検、特に、重量、封印及び印影の点検を行う。また、代金引換郵便物が代金引換郵便物として正しく表示され、かつ、適切な支払様式が添付されていることを点検する。
- 7.5 特別な納器で送達され又は書状目録を包有する納器に納入された追跡郵便物は、できる限り速やかに送達されかつ配達されるように、直ちに、内国区分業務へ交付するものとする。
- 7.6 差立便又は差立便中の一又は二以上の納器の欠如の場合、又は郵袋を超過して受領した場合には、取扱者二人が直ちにその事実を確認する。これらの取扱者は、書状目録、保険付郵便物目録又は書留目録に必要な訂正を行う。これらの取扱者は、誤った当初の記載を読むことができるように消し、又は追加の記入を行う。明らかな誤りが無い限り、訂正は、当初の記載に優先する。
- 7.7 7.6 に定める手続は、保険付郵便物、書留郵便物及びバーコード付追跡郵便物の欠如又は超過、若しくは書状目録、保険付郵便物目録又は書留目録の欠如など、他の事故の場合にも適用する。
- 7.8 指定された事業体は、6.6 及び 6.7 に定める手続に代えて、電子的に送付された到着した郵便物の受領に関する情報（RESDES メッセージ、事象 EMD に関する EMSEVT メッセージ）及び配達に関する情報（事象 EMH 又は事象 EMI に関する EMSEVT メッセージ）を採用することについて取り決めることができる。指定された事業体は、また、事故の通報のために使用される書面（点検状 CN43）に代えて、量（郵便物の重量及び通数）について電子的に得た情報に基づく合意された解決のための手続を採用することについて取り決めることができる。
- 7.9 到着局は、書状目録、保険付郵便物目録又は書留目録の欠如の場合には、代替の書状目録、保険付郵便物目録若しくは書留目録を作成し又は受領した保険付郵便物、書留郵便物若しくは追跡郵便物について正確に記録しなければならない。指定された事業体は、書状目録、保険付郵便物目録又は書留目録が添付されていない場合において、これを解決するために電子的手段による事前通知（PREDES/RESDES メッセージ）を常に使用することについて取り決めることができる。ただし、到着局によって記録された保険付郵便物、書留郵便物又は追跡郵便物の差立重量及び通数が、電子的に受領した情報と一致する場合を除く。この場合、到着側の指定された事業体は、代替の書状目録を作成しないこと及び点検状 CN43 を発行しないことを決定することができる。
- 8 大量郵便物を包有する差立便に関する追加の情報
- 8.1 以下の場合には、大量郵便物の詳細を含めた代替の書状目録 CN32 とともに、点検状 CN43 を差立側の指定された事業体に送付する。
- 8.1.1 差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体が、大量郵便物の郵袋の作成に合意したにもかかわらず、差立側の指定された事業体が、他の種類の郵袋により大量郵便物を差し立てる場合
- 8.1.2 大量郵便物を包有する差立便に書状目録 CN32 が添付されていない場合
- 8.1.3 名宛側の指定された事業体が、特別な補償金が即時に適用される大量郵便物を予告なく受領した場合。この場合、名宛側の指定された事業体は、当該郵袋の差立側の指定された事業体に対し、できる限り、電気通信（ファクシミリ又は他の電子的手段）により様式 CN43 及び CN32 を送付する。
- 8.1.4 型による分類の郵袋について、名宛局が、大量郵便物又は納器について記入された型と実際の型との相違を発見した場合
- 8.2 8.1.1 及び 8.1.3 の場合、大量郵便物を包有する差立便の書状目録 CN31 は、適宜に訂正され、点検状 CN43 を添付して送付する。
- 9 郵袋を開く際には、閉鎖に使用したもの（封鉛その他の封かん、ひも、票札）が結合したまま残るように、ひもを一箇所で切らなければならない。
- 10 自局宛でない書状目録、保険付郵便物目録又は書留目録を受け取った郵便局は、名宛局に対し、内国規則が定めている場合には、原本と相違がないことを証明した当該目録の写しを最も速達の線路（航空路又は平面路）によって送付する。
- 11 保険付郵便物を包有する郵袋の受領の際に確認された事故については、直ちに交付業務に対し留保を行う。保険付郵便物に関して、指定された事業体の責任を生じさせるような不足、異状その他の事故を確認した場合には、その旨を直ちに電気通信により差立交換局又は仲介業務に通報する。さらに、調書 CN24 を作成する。確認された郵袋の包装の状態は、この調書に記入しなければならない。調書は、差立交換局の所属する国の指定された事業体の中央機関に対し書留で送付するものとし、差立交換局に対しては、別途直ちに点検状 CN43 を送付する。調書の副本は、同時に、受取交換局が所属する国の指定された事業体の中央機関又は当該指定された事業体が指定する他の監督機関に送付する。
- 12 損傷した又は包装の不十分な保険付郵便物を相手局から受け取った交換局は、次の規定を遵守してこの保険付郵便物を送達しなければならない。
- 12.1 封かんの軽微な損傷又はその一部の破損については、内容品を保全するため保険付郵便物に新たに封かんを施すことで、十分とする。これは、内容品に損害がないこと及び重量の検査により内容品不足がないことが極めて明らかな場合に限り認められる。現存の封かんは、そのまま保持しなければならない。再装の必要がある場合には、保険付郵便物は、できる限り原包装を維持して再装しなければならない。必要なときは、再装は、損傷のあった保険付郵便物を納器に入れ、票札を付し、かつ、封鉛により封かんすることにより行うことができる。この場合、損傷のあった郵便物を新たに封かんすることは必要としない。納器の票札には「Envoi avec valeur déclarée endommagée」（「損傷のあった保険付郵便物」の意）の記載を付さなければならない。この票札には、連続番号、差出局、保険金額及び受取人の住所氏名を表示し並びに日付印の印影及び郵便物を郵袋に納入した職員の署名を付さなければならない。

- 12.2 保険付郵便物の状態から内容品の盗取が推定される場合には、郵便局は、国内法令に反しない限り、職権により郵便物を開き内容品を点検しなければならない。点検の結果は、調書C N24 に記入しなければならない。その調書の写し一通は、当該保険付郵便物に添付する。当該保険付郵便物は、再装しなければならない。
- 12.3 全ての場合において、保険付郵便物の到着の際の重量及び補修後の重量は、確認の上、外装に表示しなければならない。この表示の次には、「Scellé d' office à...」（「何局において職権により封かん」の意）又は「Remballé à...」（「何局において再装」の意）と記載する。この表示には、日付印を押し、かつ、封かん又は再装を行った取扱者が署名する。
- 13 条約第十九条の規定が適用される場合を除くほか、いかなる場合にも、点検の際に何らかの事故が確認されたことを理由として、郵袋に納入されている郵便物を返送することができない。

17-132

点検状

- 確認された事故は、郵袋の完全な点検の後直ちに、また、遅くとも一箇月の期間内に点検状C N43（二通作成する。）により郵袋の差立局に通報する。継越しがあった場合には、郵袋を不良な状態で交付した直前の仲介局に当該点検状を送付する。
- バーコード付きではない郵便物に関する点検状には、事故がどのラベル、郵袋又は他の納器、封かん、封筒、包装物又は郵便物に関するものであるかをできる限り正確に記載しなければならない。バーコード付の郵便物に関する点検状には、バーコードによる郵便物番号を正確に記載しなければならない。郵袋が紙札C N25 及びC N26 を添付した把束を包有している場合には、これらの紙札は、事故のときは、点検状に添付しなければならない。亡失又は盗取の疑いがある重大な事故の場合には、郵袋の状態をできる限り詳細に点検状に記載しなければならない。亡失又は盗取の疑いが推定される場合にのみ、関係するラベル、郵袋又は他の納器、封かん、封筒、包装物又は郵便物に関する日付入りのデジタル写真映像を提供することができる。
- 正当な理由により不可能である場合を除くほか、次に掲げるものは、点検の日から起算して六週間そのまま保管し、かつ、差立側の指定された事業体が請求するときは、これらをその指定された事業体に送付する。
 - 郵袋又は他の納器及び封筒（閉鎖に使用したひも、票札、封鉛又はその他の封かんを含む。）
 - 保険付郵便物又は書留郵便物を包有していた全ての内装及び外装の包装物又は納器
 - 受取人から交付を受けることがある損傷郵便物の包装
- 郵袋の運送が運送業者の仲介によって行われる場合には、仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体は、郵袋を受領した際に確認した事故を引渡明細表C N37、C N38 又はC N41 に記載し、運送業者又はその代表者は、できる限りこれに連署しなければならない。郵袋を受領した継越しを行う指定された事業体又は名宛側の指定された事業体において事故がなかったことが確認される場合も、同様とする。郵袋がコンテナによって運送される場合には、この留保は、コンテナ、その封かん及び封印の状態のみに限られる。電子的手段により情報の交換を行う指定された事業体は、17-009.3 に規定する手続を準用することができる。
- 17-132.6, 7 及び 10 に定める場合には、差立局及び必要があるときは直前の仲介する指定された事業体は、さらに、通報を発信する指定された事業体の費用負担において、電気通信で通報を受けることができる。郵袋に盗取の明らかな形跡がある場合には、差立局又は仲介局が遅滞なく事件を調査することができるよう、常に、電気通信による通報を発送しなければならない。必要があるときは、仲介局は調査の継続のため、前の指定された事業体に対して電気通信により通報する。
- 郵袋の欠如が不結束に起因する場合又は欠如について引渡明細表に正当に記載されている場合には、当該郵袋が次便によって名宛局に到着しない場合に限り、点検状C N43 を作成する。
- 名宛局は、差立局及び必要があるときは直前の仲介する指定された事業体に対し欠如を通報した郵袋が到着した場合には、当該郵袋を受け取ったことを通報する第二の点検状を最も速達の線路（航空路又は平面路）によってこれらの郵便局に送付する。
- 受領側の指定された事業体は、誤った差立番号の差立便、特に、重複した連続番号を使用している差立便について、そのような差立便を計算書に含めることを差出側の指定された事業体に通知するため、点検状により、差出側の指定された事業体に報告することができる。
- 郵袋の点検を担当する受取局が差立局及び必要があるときは直前の仲介局に対し、最も速達の線路（航空路又は平面路）により何らかの事故を確認する点検状C N43 を郵袋の受領の日から起算して一箇月の期間内に送付しなかった場合には、当該受取局は、（一箇月の期間内に）反証が挙げられる時まで、郵袋及びその内容品を受け取ったものとみなす。点検状に記載しなかった事故又は記載が不完全であった事故についても同様に推定する。行うべき手続に関するこの条及び 17-131 の規定を遵守しなかった場合も、同様とする。
- 点検状は、できればファクシミリ又はその他の電子通信手段によって送付する。これができない場合には、点検状は、最も速達の線路（航空路又は平面路）によって送付する。
- 指定された事業体は、事故の通報のために使用される書面（点検状C N43）に代えて、量（郵便物の重量及び通数）について電子的に得た情報に基づく合意された解決のための手続を採用することについて取り決めることができる。

- 12 郵便によって送付する点検状は、明らかな文字で「Bulletin de verification」（「点検状」の意）の記載を有する封筒に入れて送付する。この記載は、あらかじめ印刷しておくことにより、又は鮮明に写し出す印章により封筒に表示することができる。
- 13 点検状の送付を受けた郵便局は、その内容を調査し、かつ、必要があるときは意見を記入した上、これをできる限り速やかに、また、発送の日から起算して遅くとも一箇月の期間内に、できれば電子通信手段又は優先業務によって交換局に返送する。点検状は、次の場合には、反証が挙げられる時まで、正当に承認されたものとみなす。
- 13.1 非優先業務（S A L 郵便物又は平面路郵便物）によって送達された点検状に対し、送信の日付から起算して二箇月の期間内に回答がなされなかった場合
- 13.2 差出側の指定された事業体が、この期間内に、更に調査が必要である旨又は必要書類の追加送付を要する旨を通報されなかった場合
- 14 点検状又は詳細情報の要求の承認又は却下は、点検状の最下部の適切な欄に印を付すことにより表示するものとする。

17-133

線路を誤った郵袋及び誤送郵便物

線路を誤った郵袋（納器）及び誤送されたあらゆる種類の郵便物は、特別の合意がない限り、遅滞なく、最も速達の線路により名宛地に転送する。

18-101

書留郵便物

- 1 条約第十八条 1.1 の規定に基づき、通常郵便物は、書留として発送することができる。
- 2 書留郵便物の料金は、普通料金及び定額の書留料から成るものとし、前納される。定額の書留料のガイドラインとしての最高限度額は、一・三一 S D R とする。指定された事業体は、書留とした M 郵袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。
- 3 指定された事業体は、特別の安全措置が必要である場合には、2 に規定する料金のほかに、自国の法令に定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。
- 4 引受け
- 4.1 書留郵便物については、形態、封かん又は宛名の記載方法につきいかなる特別の条件も付されない。
- 4.2 鉛筆又は他の容易に消すことができるものを用いて記載した宛名又は頭文字からなる宛名を有する郵便物は、書留とすることができない。ただし、透かし窓のある封筒に入れて差し出す郵便物以外の郵便物の宛名は、コピー鉛筆で記載することができる。
- 4.3 書留郵便物の差出人に対しては、差出しの際に、無料で受領証を交付しなければならない。
- 5 郵便物の表示及び取扱い
- 5.1 全ての指定された事業体は、全ての差出書留郵便物について、次の仕様により、バーコードを付さなければならない。
- 5.1.1 各書留郵便物は、大文字の「R」を含み、万国郵便連合の技術標準 S 10（郵便物の識別）に定められる十三文字による識別子の仕様に適合した固有の郵便物識別子を含む票符 C N 04 により識別されなければならない。この郵便物識別子は、この基準に従って、目で見て読みやすく、かつ、バーコードの形式で付される。
- 5.1.2 5.1.1 の方法の代わりに、指定された事業体は、国際書留郵便物に既に使用されている固有の識別子及びバーコードの使用に関して二者間で取り決めることができる。
- 5.2 書留郵便物には、「Recommandé」（「書留」の意）の表示を付すことができる。この表示には、必要があるときは、差出国の言語による類似の記載を付加する。
- 5.3 票符及び「Recommandé」（「書留」の意）の表示がある場合には、その表示は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下に付さなければならない。この記載は、カードの形態の郵便物の場合には、宛名の上部に宛名を不明確にしないように付さなければならない。書留とした M 郵袋については、票符 C N 04 を差出人が作成する名宛票札に完全に貼り付けなければならない。
- 5.4 差出側の指定された事業体は、書留郵便物が 5.1 から 5.3 までの規定に適合していることを確認する。規定に従わない部分がある場合には、差出側の指定された事業体は、当該郵便物を名宛国へ送達する前に、それらの部分を補正する義務を負う。
- 5.5 仲介する指定された事業体は、書留郵便物の表面に、いかなる票符もいかなる番号も付してはならない。
- 5.6 名宛側の指定された事業体は、書留郵便物を配達し又は交付する際には、当該書留郵便物を受領する者のその受領を示す署名若しくは身分証明書から得られる登録データ又は配達国の国内法令によって受領の確認となる他の何らかの受領証を入手しなければならない。
- 5.7 指定された事業体は、また、配達についての電子的確認データを生成するシステムを確立すること及び郵便物の差出側の指定された事業体との間でこのようなデータを交換することについて取り決めることを強く勧奨される。
- 5.8 配達についての電子的確認データを生成するシステムを確立している指定された事業体は、差出側の指定された事業体によってなされた調査請求に従って、これらのシステムから電子的に得られた署名を利用して、差出側の指定された事業体

に、個々の郵便物ごとに配達証を提供できることとする。配達についての電子的確認データは、配達する指定された事業者の任意で、電子的手段（電子メール）又は紙媒体により提供することができる。

CN 04



大きさ 74 × 26 mm. 大文字のR及び赤色又は黒色の登録番号の下に線
(差出側の指定された事業者の規則が許す場合)

18-102

書留としたM郵袋の送達

書類にのみ限定される書留としたM郵袋は、書留目録CN33に一の書留郵便物として記入する。「Observations」（「備考」の意）の欄には、「M」の文字を記載しなければならない。

18-103

追跡郵便物

- 1 条約の関係規定に従って追跡郵便物として送付された通常郵便物は、内国の優先制度において配達する。
- 2 表示

2.1 通常郵便物

- 2.1.1 追跡によって配達する郵便物には、できる限り、鮮赤色で、次に示す様式に相当する意匠を付すことができる。ただし、白色及び黒色のものは、システムにより作成した票符に使用することができる。この「Distribution suivie」の意匠は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下に位置しなければならない。



- 2.1.2 追跡郵便物には、万国郵便連合の技術標準S10に適合するバーコード付票符CN05の二を付さなければならない。票符CN05の二は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下に位置しなければならない。カード形態の郵便物の場合には、票符は、宛名の読み取りを妨げないように、宛名の上に位置する。票符CN05の二バーコードは、17-129の規定に適合する一の、個別の識別子によらなければならない。この「Distribution suivie」の意匠は、通常、票符CN05の二に含める。ただし、この意匠が付いた別の票符が票符CN05の二に隣接して郵便物に貼り付けられる場合には、この意匠のない票符CN05の二を使用することが許される。

CN 05bis



大きさ 74 × 26 mm, 白地に赤色

3 郵便物の取扱い

- 3.1 指定された事業者は、自国の領域から差し立てられ又は同領域に到着する追跡郵便物について、17-130に詳述する追跡情報を提供しなければならない。

4 補償金

- 4.1 追跡郵便物は、31-104.1.2の規定に従って、補償金が支払われる。

18-104

受取人本人への手交

- 1 書留郵便物及び保険付郵便物は、合意した指定された事業体の間の関係においては、差出人の請求に応じて受取人本人に手交する。指定された事業体は、受取人本人への手交の取扱いを受取通知が添付されたこれらの郵便物についてのみ行うことを取り決めることができる。
- 2 差出人は、当該請求を行う場合には、○、一六SDRをガイドライン金額とする受取人本人への手交の料金を納付する。
- 3 受取人本人に手交する郵便物の表示及び取扱い
- 3.1 受取人本人に手交する郵便物には、極めて明らかな文字で「A Remettre en main propre」（「受取人本人への手交」の意）の記載又は名宛国で通用する言語でこれに相当する記載を付さなければならない。この記載は、名宛面に、かつ、できる限りその上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、その下になければならない。
- 3.2 差出人が受取通知及び受取人本人への手交を請求した場合には、様式C N07 には、受取人又はそれが不可能な場合は正式に認められた代理人が署名しなければならない。また、署名の他、大文字による氏名又は署名者を明確に識別する明瞭、かつ、読みやすい他の何らかの表示も記載されなければならない。
- 3.3 指定された事業体は、手交が可能であると考えられ、かつ、自己の規則が認める場合に限り、受取人本人に手交する郵便物の二回目の手交の試みを行う。

18-105

M郵袋

- 1 M郵袋には、次の条件が満たされる限り、他の物品を入れることができる。
- 1.1 これらの物品（ディスク、磁気テープ、カセット、製造業者及び販売業者が発送する商品見本、関税を課されないその他の商業物品又は再販売されることのない情報資料）は、同封の印刷物に添付され又は他の方法で結合されていること。
- 1.2 これらの物品は、同封して発送される印刷物とのみ関係を有していること。
- 1.3 印刷物に結合された物品を包有する各発送品の重量は、二キログラムを超えないこと。
- 1.4 M郵袋には、20-001.2.9の規定に従って、差出人が作成した「Douane」（「税関」の意）の税関告知書C N22 又はC N23を添付すること。
- 2 特別の郵袋に納め、かつ、同一名宛地の同一受取人に宛てた印刷物の各包装物には、受取人の宛名を記載する。
- 3 全てのM郵袋には、受取人に関する全ての事項を記載した長方形の名宛票札（この票札は、差出人が作成する。）を付さなければならない。名宛票札は、十分な堅さのある布、耐力のある厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札に貼り付けた紙で作成し、はと目を付さなければならない。名宛票札の大きさは、長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（それぞれ許容差二ミリメートル）を下回ってはならない。
- 4 M郵袋の料金納付については、その総額を郵袋の名宛票札上に表示する。
- 5 名宛側の指定された事業体との合意に基づき、印刷物を内容とする包装物は、郵袋に包装されていない場合でもM郵袋として引き受けられるものとする。当該包装物には、受取人の宛名の近くによく見えるように「M」の文字を表示するものとする。内容品の性質は、郵便物（C N22 又はC N23）に直接表示するものとする。
- 6 指定された事業体は、万国郵便連合の技術標準M 3 3（I T M A T T V 1）に適合する国境を越えた税関事前電子データの将来的な提供を可能にするため、M郵袋に一の万国郵便連合の技術標準S 10 に適合したバーコード付き識別子を付けなければならない。ただし、そのような識別子は、配達についての確認業務の提供を意味しない。識別子は、郵便物の表面に表示し、他の業務上の表示、料金納付の印影又は住所に関する情報を覆い隠してはならない。
- 7 指定された事業体は、08-002の規定に従って、適切な万国郵便連合の税関告知書様式に示された情報を複製し、かつ、万国郵便連合のE D I メッセージ標準M33（I T M A T T V 1）に適合する事前の電子データを取得し、交換しなければならない。

18-106

M郵袋の送達

各々のM郵袋には、その上部右隅に太字で「M」の文字を付記した票札C N34、C N35又はC N36を付さなければならない。この票札は、差出人が作成する名宛票札のほかに付さなければならない。郵袋に入れないM郵袋については、送達のために「合装M郵袋（sac collecteur M）」に入れなければならない。

18-107

M郵袋の点検

各指定された事業体は、自国の国内法令及び税関当局と同意した手続に従って、18-105.1から5までに規定する商品特性を遵守していることを確認し、及び通関に関する法令遵守のため、受領したM郵袋を開封し及び検査する権利を有する。商品特性を遵守していないことが発見されたM郵袋は、名宛側の指定された事業体における優先郵便物又は非優先郵便物の到着料が課される。点検状C N43は、書状目録C N31の修正を差出側の指定された事業体に通報するために作成される。

国際郵便料金受取人払業務（CCR I）

1 総則

- 1.1 指定された事業体は、相互間で、国際郵便料金受取人払業務（CCR I）に参加することを取り決めることができる。もっとも、同業務の返信に係る業務については、全ての指定された事業体がこれを確保する義務を負う。
- 1.2 国際郵便料金受取人払業務（CCR I）は、承認を受けた差出人が、外国に居住する返信人により差し出された返信用郵便物の料金をあらかじめ納付することを可能とすることを目的とする。
- 1.3 当該の業務を実施する指定された事業体は、次に定める規定を尊重しなければならない。
- 1.4 ただし、指定された事業体は、二国間で異なる方式を取り決めることができる。
- 1.5 指定された事業体は、その負担する費用を考慮して補償方式を定めることができる。

2 業務の実施方法

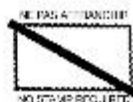
- 2.1 国際郵便料金受取人払業務は、次の方法により実施する。
 - 2.1.1 A国に居住する、承認を受けた差出人から、一又は二以上の外国Bに居住する返信人に送達される郵便物は、それぞれ国際郵便料金受取人払業務の封筒、カード又は票符を包有する。
 - 2.1.2 B国に居住する返信人は、差出人への回答のため、国際郵便料金受取人払業務の封筒、カード又は票符を使用することができる。国際郵便料金受取人払業務の郵便物は、06-001.1.2.1.4に従って料金が納付された優先郵便物又は普通の航空郵便物とみなす。
 - 2.1.3 差し出された国際郵便料金受取人払業務の郵便物は、A国に送達され、承認を受けた差出人に配達される。
- 2.2 加盟国又は指定された事業体は、当該業務の承認のため及び差し出された郵便物の取扱いのため、料金及び条件を定めることができる。
- 2.3 国際郵便料金受取人払業務を実施する指定された事業体は、相互に又は一方的（「返信」業務）にこれを実施することができる。一方的な方式においては、B国の指定された事業体は、国際郵便料金受取人払業務の郵便物の差出しは認めるが、自己の領域に居住する利用者に対しては当該業務の利用の承認を与えないことを前提とする。
- 2.4 国際郵便料金受取人払業務の郵便物は、本サービスの利用を承認するに当たり、この施行規則の規定、特に本条の規定に従う義務について、自己の利用者に明確にしなければならない。

3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の仕様

- 3.1 国際郵便料金受取人払業務の郵便物は、この施行規則に定める見本及び規則に適合するカード又は封筒の形態とすることができる。
- 3.2 この施行規則に定める見本に従い、かつ、規則に適合する票符が添付された封筒又は包装物も、国際郵便料金受取人払業務の郵便物として認められる。
- 3.3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の大きさは、17-104 に定める通常郵便物に適用される制限に従わなければならない。郵便葉書又は返信カードの形態の郵便物については、17-111.5 の規定に適合する国際郵便料金受取人払業務の郵便物も、引き受けることができる。国際郵便料金受取人払業務の郵便物（CCR I）の重量は、五十グラムを超えてはならない。ただし、指定された事業体は、国際郵便料金受取人払業務の返信に係る業務について二キログラムの重量制限を適用することを選択する他の指定された事業体に返送する郵便物について、任意により、二キログラムの重量制限を適用することができる。
- 3.4 国際郵便料金受取人払業務の郵便物には、原則として、条約及びこの施行規則に適合する内容品を入れることができる。ただし、指定された事業体は、国内の法令が定める場合には、国際郵便料金受取人払業務の返信業務の返信に係る業務から、廃棄物のような内容品を除くことができる。
- 3.5 指定された事業体は、また、二国間で当該業務についてその他の取決めを行うことができる。
- 3.6 書類を包有する国際郵便料金受取人払郵便物については、指定された事業体は、国境を越えた税関事前通知又は他の追跡業務の提供を可能にするため、国際郵便料金受取人払業務の郵便物に一の万国郵便連合の技術標準S10に適合したバーコード付き識別子を付けることができる。物品を包有する国際郵便料金受取人払郵便物については、指定された事業体は、万国郵便連合のEDIメッセージ標準M33（ITMATT V1）に従って国境を越える税関事前電子データの提供を可能にするため、万国郵便連合の技術標準S10に適合した単一のバーコード付き識別子を付けなければならない。ただし、そのような識別子は、配達についての確認業務の提供を意味しない。識別子は、郵便物の表面に表示し、他の業務上の表示、料金納付の印影又は住所に関する情報を覆い隠してはならない。

Priority/Prioritaire
By airmail/Par avion

IBRS/CCR I N°:



REPLY PAID/REPONSE PAYEE
GREAT BRITAIN/GRANDE-BRETAGNE

MESSRS. T. Smith & Co.
89 Temple Street
PRESTON
GREAT BRITAIN
PR1 1ZY

- 3.7 物品を包有する国際郵便料金受取人払郵便物については、指定された事業体は、08-002 の規定に従って、事前電子データを得、交換しなければならない。このデータは、適切な万国郵便連合の税関告知書様式の記載内容を複製し、万国郵便連合のEDIメッセージ標準M33 (ITMATT V1)に適合するものでなければならない。
- 4 国際郵便料金受取人払業務の差引計算料率
- 4.1 国際郵便料金受取人払業務の郵便物を他の指定された事業体に返信する指定された事業体は、当該郵便物の返信にかかる費用に相当する金額を当該他の指定された事業体から徴収する権利を有する。
- 4.2 この金額は、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率に基づいて設定する。この料率は次の方法によって算出する。
- 4.2.1 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の国内の取集め及び取扱いにかかる料率は、同業務の郵便物を返送する指定された事業体の大量郵便物に適用される到着料（一通当たり及び重量一キログラム当たりにより計算されるものとする。）の八十パーセントとする。この場合において、年間の下限料率は、一通当たり〇・一五SDRとする。条約第三十条に従って計算された型P及びGの通常郵便物に適用される料率は、それらの実際の形状及び重量に関係なく、全ての国際郵便受取人払郵便物にも適用される。
- 4.2.2 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の国際間の運送に係る重量一キログラムごとの追加の料率は、原則として、34-101.3の規定に定めるとおり当該重量に従って計算し、27-003.1.1に定める継越閉袋の取扱料率を加えるものとする。
- 4.3 4.2.1において定める料率の修正については、有効な経済データに基づかなければならない。
- 4.4 関係する指定された事業体が別段の決定を行わない限り、国際郵便料金受取人払業務の料金は、各指定された事業体から返信される国際郵便料金受取人払業務の郵便物及び様式CN07（受取通知）の一年間の合計数が千通以下である場合には、補償しない。一の指定された事業体へ返信される国際郵便料金受取人払業務の郵便物及び様式CN07（受取通知）の一年間の合計数が千通を超える場合には、補償については、関係する二の指定された事業体間で返信される国際郵便料金受取人払業務の郵便物及び様式CN07（受取通知）の合計数を考慮に入れる。
- 5 国際郵便料金受取人払業務の料金の差引計算
- 5.1 35-001 に定める明細表及び計算書の様式の送付及び承認の手続は、国際郵便料金受取人払業務の郵便物の重量表CN09、重量集計表CN10及び特別計算書CN19に適用する。
- 5.2 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の重量表CN09及び重量集計表CN10の作成
- 5.2.1 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の差出側の指定された事業体は、各月の最終の差立便の送達の後、書状目録CN31に記載されたデータに基づき、差出交換局ごと及び名宛交換局ごとに、差し立てられた国際郵便料金受取人払業務の郵便物の重量表CN09を作成する。
- 5.2.1.1 書状目録CN31に返信された国際郵便料金受取人払業務の郵便物の重量に関するデータが記載されていない場合には、郵便物一通当たり五グラムの重量を適用する。
- 5.2.2 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の差出側の指定された事業体は、名宛側の指定された事業体のために、重量表CN09に基づき、差出交換局及び名宛交換局ごとに、かつ、必要があるときは、運送経路ごとに、四半期ごとに重量集計表CN10を作成する。
- 5.2.3 重量表CN09は、重量集計表CN10の証拠書類として、名宛側の指定された事業体に送付する。
- 5.3 国際郵便料金受取人払業務の郵便物の重量表CN09及び重量集計表CN10の送付及び承認
- 5.3.1 重量集計表CN10は、それらが関係する四半期の期間の終了後遅くとも四箇月の期間内に、国際郵便料金受取人払業務の郵便物の名宛側の指定された事業体に送付する。
- 5.3.2 重量集計表CN10の承認の期間は、二箇月とする。点検の結果、相違が判明した場合には、訂正した重量表CN09は、正当に修正され、かつ、承認される重量集計表CN10の証拠書類として添付しなければならない。国際郵便料金受取人払業務の郵便物の差出側の指定された事業体は、重量表CN09に記載された修正について異議を申し立てる場合には、当該国際郵便料金受取人払業務の郵便物の差立の際に差出局が作成した様式CN31の写真的方法による写しを送付して、又は様式CN31が電子的手段により交換される場合には、PREDESメッセージにより、これに相当する電子的データへのアクセスを提供し、その事実を立証する。
- 5.3.3 指定された事業体は、国際郵便料金受取人払業務の郵便物の名宛側の指定された事業体が重量表CN09及び重量集計表CN10を作成することを取り決めることができる。この場合には、5.3.1及び5.3.2に定める承認手続を結果として適用する。
- 5.4 国際郵便料金受取人払業務の計算書の作成、送付及び承認
- 5.4.1 計算書は、貸方の指定された事業体を作成して借方の指定された事業体に送付する。
- 5.4.2 特別計算書は、様式CN19を用いて、重量集計表CN10に記載される受領し及び差し立てた国際郵便料金受取人払業務の郵便物の通数及び重量に基づいて算出された合計額の差に基づいて作成する。
- 5.4.3 特別計算書CN19は、関係する年の終了後七箇月の期間内に借方の指定された事業体に二通送付する。
- 5.4.4 特別計算書CN19の承認の期間は、二箇月とする。

5.4.5 貸方の指定された事業体は、34-105.6の規定に従って、特別計算書C N19を総差引計算書C N52に要約することができる。

5.5 総差引計算書及び国際郵便料金受取人払業務料金の支払

5.5.1 貸方の指定された事業体がそのために表C N20を作成する国際郵便料金受取人払業務の料金については、35-002を適用する。

18-109

国際郵便料金受取人払業務の国内返信（ローカル・レスポンス）業務

- 1 指定された事業体は、国際郵便料金受取人払業務（C C R I）の国内返信（ローカル・レスポンス）の任意業務を双方向で又は一方向で（返信業務として）実施することを二国間で取り決めることができる。
- 2 国際郵便料金受取人払業務の国内返信業務は、国際郵便料金受取人払業務と同一の原則に基づく。ただし、料金納付済みの返信郵便物には、当該郵便物が差し出される指定された事業体の内国業務の料金受取人払業務と同一の表示を使用する。返信郵便物が差し出される国の指定された事業体は、当該返信郵便物を自国の郵便私書箱の宛名に配達し、これを郵便私書箱から取り出し、国際郵便で差出側の指定された事業体に差し立てる。
- 3 この業務の取扱方法は、郵便業務理事会が定めるガイドラインに基づいて、関係する指定された事業体の間で取り決める。

18-110

国際返信切手券

- 1 指定された事業体は、国際事務局の発行する国際返信切手券を販売する権利及び自国の法令に従ってその販売を制限することができる。
- 2 条約第十八条 3.2 に規定する国際返信切手券の価額は、〇・七四 S D R とする。指定された事業体が設定する販売価額は、これを下回ることができない。
- 3 国際返信切手券は、各加盟国において、名宛国がいずれであっても、外国に宛てる普通の優先郵便物又は普通の航空書状の最低料金を表示する郵便切手及び、引換国の国内法令上認められない場合を除くほか、切手付書簡類又は郵便料金納付の印影と引き換えることができる。
- 4 指定された事業体は、また、国際返信切手券とその引換えによって料金を納付する郵便物とを同時に差し出すことを要求することができる。
- 5 国際返信切手券は、様式C N01に適合するものとする。国際返信切手券は、国際事務局が大きい文字のU P Uの透かしを有する特別の紙に印刷する。販売国名は、国際返信切手券に印刷される。国際返信切手券には、また、特に、I S O 国名コードを含むU P Uの標準バーコード、印刷日及び国際事務局が決定するS D Rによる販売価格を付する。国際返信切手券は、国際事務局が事前に送付する国際返信切手券の価額並びに関連する作成、運営、運送及び保険の費用を表示する請求書の額を指定された事業体が支払った後に送付される。



- 6 指定された事業体は、国際返信切手券を国際事務局に注文する。最小限の注文数量は、千とする。追加の国際返信切手券は、千の束で注文することができる。国際事務局は、注文を受領した日から十営業日以内に請求書を作成し、関係する指定された事業体に送付する。支払は、請求書が送付されて日から起算して六週間の期間内に行われなければならない。この期間内に支払が行われなかった場合には、当該請求書及び関連する注文は取り消される。ただし、国際返信切手券の計算システムの枠内において国際事務局に対し債権を有する指定された事業体は、当該請求書の一部又は全部の決済のために当該債権を用いることができる。
- 7 各指定された事業体は、国際事務局に対し国際返信切手券に販売価格を印刷の際に表示するよう請求することができる。
- 8 国際返信切手券の有効期間は、その表面に表示するものとする。郵便局は、国際返信切手券の引換えの際にその真偽を確かめ、特に透かし及び国際事務局からその詳細が事前に通報されるその他の安全のための特徴があるかどうかを確かめる。

印刷されている字句が正式の字句に一致しない国際返信切手券又は安全のための特徴が適合しない国際返信切手券は、無効のものとして引換えを拒絶する。引き換えた国際返信切手券には、引換えを行った郵便局の日付印を押す。

- 9 引き換えた国際返信切手券は、千枚単位で包装して、国際事務局に返送する。一年間の国際返信切手券の引換えが千に満たない指定された事業体は、各年の終わりに、引き換えた国際返信切手券を国際事務局に返送することができる。引き換えた国際返信切手券は、枚数及び価格を一括して記入した表C N03 二通とともに送付する。この価格は2に定める価額に従って計算する。この価額の変更の場合には、変更の日の前に引き換えた全ての国際返信切手券は、例外的に端数のある単一の包装物として送付する。これらの国際返信切手券には、旧価格で作成した表C N03 を添付する。
- 10 表C N03 は、国際事務局による点検後、正規に日付及び署名を記入して指定された事業体に返送する。国際事務局は、各四半期の終わりに、受領した表C N03 及び物理的な検査に基づいて、各指定された事業体が引き換えた国際返信切手券の最終的な集計表を作成する。国際事務局は、これらの集計に基づいて支払を行う。支払は、各四半期の終了後六週間の期間内に行われるものとする。指定された事業体は、支払金を直接受領し、又は当該指定された事業体の国際事務局の国際返信切手券勘定の貸方に計上することができる。銀行口座又は郵便口座へ送金可能な最低額は、200SDRとする。この額よりも低い額は、指定された事業体の国際事務局の勘定の貸方に機械的に計上する。模造又は偽造された引換済国際返信切手券については、いかなる支払も行わない。
- 11 この業務に参加する各指定された事業体のための個別の勘定で構成される国際返信切手券のための別個の計算システムは、国際事務局に創設される。このシステムは、国際返信切手券の管理上及び財務上の運営のための規則の関連規定に従って運営される。
- 12 国際事務局は、また、バーコードの少なくとも一部により当該国際返信切手券の価格を確定することができる限り、別個の表C N03 二通とともに送付されるき損した国際返信切手券を引き取る。

18-111

受取通知通常郵便物

- 1 受取通知業務を利用者に提供している指定された事業体については、書留又は保険付通常郵便物の差出人は、差出しの際に〇・九八SDRをガイドライン金額とする料金を納付した上で、受取通知の請求を行うことができる。
- 2 この受取通知は、最も速達の線路（航空路又は平面路）によって差出人に返送される。指定された事業体は、電子的な受取通知業務を自己の利用者に提供している場合には、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物については、受取通知の電子的な交換について取り決めることができる。
- 3 受取通知郵便物の表示
 - 3.1 差出人が受取通知を請求する郵便物には、名宛面に極めて明らかな文字による「A. R.」の字句を付さなければならない。差出人は、郵便物の外部にローマ文字で自己の住所氏名を記載しなければならない。差出人の住所氏名は、名宛面に記載される場合には、上部左隅に付さなければならない。この場所は、また、できる限り「A. R.」の字句のために充てなければならない。この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、この字句は、その下に位置することができる。
 - 3.2 3.1の郵便物には、郵便葉書の耐力を有する淡赤色の様式C N07を添付する。この様式は、極めて明らかな文字による「A. R.」の字句を付さなければならない。差出人は、ローマ文字により普通の鉛筆以外の用具で、この様式の割付けに従って各種事項を記入する。この様式には、差出局又は差出側の指定された事業体の指定する他の局が所定の事項を補足して記入し、郵便物の外部にしっかり結び付ける。その様式が名宛局に到着しない場合には、名宛局は、職権により新たな受取通知を作成する。
 - 3.3 様式C N07の重量は、受取通知を請求された郵便物の料金計算（航空増がある場合には、航空増料金の計算を含む。）に当たり、郵便物の重量に算入することができる。受取通知料は、他の料金とともに郵便物に表示する。
- 4 受取通知の取扱い
 - 4.1 受取通知は、まず受取人が署名しなければならない。それができない場合には、名宛国の法令に従って認められた者が署名しなければならない。当該名宛国の法令が認めるときは、受取人本人への手交の場合を除き、名宛局の職員が受取通知に署名することができる。また、署名の他、大文字による氏名又は署名者を明確に識別する明瞭、かつ、読みやすい他の何らかの表示も記載されなければならない。ここに規定する識別情報は、電子的方法によっても入手することができる。
 - 4.2 名宛局は、正当に記入され、かつ、署名された様式C N07を最先便により直接差出人に宛てて返送する。この様式は、国際郵便料金受取人払業務の郵便物とともに把束し、封筒を用いなくて、最も速達の線路（航空路又は平面路）により送付する。受取通知が正当に記入されないで返送された場合には、21-001に定める様式C N08を使用して違則を通報する。
 - 4.3 差出人が通例の期間内に自己に届かなかった受取通知を請求する場合には、様式C N08を使用して、無料で、受取通知の請求を行う。表面に極めて明らかな文字による「Duplicata」（「副本」の意）の記載を有する受取通知の副本は、通常郵便物については、調査請求書C N08に添付する。
 - 4.4 配達についての電子的確認データを生成するシステムを確立し、かつ、差出側の指定された事業体とそのようなデータを交換することを取り決めた指定された事業体は、差出側の指定された事業体によってなされた通常郵便物用については調査請求様式C N08を条件として、これらのシステムから電子的に得られた署名を利用して、差出側の指定された事業体に、個々の郵便物ごとに配達証を提供することができることとする。配達についての電子的確認データは、配達する指定された事業体の任意で、電子的手段（電子メール）又は紙媒体により提供することができる。

- 4.5 条約第十条の規定に従い、この条に規定する電子的な受取通知及び電子的な配達確認についての個人情報の取扱いは、関係する加盟国の国内法令に従わなければならない。
- 5 受取通知の差引計算料率
- 5.1 受取通知C N07を他の指定された事業体に返信する指定された事業体は、受取通知の返信にかかる費用に相当する金額を他の指定された事業体から徴収する権利を有する。この金額は、18-108.4に定める国際郵便料金受取人払業務の差引計算料率に従って設定する。受取通知は、国際郵便料金受取人払業務の郵便物のための18-108.5及び17-125に定める手続及び様式の使用に従い、国際郵便料金受取人払業務の郵便物とともに送達され、差引計算されなければならない。
- 5.2 電子的な受取通知については、指定された事業体がこの業務を自己の利用者に提供している場合には、5.1の規定を準用する。

第五節

禁制及び税関に関する事項

19-101

誤って引き受けられた郵便物の取扱い

- 1 誤って引き受けられた郵便物であっても、種類又は重量に関して条約第十七条の条件並びに内容品、大きさ、包装及び規定上の表示に関してこの施行規則の条件と基本的には相違しないものは、増料金を課することなく受取人に配達しなければならない。死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料又は放射性物質を包有する郵便物が誤って引き受けられ、かつ、19-003、19-005 及び 19-006 の規定に適合しない場合であっても、名宛国において適用される規則が認めるときは、これを受取人に配達することができる。誤って引き受けられた郵便物を配達することが不適切又は不可能である場合には、これを差出側の指定された事業体に返送するものとする。
- 2 条約第十九条2、3.1 及び 3.2 に掲げる物品を包有する郵便物であって誤って引き受けられたものは、これらの物品が包有されていることを発見した差出側の指定された事業体、継越し又は名宛側の指定された事業体の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。
- 3 名宛側の指定された事業体は、内容品のうち禁制に抵触しない部分を受取人に配達することができる。継越しを行う指定された事業体は、同部分を名宛側の指定された事業体に送達することができる。
- 4 名宛側の指定された事業体は、保険付郵便物を引き受ける国で保険付とされずに差し出され、かつ、条約第十九条6.1 に掲げる物品を包有する郵便物を、自己の規則により定める条件に従い、受取人に配達することができる。自己の規則が配達を認めない場合には、当該郵便物は、差出人に返送する。
- 5 誤って引き受けられた郵便物又はその内容品の一部が差出人に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出側の指定された事業体は、当該郵便物について適用された取扱いに関し、遅滞なく通報を受けなければならない。この通報には、当該郵便物が抵触した禁制及び差押えの原因となった物品について正確に記載しなければならない。誤って引き受けられた郵便物で差出元に返送されるものには、同様の通報を添付する。
- 6 誤って引き受けられた郵便物が差し押さえられた場合には、継越しを行う指定された事業体又は名宛側の指定された事業体は、調書C N13 の発送、又は相互に合意がある場合は、適切な万国郵便連合の標準である郵便物ごとのE D I メッセージ（EME 税関保留及び保留の理由を示す符号）の使用によって、差出側の指定された事業体にその旨を通報しなければならない。
- 7 加盟国は、また、書状、郵便葉書及び盲人用郵便物以外の通常郵便物であって自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについては、自国の領域内で開袋継越しの運送を行わない権利を留保する。当該郵便物は、差出側の指定された事業体に返送しなければならない。
- 8 破損又は腐敗の差し迫ったおそれのある物品を包有する通常郵便物
- 8.1 通常郵便物の内容品は、破損又は腐敗の差し迫ったおそれがある場合にのみ、予告なしに、直ちに売却することができる。その売却は、権利者のために行われ、また、往路又は復路の途中においても行われる。売却が不可能である場合には、損壊し又は腐敗した物品は、棄却する。
- 8.2 8.1 の規定に従って通常郵便物を売却し又は棄却した場合には、売却又は棄却に関する調書を作成する。調書の写し一通は、点検状C N43 を添えて差出局に送付する。
- 8.3 売却によって得た金額は、最初に、郵便物に課された費用に充てることに使用する。残額がある場合には、残額は、差出人に返付するために差出局に送付する。差出人は、送金の費用を負担する。
- 9 指定された事業体は、誤って引き受けられた郵便物が仲介地で発見された場合のように、郵便物の運送が継続できない事案に直面した場合に使用する手続を備えておかなければならない。
- 9.1 開袋継越しの場合においては、（継越しを行う）指定された事業体は、郵便物が継越しにおいて留め置かれた場合、（差出側の）指定された事業体に、事故についてできる限り詳細にわたる事故報告を提出しなければならない。当該報告は、事故発見後一営業日（二十四時間）以内に行われなければならない。
- 9.2 直接積換えの場合においては、（差出側の）指定された事業体と運送業者との間の合意書に、保管された郵便物をどのように取り扱うか定めなければならない。運送業者は、（差出側の）指定された事業体への連絡を通して、事故報告の受領

から七日以内に問題を解決できない場合には、仲介地の指定された事業体に、事故を解決するための援助を要求することができる。

- 9.2.1 指定された事業体は、誤って引き受けられた郵便物が仲介地で発見された場合のように、郵便物の運送が継続できない事案を説明するための記載を運送企業との合意書に盛り込まなければならない。そのような契約上の記述には、運送業者は事故についてその発見後一営業日（二十四時間）以内に通知し、また、当該事故の解決のための指示を求めることを要するものとする。
- 9.3 （差出側の）指定された事業体は、留め置かれた郵便物について知らせを受けた場合には、事故を解決するための指示を与えなければならない。最初の回答は、事故報告の受領後一営業日（二十四時間）以内に行う。差出側の指定された事業体からの当該最初の回答は、事故報告された事案を必ずしも解決するものである必要はなく、報告を受領したこと及び調査が進行中であることの確認に資するものとする。差出側の指定された事業体は、事案が解決するまで、七十二時間ごとに報告を更新しなければならない。期間計算の基準は、通常の営業日に従うことを基本とし、休日、時差及び週末を考慮するものとする。

19-102

転送

- 1 郵便物は、受取人がその住所を変更した場合には、以下に定める条件により、直ちに受取人に転送する。
- 2 ただし、次の場合には、郵便物は、転送しない。
 - 2.1 差出人により名宛国において通用する言語によって転送禁止の記載がされている場合
 - 2.2 受取人の住所に加えて、「又は居住者」の記載がされている場合
- 3 内国業務について転送請求料を徴収する指定された事業体は、国際業務についてもこれと同額の料金を徴収することができる。
- 4 通常郵便物の一国から他国への転送については、以下に別段の定めがある場合を除くほか、追加料金を徴収しない。ただし、内国業務について転送料を徴収する指定された事業体は、自己の業務内で転送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。
- 5 転送の方法
 - 5.1 住所を変更した受取人に宛てた郵便物は、直接差出地から新たな名宛地に宛てられたものとみなす。
 - 5.2 他の国に転居した受取人に宛てた保険付郵便物は、その国が最初の名宛国との関係において保険付郵便物の業務を行っている場合に限り、転送することができる。保険付郵便物の業務が行われていない場合には、郵便物は、差出人に還付するため直ちに差出側の指定された事業体に返送する。
 - 5.3 一国から他国への転送は、郵便物が転送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り、行う。最初に内国郵便物として差し出された郵便物についても、同様とする。
 - 5.4 転送局は、転送の際に、カード形態の郵便物については表面に、他の全ての種類の郵便物については裏面に自局の日付印を押す。
 - 5.5 普通扱いの又は書留とした郵便物で、宛名の補足又は訂正のため差出人に還付されたものが再び業務に差し出された場合には、これを転送郵便物とみなさない。その郵便物は、新たな郵便物として取り扱い、これに対し新たな料金を課する。
 - 5.6 指定された事業体は、転送の期間を内国業務において現行とされる転送の期間と一致するように定めることができる。
- 6 送達
 - 6.1 優先郵便物及び航空通常郵便物は、最も速達の線路（航空路又は平面路）によって新たな名宛地に転送する。
 - 6.2 6.1 の郵便物以外の通常郵便物は、非優先郵便物又は平面路郵便物（SAL郵便物を含む。）について通常利用する運送方法によって転送する。これらの郵便物は、受取人の明示的な請求がある場合において、受取人が新たな優先送達又は新たな航空運送路に係る料金の差額を納付することを約束するときは、優先扱い又は航空路によって転送することができる。この場合には、料金の差額は、原則として、配達の際に徴収され、配達する指定された事業体が取得する。第三者が料金の差額を転送局に納付する場合には、全ての郵便物は同様に、最も速達の線路によって転送することができる。当該郵便物の名宛国における最も速達の線路による転送は、当該名宛国の国内規則の定めるところにより行う。
 - 6.3 併合料金を適用する指定された事業体は、6.2 に定める条件に基づく航空路による転送又は優先郵便物としての転送につき、併合料金の額を超えてはならない額の特別の料金を定めることができる。
- 7 料金
 - 7.1 最初の運送路につき料金が未納又は不足である郵便物に対しては、その郵便物が直接差出地から新たな名宛地に宛てられた場合に適用される料金を課する。
 - 7.2 最初の運送路につき正当に料金を納付した郵便物であって、その後の運送路に係る補充料金が転送前に納付されなかったものに対しては、既に納付された料金とその郵便物が最初から新たな名宛地に宛てられた場合に徴収される料金との差額に相当する料金を課する。この料金には、料金未納又は料金不足の郵便物に対する取扱料金を加える。航空路又は優先扱いによる転送又は返送の場合には、郵便物に対しては、さらに、その後の運送路に係る航空増料金、併合料金又は 6.2 及び 6.3 に規定する特別料金を課する。

- 7.3 最初に郵便料金免除の内国郵便物として取り扱った郵便物に対しては、その郵便物が直接差出地から新たな名宛地に宛てられた場合に納付されなければならない料金を課する。この料金には、料金未納又は料金不足の郵便物に対する取扱料金を加える。
- 7.4 他国への転送の場合には、次の料金の徴収を免除しなければならない。
- 7.4.1 留置料
- 7.4.2 通関料
- 7.4.3 保管料
- 7.4.4 手数料
- 7.4.5 追跡の補充料金
- 7.4.6 小形包装物の受取人への配達料の料金
- 7.5 転送又は差出元への返送の際に徴収を免除されなかった関税その他の課金は、代金引換郵便により新たな名宛側の指定された事業体から徴収する。この場合において、当初の名宛側の指定された事業体は、説明書及び様式MP1の二又は指定された事業体の間で合意した同等の様式を郵便物に添付する。関係する指定された事業体の間に代金引換業務が存在しない場合には、これらの課金は、文書により徴収する。
- 7.6 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到着の際に課され又は最初の運送の後に転送のため途中で課された料金の納付と引換えに、受取人に配達する。転送を行った国が徴収を免除しない関税その他の特別の費用も、受取人が支払う。
- 8 一括転送
- 8.1 住所を変更した同一人に転送する二通以上の書留としない郵便物は、指定された事業体が調製する一括転送用の封筒C N14に入れることができる。この封筒には、受取人の氏名及び新たな住所のみを記載しなければならない。
- 8.2 一括して転送すべき郵便物が多数ある場合には、納器を使用することができる。この場合において、必要な細目は、原則として封筒C N14と同一の様式により指定された事業体が印刷して調製した特別の票札に記入しなければならない。
- 8.3 8.1及び8.2の封筒又は納器には、税関検査に付すべき郵便物を入れてはならない。封筒又は納器を破損させるおそれがある形態、容積及び重量を有する郵便物も、入れてはならない。
- 8.4 通常郵便物の一括転送に使用する封筒C N14及び納器は、個々の郵便物について規定する線路によって新たな名宛地に送達する。
- 8.5 8.1及び8.2の封筒又は納器は、開いたまま転送局に差し出さなければならない。転送局は、必要な場合には、転送郵便物に課されることのある補充料金を徴収する。補充料金が納付されていない場合には、到着の際に徴収すべき料金を郵便物面に表示する。転送局は、点検の後に封筒又は納器を閉鎖し、また、必要があるときは、転送郵便物の全部又は一部につき料金を徴収しなければならないことを表示するために、封筒又は納器の票札にT印を押す。
- 8.6 8.1及び8.2の封筒又は納器は、名宛地に到着した際に配達局がこれを開いて郵便物を点検することができるものとし、配達局は、必要な場合には、納付されていない補充料金を徴収する。封筒又は納器に納めた郵便物全体については、料金未納又は料金不足の郵便物の取扱料金は、一通分のみを徴収する。
- 8.7 同一の船舶の乗務員及び船客又は団体で旅行する者に宛てた普通扱いの郵便物も、8.1から8.6までの規定によって取り扱うことができる。この場合において、封筒又は納器の票札には、封筒又は納器が引き渡されるべき船舶（船舶代理店、旅行代理店等を含む。）の宛名を付さなければならない。

19-103

配達不能の郵便物、差出国又は差出人への返送及び保管期間

- 1 指定された事業体は、何らかの理由により受取人に配達することのできなかった郵便物を返送することを確保する。
- 2 郵便物の保管期間については、以下に定める。
- 3 内国業務について返送料を徴収する指定された事業体は、自国に返送される国際業務の郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。
- 4 配達不能の郵便物を返送する指定された事業体は、31-122に定める補償金を徴収することができる。
- 5 3の規定にかかわらず、指定された事業体は、自国の領域に居住する利用者により外国において差し出された通常郵便物を差出人に返送するために受領したときは、当該通常郵便物が当該指定された事業体において差し出された場合に徴収されたであろう郵便料金を超えない郵便物一通ごとの取扱料金を当該差出人から徴収することができる。
- 5.1 5の規定の適用上、「差出人」とは、一又は二以上の返送先としてその名称が記載されている個人又は団体をいう。
- 6 総則
- 6.1 名宛国の法令が適用される場合を除くほか、配達不能郵便物は、郵便物に表示された郵便料金納付の印影により料金納付を受けた差出側の指定された事業体に返送しなければならない。
- 6.2 受取人が受取りを拒絶した郵便物又は配達することが明らかに不可能である郵便物は、直ちに返送する。
- 6.3 6.1及び6.2の郵便物以外の配達不能郵便物は、名宛側の指定された事業体の規則により定める期間、保管される。ただし、保管期間は、名宛側の指定された事業体が最長二箇月まで延長することを必要と認める特別の場合を除くほか、一箇月を超えることができない。差出人が名宛国において通用する言語による名宛面上の記載により、その旨請求している場合には、差出国への返送は、一層短い期間内に行わなければならない。
- 7 特別取扱い

- 7.1 内国制度の郵便物であって配達不能のものは、当該郵便物が再発送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り、差出人に還付するため、国外に再発送する。国際郵便の配達不能郵便物であって差出人が他国へ転居したものについても、同様とする。
- 7.2 差出人の名宛を有しない郵便葉書は、返送しない。ただし、書留郵便葉書は、常に返送しなければならない。
- 7.3 配達不能の印刷物の差出元への返送は、差出人が名宛国において通用する言語による郵便物面上の記載により返送を請求した場合を除くほか、必須ではない。ただし、指定された事業体は、配達を試みが繰り返しその目的を達しない場合又は郵便物が多量である場合には、差出人に返送を行い又は差出人に対し適当な方法で配達不能である旨を通知するよう努める。書留印刷物及び書籍は、常に返送しなければならない。
- 7.4 以下の郵便物も配達不能郵便物（第三者宛郵便物）として取り扱う。
- 7.4.1 外交機関又は領事機関気付として第三者に宛てた郵便物であって、交付請求がないものとしてこれらの機関から郵便局に返されたもの
- 7.4.2 旅館若しくは宿舎に宛て又は航空会社若しくは船舶会社に宛てた郵便物であって、受取人に交付することができないために郵便局に返されたもの
- 7.5 7.4 の郵便物は、いかなる場合にも、料金を納付すべき新たな郵便物とみなしてはならない。
- ## 8 送達
- 8.1 返送を行う国の指定された事業体が平面路を利用していない場合には、当該国は、配達不能の郵便物を自国が利用する最も適当な線路によって送達する義務を負う。
- 8.2 優先郵便物、航空書状及び航空郵便葉書を差出元に返送する場合には、最も速達の線路（航空路又は平面路）により行う。
- 8.3 航空書状及び航空郵便葉書以外の配達不能の航空郵便物は、次の場合を除くほか、非優先郵便物又は平面路郵便物（SAL郵便物を含む。）について通常利用される運送方法によって差出元に返送する。
- 8.3.1 当該通常利用される運送方法の利用が中断されている場合
- 8.3.2 名宛側の指定された事業体が当該配達不能の航空郵便物の返送について航空路を一貫して選択している場合
- 8.4 19-103.6.2 及び 6.3 の規定は、差出人の請求に基づく郵便物の差出元への優先扱い又は航空路による返送について準用する。
- ## 9 郵便物の取扱い
- 9.1 何らかの理由により配達することができなかった郵便物を差出側の指定された事業体に返送するに際して、名宛局は、フランス語で配達不能の表示をしなければならない。配達不能の理由は、できる限り郵便物の表面に、「innconu」（「尋ね当たらず」の意）、「refusé」（「受取拒絶」の意）、「déménagé」（「転居」の意）、「non réclamé」（「交付請求なし」の意）又は「adresse insuffisante/inexistante」（「宛名不完全又は宛名に尋ね当たらず」の意）、「refusé par douanes」（「税関による拒絶」の意）等の語句により、簡明に表示しなければならない。郵便葉書及びカードの形態の印刷物については、配達不能の理由は、表面の右半分に表示する。
- 9.2 配達不能の理由の表示は、印を押すこと又は票符CN15（該当の表示を記入する。）を貼り付けることによって行う。各指定された事業体は、配達不能の理由の自国語による訳語及び適宜な記載を付記することができる。これらの表示は、同意を表明した指定された事業体の間では、取り決めた一の言語で行うことができる。同様に、配達不能に関する取扱者又は郵便局が行う手書きによる表示は、この場合において、十分であるとみなすことができる。

RETURN		CN 15	
☐ Unknown	☐ Refused		
☐ Moved	☐ Unclaimed		
☐ Insufficient/ Non-existent address	☐ Refused by Customs		
☐			
Return date:			

最大の大きさ 52 × 52 mm, ピンク色

- 9.3 名宛局は、名宛地名を判読することができるように横線で消した上、郵便物の表面に、かつ、差出局の表示の傍らに「retour」（「返送」の意）の記載を付さなければならない。また、筒に入った優先郵便物及び書状の裏面並びに郵便葉書の表面には、日付印を押さなければならない。
- 9.4 配達不能郵便物は、特別の把束としないで又は「Envois non distribuables」（「配達不能郵便物」の意）の紙札を付した特別の把束として、これを差出国に宛てた郵便物とみなし、当該差出国の交換局に返送する。返送のための十分な記載を有する普通扱いの配達不能郵便物は、直接差出人に返送する。

- 9.5 配達されなかった保険付郵便物は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも 6.3 に定める期間内に返送する。これらの郵便物は、保険付郵便物目録 C N16 に記入し、「Valeurs déclarées」（「保険付」の意）の票札を付けた包装物、封筒又は納器に入れる。
- 9.6 配達不能郵便物であって、差出国に返送されるものは、19-103.7 の規定に従って取り扱う。

19-104

差出人の請求による取戻し、宛名の変更又は訂正

- 1 通常郵便物の差出人は、次に定める条件に従って、郵便物を取り戻し、又はその宛名を変更し若しくは訂正することができる。
- 2 指定された事業体は、自国の法令上認められる場合には、他の指定された事業体の業務に差し出された通常郵便物に関する取戻しの請求又は宛名の変更若しくは訂正の請求を受理する。
- 3 請求書の作成
 - 3.1 差出人は、郵便物の取戻請求、宛名変更請求又は宛名訂正請求を行う場合には、様式 C N17 を作成しなければならない。同一差出人から同一受取人に宛てて同一郵便局に同時に差し出された二通以上の郵便物については、単に通の様式を使用することができる。
 - 3.2 差出人は、その請求書を郵便局に差し出した上、本人であることを証明し、かつ、郵便物の受領証がある場合には、これを提示しなければならない。請求者が差出人本人であることの確認は、差出国の指定された事業体の責任において行う。
 - 3.3 受取人の氏名又は身分の変更を伴わない単なる宛名の訂正は、差出人が、名宛局に対して直接請求することができる。この場合において、4 に規定する料金は徴収しない。
 - 3.4 国際事務局に対する通報により、指定された事業体は、様式 C N17 を使用する自己に関係する請求が自国の指定された事業体の中央機関又は特に指定する郵便局を経由して交換されることを定めることができる。この通報には、当該指定する郵便局名を含まなければならない。
 - 3.5 3.4 に規定する権利を行使する指定された事業体は、自国の内国業務内において名宛局と交換する通信を郵便又は電気通信によって送達することから生ずる費用を負担する。差出人自身が電気通信手段又はその他の類似した業務を利用した場合であって、郵便によって適当な時に名宛局に通報できないときは、当該手段によらなければならない。
 - 3.6 郵便物が差出国にある間は、請求は、差出国の法令の定めるところにより処理する。
- 4 料金
 - 4.1 差出人が各請求について納付すべき特別料金のガイドライン金額は、一・三一 SDR とする。
 - 4.2 請求は、差出人の費用負担で郵便又は電気通信によって送達する。送達条件及び電気通信の利用に関する規定については、6 に定める。
 - 4.3 同一差出人から同一受取人に宛てて同一郵便局に同時に差し出された二通以上の郵便物に関する取戻請求又は宛名の変更若しくは訂正の請求については、4.1 及び 4.2 に定める料金は、一通分のみを徴収する。
- 5 郵便による請求の送達
 - 5.1 請求が郵便によって送達される場合には、様式 C N17 は、できる限りこれに郵便物の封筒又は宛名の完全な模写を添えて、書留郵便物として、かつ、最も速達の線路（航空路又は平面路）により直接名宛局に送付する。
 - 5.2 請求が指定された事業体の中央機関を経由して交換される場合で緊急のときは、差出局は、名宛局に対し請求書の写し一通を直接送付することができる。直接送付した請求は、本来の効力があるものとする。関係郵便物は、指定された事業体の中央機関を経由した請求が到着するまで配達を見合わせなければならない。
 - 5.3 名宛局は、様式 C N17 を受領した場合には、通報された郵便物を捜し、請求に対して必要な措置をとる。
 - 5.4 取戻請求又は宛名変更若しくは訂正の請求に対して名宛局がとった措置は、直ちに様式 C N17 の「名宛局返信」欄に完全に記入し、差出局に最も速達の線路（航空路又は平面路）によりその写しを送付する。差出局は、請求人に通知する。次の場合においても、同様とする。
 - 5.4.1 郵便物が発見されなかった場合
 - 5.4.2 郵便物が既に受取人に配達されていた場合
 - 5.4.3 郵便物が没収され、棄却され、又は差し押えられている場合
 - 5.5 取戻請求に基づく非優先郵便物又は平面路郵便物の差出元への返送は、差出人が相当する料金の差額を納付することを約束する場合には、優先扱い又は航空路によって行う。宛名の変更又は訂正の請求に基づいて郵便物が優先扱い又は航空路によって転送される場合には、新たな運送路に係る料金の差額を受取人から徴収し、配達する指定された事業体がこれを取得する。
- 6 電気通信による請求の送達
 - 6.1 請求が電気通信によって送達されなければならない場合には、様式 C N17 は、関係電気通信業務に差し出し、同業務は、様式の文言を名宛局に送達する。差出人は、この業務に係る所要料金を納付しなければならない。
 - 6.2 名宛局は、電気通信による通信を受領した場合には、通報された郵便物を捜し、請求に対し必要な措置をとる。
 - 6.3 保険付郵便物に関する宛名の変更又は訂正の請求であって電気通信によるものは、5.1 に定める方法により、郵便の最優先によって確認しなければならない。この場合において、様式 C N17 には、その上部に、極めて明らかな文字で「Confirmation de la demande transmise par voie des télécommunications du...」（「何月何日発信の電気通信による

請求の確認」の意)の記載を付さなければならない。この確認が行われる時まで、名宛局は、単に郵便物を留め置く。ただし、名宛側の指定された事業体は、郵便による確認を待つことなく、自己の責任において、電気通信による請求の送達に対し措置をとることができる。

- 6.4 電気通信によって送達される請求の差出人が類似の手段によって通知を受けることを請求した場合には、回答は、この手段によって差出局に送達する。差出局は、できる限り速やかに請求人に通知する。電気通信による請求の内容が明らかでないため郵便物を確定することができない場合も、同様とする。

19-105

請求の受理国以外の国で差し出された郵便物の取戻し又は受取人の住所及び／又は氏名の変更若しくは訂正

- 1 19-104.2の規定に従って行われる郵便物の取戻し又は受取人の住所及び／又は氏名の変更若しくは訂正の請求を受理する郵便局は、請求人が郵便物の差出人本人であることを確かめる。請求受理局は、特に、差出人の住所が様式C N17の所定の場所に明確に記載されていることを確認する。請求受理局は、次に、様式C N17を郵便物の差出局又は名宛局に送付する。
- 2 請求が書留郵便物又は保険付郵便物に関するものである場合には、差出人は、郵便物の受領証の原本を提示するものとし、様式C N17には、「Vu l' original du récépissé」(「郵便物受領証原本対照済み」の意)と記載しなければならない。当該受領証には、「Demande de retrait (de modification ou de correction d' adresse) déposée le...au bureau de...」(「何月何日何局に差し出された取戻(宛名の変更又は訂正)請求」の意)と記載した上、これを差出人に返付する。この表示の傍らには、請求受理局の日付印を押す。様式C N17は、次に、郵便物の差出局を経由して名宛局に送付する。
- 3 1に定める条件で行われた電気通信による請求は、郵便物の名宛局に直接送付する。ただし、請求が書留郵便物又は保険付郵便物に関するものである場合には、様式C N17は、「Vu l' original du récépissé de dépôt」(「郵便物受領証原本対照済み」の意)及び「Demande transmise par voie des télécommunications déposée le...au bureau de...」(「何月何日何局に電気通信手段により行われた請求」の意)の記載を付した上、郵便物の差出局に送付しなければならない。差出局は、記載事項を確認した後、様式C N17の上部に極めて明らかな文字で「Confirmation de la demande transmise par voie des télécommunications du...」(「何月何日発信の電気通信手段による請求の確認」の意)と記載し、これを名宛局に送付する。名宛局は、この確認を受領する時まで書留郵便物又は保険付郵便物を留め置く。
- 4 請求受理局が差出人に通知することができるようにするため、郵便物の名宛局は、請求に対してとった措置を請求受理局に通報する。ただし、請求が書留郵便物又は保険付郵便物に関するものである場合には、この通報は、郵便物の差出局を介して行わなければならない。取戻しの場合には、取り戻した郵便物は、この通報に添付する。
- 5 19-104の規定は、請求受理局及びその指定された事業体における取扱いについて準用する。

第七節

補償金

A 継越料

27-101

開袋継越郵便物及び誤送された郵便物に関する料金の計算及び差引計算

- 1 総則
 - 1.1 開袋継越郵便物を継送する指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対して、継越郵便物の取扱い及び運送の費用に対する継越料及び名宛側の指定された事業体に支払われる到着料の加算額に相当する総額を受け取る権利を有する。継越料は、純重量により計算するものとする。
 - 1.2 国の集団による開袋継越により継送される郵便物の継越料の決定
 - 1.2.1 継越料は、名宛国の集団ごとに定める。集団の数は、十を超えることができない。それぞれの集団ごとの継越料は、当該集団の様々な名宛地に支払われるべき継越料の加重平均とする。加重は、仲介する指定された事業体によりそれぞれの集団に属する名宛国に送付された最新の年の通常郵便物の量に基づくものとする。
- 1.3 料金の計算
 - 1.3.1 開袋継越により継送される郵便物の取扱いに係る料金
 - 1.3.1.1 開袋継越により継送される郵便物の取扱いに係る料金は、重量一キログラムにつき、二千二十二年については一・〇五五SDR、二千二十三年については一・〇八一SDR、二千二十四年については一・一〇七SDR、二千二十五年については一・一三五SDRとする。
 - 1.3.2 開袋継越により継送される郵便物の運送に係る料金
 - 1.3.2.1 平面路により継送される開袋継越郵便物の運送に係る料金は、27-003.1.2.2に定める料金に基づいて計算する。航空路によって継送される開袋継越郵便物の運送に係る料金は、34-101.3に定める料金に基づいて計算する。
- 1.3.3 到着料の加算額

- 1.3.3.1 到着料の加算額は、1.2.1 に定める規定に従って、継越しを行う指定された事業体が受け取る到着料及び名宛側の指定された事業体に支払われる到着料との加重平均差額に基づいて計算する。
 - 1.4 開袋継越しにより継送される郵便物に対する継越料の増額
 - 1.4.1 1.3 に基づいて計算された継越料の総額は、平面路により継送される開袋継越郵便物については、十パーセント増額されるものとし、及び航空路によって継送される開袋継越郵便物については、五パーセント増額されるものとする。これら増額された継越料については、様式CN51 に記載する。
 - 1.5 誤送された郵便物に適用される料金
 - 1.5.1 誤送された郵便物を継送する指定された事業体は、差立側の指定された事業体から、取扱及び運送に係る継越料並びに名宛側の指定された事業体に支払われる到着料の加算額を徴収する権利を有する。仲介する指定された事業体は、当該誤送された郵便物を差し立てた指定された事業体に対し、1.2 から 1.4 までは定める方法に従って計算された料金に加え、一キログラム当たり二・二〇二SDRの追加的な費用を請求する権利を有する。
 - 1.6 開袋継越しの郵便物の継越料の差引計算は、原則として、統計に関するデータに基づいて行う。ただし、継越しを行う指定された事業体が要求する場合については、実際の重量に基づき、これを行う。
 - 1.7 差引計算は、誤送された郵便物、船舶内で差し出された郵便物、送付回数が不規則であり又は数量の変動が激しい郵便物については、実際の重量を基礎として行う。ただし、この差引計算は、仲介する指定された事業体がこれらの郵便物の運送について報酬を受けることを請求しない限り、行わない。この差引計算のために、仲介する指定された事業体により、関係する点検状CN43 が添付された明細票CN65 が使用される。仲介する指定された事業体は、誤送された郵便物の差引計算に統計を用いることを差出側の指定された事業体と合意することができる。
- ## 2 統計の実施
- 2.1 統計は、毎年一回、交互に、奇数年においては五月に、偶数年においては十月に実施する。
 - 2.2 統計の期間中、開袋継越しの郵便物には、明細表CN65 を添付する。把東紙札CN26 又は、場合によりCN25 及び明細表CN65 には、「S」の字の印影を付さなければならない。書留とした又は書留としない開袋継越しの郵便物が通例は含まれる差立便中に入れるべきこれらの郵便物がない場合には、「Néant」（「なし」の意）の記載を有する明細表CN65 一通又は場合により二通を書状目録に添付しなければならない。
 - 2.3 統計の期間中、全ての開袋継越しの郵便物は、差引計算の期間中に明細表CN65 とともに、封かんした郵袋（プラスチック製の透明な郵袋であってもよい。）に入れた上、書状目録を包有する郵袋に納入する。
 - 2.4 開袋継越しの郵便物を差し立てる各指定された事業体は、郵便物の交換のためにとった措置に差引計算の期間中に変更が生じた場合には、その変更を仲介する指定された事業体に通報しなければならない。
- ## 3 明細表CN65 の作成及び審査
- 3.1 明細表CN65 には、郵便物の重量を名宛国の集団ごとに別個に記載する。明細表CN65 には、書留としない郵便物と書留郵便物とにつき別個の連続番号を付する。明細表CN65 の数は、書状目録CN31 及びCN32 のに關係する事項を記入する。継越しを行う指定された事業体は、最も重要な国の集団を一定の順序で記載する明細表CN65 の使用を請求することができる。明細表CN65 は、すべて、書状目録CN31 を包有する郵袋に納入する。
 - 3.2 国の集団ごとの開袋郵便物の重量は、十グラムの端数が五グラム以上のときは十グラムに切り上げ、その端数が五グラム未満のときには切り捨てる。
 - 3.3 仲介局は、開袋郵便物の実際の重量と通報された重量との差が二十グラムを超えることを確認した場合には、明細表CN65 を訂正し、かつ、その誤りを点検状CN43 により直ちに差立交換局に通報する。確認した重量の差が二十グラム以下である場合には、差立局の記載は、有効とみなす。
 - 3.4 明細表CN65 の欠如の場合又は差立便に包有された誤送された郵便物を受領した場合は、職権によってこれを作成し、異状は点検状CN43 により差出局に通報する。
 - 3.5 一の交換局から差し立てられた開袋に含まれる誤送された郵便物の総重量が五十グラムを超えない場合は、3.4 に基づく明細表CN65 の職権による作成は、行わない。
- ## 4 実際の重量に基づいて作成される開袋継越しの郵便物の計算書
- 4.1 継越しを行う指定された事業体が実際の重量に基づいて開袋継越郵便物の継越料の差引計算を要求する場合には、これらの郵便物を包有する差立便は、書状目録に明細表CN65 を添付しなければならない。統計の実施対象から除かれ、かつ、計算書が実際の重量に基づいて作成される開袋継越しの郵便物についても同様の手続とする。
 - 4.2 公海において船舶内で差し出された郵便物であって、船舶の所属国又は船舶の登録国の郵便切手により料金を納付されたものには、途中の寄港地においてその郵便物を開袋で指定された事業体に交付する際に、明細表CN65 を添付しなければならない。船舶に郵便局がない場合には、仲介する指定された事業体が陸路又は海路継越料、SAL運送料を請求する基礎となるべき重量表を添付する。明細表CN65 又は重量の表には、名宛国別の郵便物の重量、日付、船舶の名称及び国籍を記載し、かつ、船舶ごとに年次連続番号を付さなければならない。それらの記載は、船舶からそれらの郵便物を受け取る郵便局が点検する。
- ## 5 重量表CN67 の作成
- 5.1 開袋継越しにより到着した郵便物及び誤送された郵便物については、貸方の指定された事業体は、毎年、統計期間の終わりに、同期間内に作成された明細表CN65 のデータに基づき重量表CN67 を作成する。重量表CN67 に記載された総重

量は、十二を乗じ、特別計算書 C N51 に含める。計算書が、郵便物の実際の重量に基づき作成されなければならない場合には、重量表 C N67 は、関係する明細表 C N65 のデータに基づき各月又は四半期ごとに作成する。

27-102

所定の線路からそれた又は経路を誤った閉袋の継越料

継越しを行う指定された事業体は、差立側の指定された事業体が指定した線路により閉袋が送達されるよう最善を尽くすものとする。閉袋が所定の線路からそれた又は経路を誤った場合には、継越料は、35-013.9 の規定を適用することなく、当該閉袋の継越運送に参加した指定された事業体に支払われる。差出側の指定された事業体は、送達の過誤を犯した業務の属する指定された事業体からの償還を請求することができる。

27-103

平面路により継ぎ越される航空閉袋及び S A L 閉袋

- 1 関係する指定された事業体の間に特別の合意がない限り、第三国において運送路の一部を頻繁に平面路によって運送される航空閉袋及び S A L 閉袋については、継越料の支払を課する。
- 2 1 に定める場合において、継越料は、航空閉袋については引渡明細表 C N38 又は同等の電子データに、S A L 閉袋については引渡明細表 C N41 及び必要があるときは票札 C N36 にそれぞれ記載された実際の総重量に基づいて計算する。

27-104

平面路又は航空路により返送される空郵袋の継越料の支払

- 1 平面路又は航空路により返送される空郵袋の継越料は、納器を所有する指定された事業体がこれを支払う。空郵袋の継越料は、27-003 に基づき計算する。空郵袋の差立便は、通常郵便の差立便に適用される継越料の三十パーセントが支払われる。
- 2 空郵袋を返送する指定された事業体は、空郵袋の運送に係る国の境界までの加重平均距離が三百キロメートルを超えないときは、国内の当該運送に係る費用の償還を請求することができない。加重平均距離が三百キロメートルを超えるときは、運送料（取扱手数料ではない。）は、三百キロメートルを超える郵袋の数量について支払われる。
- 3 郵袋を返送する国内の運送について支払うべき運送料については、一キログラムあたりの単一料金として定める。当該単一料金は、名宛国における運送費用、異なる交換局間と国の境界との間の運送費用を含むものとする。当該単一料金は、名宛国内における郵便物の運送のための実際の支払料金率に基づいて計算するが、27-003 に定める料率を超えてはならない。加重平均距離は、名宛国が返送のために差し立てた全ての空郵袋の総重量に従って国際事務局が計算する。
- 4 運送料の償還を請求する指定された事業体は、国際事務局に対し、加重平均距離及び補償金の計算に必要なデータを遅くとも七月一日までに通報しなければならない。国際事務局は、全ての指定された事業体に対し、加重平均距離及び補償金に関する情報が翌年の一月一日に効力を有するため、遅くとも十月一日までに通報する。

27-105

継越料の修正

- 1 27-101.1 に規定する継越料の修正は、次の要件に適合して行われなければならない。
 - 1.1 専ら一月一日に効力を生ずること。
 - 1.2 遅くとも十月三十一日までに国際事務局に通告されること。国際事務局は、1.1 に定める日の一箇月前までに変更につき全ての指定された事業体に通報する。
- 2 そのような修正を行う指定された事業体は、1.2 に定める通報に関して有用な情報を国際事務局に提供する。各指定された事業体のために、国際事務局は、27-101 の規定の遵守を点検し、検証する。
- 3 2 に定める有用な情報が提供されない場合には、国際事務局は、27-101.1.2.1 に規定するそれぞれの集団に属する様々な名宛地に支払われるべき継越料の平均料率を同条に定める加重を適用することなく決定する。
- 4 3 に定める場合については、国際事務局は、開袋継越しにより継送される郵便物の運送に係る料金の計算に使用する距離を決定するための方法を遅くとも九月三十日までに通報する。

B 到着料

31-101

到着料に関する総則

- 1 差引計算
 - 1.1 通常郵便物（M 郵袋を除く。）については、到着料の差引計算は、貸方の指定された事業体が関係する年に受領した郵袋の実際の重量、書留郵便物及び保険付郵便物の実際の数並びに、必要があるときは、郵便物の数に基づいて毎年行う。当該差引計算については、条約第三十条及び第三十一条に定める料率を適用する。
 - 1.2 M 郵袋については、到着料の差引計算は、貸方の指定された事業体が条約第三十条及び第三十一条に定める条件に従って到着料が課される重量に基づいて毎年行う。

- 1.3 閉袋の差出側の指定された事業体は、年間の重量及び郵便物の数を決定することができるように、各閉袋につき常に次の事項を記載しなければならない。
 - 1.3.1 閉袋（M郵袋を除く。）の重量
 - 1.3.2 重量五キログラムを超えるM郵袋の総重量
 - 1.3.3 重量五キログラムまでのM郵袋の数
 - 1.3.4 閉袋に含まれる書留郵便物の数
 - 1.3.5 閉袋に含まれる保険付郵便物の数
- 1.4 目標制度に参加している国の間の関係において、関係する指定された事業体の間に特別の合意がある場合を除くほか、郵便物の数は、31-116 及び 31-118 の規定に従って決定する。
- 1.5 大量郵便物の数及び重量を決定する必要があると認められる場合には、この種類の郵便物についての 17-126 に定める方式を適用する。
- 1.6 関係する指定された事業体は、相互の関係において異なる統計の方法により到着料の差引計算をすることを取り決めることができる。指定された事業体は、また、統計期間について、31-119 に定める周期性と異なるものについて取り決めることができる。
- 2 年次計算の結果に関して指定された事業体間で紛争を解決しなければならない場合には、関係する指定された事業体は、一般規則第百五十三条の規定に従って、関係する加盟国に仲裁を依頼する。仲裁者は、支払うべき継越料又は到着料の金額を公平かつ妥当な方法により裁定する権能を与えられる。
- 3 到着料の免除
 - 3.1 16-001.1 の郵便業務の事務用通常郵便物、差出元に閉袋で返送する配達不能の郵便物については、到着料を免除する。
 - 3.1.1 当該免除は、誤って路線内に入れられ、指定された事業体が郵便料金を徴収しなかった配達不能の郵便物には適用しない。
 - 3.2 国際郵便料金受取人払業務の郵便物及び受取通知については、到着料を免除する。
 - 3.3 書状目録C N31 のみを包有する郵袋及び空の納器のみによる差立便については、到着料を免除する。

31-102

加盟国による目標制度への任意参加

- 1 条約第二十八条16の適用上、移行制度に参加している全ての加盟国は、目標制度への任意参加を宣言することができる。参加することを希望する国の指定された事業体は、このため、遅くとも目標制度への参加を希望する年の前年の六月一日までに国際事務局に正式に通報しなければならない。国際事務局は、この宣言の受領後三十日以内に目標制度に参加している国に通報する。
- 2 当該宣言において、参加を希望する国の指定された事業体は、翌年の一月一日以降有効な目標制度への参加に必要となる全ての統計、決済及びその他の業務を遂行する義務を負う。
- 3 参加する加盟国の指定された事業体は、次の規定の一を選択することを通知しなければならない。
 - 3.1 二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域に適用される規定
 - 3.2 二千十年の時点において目標制度に参加した国及び地域に適用される規定
 - 3.3 二千十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域に適用される規定
 - 3.4 二千十四年以降に目標制度に参加する国及び地域に適用される規定
- 4 参加を希望する加盟国の指定された事業体及び3.1、3.2又は3.3に規定する目標制度の規定の適用の選択を希望する加盟国の指定された事業体は、宣言を送付する前又は送付時に、国際事務局に31-107 及び 31-108 に定める料金を通知しなければならない。国際事務局は参加の年の七月一日よりも前に、目標制度に参加している加盟国及び参加を希望する国の指定された事業体に、翌年の一月一日以降参加国に支払う一通あたりの料率及び一キログラムあたりの料率を通報する。
- 5 参加加盟国には、目標制度に関連する全ての規定が、3により通知された選択に従って、目標制度への参加が効力を生ずる年の一月一日から適用される。

31-103

内国制度の直接利用

- 1 全ての加盟国の指定された事業体は、関係調整責任者（会計担当管理者）、サービス、商品、料金、実施上及び財政上の条件、及び詳細情報を提供するウェブサイトへのインターネットリンクに関する情報を含む内国制度の直接利用のための条件を国際事務局に通知する。指定された事業体は、直接利用に影響を与える料金及びその他の条件を変更するときには、効力が生じる前に国際事務局に通知する。
- 2 国際事務局は、提供される情報に基づき、万国郵便連合のウェブサイト上で直接利用に関するデータベースを公表しなければならない。国際事務局は当該データベースを定期的に現行化する。国際事務局は、通報類集を作成し、直接利用に参加する指定された事業体ができるようにしなければならない。
- 3 二千十年、二千十二年又は二千十六年から目標制度に参加している国若しくは地域の指定された事業体は、条約第二十八条4.3の規定に従って、他の指定された事業体が直接利用を行うことができるようにすることを選択するかどうかについて国際事務局に通知しなければならない。二年間の試験的な期間を選択する指定された事業体は、当該期間が満了した際、全

ての指定された事業体について平等に直接利用を行うことをできなくするか、又は、直接利用を行うことができるようになるかの決定を、国際事務局に通知しなければならない。また、国際事務局は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体から目標制度に参加している国の指定された事業体に対して行われる将来的な要望について、通知されなければならない。これは、第二十八条 4.3 の規定に従って、全ての指定された事業体に対し、直接利用を行うことができるようにすることを義務付けることを意味する。国際事務局は、直接利用に関するデータベースを現行化する。

- 4 移行制度に参加している国及び地域の指定された事業体は、条約第二十八条 4.4 の規定に従って、他の指定された事業体に対して直接利用を行うことができるようにする選択を行うかどうかを、国際事務局に通知しなければならない。二年間の試験的な期間を選択する指定された事業体は、当該期間が満了した際、全ての指定された事業体について平等に直接利用を行うことをできなくするか、又は、直接利用を行うことができるようになるかの決定を、国際事務局に通知しなければならない。国際事務局は、直接利用に関するデータベースを現行化しなければならない。
- 5 他の指定された事業体が提供する直接利用を希望する指定された事業体は、サービスを開始する前に、最新の有効な情報及び懸案事項において双方が合意するために、他の指定された事業体と連絡を取り合う。

31-104

書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物のための補足的な補償金

1 原則

- 1.1 書留郵便物及び保険付郵便物：条約第二十八条 8 に定める書留郵便物又は保険付郵便物に対する補償金については、これらの郵便物に追加的な業務特性を提供することを選択する指定された事業体に対して、これらの郵便物に追加的な業務特性を提供することを同様に選択する指定された事業体との関係において、補足することができる。このような補足的な補償金が認められるためには、参加する指定された事業体は、書留郵便物又は保険付郵便物の種類ごとに、2 及び 3 に定める条件を満たさなければならない。
- 1.2 追跡郵便物：条約第二十八条 9 に定める追加の補償金は、事象 EDH（郵便物の受取人による受領場所への到着）、EMH（配達の未完了／不能）及び／又は EMI（配達完了）が送信された郵便物に対して支払う。二千二十二年、二千二十三年、二千二十四年及び二千二十五年は、移行制度に参加する国は、事象 EMD（名宛交換局への到着）が送信された郵便物について、条約第二十八条 9 に定める追加の補償金を受領する。このような補足的な補償金が認められるためには、指定された事業体は、2 及び 3 に定めるこの種類の郵便物に係る条件を満たさなければならない。

2 追加的な業務特性

- 2.1 追跡郵便物又は追加的な業務特性を提供する書留郵便若しくは保険付郵便物への補足的な補償金に参加することを選択する指定された事業体に対して、補足的な補償金が認められるためには、それぞれの種類の郵便物について、17-130 に定める電子的な情報を送信しなければならない。
- 3 伝送期間及び質に関する目標
- 3.1 自国の領域に到着する書留郵便物又は保険付郵便物について、2 に定める条件に適合する差立側及び到着側の指定された事業体の間において、補足的な補償金が認められるためには、名宛側の指定された事業体は、この特別な関係において、次に定める郵便物のスキャンすべき事象に関する情報についての目標を達成しなければならない。
- 3.1.1 事象 EMC（差立交換局からの差立て）のデータを受領した郵便物の五十六パーセントの郵便物について、事象 EMD（名宛交換局への到着）が発生日時から二十四時間以内に伝送されること。
- 3.1.1.1 3.1.1 に定める目標は、3.1.1 に定める伝送時間内に事象 EMD を受領した郵便物の数が事象 EMC を受領した郵便物の数を上回る場合には、達成されたものとみなす。
- 3.1.1.2 事象 EMD を受領した郵便物の五十六パーセントが、事象 EDH（郵便物の受取人による受領場所への到着）、事象 EMH（不首尾に終わった配達試行）及び／又は事象 EMI（配達完了）のいずれか若しくは双方の発生日時から二十四時間以内に情報伝送されるものであること
- 3.2 自国の領域に到着する追跡郵便物について、2 に定める条件に適合する差立側の指定された事業体と名宛側の指定された事業体との間の関係において、補足的な補償金が認められるためには、名宛側の指定された事業体は、この特定の関係において、七十五パーセントを超える成績の結果を達成しなければならない。郵便物のそれぞれの流れについて、成果の結果は、次のいずれか最も低い値に基づいて決定される。
- 3.2.1 差出側の指定された事業体によって送信された事象 EMC（差立交換局からの差立て）の数に対する、事象の発生日時から二十四時間以内に送信された事象 EMD の比率。
- 3.2.2 事象 EMD（名宛交換局への到着）の数に対する、事象の発生日時から二十四時間以内に送信された事象 EDH（郵便物の受取人による受領場所への到着）、EMH（配達の未完了／不能）及び／又は EMI（配達完了）の比率。
- 3.3 3.2 に定める達成の結果を決定するためには、3.2.1 に定める比率は、3.2.1 に規定するそれぞれの送達時間内に事象 EMD を受領した郵便物の数が、事象 EMC を受領した郵便物の数を超える場合には、適用しない。

4 補足的な補償金の額

- 4.1 追加的な業務特性を採用する指定された事業体の間で交換される自国の領域に到着する書留郵便物、保険付郵便物又は追跡郵便物については、2.1 に定める条件を満たすとともに、3 に定める目標を達成した場合には、月ごとに、それぞれの種類ごとに、補足的な補償金として、一通当たり〇・五 SDR が差立側の指定された事業体から名宛側の指定された事業体に支払われる。

- 4.2 追跡業務を提供する指定された事業体の間で交換される自国の領域に到着する追跡郵便物については、一箇月ごとに 2.1 に定める条件を満たすとともに、3 に定める目標を達成した場合には、月ごとに、一通当たりの補足的な補償金が差立側の指定された事業体から宛宛側の指定された事業体に支払われる。この補足的な補償金が認められる郵便物一通当たりの補足的な補償金の額は、3.2 の規定により決定された達成の結果が七十五パーセントを超えて百パーセントまでの一パーセントポイントにつき〇・〇三SDRとし、最高額は〇・七五SDRとする。
- 4.3 追加の補償金が認められる郵便物は、関連する事象EMCを有するかどうかにかかわらず、事象EMDと 3.2 に定める時間の制限内に送信された事象EDH、EMH又はEMIの両方を有する自国に到着する全ての追跡郵便物とする。追跡郵便物の補足的な補償金の総額は、追加の補償金が認められる郵便物の数に 4.2 の規定により決定された補償金を乗じて決定される。
- 5 任意の追跡業務又は書留郵便物及び保険付郵便物のための追加的な業務特性を提供する旨の通報
- 5.1 書留郵便物及び保険付郵便物への補足的な補償金を伴う追加的な業務特性の提供については、国際事務局にその旨を通知しなければならない。書類を包有する自国宛ての優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに書類及び物品を包有する自国から発送する優先通常郵便物及び航空通常郵便物のための任意の追跡業務の提供についても、関係する指定された事業体が、1.2 に定める追加の支払い及び 4.2 に定める補足的な補償金の支払いを受けることを可能にするため（これらのパラグラフに定める条件及び要件を満たすこと条件として）、国際事務局に通知しなければならない。関係する情報は、通常郵便に関する通報類集に収録される。補足的な補償金に関する通報及び支払いは、通知の日の属する四半期の翌四半期から適用するものとする。この場合において、適用日は少なくとも、通知の日から起算して2箇月の期間を下回らないものとする。

31-105

成果の評価並びに報告及び検証

- 1 評価
- 1.1 31-104 に規定された業務の質に関する目標に対する成果及び追加の支払のための説明可能な追跡郵便物の表は、伝送されたスキャン情報の活用について、認められた適切なシステムにより評価されるものとする。
- 1.2 業務の質の達成に関する実績報告は、月ごとに、31-104.2.1 に規定する補足的な補償金プログラムに参加し、及び／又は、追加の業務を提供する指定された事業体に対して作成され、及び通知される。
- 2 報告
- 2.1 月ごとの報告は、31-104.2.1 に定める補足的な補償金プログラムに参加し、又は、追跡業務を提供する他の各指定された事業体から差し立てられ、自国の領域に到着する郵便物に対するスキャン情報の伝送に関する実績及び相当する補償金を内容とする。
- 2.2 国際事務局は、これらの月ごとの実績報告とともに、各四半期における三箇月間の月ごとの実績報告の結果を取りまとめた四半期ごとの報告を作成する。これらの四半期ごとの報告は、補足的な補償金の対象となる自国の領域に到着した郵便物の種類ごとの一覧表とともに、支払われるべき補足的な補償金を集計するものとする。これらの一覧表は、次の期間に従って、31-104.2.1 に定める補足的な補償金プログラムに参加し、又は、追跡業務を提供する指定された事業体に通知される。
- 2.2.1 月ごとの実績報告 報告期間の終わってから一箇月以内
- 2.2.2 四半期ごとの合計の報告 各四半期の終わりの月の翌月における月ごとの報告と同時
- 2.3 月ごとの報告は、最新の月次報告書発行後一箇月以内に国際事務局が異議申立を受け取らなかった場合には、最終的なものとみなされる。
- 3 異議の扱い
- 3.1 指定された事業体は、国際事務局に対し、証拠を提出し、報告された評価に対する異議を申し立てることができる。その場合には、指定された事業体は、影響を受ける指定された事業体にも通知しなければならない。郵便業務理事会は、国際事務局による異議申立に対する判断に基づき、当該異議申立について拘束力のある決定を行う。当該判断は、異議申立を提出した指定された事業体によって提供された証拠となる情報を含まなければならない。
- 4 費用
- 4.1 これら追加的な業務特性の実施に伴う費用は、参加する指定された事業体が負担する。

31-106

補足的な補償金に係る料金の及び中央報告書に基づく追加の支払の計算書の作成及び送付

- 1 貸方の指定された事業体は、四半期ごと又は年ごとの計算書を作成し、借方の指定された事業体に送付する責任を負う。当該計算書は、31-105.2.2 に定める国際事務局から提供される月ごとの実績報告を取りまとめた四半期ごとの報告に基づく。
- 2 特別計算書は、次により作成し、送付する。
- 2.1 2.1 貸方の指定された事業体は、補足的な補償金が認められる郵便物の月ごとの合計数及びこれに対応する補足的な補償金又は追加の支払を、国際事務局からの報告により、特別計算書C N60 に記載する。
- 2.2 35-001 に定める明細表及び計算書の様式の送付及び承認の手続は、特別計算書C N60 に適用する。

- 2.3 特別計算書CN60 は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも、関係する四半期ごと又は年ごとの補足的な補償金の報告を国際事務局から受領後一箇月の期間内に、借方の指定された事業体へ送付する。
- 2.4 特別計算書は、計算書の情報が認められた適切なシステムからのもので、かつ、国際事務局から提供された報告からのものである限り、原則として、なんら変更又は修正が行なわれずに、提出されたとおり、正当に承認されたものとみなす。承認されなかった計算書には、借方の指定された事業体が、該当する月に関する国際事務局の報告の結果について異議を申し立てた証拠を添付しなければならない。
- 3 借方の指定された事業体は、35-004.10 に定める六週間の期間内に請求された額の支払いを行わなければならない。

31-107

条約第三十条5から13並びに条約第三十一5から9を適用する国における到着料率の計算

- 1 条約第三十条5に規定する料金は、到着料率が適用される年の前年の六月一日現在有効なものでなければならない。当該料金は、国際事務局に対し、31-108に定める条件に従って、同日までに、通報しなければならない。
- 2 当該料金は、自国通貨により表示された当該料金に基づき、国際事務局は、毎年、通報された価額を、4及び5に従って、SDRで表された一通当たりの料率及び一キログラムごとの料率に換算する。国際事務局は、SDRによる料率を計算するために、前年の三月三十一日までの五箇月の期間について利用できる最新のデータに基づき定めた月ごとの平均交換率を用いるものとする。これらの料率は、遅くとも七月一日までに回章により通報する。
- 3 月ごとの平均交換率は、可能な場合には、国際通貨基金が公表したデータに基づき決定する。SDRに対する毎日の交換相場が国際通貨基金によって公表されていない通貨については、アメリカ合衆国ドルと国際連合の外国為替相場を用いて行われる。
- 4 一通当たりの料率及び一キログラムごとの料率は、条約第三十条5に定める二十グラムの通常郵便物及び百七十五グラムの通常郵便物に対応する料金を、それぞれ十グラム及び百七十五グラムのものとして、その間の線形補間により決定する。この一通当たり及び一キログラム当たりの料率は、一キログラム当たりの料率に対する一通当たりの料率の比率が（線形補間上の）十二、八パーセントに当たる九十一、九グラムにおける料率とする。これらの料金に基づき、三十七、六グラムの郵便物及び三百七十五グラムの郵便物の到着料収入を計算する。
- 5 小型（P）通常郵便物及び大型（G）通常郵便物の到着料の一通当たりの料率及び一キログラムごとの料率は、次の手順により決定する。
 - 5.1 条約第三十条及び第三十一条に定める下限の料率を適用して、三十七、六グラムの郵便物の下限の到着料収入を計算する。
 - 5.2 関係する国が所属している国の集団のために条約第三十条及び第三十一条に定める上限の料率を適用して、三十七、六グラムの郵便物の上限の到着料収入を計算する。
 - 5.3 4で得られた到着料収入と5.1及び5.2で得られた金額とを比較する。
 - 5.3.1 4で得られた金額が5.1の金額を下回る場合には、郵便物一通ごと及び重量一キログラムごとに適用する料率は、条約第三十条及び第三十一条に定める下限の料率とする。
 - 5.3.2 4で得られた金額が5.1で得られた金額と5.2で得られた金額の間の場合には、郵便物一通当たりの最低料率及び重量一キログラムの最低料率にその比率を乗じる。すなわち、4で得られた収入を5.1で得られた収入により除する。算出した料率は、少数第四位を四捨五入する。
 - 5.3.3 4で得られた金額が5.2で得られた金額を上回る場合には、関係する国が属する国の集団のために条約第三十条及び第三十一条に定める郵便物一通当たり及び重量一キログラム当たりの最高料率を適用する。
- 6 巨大（E）通常郵便物及び小形包装物（E）の一通当たり及び重量一キログラム当たりの到着料率は、次の手順により決定する。
 - 6.1 条約第三十条及び第三十一条に定める下限の料率を適用して、三百七十五グラムの郵便物の下限の到着料収入を計算する。
 - 6.2 関係する国が属する国の集団に応じて、条約第三十条及び第三十一条に定める上限の料率を適用して、三百七十五グラムの郵便物の上限の到着料収入を計算する。
 - 6.3 4で得られた到着料収入と6.1の下限の料率及び6.2の上限の料率で得られた金額とを比較する。
 - 6.3.1 4で得られた金額が6.1の金額を下回る場合には、郵便物一通ごと及び重量一キログラムごとに適用する料率は、条約第三十条及び第三十一条に定める下限の料率とする。
 - 6.3.2 4で得られた金額が6.1で得られた金額と6.2で得られた金額の間に位置する場合には、郵便物一通当たりの下限の料率及び重量一キログラムの下限の料率に、3（調整前の到着料率）で得られた収入を~~56.1~~（下限の料率）で得られた収入により除して得た比率を乗じる。算出した料率は、少数第四位を四捨五入する。
 - 6.3.3 4で得られた金額が6.2で得られた金額を上回る場合には、関係する国が属する条約第三十条及び第三十一条に定める国の集団ごとの郵便物一通当たり及び重量一キログラム当たりの上限の料率（~~56.2~~の上限の料率）を適用する。
- 7 5又は6に従って計算された到着料率は、小型（P）通常郵便物及び大型（G）通常郵便物については三十七、六グラムの郵便物に対する到着料収入が、若しくは巨大（E）通常郵便物及び小形包装物（E）については三百七十五グラムの郵便物に対する到着料収入が、前年と比較して条約第三十条7及び第三十一条3に定める収入増加の最大限を超える増加とならないよう比例的に調整する。

- 8 国際事務局に対し、六月一日までに当該料金が通報されない場合には、関係する指定された事業体の到着料の補償金の計算のために前年に用いられた料金を適用する。関係する指定された事業体のはじめて計算するときは、条約第三十条 10 及び 11 に規定する料率を適用する。
- 9 2 及び 7 に定める規定にかかわらず、条約第三十条 5 に定める内国制度の料金が引き下げられる場合には、関係する指定された事業体は、国際事務局に対し、この引下げを通報しなければならない。
- 10 本条に基づいて計算される新たな料率は、一月一日に効力を生ずるものとし、暦年の一年間効力を有する。31-108.6 及び 7 の規定に従って他の国による異議申立又は国際事務局による報告があった場合には、郵便業務理事会が 31-108.8 の規定に従って決定するまで、計算された料率は、仮の料率とみなす。

31-108

到着料率の計算のための参照料金の通報に適用する条件

- 1 条約第三十条 5 に定める到着料率の計算のための内国料金（参照料金）は、条約第十七条に定める基礎業務に相当する内国郵便物の料金とする。
- 2 17-105 は、参照料金が適合する郵便物の型、寸法及び重量に関する仕様を定める。
- 3 取扱速度については、参照料金は、17-101.2.1 に定める優先郵便物に相当する郵便物の料金とする。
- 4 目標制度に参加している国の指定された事業体は、到着料率が適用される暦年の前年の六月一日現在において有効な料金を、国際事務局に対し、六月一日までに通報する。
- 5 通報された料金に対応する郵便物が条約第三十条 5 及びこの条 1 から 3 までの規定に適合しない場合には、郵便業務理事会は、次の規則を適用し、国際事務局の報告に基づき、到着料の計算に使用すべき適切な参照料金か否かを決定する。
- 5.1 内国制度において、型による郵便物の分類が適用されていない場合には、17-105 に定める重量及び寸法に対応する、型により分類されていない郵便物の料金を適用する。
- 5.2 17-105 に定める郵便物の仕様が特定の国の内国制度において適用されていない場合には、決定する基準として重量より前に考慮に入れる型に、また、参照する郵便物に最も近い仕様の郵便物に対応する料金が適用される。
- 5.3 1 から 3 までの条件を満たす郵便物が二以上ある場合には、最も低い料金を適用する。
- 6 条約第三十条が適用される加盟国又は指定された事業体は、他の加盟国及びその国の指定された事業体による、万国郵便連合における到着料率の計算のための料金の使用について、異議申立をすることができる。当該異議申立は、次の郵便業務理事会の開始日の、遅くとも、六週間前までに国際事務局に提出し、また、同開始日の、遅くとも、二週間前までに、郵便業務理事会の理事国及び異議申立の対象となる料金の加盟国又は指定された事業体に対し、技術的な評価の結果を利用できるようにしなければならない。
- 7 国際事務局は、通知された参照料金について異議申立があった場合、又は条約第三十条及びこの条に適合していないと思われる場合には、郵便業務理事会に報告する。
- 8 郵便業務理事会は、6 及び 7 の場合には、通知のあった次の会合で、国際事務局による技術的評価に基づいて、通知された料金が条約第三十条及びこの条に適合しているか否かを決定する。
- 9 条約第二十九条 7 の規定に従って、二千二十年七月一日以降有効な最初の自己申告料率は、二千二十年三月一日までに国際事務局に提供しなければならない。計算の結果得られた最初の料率は、その後、国際事務局によって二千二十年四月一日までに公表される。二千二十年七月一日に設定される最初の料率については、国際事務局は、二千十九年八月一日から同年十二月三十一日までの間の月平均の交換割合を使用する。

31-109

業務の質に応じた到着料の補償金

- 1 到着料の補償金は、名宛国の指定された事業体における業務の質に関して得られる結果に応じたものとする。
- 2 業務の質に応じた到着料の制度に関し、名宛国及び地域における到着郵便物の流れに関する業務の質の評価のための万国郵便連合が合意したシステム（万国郵便連合の GMS 技術設計に従うものをいう。）への加入は、任意とする。差出国及び地域の指定された事業体が自国に到着する郵便物の流れの評価に参加しない場合には、差出国及び地域の指定された事業体は、業務の質の評価に参加している名宛国又は地域の指定された事業体に、業務の質に応じて調整された到着料を支払う。その補償金は、いかなる場合にも基本の到着料率の百パーセントを下回る料率（業務の質に関する奨励金も業務の質に応じた到着料に係る補償金の調整もない到着料率）により計算されることはない。名宛国及び地域の指定された事業体は、自国宛の到着郵便物の流れに関し、万国郵便連合が合意したシステム（万国郵便連合の GMS 技術設計に従うものをいう。）を使用しない場合は、基本の到着料率の百パーセントを受け取る。
- 3 1 及び 2 に定める規定にかかわらず、到着の郵便物の年間合計の分量が百トン以下であり、到着する流れについて業務の質の評価のための万国郵便連合のシステムに参加していない指定された事業体は、他の全ての指定された事業体から基本到着料率の百パーセントの補償金を受領し、また、これらの事業体に基本到着料率の百パーセントの補償金を支払う。この規定は、二千十年より前に目標制度に参加している指定された事業体には適用されない。

- 4 3の適用のため、関係する指定された事業体は、前の暦年の到着の郵便物の年間合計の分量を毎年6月1日までに国際事務局に通知する。国際事務局は、指定された事業体からの通報に基づき、翌年に3の規定を適用する指定された事業体のリストを7月1日までに公表する。通知がない場合には、2の規定を適用する。
- 5 業務の質に応じた到着料の制度に関し、業務の質の評価のための万国郵便連合のシステム（万国郵便連合のGMS技術設計に従うものをいう。）へ参加する指定された事業体は、奨励金として、自国宛の通常郵便物の流れ全体に対して五パーセントの到着料の増加を付与される。
- 6 業務の質に関して定められた目標を達成しなかった場合には、当該指定された事業体は、違約の対象となる。この違約は、定められた目標を下回る比率のそれぞれに対して、到着料の補償金の〇・三三パーセントとする。その違約は、いかなる場合にも、十パーセントを超えてはならない。加入した場合の五パーセントの奨励金により、違約金の上限は基本の到着料の九十五パーセントよりも低い補償となつてはならない。
- 7 6の規定にかかわらず、到着料率が条約第三十条及び第三十一条の規定に従って決定される場合、すなわち、到着料率が条約第二十九条の規定に従って自己申告されたものでない場合には、質に関する目標を達成しなかった場合の違約の適用は、条約第三十条10、11並びに第三十一条5、8及び9に定める下限の料率よりも低いものであつてはならない。
- 8 業務の質に関連する仮の到着料率は、国際事務局により計算され、毎年遅くとも七月一日までに回章により公表される。その仮の料率は翌年一月一日に効力が発生し、その効力はその暦年の間中維持される。その仮の到着料率は、31-107の規定に従って計算されるが、前暦年における業務の質に関する結果に基づく奨励金及び調整を伴う。
- 9 業務の質に関連する最終的な到着料率は、対象暦年における業務の質に関する最終的な結果が公表された後、国際事務局が計算する。業務の質に関する最終的な到着料率は、遅くとも対象暦年の翌年の五月一日までに国際事務局により公表され、この暦年のために既に公表された仮の到着料率と取り替えられる。
- 10 郵便業務理事会は、31-110の規定に従って年間の業務の質の基準及び目標を定めなければならない。

31-110

業務の質に応じた到着料の補償金のための業務の質の基準及び目標を定め又は変更するための原則

- 1 業務の質に応じた到着料の補償金のため、年間の業務の質の基準及び目標は、相当する郵便物及び条件に関し内国制度において適用できる基準及び目標に基づいて、郵便業務理事会が定める。
- 2 郵便業務理事会は、また、指定された事業体からの求めに応じて、国内の基準及び目標の変更による基準及び目標を変更することについて決定する。郵便業務理事会が変更を承認した基準及び目標は、内国制度における当該変更の実施日及び国際事務局が関係する指定された事業体から変更の要請を受領した日のいずれか直近の日に効力を生ずる。
- 3 これらの基準及び目標は、条約第十四条に従って自国宛の通常郵便物について定められたものよりも不利なものであつてはならない。
- 4 3の規定に従うことを条件として、基準は次の原則に従って定めなければならない。
- 4.1 適用する基準は、到着料の計算に使用される料金の内国制度の基準に対応するものとする。到着料率が内国料金に基づいていない場合には、当該基準は、通常郵便の優先業務の内国の基準に対応するものとする。当該内国の基準は、関係する指定された事業体のウェブサイト公表され、一般条件として印刷され、又はその規制体による書面で確認することにより、検証可能なものでなければならない。
- 4.2 内国の基準がない場合には、適用する基準は、郵便業務理事会が定める最低限度の成績を達成するため関係する指定された事業体の能力を考慮に入れて定める。
- 4.3 当該基準は、原則として、15時よりも早い最終到着時刻（C T T）を有してはならない。
- 5 3の規定に従うことを条件として、目標は次の原則に従って定めなければならない。
- 5.1 目標は、規制体によって定められた内国の最も高い目標の水準に、かつ、その指定された事業体の、業務の質の評価のための万国郵便連合のシステムにおいて最新の年間成績の水準に定める。当該成績は、最小限度の目標七十五パーセント及び最高限度の目標八十八パーセントに従うことを条件に、最も近い整数の百分率に切り下げる。
- 5.2 5.1に定める年間成績の結果がない場合には、適用する基準は、5.1に定める最低限度及び最高限度の目標水準に従うことを条件として、規制体が定めた内国の目標とする。
- 5.3 5.1に定める規制体が定めた内国の目標及び年間成績の結果がない場合には、最初の目標は、最低限度の目標とする。
- 5.4 年間の目標は、原則として、前年の目標よりも低く定めてはならない。
- 5.5 目標は、指定された事業体の要請に応じて、5.1に定める最高限度の目標を超えることができる。

31-111

業務の質に応じた到着料の補償金。報告及び検証

- 1 報告
- 1.1 31-109及び31-110に規定する業務の質の達成結果のため、報告は、一箇月ごとに、報告の対象の月の終わりに遅くとも三十日以内に、万国郵便連合が合意したシステム（万国郵便連合のGMS技術設計に従うものをいう。）に参加する指定された事業体に対して作成され、及び通知される。

- 1.2 暦年の業務の質の結果は、遅くとも当該暦年の翌年の二月十五日までに、万国郵便連合が合意したシステム（万国郵便連合のGMS技術設計に従うものをいう。）に参加する指定された事業体に対して作成され、及び通知される。
- 1.3 業務の質の結果の測定及び計算に関して国際事務局に提出される全ての異議は、月間又は年間の結果の通知の日から遅くとも三十日以内に提出しなければならない。当該期間内に審査の請求が無い場合には、当該結果は承認されたものとみなす。
- 1.4 最終的な年間の業務の質の結果は、国際事務局回章により、遅くとも当該暦年の翌年の四月一日までに通知する。
- 2 質の測定に関する異議
- 2.1 万国郵便連合が合意した業務の質の測定システムに参加する指定された事業体は、当該システム業者に特定の試験郵便物に関する不整合を検証することを請求することができる。当該異議が、当該指定された事業体及び当該システム業者との間で解決されない場合には、当該指定された事業体は、国際事務局に対し、2.2 に定める検証請求手続に従って、請求することができる。
- 2.1 郵便業務理事会は、関係の検証請求手続を定め、また、必要に応じて、その手続に従って検証することを決定しなければならない。

31-112

到着料率の変更

- 1 取扱量（M郵袋を除く。）が 31-117 に定める基準値を超える指定された事業体は、相手側の指定された事業体に対し、以下に定める取扱量に適した新たな到着料率を決定するための変更方式を適用することを請求することができる。この請求は、以下の条件に従う。
- 1.1 目標制度に参加している国の指定された事業体が、移行制度に参加している指定された事業体から受領した郵便物の一キログラム当たりの平均通数が十二通を超えていることを確認する場合
- 1.2 移行制度に参加している国の指定された事業体が、いずれかの指定された事業体へ送付した郵便物の一キログラム当たりの平均通数が七通より少ないことを確認する場合
- 1.2.1 移行制度に参加している国の指定された事業体が、目標制度に参加している国の指定された事業体宛の郵便物の流れについて 1.2 に規定する料率の変更の適用を要請するときは、目標制度に参加している国の指定された事業体が、料率の下方への変更のための他の必要な条件を満たしている場合、反対方向の郵便物の流れにも同様に料率の変更を適用することができる。
- 1.3 移行制度に参加している国の指定された事業体が、他の指定された事業体から受領した郵便物の一キログラム当たりの平均通数が十二通を超えていることを確認する場合
- 1.4 一方の指定された事業体が郵便物の流れについて料率の変更の適用を要請するときは、他方の指定された事業体は、料率の上方への変更又は下方への変更のための他の必要な条件を満たしている場合、取扱量にかかわらず、同様に料率の変更の適用を要請することができる。
- 2 この変更は、31-119 及び 35-006 に定める実施方式に従って、一キログラム当たりの郵便物の平均通数を計算するための特別統計の実施により行う。
- 3 変更方式の適用を要請する指定された事業体は、少なくとも五箇月前までにその旨を相手側の指定された事業体に通報しなければならない。
- 4 この要請は、関係する流れの一キログラム当たりの平均通数が世界平均とかい離していることにより支持されなければならない。これらの統計データは、暦年の第二四半期中における関係する郵便物の流れの標本抽出によって得なければならない。この郵便物の流れは、連続的な標本抽出又は当該期間中においてできる限り均等に分散した十二日の標本抽出を用いて得ることができる。
- 5 3 に定める通報期限を遵守するとともに、統計期間は、暦年の決済期間の初めから開始する
- 6 関係取扱量にかかる新たな到着料率は、次の方式に基づき、SDRにより算出する。一キログラムごとの料率＝（一キログラム当たりの郵便物の平均通数×条約第三十一条 5 から 8 に規定する一通当たりの料率）＋条約第三十一条 5 から 8 に規定する 1 キログラム当たりの料率。一キログラム当たりの郵便物の平均通数は、4 に定める標本抽出から得る。
- 7 一キログラム当たりの郵便物の平均通数が七通から十二通の間であった場合には、翌暦年の関係取扱量については、条約第三十一条 9 に定める料率が適用される。郵便物の平均通数が、七通から十二通の間となる暦年については、標本抽出による一キログラム当たりの平均通数を到着料の計算に使用する。さらに、一キログラム当たりの郵便物の平均通数の標本抽出は、4 に定める標本抽出から得られた同通数が七通から十二通の間となる場合には実施せず、標本抽出の条件が新たに満たされない間は再開してはならない。標本抽出は、条件が満たされたときに再開する。

31-113

大量郵便物に対する特別な補償金の請求

- 1 名宛側の指定された事業体は、次のことを確認する場合には、大量郵便物に対する特別の補償金の適用を請求することができる。

- 1.1 同一差立便又は一日に複数の差立便が作成された場合は一日において同一差出人が差し出した千五百通以上の郵便物を受領したこと又は
- 1.2 二週間の期間に同一差出人が差し出した五千通以上の郵便物を受領したこと又は
- 1.3 重量一キログラムごとの料率にのみ基づいて到着料の決済及び請求が行われる国又は指定された事業体から受領した郵便物の場合には、四週間に、総重量の少なくとも九十パーセントが巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）で構成される郵便物を受領したこと
- 2 大量郵便物に対する特別の補償金を適用することを希望する指定された事業体は、大量郵便物の最初の差立便の受領の日から起算して二週間の期間内に差立側の指定された事業体にこの旨を通報しなければならない。この通報は、35-001.2に規定する特別の名宛にファクシミリ又は電子的手段によって送付する。この通報には、差立番号、差立日、差立交換局、名宛交換局を記載し、及び当該大量郵便物の見本の写真的方法による写しを含める。
- 2.1 3及び4に定める場合を除くほか、特別の補償金は、名宛側の指定された事業体が送付した通報の受領の日から起算して三箇月の期間の後に効力を持つ。この特別の補償金は、三箇月の通報期間の満了後差し立てられた大量郵便物の差立便に限って適用される。
- 2.2 2.1に規定する大量郵便物の差立便の受領は、17-131.7の規定に従って、名宛側の指定された事業体が確認しなければならない。
- 3 2.1の規定にかかわらず、名宛側の指定された事業体は、次のことを確認する場合には、大量郵便物に対する特別の補償金を即時に適用することができる。
- 3.1 同一差立便又は一日に複数の差立便が作成された場合は一日において同一差出人が差し出した三千通以上の郵便物を受領したこと又は
- 3.2 二週間の期間に同一差出人が差し出した一万通以上の郵便物を受領したこと又は
- 3.3 重量一キログラムごとの料率にのみ基づいて到着料の決済及び請求が行われる国又は指定された事業体から受領した郵便物の場合には、四週間に、総重量の少なくとも九十パーセントが巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）で構成される郵便物を受領し、かつ、そのような郵便物の総重量が前年の同一の四週間と比較して二十五パーセントを超えていること
- 3.3.1 3.3の規定は、本項に規定する時間内に発送側の指定された事業体の国の規制当局が、全ての郵便物が発送側の指定された事業体の国で引き受けられたものであることを書面により確認し、確証した場合には、3トン未満の郵便物の増加には適用しない。そのような通報は、17-107.7.1.3の規定を行使する名宛側の指定された事業体による通知の日から六十日以内に提供されなければならない。
- 4 大量郵便物に対する特別の補償金を即時に適用することを希望する指定された事業体は、次の手続を行う。
- 4.1 3.1又は3.2の規定に基づく場合には、大量郵便物の差立便の受領の日から起算して三稼働日の期間内に差立側の指定された事業体にこの旨を通報しなければならない。この通報は、35-001.2に規定する特別の名宛にファクシミリ又は電子的手段によって、差立番号、差立交換局、名宛交換局を記載し、及び当該大量郵便物の見本の写真的方法による写しを含んだ点検状の形式により送付する。
- 4.2 3.3の規定に基づく場合には、総重量に占める巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）の百分率を決定するため、四週間、郵袋の構成を点検することを差出側の指定された事業体に通報しなければならない。当該期間の後、3.3に定める条件が満たされる場合には、大量郵便物の料率を課すことができる。ただし、そのような郵袋の総重量が、前年の同一の四週間と比較して二十五パーセント以上増加した場合に限る。
- 5 名宛側の指定された事業体が一旦大量郵便物に対する特別の補償金の適用を請求した場合には、差立側の指定された事業体は、名宛側の指定された事業体による当初の請求が取り下げられない限り、当該差立側の指定された事業体が当該名宛側の指定された事業体に差し立てる全ての大量郵便物についてこの特別の補償金の適用を請求するための三箇月を保有する。
- 6 5に規定する大量郵便物に対する特別の補償金の中断は、その三箇月に差立側の指定された事業体により通報され又は相互の合意により決定されなければならない。
- 7 1から6までに定める規定にかかわらず、郵便物の交換のための統計が差引計算に使用される場合には、大量郵便物の規定は、到着料の補償金に関する目標制度の同一の集団に属する指定された事業体の間において適用してはならない。

31-114

軍隊と交換する閉袋

- 1 軍隊、軍艦又は軍用機が差し立てる閉袋から生じる継越料及び到着料は、軍隊、軍艦又は軍用機の所属している国の指定された事業体が関係する指定された事業体と直接に決済する。
- 2 1の閉袋を転送する場合には、転送する指定された事業体は、軍隊、軍艦又は軍用機の所属している国の指定された事業体に対し、その旨を通報する。

31-115

統計標本抽出及び一キログラム当たりの郵便物数の推計に関する一般原則

- 1 次の原則は、一通当たり及び一キログラムごとの料率に基づく到着料の支払のために必要な全ての形態の郵便物の流れの標本抽出（修正方式及び目標制度に参加している国の指定された事業体間における交換に関する標本抽出）に適用する。

- 1.1 標本抽出及び一キログラム当たりの郵便物数の推計は、郵便物の構成を反映しなければならない。この郵便物の構成は、運送方法、型、納器の形式、年間の時期（月）及び曜日によって変動するので、郵便物の標本は、これらの変動を反映し、かつ、できる限り、郵便物の流れ全体に類似しなければならない。同様に、推計方法も、これらの変動を反映しなければならない。
- 1.2 標本抽出の計画は、一キログラム当たりの郵便物数及び指定された事業体間で交換される郵便物数の推計について、九十五パーセントの信頼度をもって、プラス・マイナス五パーセントの統計上の正確性を達成するように企画しなければならない。
- 1.2.1 この統計上の正確性の程度は、標本抽出を行う全ての指定された事業体が自己の標本抽出の方法により達成することに努めるべき目標となる。この程度は、正確性に関する最低限の定めに対応するものではない。
- 1.3 標本抽出の計画の概念、標本の選択、データの収集方法及び推計過程は、数学統計、確率標本抽出及び統計調査の概念に関し一般的に受け入れられている原則に適合しなければならない。
- 1.4 これらの原則により課される制約内において、各指定された事業体は、自己の標本抽出の計画の概念を自己の郵便物の流れの特徴及び財源上の制約に応じて適合させるための、十分な幅を有する。ただし、各指定された事業体は、自己の推計方法に関するものを含む、この点についての決定を調査期間の前に関係する指定された事業体に対し通報しなければならない。

31-116

目標制度に参加している国の指定された事業体間の郵便物の交換のための統計

- 1 二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体間の交換については、統計を実施する。ただし、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体間の少ない交換について標本抽出費用を抑えるため、一定の基準値以下の郵便物の流れについて、関係する指定された事業体の双方が合意する場合には、目標制度に参加している国の指定された事業体間の一キログラムあたりの平均通数を適用する。郵便業務理事会は、適用される基準値及び郵便物の一キログラムあたりの平均通数を定める。
- 2 二千十年、二千十二年及び二千十六年に目標制度に参加した国の間並びにこれらの国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間における年間五十トンを超える郵便物の流れについては、統計による計数を実施する。この基準値を下回る郵便物の流れについては、統計による計数は、関係する指定された事業体の間に合意がある場合のみ実施する。これらの指定された事業体は、目標制度に参加する国の指定された事業体との間において、一定の基準値以下の郵便物の流れについて、一キログラム当たりの郵便物の平均通数を適用することを合意することができる。郵便業務理事会は、適用すべき基準値及び一キログラム当たりの郵便物の平均通数を定める。流れの大きさは、承認された最新の連続した四の四半期を基礎とする。
- 3 郵便業務理事会は、郵袋が二の型（S及びE）に分類された場合、及び郵袋が三の型（P、G及びE）に分類された場合に適用する基準値及び郵便物の一キログラムあたりの平均通数も定める。
- 4 統計は、31-115に定める原則に従って実施する。指定された事業体が、書状用トレイ及び平たい郵便物用トレイを交換する場合には、運送方法ごと及び月ごと又は四半期ごとの一キログラム当たりの平均通数の推計は、容器の形式及び型ごとの郵便物の構成を反映しなければならない。4.1に定めのある場合を除くほか、統計は、全調査期間中に調査すべき納器の標本を計画的に又はコンピュータによって無作為に選択することによって連続的な標本抽出の方法により実施されなければならない。関係する指定された事業体は、用いるべき統計様式について取り決める。
- 4.1 二千十九年までの各年においては、統計は、標本抽出の年当たり四十八の調査日、一月当たり四の調査日を用いて実施することができる。指定された事業体は、調査日において、当該調査日中に受領する郵便物の完全な統計を実施することができない場合には、部分的な標本抽出を行うことができる。差立側の指定された事業体は、受領側の指定された事業体に対し調査日及び標本抽出のために選択した納器について事前に通報することを要求してはならない。
- 5 郵便物の年間通数の推計
- 5.1 郵便物の年間通数は、各運送方法及び各四半期について別個に推計した郵便物の数の加重平均に相当する。この年間通数は、次のとおり計算する。
- 5.1.1 特定の運送方法について特定の四半期における標本抽出により得られた一キログラム当たりの郵便物の平均通数は、当該運送方法及び当該四半期に対する郵便物の総数を推計するため、当該運送方法により当該四半期において送達された郵便物の総重量により乗ぜられる。
- 5.1.2 各運送方法及び各四半期に対する郵便物の総数の推計値は、郵便物の推計される年間通数を決定するため、合計される。
- 6 各指定された事業体は、自己の標本抽出の計画の概念についての決定、特に推計に関し選択した方法について、関係する指定された事業体に少なくとも調査期間の三箇月前に通報しなければならない。
- 7 一キログラム当たりの郵便物数に関する標本抽出が行われなかった場合又はその結果が第4四半期の終了後五箇月以内に通報されなかった場合は、他の指定された事業体は、不足しているデータの代わりに自己の標本抽出結果を用いる権利を有する。統計標本抽出及び統計推計は、31-115に定める原則に従う。この場合において、統計上の正確性の許容度は同条で定めるプラス・マイナス五パーセントではなく、プラス・マイナス七・五パーセントとする。いかなるデータも得られない場

合は、取り決められた最新の一千グラム当たりの郵便物の平均通数及び目標制度に参加している加盟国の郵便物の流れのために取決められた一千グラム当たりの郵便物の平均通数のうちいずれか低い方の値を適用する。

- 8 郵便細分類コードURにより指定される書留通常郵便物及び郵便細分類コード「UX」により指定される追跡通常郵便物は、統計標本抽出から除かれる。代わりに、統計の数値は、様式CN31、CN33、CN55 及びCN56 に記録された書留郵便物及び追跡郵便物の実数に基づかなければならない。
- 9 標本抽出が、3に定める基準値に従って行われる場合には、当該標本抽出の結果は、決済のために使用されなければならない。

31-117

移行制度での交換のための統計

- 1 標本抽出は、郵袋の構成を反映し、かつ、31-115に定める原則に従わなければならない。
- 2 条約第三十一条10の規定に従って、百トンを超える郵便物の流れについては、到着料率（第二十九条の規定に従って自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用されるものを除く。）を変更するため、31-112及び31-119の規定に従って決定された重量一千グラム当たりの実際の通数に基づいて、標本抽出を行うことができる。料率の変更は、百トン以下の郵便物の流れの場合には適用されない。そのような流れの場合には、関係する郵便物一通当たり及び重量一千グラム当たりの構成要素については、条約第三十条14に規定する郵便物一千グラム当たりの全世界平均の構成要素に基づいて、一千グラム当たりの料率に変換される。
- 3 条約第二十九条1.5、第三十一条12及び13に規定する郵便物の流れの標本抽出については、31-116の2から9まで及び31-118に定める目標制度の郵便物の流れの標本抽出に関する規定を適用する。

31-118

目標制度の手続を適用する国の指定された事業体間の郵便物の交換のための他の統計方法

- 1 郵便物をトレイ又は平たい容器により交換する目標制度に参加している国の指定された事業体又は 31-117.3 の規定に従って交換する指定された事業体は、納器の型式に基づいた推計を行うための措置をとることができる。統計は、31-115 に定める原則に従って実施する。
 - 1.1 指定された事業体は、全調査期間中に調査すべき納器の標本を計画的に選択することによって継続的な標本抽出を実施することができる。関係する指定された事業体は、用いるべき統計様式について取り決める。
 - 1.2 連続的な標本抽出を実施することができない場合には、調査日は、できる限り、一週間のうちの稼働日（関係交換局の稼働日のみを考慮する。）に均等に分散するものとし、かつ、郵便物の流れ全体について利用される運送方法を反映しなければならない。統計は、少なくとも、標本抽出の年当たり四十八の調査日、一月当たり四の調査日を含まなければならない。調査日において、指定された事業体は、当該調査日中に受領する郵便物の完全な統計を実施することができない場合には、部分的な標本抽出を行うことができる。
- 2 郵便物の年間通数の推計
 - 2.1 郵便物の年間通数は、納器の各型式及び各運送方法について別個に推計した郵便物の数の加重平均に相当する。この年間通数は、次のとおり計算する。
 - 2.1.1 特定の納器の型式及び特定の運送方法について標本抽出により得られた一千グラム当たりの郵便物の平均通数は、当該納器の型式及び当該運送方法に対する郵便物の総数を推計するため、当該納器の型式において及び当該運送方法により送達された郵便物の総重量により乗ぜられる。
 - 2.1.2 納器の各型式及び各運送方法に対する郵便物の総数の推計値は、郵便物の推計される年間通数を決定するため、合計される。
 - 2.2 指定された事業体は、納器の型式ごとに差し立てられる郵便物の重量（例えば、トレイ、平たい容器、郵袋等により差し立てられる重量）を正当に修正された様式に記載し及び容器に関する情報を、できる限り、電子的データ交換（EDI）によって提供しなければならない。
- 3 各指定された事業体は、自己の標本抽出の計画の概念についての決定、特に推計に関し選択した方法について、関係する指定された事業体に少なくとも調査期間の二箇月前に通報しなければならない。ただし、受領側の指定された事業体は、差立側の指定された事業体に対し調査日及び選択した納器について事前に通報する必要はない。
- 4 一千グラム当たりの郵便物数に関する標本抽出が行われなかった場合又はその結果が第4四半期の終了後五箇月以内に通報されなかった場合は、他の指定された事業体は、不足しているデータの代わりに自己の標本抽出結果を用いる権利を有する。統計標本抽出及び統計推計は、31-115 に定める原則に従う。この場合において、統計上の正確性の許容度は同条で定めるプラス・マイナス五パーセントではなく、プラス・マイナス七・五パーセントとする。いかなるデータも得られない場合は、取り決められた最新の一千グラム当たりの郵便物の平均通数及び目標制度に参加している加盟国の郵便物の流れのために取決められた一千グラム当たりの郵便物の平均通数のうちいずれか低い方の値を適用する。

31-119

料率の変更適用のための特別統計

- 1 料率の変更を適用するに当たっては、移行制度に参加している国から目標制度に参加している加盟国に宛てて差し出される郵便物の流れに関する万国郵便連合の最近の研究により決定される一キログラムあたりの郵便物数の平均値を使用するという特別の合意がない限り、統計は、関係郵便物の流れの標本抽出により実施する。
- 1.1 標本抽出は、郵袋の構成を反映し、かつ、31-115 に定める原則に従わなければならない。統計は、当該統計が関係する十二箇月の期間のうち最低でも四十八の調査日を含まなければならない。調査日において、指定された事業体は、当該調査日中に受領する郵便物の完全な統計を実施できない場合には、部分的な標本抽出を行うことができる。
- 1.1.1 定められた日数における標本抽出の代わりに、指定された事業体は、全調査期間中に調査すべき納器の標本を計画的に又はコンピュータによって無作為に選択することによって継続的な標本抽出を実施することが推奨される。関係する指定された事業体は、用いるべき統計様式について取り決める。
- 1.2 調査日は、できる限り、一週間のうちの稼働日（関係交換局の稼働日のみを考慮に入れるものとする。）に均等に分散するものとし、かつ、郵便物の流れ全体について利用される運送方法を反映しなければならない。調査日は、次に示すように、一年ごとに選択する。
- 1.2.1 十二箇月の期間のうち少なくとも四十八の調査日。一週間のうちの各稼働日について、四半期ごとに少なくとも二回は調査日としなければならない。
- 2 一キログラムごとの郵便物の平均通数の推計
- 2.1 一キログラムあたりの郵便物の年間平均通数は、各運送方法及び各四半期について別個に推計した一キログラムあたりの郵便物の平均通数の加重平均に相当する。この年間平均通数は、次のとおり計算する。
- 2.1.1 特定の運送方法について、特定の四半期における標本抽出により得られた一キログラムあたりの郵便物の平均通数は、当該運送方法及び当該四半期に対する郵便物の総数を推計するため、当該運送方法により当該四半期において送達された郵便物の総重量により乗ぜられる。
- 2.1.2 各運送方法及び各四半期に対する郵便物の総数の推計値は、郵便物の年間総重量により除される。
- 3 料率の変更を請求する指定された事業体は、かつ、これについて相手側の指定された事業体が管理上必要な措置を講じることができるように、通報する。料率の変更を請求する指定された事業体は、また、関連する指定された事業体と、移行制度に参加している国から目標制度に参加している国に宛てて差し出される郵便物の流れに関する万国郵便連合の最新の研究により決定される一キログラムあたりの郵便物数の平均値を適用することを取り決めることができる。
- 4 料率の変更を請求する指定された事業体は、自己が選択した調査日を事前に通報する必要はない。

31-120

巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の自己申告

- 1 条約第二十九条 1.2.3 の適用上、中間の地点の料金は次のように計算する。
- 1.1 地帯の総数が偶数の場合には、中間の地点の料金は、中間の二地帯の平均値による。地帯の総数が奇数の場合には、中間の地点の料金は、地帯の総数の中央値による。
- 1.2 任意の地帯の内国料金が、全ての重量帯において、少なくとも他の一の地帯の料金と等しい場合には、当該等しい料金が適用される全ての地帯は、中点の料金決定に当たって、単一の地帯として取り扱う。
- 1.3 隣接しない地帯については、それらの地帯が、隣接した地帯と隣接しない地帯との間でもつばら差出地と名宛地の組み合わせのみの関係を有している場合には、これを排除する。領域内の隣接した一部で差出地と名宛地の組み合わせに使用される地帯は、中間の地点の料金の決定においては、これを排除しない。
- 2 条約第二十九条 1.2.3 の適用上、自国に到着する巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の加重平均距離は、標本抽出の推計及び／又は電子的なスキャンによる全数データを使って計算する。証拠となるデータは、最新の暦年のものとし、かつ、受領交換局から名宛の配達箇所までのものとする。
- 3 地帯別料金に関するその他の特別な状況は、個別に取り扱う。
- 4 地帯別料金を使用される場合には、指定された事業体は、中央値による方法又は加重平均距離による方法のいずれを適用するかを、到着料が適用される暦年の前年の六月一日までに、国際事務局に正式に通知しなければならない。地帯別料金について加重平均距離を適用することを選択する指定された事業体は、その加重平均距離を、根拠となるデータと共に、正式の通知の前又はその通知と共に提供しなければならない。適切な料金の選択に当たっては、二以上のパケット料金に関する第二十九条 1.2.2 の規定、地帯別料金に関する第二十九条 1.2.3 の規定及び追加の業務特性の料金に関する第二十九条 1.2.4 の規定の順番に適用する。
- 5 条約第二十九条 1 の規定上、自己申告料率が適用される年の前年の三月三十一日までの五箇月の期間の月ごとの平均交換率は、31-107 の規定に従って決定される。

31-121

万国郵便条約第二十九条 8 を適用する指定された事業体のための費用対料金割合の計算

- 1 条約第二十九条 8 の適用上、巨大（E）通常郵便物及び小形包装物（E）の取扱い及び配達のための指定された事業体の費用が賄われ、これによって当該指定された事業体が七十パーセントを超える費用対料金割合を自己申告することができるかについて、権限のある当局の決定事項は、次の方法により通報する。

- 2 当該方法においては、1に規定する費用対料金割合を、名宛国の指定された事業体の外国から到着する流れに特化した型E郵便物の平均重量における費用及び収入の関係とみなす。当該平均重量を決定するため、外国から到着する全ての巨大(E)通常郵便物及び小形包装物(E)を含める。
- 2.1 推計される平均収入は、第二十九条8の規定に従って通知が行われる年の翌年について決定する。当該平均収入は、2により決定された平均重量において計算し、二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム、二千グラムの十一点での同等の内国業務の優先扱い巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の一通当たり及び重量一キログラム当たりの料金(自己申告料率が適用される年の前年の六月一日に有効で税金を控除したもの)の線形回帰に基づいて計算された型E郵便物一通当たり及び重量一キログラム当たりの料率に基づく。第二十九条1.2.2、1.2.3及び1.2.4に定める業務規則が適用される。第二十九条7及び9の規定に従って、適用される年の前年に通知された自己申告された型E郵便物の到着料率からの一キログラム当たりの料率に対する一通当たりの料率の比率は、推計される平均収入を計算するために使用する。当該収入は、業務の質による調整なしに計算する。
- 2.2 推計される平均費用は、郵便物の大きさによる平均的な構成を考慮し、2の規定に従って決定される平均重量において決定する。推計される平均費用は、第二十九条8の規定に従って通知が行われた年の翌年の平均費用を反映するため、その国の公式な総合消費者物価指数に基づくインフレーションのための調整を行った利用可能な最新の費用情報を用いて決定する。インフレーションに基づく引上げは、利用可能な最新の費用情報が提供される年以降の各年に適用する。追加の業務に関連する追加の費用は含まれない。当該平均費用は、確実に識別された因果関係に基づき、権限のある当局による他のサービスの評価に用いられる原価計算制度及び方法で矛盾なく計算する。
- 2.3 費用対料金割合は、2.2の規定に従って算出した推定平均費用を2.1の規定に従って計算した推定平均収入で除して計算する。費用対料金割合は、小数点第二位を四捨五入して百分率で表示する。
- 3 費用対料金割合は、予想される費用を賄うために要求される高さに引き上げることができる。ただし、いかなる場合も、条約第二十九条に定める全体の上限を条件として、当該業務のために定められた最も高い百分率を超えるパーセントポイントよりも高くすることができない。
- 4 2.3に定める費用対料金割合が現に有効な料率よりも低い場合には、自己申告料率のために使用する費用対料金割合は、2.3に定める料率と七十パーセントの間の最も高い水準に引き下げる。
- 5 条約第二十九条8に定めるそれぞれの期日まで何ら料率も提出されず、又は何ら証拠となる情報が提供されない場合には、費用対料金割合は七十パーセントとする。

31-122

返送された配達不能の郵便物の補償金

- 1 19-103に規定する配達不能の郵便物を返送する指定された事業体は、差出国の指定された事業体に、次の2及び3に定める補償金を請求することができる。
- 2 配達不能の郵便物の返送の取扱いの料金率は、二千二十三年については重量一キログラム当たり〇・九〇七SDR、二千二十三年については重量一キログラム当たり〇九五二SDR、二千二十四年については重量一キログラム当たり〇・九五二SDR、二千二十五年については重量一キログラム当たり〇・九七五SDRとする。
- 3 補償金は、距離に基づいて、次のとおり補完する。
- 3.1 航空運送によるもの：34-101に規定する式に基づき、郵便業務理事会が定める航空運送の基本料金率に八十六パーセントパーセントを乗じたもの
- 3.2 陸路運送によるもの：
- 3.2.1 一、〇〇〇キロメートルまでの場合：重量一キログラムごと及び距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・三六六SDR、二千二十三年については千分の〇・三七五SDR、二千二十四年については千分の〇・三八五SDR、二千二十五年については千分の〇・三九四SDR
- 3.2.2 一、〇〇〇キロメートルを超えて三、〇〇〇キロメートルまでの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・一五七SDR、二千二十三年については千分の〇・一六一SDR、二千二十四年については千分の〇・一六五SDR、二千二十五年については千分の〇・一六九SDR
- 3.2.3 三、〇〇〇キロメートルを超えて五、〇〇〇キロメートルまでの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・一三七SDR、二千二十三年については千分の〇・一四〇SDR、二千二十四年については千分の〇・一四三SDR、二千二十五年については千分の〇・一四七SDR
- 3.2.4 五、〇〇〇キロメートルを超える場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一キロメートルごとに、二千二十二年については千分の〇・〇九一SDR、二千二十三年については千分の〇・一九三SDR、二千二十四年については千分の〇・〇九五SDR、二千二十五年については千分の〇・〇九八SDR
- 3.2.5 距離による料率は、距離段階一〇〇キロメートルごとに、各距離段階の中央値により計算されるものとする。
- 3.3 海路運送によるもの：

- 3.3.1 一、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び距離一海里（一、八五メートル）ごとに、二千二十二年については千分の〇・一七五SDR、二千二十三年については千分の〇・一八〇SDR、二千二十四年については千分の〇・一八四SDR、二千二十五年については千分の〇・一八八SDR
- 3.3.2 一、〇〇〇海里を超えて二、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇九七SDR、二千二十三年については千分の〇・〇九九SDR、二千二十四年については千分の〇・一〇二SDR、二千二十五年については千分の〇・一〇四SDR
- 3.3.3 二、〇〇〇海里を超えて四、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇六三SDR、二千二十三年については千分の〇・〇六四SDR、二千二十四年については千分の〇・〇六六SDR、二千二十五年については千分の〇・〇六七SDR
- 3.3.4 四、〇〇〇海里を超えて一〇、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇〇七SDR、二千二十三年については千分の〇・〇〇七SDR、二千二十四年については千分の〇・〇〇七SDR、二千二十五年については千分の〇・〇〇八SDR
- 3.3.5 一〇、〇〇〇海里を超える場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇〇三SDR、二千二十三年については千分の〇・〇〇三SDR、二千二十四年については千分の〇・〇〇三SDR、二千二十五年については千分の〇・〇〇三SDR
- 3.3.6 距離による料率は、距離段階一〇〇海里ごとに、各距離段階の中央値により計算されるものとする。
- 4 指定された事業体は、配達不能通常郵便物の返送について、これらの郵便物がメールサブクラスコードUVが付された別の差立便により返送される場合にのみ補償金を受ける。これらの差立便については、型による分類は必要としない。メールサブクラスコードUVが付された差立便は、当初の差出側の郵便事業体に返送される配達不能の通常郵便物のみを包有する。これらの差立便には、開袋継越により返送される郵便物を入れてはならない。
- 5 配達不能郵便物の差立便の返送に関係する指定された事業体については、関係する全ての明細表及び計算書は、国際事務局により一元的に発行され、貸方及び借方に提供される。仕組みは以下のとおりとする。
- 5.1 関係する指定された事業体は、自己のEDIネットワーク提供者を通じて、自己が送付するメールサブクラスUVが付された差立便のPREDESメッセージが月次で国際事務局に送信されることを確保しなければならない。
- 5.2 到着料が課される重量がUV差立便についてPREDESにおいて零でない場合には、当該メッセージは、UV差立便の決済においては考慮されない。
- 5.3 当該関係する指定された事業体によって送付されるメールサブクラスUVが付された差立便について点検状が発行された場合において、当該点検状を発行した指定された事業体は、当該点検状が発行された時及び当該点検状に係る事案が解決した時は、それが当該差立便に係る一元的な決済に影響を及ぼす場合は、当該点検状を国際事務局に送付しなければならない。
- 5.4 国際事務局は、事前に定められ公表されたアルゴリズムを基に費用の計算を行う。
- 5.5 国際事務局は、関係する指定された事業体によって送付されたUVが付された差立便について四半期ごとの計算書CN 72及び年次の計算書CN 73を作成する。当該四半期ごとの計算書は、次の四半期の最後の二週間に作成する。計算書CN 73は、当該年の最後の四半期に計算書CN 72の承認の期間の終了後遅くとも二週間以内に作成する。
- 5.6 国際事務局は、明細表及び計算書を貸方及び借方のみがアクセスできるようにするため、保護されたプラットフォームに公表する。
- 5.7 指定された事業体により、計算書CN 72の日付から二箇月の期間内に当該計算書CN 72の総額について異議が申し立てられ、当事者が公表された様式の金額と異なる金額に合意する場合には、貸方は、合意された金額が年次の計算書CN 72に反映されるよう、当該金額を国際事務局に通知する。
- 6 5の規定にかかわらず、指定された事業体は、返送された配達不能の通常郵便物の決済に係る明細表及び計算書を自ら発行することができる。その方法は、次のとおりとする。
- 6.1 当該指定された事業体は、返送される配達不能通常郵便物に係る全ての計算書を自ら作成することを選択することをオンラインの通常郵便物に関する通報類集に記載しなければならない。当該選択は、一年に一回のみ変更することができ、翌年の一月一日に効力を有するため、遅くとも10月31日までに通報する。
- 6.2 当該指定された事業体により送付されたメールサブクラスUVの付された差立便について点検状が発行された場合には、当該点検状を発行した指定された事業体は、これを国際事務局に送付することを要しない。
- 6.3 当該指定された事業体は、受領する相手側に明細表CN 72を、三箇月（勸奨される頻度）、六箇月又は一年ごとに、これらの期間の終了後二箇月から三箇月までの間に、また、年次の計算書CN 73を関係する年の最後の計算書CN 72の承認の期間の終了後遅くとも二週間の期間内に送付する。
- 7 明細表CN 72及び計算書CN 73の承認の期限は、二箇月とする。
- 8 計算書CN 73における残高が百六十三・三五SDRを超えない場合には、この残高は、関係する指定された事業体が国際事務局の相殺システムに参加していないときは、次の年の残高に含めなければならない。

- 9 配達不能の通常郵便物の返送に関する決済は、35-002の規定に従って行うことができる。

32-101

業務の質の改善のための基金に支払われるべき額の請求及び支払

- 1 条約第三十二条1から4に規定する第Ⅳ集団に分類された国に支払われるべき額の請求及び支払
- 2 承認され又は正当に承認されたものとみなされた特別計算書C N61に基づき、請求書の作成の責任を負う機関である国際事務局は、第Ⅰ集団、第Ⅱ集団及び第Ⅲ集団に分類された国の指定された事業体のために表C N64の二を作成する。この表は、次の情報を含む。
 - 2.1 データが関係している第Ⅳ集団に分類された国の指定された事業体の名
 - 2.2 条約第三十二条に定める増額分の金額（SDR表記）
 - 2.3 関係する指定された事業体により支払われるべき総額（SDR表記）
- 3 表C N64の二は、承認のために、電子的手段により、又は最も速達の線路（航空路又は平面路）により、各関係する指定された事業体に送付する。この表の送付の日から起算して一箇月の期間内に国際事務局に対し何らの意見もなされない場合には、この表の額は、正当に承認されたものとみなす。
- 4 到着料の表C N61の情報に基づき、国際事務局は、移行制度に参加している国に対する最低額の二万SDRに達しない額について、目標制度に参加した国によって負担される追加の額を計算しなければならない。その額は、条約第三十二条8に定めるとおり、受益国の指定された事業体に送付された分量に応じたものとする。
- 5 4の追加の額の請求書は、以下の情報を含む表C N64の三を添付しなければならない。
 - 5.1 データに関連する第Ⅳ集団に分類された国の指定された事業体の名称
 - 5.2 参照する年
 - 5.3 条約第三十二条8に定める最低限の二万SDRに達するために必要な追加の額（SDRで記載）
 - 5.4 交換する分量に応じて関係する指定された事業体によって負担される追加の額の割合（百分率で記載）
 - 5.5 関係する指定された事業体により支払われる額
- 6 条約第三十二条5及び6に規定する共通基金に支払われるべき額の請求及び支払
 - 6.1 請求書の作成は、第Ⅰ集団から第Ⅲ集団に属する国が第Ⅲ集団に属する国に支払うべき到着料に基づくものとする。
 - 6.2 第Ⅲ集団に分類された国は、条約第三十二条5及び6に規定する郵便物の流れの詳細を記した表C N61の写しを国際事務局に提供しなければならない。
 - 6.3 国際事務局は、自己に送付された承認され又は正当に承認されたものとみなされた特別計算書C N61に基づき抛出国（第Ⅰ集団、第Ⅱ集団及び第Ⅲ集団に分類された国）の指定された事業体に対して共通基金用計算書を作成する。これらの表には、以下の情報を含む。
 - 6.3.1 データが関係している第Ⅲ集団に分類された国の指定された事業体の名称
 - 6.3.2 条約第三十二条5及び6に定める増額分の金額（SDR表記）
 - 6.3.3 関係する指定された事業体により支払われるべき総額（SDR表記）
 - 6.4 共通基金用計算書は、承認のために、各関係する指定された事業体に送付する。この表の送付の日から起算して一箇月の期間内に国際事務局が何ら意見を受け取らなかった場合には、この表の額は、正当に承認されたものとみなす。
- 7 表C N64の二、C N64の三及び共通基金用計算書の額は、国際事務局の相殺システムにより決済することができる。

D 航空運送料

34-101

基本料金率の計算方式及び閉袋の航空運送料の計算

- 1 閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空優先搭載により継送された場合のS A L郵便物の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、この章に定める。
- 2 航空運送に関して適用される最高基本料金率は、次の式により計算する。この式の各要素については、国際民間航空機関（ICAO）が作成する国際航空財務統計から得る。この料金率は、総重量一キログラムごと及び距離一キロメートルごとにSDRを単位とし、小数第四位を四捨五入して定める。キログラムの端数については、基本料金率を比例的に適用する。
$$T = (A - B - C + D + E + F)$$

T = 基本料金率（この料金率においては、航空郵便の優先取扱いが保障される。）

A = 重量一トン距離一キロメートルの加重平均運行費用

B = 重量一トン距離一キロメートルの旅客業務費用

C = 一定率の発券、販売及び販売促進費用（運送料に関して旅客数を基礎としたもの）

D = 重量一トン距離一キロメートルの運行外費用

E = 十パーセントの利益（（A - B - C + D）の十パーセント）

F = 重量一トン距離一キロメートルの運送に対する収入への所得税

- 3 航空閉袋に係る航空運送料は、実際の基本料金率（2の式により定める基本料金率を超えないものとする。）、航空郵便距離表に掲げるキロメートルによる距離及び当該航空閉袋の総重量により計算する。合装郵袋を使用する場合には、その重量は、総重量に算入しない。
- 4 空郵袋の閉袋の航空運送に関して適用される最高基本料金率は、2の規定に従って定める基本料金率の三十パーセントに相当する。
- 5 条約第三十四条6の規定に従って、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の交換であって、到着料率が条約第三十一条9及び13の規定に基づいて決定される場合には、航空運送について適用される上限の料率は、郵便物の標本抽出が行われない限りにおいて、本条2の規定に従って定める最高基本料金率の三十一パーセントの割合（型P及び型Gの郵便物の全世界的な重量割合として条約第三十条14に定めたとおり。）に相当するものとし、その割合は、標本抽出された流れの郵便物一キログラムの平均的な構成での型P及び型Gの郵便物の重量に相当するものである。航空運送に関して適用される上限の料率は、到着料が条約第三十一条11の規定に基づいて支払われる場合には、引き下げない。
- 6 名宛国内の航空運送について支払うべき費用については、必要な場合には単一料金として定める。当該単一料金は、閉袋の到着空港のいかんを問わず、名宛国内における航空運送のためのあらゆる費用を含むものとするが、この費用は平面路による運送とした場合に要する費用より少ないものとする。当該単一料金は、名宛国内における郵便物の運送のための実際の支払料金率（2の式により定める最高基本料率を超えることはできない。）に基づき、かつ、内国線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離により計算する。条約第三十四条7の規定に従うことを条件として、当該加重平均距離は、名宛国内に到着する全ての航空閉袋（名宛国内で航空路によって継送されない郵便物を含む。）の総重量に従って国際事務局が計算する。
- 6.1 費用又は内国料金を基礎として到着料の補償金を適用する指定された事業体は、各年の九月三十日までに、国際事務局に対し、新しい加重平均距離の計算に必要な情報を通報しなければならない。
- 6.2 国内航空運送料の支払を求める指定された事業体は、各年の九月三十日までに、加重平均距離及び関連する国内航空運送料の計算を可能とするデータを国際事務局に提出しなければならない。加重平均距離及び関連する国内航空運送料は、翌年の一月一日から効力が生じる。各年の九月三十日までに国際事務局にデータを提出しなかった指定された事業体は、翌年の国内航空運送料を請求することができない。指定された事業体から提出されたデータは、求めのあった特定の年についてのみ有効であり、翌年以降に繰り越されない。
- 6.3 国際事務局は、一月一日の一箇月前までに、全ての指定された事業体に国内航空運送料を通知しなければならない。
- 7 継越航空閉袋の同一国の二の空港の間における航空運送について支払う費用も、単一料金として定めることができる。当該単一料金は、継越国内における郵便物の航空運送のための実際の支払料金率（2の式により定める最高基本料金率を超えることはできない。）に基づき、かつ、継越国の内国航空線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離により計算する。当該加重平均距離は、継越国によって継ぎ越される全ての航空閉袋の総重量に従って決定する。
- 8 6及び7の費用の合計額は、運送について実際に支払うべき費用の額を超えてはならない。
- 9 実際の基本料金率に距離を乗じて得られ、かつ、3、6及び7の費用を計算するために用いる国際及び国内の航空運送の料金については、百分の一の数字及び千分の一の数字を合わせた数が五十以上の場合には、SDRを単位として小数第二位を切り上げ、その数が五十未満の場合には、SDRを単位として小数第二位を切り下げる。

34-102

航空運送料の差引計算の方法

- 1 航空運送料の差引計算は、27-101及び34-101の規定に従って行う。
- 2 1の規定にかかわらず、指定された事業体は、合意により、航空差立便に関する勘定の決済を統計表に基づいて行うことを決定することができる。この場合において関係する指定された事業体は、統計表及び計算書の作成方法を、自ら定める。

34-103

重量表CN66及びCN67の作成

- 1 各貸方の指定された事業体は、その選択により一箇月又は三箇月ごとに、引渡明細表CN38又は同等の電子データに記載された航空差立便に関する事項に基づき、重量表CN66を作成する。同一航空路により運送される差立便については差出局ごとに、次に、名宛国及び名宛局ごとに、また、各名宛局については差立便の時間的順序に従って、重量表CN66に記入する。条約第三十四条5に従い名宛国内の航空運送料の決済のために明細表C55の写しが用いられる場合には、書状目録CN31及びCN32に基づいて作成された明細表CN55を用いる。
- 2 開袋で到着した優先郵便物、航空郵便物及び航空路によって継送されるSAL郵便物で航空路によって継送されたものについては、貸方の指定された事業体は、毎年、重量表CN67を、27-101.2.1に定める各統計期間の終わりに、同期間内に作成された明細表CN65の記載事項に基づき作成する。重量表CN67において、合計重量には、十二を乗ずる。計算書が開袋の優先郵便物、航空郵便物及びSAL郵便物の実際の重量に基づいて作成されなければならない場合には、重量表CN67は、表CN66につき1に定める周期性に従い関係明細表CN65に基づいて作成する。
- 3 差引計算の期間中に、開袋継越しの優先郵便物、航空郵便物及び航空路によって継送されるSAL郵便物の交換のためにとった措置に生じた変更により、差立側の指定された事業体が仲介する指定された事業体に支払うべき合計額について、少

なくとも二十パーセントの変動が生じた場合であってその変動が百六十三・三五SDRを超えるときは、両指定された事業体は、いずれか一方の指定された事業体の請求に応じ、2に定める乗数を当該一年間のみに有効な他の乗数に代えることを取り決める。

- 4 借方の指定された事業体が請求する場合には、明細表CN55、重量表CN66 及びCN67 は、航空差立便又は開袋継越しの優先郵便物、航空郵便物及び航空路によって転送されるSAL郵便物の差立交換局ごとに個別に作成する。

34-104

特別計算書CN51 及び総差引計算書CN52 の作成

- 1 貸方の指定された事業体は、様式CN51 により、明細表CN55、重量表CN66 及びCN67 に従い自己に帰属する額を記載した特別計算書を作成する。航空開袋並びに航空路又は平面路によって継送される開袋の郵便物及び誤送された郵便物については、別個の特別計算書を作成する。航空開袋につき作成された特別計算書CN51 においては、重量表CN66 に基づきLC/AO、CP及びEMSについて別個に重量及び支払額を記入しなければならない。
- 2 特別計算書CN51 に含める額は、次のように計算する。
 - 2.1 開袋については、明細表CN55 及び重量表CN66 に記載された総重量に基づいて計算する。
 - 2.2 航空路によって継送される開袋の郵便物については、重量表CN67 に記載された純重量に基づいて計算し、合計額を五パーセント分増額する。
 - 2.3 平面路によって継送される開袋の郵便物については、重量表CN67 に記載された純重量に基づいて計算し、合計額を十パーセント分増額する。
- 3 名宛国内の航空運送料を決済する場合には、当該名宛国の指定された事業体は、承認を得るために、特別計算書CN51 を、明細表CN55 及び集計表CN56 とともに送付する。
- 4 貸方の指定された事業体は、開袋継越に係る計算書を除き、自己の選択により、三箇月、六箇月又は一年ごとに特別計算書CN51 を作成する。
- 5 貸方の指定された事業体は、三箇月、六箇月又は一年ごとに開袋継越に係る特別計算書CN51 を作成する。
- 6 特別計算書CN51 は、計算書の相殺による決済の方式を採用した貸方の指定された事業体が四半期ごとに作成する総差引計算書CN52 に要約することができる。ただし、この計算書は、関係する指定された事業体の間の合意により、六箇月ごとに作成することができる。

34-105

明細表CN55、重量表CN66 及びCN67 並びに特別計算書CN51 及び差引計算書CN52 の送付及び承認

- 1 35-001 に定める明細表及び計算書の様式の送付及び承認の手続は、開袋の表CN55、重量表CN66 及びCN67 並びに特別計算書CN51 及び差引計算書CN52 に適用する。
- 2 貸方の指定された事業体は、重量表CN66、明細表CN55 の副本、支払が開袋で、航空路により継送される優先郵便物、航空郵便物及びSAL郵便物の実際の重量に基づいて行われる場合には重量表CN67 並びに関係特別計算書CN51 をそれらが関係する期間の終了後遅くとも五箇月の期間内に、借方の指定された事業体に送付する。
- 3 借方の指定された事業体は、明細表CN55、重量表CN66 及びCN67 を審査し、かつ、これらの表に関連する特別計算書CN51 を承認した後に、貸方の指定された事業体に対し特別計算書CN51 の写し一通を返送しなければならない。修正があった場合には、明細表CN55、重量表CN66 及びCN67 を添付する。貸方の指定された事業体がこれらの表に加えられた修正につき異議申立てを行う場合には、借方の指定された事業体は、差立局が当該係争に係る郵袋の差立ての際に作成した様式CN38 又はCN65 の写真的方法による写しを送付して、又はこれらの様式が電子的手段により交換される場合には、相当する電子的データへのアクセスを提供することにより、実際の記載事項を立証する。修正に対する異議申立ては、修正された重量表及び計算書の受領後二箇月以内に行わなければならない。貸方の指定された事業体はその送付の日から起算して二箇月の期間内に何らの修正意見も受領しなかった場合には、特別計算書は、正当に承認されたものとみなす。
- 4 航空運送料につき、前年において貸方であった指定された事業体は、一箇月、三箇月、六箇月又は一年ごとに支払を受けることを選択することができる。選択された方法は、一月一日から一暦年間有効である。
- 5 指定された事業体は、直接決済システム又は二国間の相殺システムを用いることができる。
- 6 2及び3の規定は、支払が統計に基づいて行われる優先郵便物及び航空郵便物についても同様に適用する。
- 7 直接決済システムにおいては、特別計算書CN51 が直接決済のための請求書となるものとし、同計算書は、関係する年の終了後遅くとも五箇月の期間内に借り方の指定された事業体に送付されなければならない。特別計算書CN51 の承認の期間は、二箇月とする。借方の指定された事業体が九・八〇SDRを超える相違を発見した場合は、この相違を特別計算書CN51 に記載し、明細表CN55、重量表CN66 及びCN67 を添付して貸方の指定された事業体に返送する。確認された相違については、借方の指定された事業体に送付される次期の特別計算書CN51 に含めるか又は相違が記載された計算書の受領後二箇月の期間内に修正に対する異議申立てを行わなければならない。この異議申立てを行わない場合には、相違を指摘された指定された事業体は、その相違を正当に認めたものとみなされ、これに応じて修正する次期特別計算書CN51 にそのように記載される。
- 8 二国間の相殺システムにおいては、貸方の指定された事業体は、特別計算書CN51 及び総差引計算書CN52 を作成し、計算書が関係する年の終了後遅くとも五箇月の期間内に借方の指定された事業体に一箇月、三箇月、六箇月又は一年ごとに

両方の書類を同時に送付する。特別計算書C N51 及び総差引計算書C N52 の承認の期間は、二箇月とする。特別計算書C N51 又は総差引計算書C N52 が修正された場合には、支払は修正された額に基づいて行われる。

- 9 借方の指定された事業体による総差引計算書C N52 への修正には、特別計算書C N19 及びC N51 並びに関係する計算書C P75 を添付しなければならない。
- 10 統計が十月に行われる場合には、開袋継越しの優先郵便物及び航空郵便物に係る毎年の支払は、暫定的に前年の五月に集計された統計に基づいて行うことができる。この暫定的な支払は、十月の統計に基づき作成した計算書が承認され、又は正当に承認されたものとみなされたときは、翌年に調整する。
- 11 指定された事業体は、年次統計の実施ができない場合には、前年の統計に基づいて年間の支払を行うこと及び必要があるときは34-103.3に規定する特別の乗数を使用することを関係する指定された事業体と取り決める。
- 12 特別計算書C N51 又は総差引計算書C N52 の差額が百六十三・三五SDRを超えない場合で、関係する指定された事業体が国際事務局の相殺システムに参加しない場合には、この差額は次期の特別計算書C N51 又は総差引計算書C N52 に繰り越される。
- 13 決済は、35-002 及び35-005 の規定に従って行うことができる。

34-106

所定の線路からそれた又は誤送された郵袋又は納器の航空運送料

- 1 運送の途中で所定の線路からそれた郵袋の差出側の指定された事業体は、実際に利用された運送路に係る当該郵袋の運送料を支払わなければならない。
- 2 運送の途中で所定の線路からそれた郵袋の差出側の指定された事業体は、次のいずれかの場合には、当初の引渡明細表C N38 又は同等の電子データに記載された取卸空港までの当該郵袋の運送料を支払う。
 - 2.1 実際の送達経路が不明の場合
 - 2.2 実際に利用された運送路に係る運送料の請求を受けていない場合
 - 2.3 所定の線路からそれたことが運送を行った航空会社の責めに帰せられる場合
- 3 所定の線路からそれた郵袋の運送に実際に利用された運送路に係る追加の費用は、次の指定された事業体によって償還される。
 - 3.1 送達の過誤を犯した業務の属する指定された事業体
 - 3.2 引渡明細表C N38 又は同等の電子データに記載された地点以外の地点において取卸しをした航空会社に支払われる運送料を徴収した指定された事業体
- 4 1 から3 までの規定は、一部の郵袋のみが引渡明細表C N38 又は同等の電子データに記載された取卸空港と異なる空港において取り卸された場合について準用する。
- 5 郵袋票札を誤って付したことにより誤送された郵袋又は納器の差出側の指定された事業体は、条約第三十四条 3.1 の規定に従い、全航空運送路に係る運送料を支払わなければならない。

34-107

亡失又は損傷した郵便物の航空運送料

差出側の指定された事業体は、郵便物が航空機の事故その他航空運送企業が責任を負うこととなる事由によって亡失し又は損傷した場合には、利用していた航空便の行程のいずれの部分についても、亡失し又は損傷した郵便物の航空運送についての支払を免除される。

第三卷

小包に関する施行規則

第三節

料金、航空増料金及び郵便料金の免除

15-201

航空増料金の計算

- 1 加盟国又はその指定された事業体は、航空小包について徴収する航空増料金を定める。
- 2 航空増料金は、航空運送のための費用と関係を有するものとし、また、利用される送達線路のいかんを問わず、少なくとも、各名宛国の全領域について均一とする。
- 3 加盟国又はその指定された事業体は、航空増料金を計算するために、一キログラムよりも低い重量段階を適用することができる。

15-202

特別料金

- 1 指定された事業体は、次の料金について内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

- 1.1 窓口通常取扱時間外の差出しの料金。この料金は、差出人から徴収する。
- 1.2 差出人の住所からの取集めの料金。この料金は、差出人から徴収する。
- 1.3 留置料。この料金は、受取人から徴収する。小包の差出人への返送又は転送の場合には、この料金のガイドラインとしての最高限度額を、条約第十八条5の規定に従って、〇・四九SDRとする。
- 1.4 小包郵便物であって受取人が所定の期間内に引き取らなかったものに対する保管料。この料金は、配達する指定された事業体が当該期間を超えてこれを保管した指定された事業体のために徴収する。保管料を課された小包の差出人への返送又は転送の場合には、この料金のガイドラインとしての最高限度額を、条約第十八条5の規定に従って、六・五三SDRとする。
- 1.5 不可抗力による危険を負担する指定された事業体は、不可抗力危険負担料を徴収することができる。保険付としない小包について、この料金のガイドラインとしての最高限度額は、条約第十八条5の規定に従って、小包一個につき〇・二〇SDRとする。保険付小包については、ガイドラインの最高限度額は、18-001.3に定める。
- 1.6 小包が受取人の住所に通常の配達により配達される場合には、受取人からいかなる配達料も徴収してはならない。小包が受取人の住所に通常の配達では配達されない場合には、到着通知書は、無料で配達される。この場合において、到着通知書への回答として受取人の住所への配達を選択されるときは、配達料を受取人から徴収することができる。この料金は、内国業務についての料金と同額とする。

第四節

基礎業務及び追加の業務

17-201

運送企業による業務の実施

運送企業に業務を実施させている指定された事業体は、運送企業による条約及びこの施行規則の全ての規定の完全な実施、特に交換業務の実施を確保するため、運送企業と取決めを行わなければならない。当該の指定された事業体は、他の締約国の指定された事業体及び国際事務局との間の全ての関係について責任を負う。

17-202

重量単位及び常衡ポンド

- 1 小包の重量は、キログラムで表示する。
- 2 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国の指定された事業体は、キログラムにより表わされる重量に代えて、常衡ポンドによる相当重量を採用することができる。

17-203

重量制限に関する例外

一個の重量が二十キログラムを超える小包（16-001.2に定める郵便業務の事務用小包を含む。）の交換を行うか否かは、任意とする。これに関して、全ての加盟国及びその指定された事業体は、関係する通報類集に正当に登録された適当な業務上の情報（及び特別な合意に規定する等関係する要求）に従い、より高い重量制限を認めることができる。

17-204

大きさの制限

- 1 小包は、長さについては二メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計については三メートルを超えるものであってはならない。
- 2 加盟国及びその指定された事業体は、適切な業務上の情報及び特別な合意の締結のような関係する要求を通報類集に含めることを条件として、1に定める大きさの制限と異なる小包を引き受ける権利を有する。前述の規定にかかわらず、加盟国及びその指定された事業体は、いかなる場合においても、小包の引受に当たって、長さについては一・〇五メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計については二メートルよりも小さい最大の大きさの制限を定めることができない。
- 3 小包の大きさは、書状について定める大きさの最小限度に達していなければならない。

17-205

配達手続

- 1 小包は、原則として、できる限り速やかに、かつ、名宛国の国内法令の定めるところにより受取人に配達する。小包が住所に配達されない場合には、不可能でない限り、受取人に対し遅滞なく小包の到着を通知する。
- 2 名宛国で効力を有する規定が許す場合には、受取人の請求に基づき、郵便物の受取人への配達について、受取人の住所への配達に代えて、他の方法（例えば、受取場所、別の住所への配達）によることができる。
- 3 名宛側の指定された事業体は、普通小包を配達し又は交付する際には、当該普通小包の受領者の署名若しくは身分証明書から得られる登録データ又は配達国の国内法令によって受領の確認となる他の何らかの形の受領証を入手しなければならない。

い。本項の要件は、17-206 の規定の下で取り扱われる小包には適用しない。この条の4の規定は、E C O M P R O 小包に適用する。

- 4 名宛側の指定された事業体は、17-206 の規定の範囲内で小包を配達し又は取り扱う際には、スキャン並びに関連する追跡に関する事象及び関連する情報の要素を送信することにより、配達についての電子的な証拠を提供する。

17-206

E C O M P R O 小包

1 一般原則

- 1.1 指定された事業体は、小包配達の任意の業務として、電子商取引から生じた小包を、この条に規定する配達仕様に従い、航空路によって優先的に運送することについて相互間で取り決めることができる。
- 2 E C O M P R O 小包の仕様
- 2.1 指定された事業体は、自国の法令が最高重量を二十キログラムに制限している場合を除き、三十キログラムまでの E C O M P R O 小包を引き受け、取り扱う。
- 2.2 各小包は、万国郵便連合の標準 S 10 に適合するこの業務に固有の一の識別子により、識別されなければならない。
- 2.3 指定された事業体は、17-216 の規定に従って追跡情報を提供し、17-217 及び 17-218 に規定する成果目標を達成しなければならない。
- 2.4 この条に規定する配達業務を確保することを取り決めた名宛側の指定された事業体は、配達の成果の測定のために郵便業務理事会が承認した関係する E M S E V T イベントのスキャンニング及び送信から起算して 5 日と設定された配達時間目標を達成しようと努めなければならない。
- 2.5 利用者からの調査請求は、21-003 に規定する手続に従って取り扱う。

17-207

小包の引受条件、包装及び宛名

1 包装の一般条件

- 1.1 小包は、内容品の重量、形態及び性質並びに運送の方法及び期間に適応するように包装し、かつ、閉鎖しなければならない。包装及び閉鎖は、圧力によっても、また、相次ぐ取扱いによっても、内容品が破損しないように、また、侵害の明らかな形跡を残さなければ内容品を害することができないように、内容品を保護するものでなければならない。
- 1.2 小包は、次の場合には、特に堅固に包装しなければならない。
 - 1.2.1 長距離を運送される場合
 - 1.2.2 数次の積換え又は相次ぐ取扱いを受けなければならない場合
 - 1.2.3 気候若しくは気温の大きな変化又は航空路による運送の場合において気圧の変化に対して保護しなければならない場合
- 1.3 小包が取扱者に危害を与えるような物品又は他の小包若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するような物品を包有する場合には、取扱者の衛生上害がないように、また、あらゆる危害を回避するように包装し、かつ、閉鎖しなければならない。
- 1.4 小包には、業務上の表示を記載し、切手及び票符を貼り付けるため、十分な余白を包装又は封筒の表面に設けなければならない。
- 1.5 次のものは、露出のまま引き受ける。場合により、受取人の宛名は、物品の表面に記載する。
 - 1.5.1 はめ込み又は結合することができる物品であって、分離しない単一の小包となるように強いひもで縛った上、封鉛又は封かんを施すことができるもの
 - 1.5.2 商習慣上の包装しない木片、金属片等のようなひと塊のもの
- 2 差出人及び受取人の宛名
- 2.1 小包が差出しを認められるためには、小包自体に、又は小包にしっかり結び付けた票札に、受取人及び差出人の完全な住所及び氏名をローマ文字及びアラビア数字で記載しなければならない。名宛国において他の文字及び数字が使用されている場合には、それらの文字及び数字による宛名も付記することを勧奨する。宛名を鉛筆で記載することは認められない。ただし、あらかじめ湿らせた地にコピー鉛筆で宛名を記載した小包は、引き受ける。
- 2.2 受取人としては、一の個人又は一の法人のみを指定しなければならない。ただし、「M. A à ... Pour M. Z à ...」（「何地の A 宛—何地の Z のため」の意）、「Banque de A à ... Pour M. Z à ...」（「何地の A 銀行宛—何地の Z のために」の意）のような宛名については、指定された事業体は、A として指定された者のみを受取人とみなす。なお、A 及び Z の宛名は同一国内になければならない。
- 2.3 差出局は、また、差出人の宛名及び受取人の宛名の模写一通を小包に入れることを差出人に勧奨しなければならない。
- 3 小包の受領証
- 3.1 小包の差出人に対して、差出しの際に無料で当該小包の受領証を交付する。

17-208

特別の包装

- 1 ガラス製品その他壊れやすい物品は、適当な保護材を詰めた堅固な箱で包装しなければならない。物品自体の間又は物品と箱の内側との間の運送中の摩擦又は衝突は、妨げられなければならない。
- 2 液体又は液化しやすい物品は、漏出を完全に防止する容器に入れなければならない。各容器は、破損した場合に液体を吸収するために、適当な保護材を詰めた特製の堅固な箱に入れなければならない。この箱のふたは、容易に離れないように取り付けなければならない。
- 3 こう菓、軟性石けん、樹脂等のような容易に液化しない脂肪体及び蚕種であって運送上比較的に支障のないものは、第一の包装（箱、布製の袋又はプラスチック材等）に入れ、さらに、内容品の漏れを防止するのに十分な耐力のある箱に入れなければならない。
- 4 アニリンブルーのような染料の乾燥粉末は、密封した金属製の箱に入れ、さらに、その箱を堅固な箱に入れた上で、両容器の間に適当な吸収性及び保護性の素材を詰めなければ、差出しを認められない。
- 5 染料でない乾燥粉末は、堅固な容器（箱、袋）に入れ、さらに、その容器を耐力のある箱に入れなければならない。
- 6 生きたみつばち、水ひる及び寄生虫は、全ての危害を避けることができるように作った箱に入れなければならない。
- 7 木片、金属片等のような単一の物品で商慣習上包装しないものについては、包装を必要としない。この場合において、受取人の宛名は、物品自体に記載しなければならない。
- 8 また、次の条件に従わなければならない。
- 8.1 貴金属は、金属性の堅固な箱又は木製の箱に入れなければならないこと。木製の箱は、十キログラムまでの小包については少なくとも一センチメートル、十キログラムを超える小包については少なくとも一・五センチメートルの厚さのある板を使用しなければならない。包装は、縫目のない二枚の袋（二重の包装）とすることもできる。ベニヤ板の箱を使用する場合には、その外角を金具で補強することを条件として、板の厚さを五ミリメートルまで薄くすることができる。
- 8.2 生きた動物を包有する小包の包装及び送状には、極めて明らかな文字による「Animaux vivants」（「生きた動物」の意）の記載を有する票符を貼り付けなければならないこと。
- 8.3 火葬された遺骨は、骨つばに入れて発送しなければならない。骨つばは、破損を防止するため外部の影響に耐える適当な保護材を詰めた強固な外装に入れなければならない。可能な場合には、火葬証明書を外装に、又は容易に取ることができるように添付する。差出人は、これらの郵便物の発送前に、差出国及び名宛国の国内法令により要求される必要な全ての許可を得る責任を有する。

17-209

送達方法の表示

- 1 航空小包には「Par avion」（「航空」の意）の語を有する青色の票符であって差出国の言語による訳語を付した又は付さないものを差出しの際に貼り付けなければならない。送達方法は、小包の送状にも「Par avion」（「航空」の意）の票符を貼り付け又は適当な枠の中に同様の記入を行うことによって、はっきりと表示しなければならない。
- 2 送状が小包にしっかりと貼り付けられ、かつ、正当に印を付した青色の枠を有するのり付き封筒に送状を入れるときは、送状を入れた封筒又は小包に1に定める票符を貼り付けることは、必要とされない。

17-210

差出人が行う手続

- 1 各小包には、一の様式C P 72（複写式）又は名宛側の指定された事業体から要請がある場合には二の税関告知書C N 23を添付する。小包の内容品は、税関告知書に詳細に記載しなければならない、概括的な記載は、認められない。様式C P 72（複写式）又は税関告知書C N 23（要請がある場合には、二部）は、亡失しないような方法で小包の外側に添付しなければならない。
- 2 小包（又は通常郵便物）に添付する税関告知書C N 23の標準の数は、二枚を限度とする。指定された事業体が事前に合意した場合には、当該小包（又は通常郵便物）には、一枚の税関告知書C N 23を当該郵便物の外側に添付する。
- 3 08-002の規定に従って、名宛国の指定された事業体に対し、税関告知書C N 23の指示に従って記載された差出人及び名宛人の住所及び氏名を含む通関データが万国郵便連合の技術標準M33（I T M A T T V 1）に従って電子的に送付されなければならない。差出側の指定された事業体は郵便物の輸出のために、また、名宛側の指定された事業体は郵便物の輸入のために、自国の税関庁と当該データの全部又は一部を共有することができる。
- 4 3に定める税関告知書C N 23の記載内容に基づくデータは、指定された事業体間の郵便交換業務及び郵便物の輸出入に関する税関手続きに限り使用する。このデータは、その他の目的のために使用してはならない。
- 5 20-001における全ての規定は、3において送付される税関告知書C N 23上の記載内容に基づくデータに適用する。税関告知書C N 23上の記載内容と3の規定によって電子的に送付されたデータとの間で相違がある場合は、税関告知書C N 23上の記載内容により税関告知がなされたものとする。
- 6 差出人は、また、税関告知書C N 23又は様式C P 72（複写式）に、差出国及び名宛国の税関の手続に必要な書類（請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等）を添付することができる。
- 7 差出人及び受取人の住所及び氏名並びに差出人が行うその他の全ての記載は、小包面及び送状面について同一でなければならない。これらの記載に相違がある場合には、小包面の記載を有効とする。

17-211

物品の返送業務のために遵守すべき手続

- 1 物品の返送業務を通じて顧客（受取人）に送付される各小包の外部には、亡失しないような方法で税関告知書C N23 を添付しなければならない。
- 2 様式C N23 は、17-210 に定める手続に従って、当初の売手が作成しなければならない。また、税関告知書C N23 は、当初の郵便物識別子を含み、「Merchandise Return Service (MRS)」(「物品の返送業務」の意)の表示を明瞭に付さなければならない。
- 3 小包を返送する顧客（受取人）は、当初の売手によって提供された税関告知書の情報を含む様式C N23 に、当該小包の総重量及び日付を記入し、署名しなければならない。税関告知書の様式に署名することにより、顧客（受取人）は、様式に記入された内容品の記載が、自己が当初の売手に返送することが承認された物品と一致することを証明する。
- 4 顧客（受取人）は、差出しについての証明を入手する。

17-212

差出しの際の差出人の指示

- 1 差出人は、小包の差出しの際に、当該小包の配達不能の場合における取扱いを指示する義務を負う。このため、差出人は、税関告知書C N23 又は送状C P72（複写式）の適当な枠の中に印を付する。
- 2 差出人は、次の事項のうちいずれか一のみを指示することができる。
 - 2.1 名宛国の規則により定める保管期間に従い、最も経済的な線路又は航空路により差出人に小包を返送すること。
 - 2.2 差出人が小包を放棄すること。
- 3 差出人は、認められる指示のうちいずれか一のみを税関告知書C N23 又は送状C P72（複写式）に記載し又は印刷することができる。税関告知書C N23 又は送状C P72（複写式）に指定した指示は、様式C P72 の「宛名ラベル」の写しを貼り付けることによって、又は送状に記入された指示を遵守する他のなんらかの方法によって、小包自体にも記載しなければならない。この指示は、フランス語又は英語若しくは名宛国において通用する言語で行わなければならない。
- 4 配達不能の場合に差出人が小包の転送を希望する場合には、小包には、フランス語による「Réexpédition demandée」又は英語による「Redirection requested」（「転送要請」の意）若しくはこれに相当する名宛国で通用する言語による表示を行わなければならない。差出人が小包の転送の禁止を希望する場合には、小包（又は通常郵便物）には、フランス語による「Ne pas réexpédier」又は英語による「Do not redirect」（「転送禁止」の意）の表示又はこれに相当する名宛国で通用する言語による表示を行わなければならない。名宛側の指定された事業体の、それらの指示を遵守し、小包の転送を止める努力は、誠実な取組みとみなし、違約又は責任の対象とならない。
- 5 差出人が何らの指示も行わなかった場合又はその指示が矛盾している場合には、通知を行うことなく小包を返送する。
- 6 指定された事業体は、様式C N23 が小包以外の郵便物に使用される場合には、当該様式から、小包にのみ適用される差出人の指示事項を削除することができる。

17-213

差出局が行う手続

- 1 差出局又は差立交換局は、小包の名宛面及び送状に票符C P73 を貼り付ける義務を負う。この票符は、小包の連続番号を明らかに表示しなければならない。差出側の指定された事業体が認める場合には、送状に貼り付けるべき票符C P73 の部分に代えて票符の当該部分と同一様式の記載をあらかじめ送状に印刷しておくことができる。
- 2 キログラム及び百グラムの単位による小包の重量を、小包及び送状に記載しなければならない。百グラムの端数は、百グラムに切り上げる。
- 3 引受け／集荷の事象（EMA）のスキャン又はそのようなスキャンにより生成された情報が差出側の指定された事業体から名宛側の指定された事業体に提供されない限り、日付印の印影は、送状に付する。
- 4 郵便切手又は差出国若しくはその指定された事業体の採用する規則が認めるその他の方法による料金納付の表示は、小包又は送状に付する。
- 5 指定された事業体は、1 から 4 までの手続を行わないことについて取り決めることができる。

17-214

小包交換の一般原則

- 1 指定された事業体は、業務のニーズ及び要求に基づき、一又は二以上の指定された事業体の仲介により、閉袋又は開袋小包を交換することができる。
- 2 指定された事業体は、特別の事情により業務の全部又は一部の実施を一時的に停止しなければならない場合には、直ちに、関係する指定された事業体に通報する。
- 3 通過国の指定された事業体に関与することなく差立便の継越運送が行われる場合には、当該加盟国又は指定された事業体は、運送方法に関わらず、このような継越し（直接積換え）に関しては、責任を負わない。

- 4 指定された事業体は、平面路差立便を、低い優先度で、航空路により発送することができる。名宛側の指定された事業体は、小包業務の遂行に関する一般関心事項を内容とする通報類において、当該小包を受領する名宛地又は交換局の連絡先を記載する。
- 5 各指定された事業体は、自己が仲介を行うことができる国に宛てた小包の継越しを引き受ける場合の条件を記載した表C P81 及びC P82 を作成しなければならない。これらの表には、特に自己に割り当てられるべき割当料金を記載する。
- 6 小包郵便業務の実施に関する総通報類集は、小包の交換に関する細目を提供する。
- 7 各指定された事業体は、6 の情報及び仲介する指定された事業体の表C P81 及びC P82 に基づき、自己の小包の送達に使用する路線を決定する。また、これらの資料により、差出人から徴収すべき料金を定める。
- 8 指定された事業体は、電子的方法を使用して、直接、表C P81 及びC P82 をそれらの適用の少なくとも一箇月前までに相互に送付する。指定された事業体は、これらの表の写しを国際事務局に送付する。また、これらの表のその後の修正を同様の方法により通報する。これができない場合には、通報は、普通郵便により行う。通報の期間は、27-205.1 に定める場合については、適用しない。
- 9 各指定された事業体は、自国の領域を経由して継ぎ越される小包を他の指定された事業体から交付された場合には、これを自己の小包に利用する線路及び方法によって送達する義務を負う。
- 10 定められた線路が不通となった場合には、継越小包は、利用することができる最も便利な線路によって送達する。
- 11 継越しを行う指定された事業体は、新たな送達線路の利用によって一層高額の費用（陸路又は海路の追加の割当料金）が生ずる場合には、27-205.1 に定める手続をとる。
- 12 継越しは、小包の差出側の指定された事業体又は名宛側の指定された事業体が小包郵便業務に参加していない場合であっても、条約及びこの施行規則で定める条件に従って行わなければならない。
- 13 小包の送達は、一又は二以上の仲介業務が介在する国の指定された事業体の間では、関係する指定された事業体が同意した線路によらなければならない。
- 14 航空小包の業務を実施する指定された事業体は、他の指定された事業体から交付される航空小包を自己のその種の郵便物に利用する航空路によって送達する。他の線路による航空小包の送達が、現存の航空路に比べて有利であるときは、航空小包は、その線路によって送達しなければならない。
- 15 航空小包の業務に参加していない指定された事業体は、自己の航空通常郵便物の運送に利用する航空連絡により航空小包を送達する。航空連絡がない場合には、平面路小包に通常利用する線路により航空小包を送達する。
- 16 全ての指定された事業体は、納器ラベル上に万国郵便連合の技術標準S 9 に適合するバーコード付き識別子を含むこと
- 17 一年間の総重量が二十五トンを超える小包を差し立てる指定された事業体は、次の事項を実施しなければならない。また、他の全ての指定された事業体は、同様に、次の事項を実施することを奨励される。
 - 17.1 各郵袋に納入されている納器のS 9 識別子を示す万国郵便連合の標準に適合したメッセージにより、全ての差立郵袋を電子的手段により事前通知すること
 - 17.2 万国郵便連合の標準に適合した返信メッセージ及び/又は結果通知の活用により、事前に到着することが通知された納器の受領を電子的手段により確認すること
- 18 差立便の識別子が使用される（バーコードによる表示又は電子メッセージによる表示）場合には、差立便の識別子は、万国郵便連合の技術標準S 8 に適合しなければならない。

17-215

小包へのバーコードの付与

- 1 全ての指定された事業体は、自国から差し立てる全ての国際小包（航空小包、S A L 小包及び平面路小包）に一の固有の識別子のみを付さなければならない。当該固有の識別子に係る条件は次のとおりとする。
 - 1.1 各郵便物の識別子は、万国郵便連合の技術標準S 10 に適合しなければならない。この固有の識別子は、受取人の宛名と同じ面に、かつ、その近くに位置しなければならない。また、その識別子の写しを、宛名ラベル又は小包の別の場所に付すことができる。この識別子は、目で見て読みやすく、かつ、万国郵便連合の標準に適合したバーコードの形式で符号化されなければならない。
 - 1.2 差出側、継越し又は名宛側の指定された事業体は、差出人の住所氏名若しくは返送先又は差出国において適用される識別子S 10 のいかなる部分も覆い隠さない限り、識別子S 10 フォーマットを使用しないバーコードを付することができる。
 - 1.3 継越し又は名宛側の指定された事業体は、万国郵便連合の技術標準S 10 に適合する識別子であって、差出側の指定された事業体が適用したデータと同じ内容のデータを含むものを新たに付することができる。この場合において、郵便物が他の指定された事業体に継送され、又は差出側の指定された事業体に返送される場合には、新たに付した識別子S 10 を取り外すか又は同票符を判読できないようにすることは必要としない。
 - 1.4 継越し又は名宛側の指定された事業体が、差出側が適用する識別子S 10 と異なる内容のデータを含むS 10 フォーマットによるバーコードを新たに適用する場合には、郵便物が他の指定された事業体に継送され、又は差出側の指定された事業体に返送される場合には、新たに付した識別子S 10 フォーマットのバーコードを取り外すか又は同票符を判読できないようにしなければならない。
 - 1.5 指定された事業体は、相互間で国際小包に既に使用されている固有の識別子及びバーコードを利用することを取り決めることができる。

- 1.6 指定された事業体は、相互間で万国郵便連合の技術標準 S 26（小包のための輸送単位識別子）に適合する輸送単位識別子を利用することを取り決めることができる。

17-216

郵便物の処理を支援するための電子的交換

- 1 指定された事業体は、自国の領域から差し出され、及び同領域に到着した全ての小包に関する追跡及び位置決定データを万国郵便連合の E D I メッセージ標準 M40—EMSEVT バージョン 3.0 によって提供し、また、全ての相手側の指定された事業体と当該データを交換することを確認しなければならない。次の特性が、送信される EMSEVT メッセージに適用される。

- 1.1 小包に適用される場合は、次の EMSEVT の追跡に関する事象の提供は、義務的とする。その他の EMSEVT V 3 の事象は、任意とする。

EMA、EMB、EMC、EMD、EDB、EME、EDC、EMF、EDH又はEMH、EMI、EMJ及びEMK

- 1.2 次に定める追跡に関する事象が提供される場合には、標準 M40 において任意である一定のデータ要素は、最後の欄に示すように、義務的とする。

事象	状態	追加の義務的なデータ要素
EMA	差出し／取集	差出局の識別
EMB	差立交換局（OE）への到着	差立交換局
EMC	差立交換局（OE）からの差立て	差立交換局
EMD	名宛交換局への到着	受領交換局
EDB	郵便物の税関呈示（輸入）	受領交換局
EME	郵便物の税関保留	受領交換局 輸入税関保留理由
EDC	郵便物の税関（輸入）からの返却	税関からの返却場所の識別
EMF	名宛交換局からの送付	到着交換局
EDH	郵便物の受取人による受領場所への到着	受領場所の識別
EMG	配達局への到着	配達局の識別
EMH	配達の未完了／不能	配達局の識別 配達が不首尾に終わったこと により取られた措置 配達が不首尾に終わった理由
EMI	配達完了	配達局の識別
EMJ	継越交換局への到着	継越交換局
EMK	継越交換局からの差立て	継越交換局

- 2 全ての指定された事業体は、関連する標準において義務とされるデータ要素に加え、万国郵便連合の E D I メッセージ標準 41—（PREDES V2.1）及び M13（RESDES V1.1（メッセージ交換に関する万国郵便連合の標準））に合致した次のデータ特性を含む差立てに関する事前情報及び差立便の受領に関するデータを入力及び交換する。

2.1 PREDES バージョン 2.1—必要なデータ特性

種類	追加の義務的なデータ要素
小包の差引計算に関する情報	小包目録第 6 欄の合計 小包目録第 7 欄の合計 小包目録第 8 欄の合計 小包目録第 9 欄の合計
納器に関する情報	納器に包有する郵便物

2.2 RESDESバージョン1.1ー必要なデータ特性

種類	追加の義務的なデータ要素
運送に関する情報	運送業者
納器に関する情報	納器に包有する郵便物

2.3 電子商取引に関する差立便については、PREDESへの個々の小包の重量は義務とする。

3 次に、事前の電子データM33 I T M A T T V 1メッセージ及びM41 PREDES V 2. 1メッセージを取得し、交換する。

3.1 指定された事業体は、08-002の規定に従って、適切な万国郵便連合の税関告知書様式に示された情報を複製し、かつ、UPU EDIメッセージ標準M33 (I T M A T T V 1) に適合する事前の電子データを取得し、交換しなければならない。

3.2 ECOMPROM小包を提供する全ての指定された事業体は、M33 I T M A T T V 1メッセージを取得し、及び交換しなければならない。

3.3 指定された事業体は、08-002の規定に従って、物品を包有する全ての郵便物のS10識別子が、名宛側の指定された事業体に送信する電子メッセージPREDES (万国郵便連合の技術標準M41) に含まれることを等しく確保しなければならない。

17-217

追跡及び位置決定ー伝送期間に関する目標

1 指定された事業体は、相手側の指定された事業体への情報伝送において、小包に関する事象発生時から当該事象の情報伝送に相当である次の目標を達成しようと努めなければならない。

1.1	EMC	差立交換局からの差立て	二十四時間以内
-----	-----	-------------	---------

1.2	EMA	引受け／集荷	二十四時間以内
-----	-----	--------	---------

1.3	EMB	差立交換局への到着	二十四時間以内
-----	-----	-----------	---------

1.4	EMJ	継越交換局への到着	二十四時間以内
-----	-----	-----------	---------

1.5	EMK	継越交換局からの差立て	二十四時間以内
-----	-----	-------------	---------

1.6	EMD	名宛交換局への到着	二十四時間以内
-----	-----	-----------	---------

1.7	EDB	郵便物の税関（輸入）への呈示	二十四時間以内
-----	-----	----------------	---------

1.8	EME	税関保留（輸入）	二十四時間以内
-----	-----	----------	---------

1.9	EDC	郵便物の税関（輸入）からの返却	二十四時間以内
-----	-----	-----------------	---------

1.10	EMF	名宛交換局からの送付	二十四時間以内
------	-----	------------	---------

1.11	EDH	郵便物の受取人による受領場所への到着	二十四時間以内
------	-----	--------------------	---------

1.12	EMH	（物理的な）配達の未完了／不能	二十四時間以内
------	-----	-----------------	---------

1.13	EMI	配達完了	二十四時間以内
------	-----	------	---------

2 指定された事業体は、相手側の指定された事業体への情報伝送において、差立便に関する情報に相当である次の目標を達成しようと努めなければならない。

2.1	PREDES	差立便情報の事前通知	二十四時間以内
-----	--------	------------	---------

2.2	RESDES	差立便の受領に関する情報の通知	二十四時間以内
-----	--------	-----------------	---------

17-218

追跡及び位置決定ーデータ伝送に関する成果目標

1 指定された事業体は、相手側の指定された事業体との情報交換において、小包に関する情報伝送に相当である次の目標に達することを奨励される。

- 1.1 事象EMCに関連する小包の九十パーセントについて、事象EMDに関連するデータは、その事象発生日時から二十四時間以内に伝送されなければならない。
- 1.2 事象EMDに関連する小包の九十パーセントについて、事象EDH若しくはEMH及び/又はEMIに関するデータは、その事象発生日時から二十四時間以内に伝送されなければならない。

17-219

送達の諸方法

- 1 小包の交換は、原則として、納器を用いて行う。隣接した指定された事業体は、特定の種類の小包を納器に入れないで引き渡すことについて取り決めることができる。
- 2 交換は、隣接していない国の間では、原則として、閉袋によって行う。
- 3 指定された事業体は、開袋継越しによる交換を確立することについて取り決めることができる。仲介する指定された事業体への開袋継越小包の送達は、名宛国に宛てて閉袋を作成することが適当でない場合に限定しなければならない。ただし、いずれかの仲介する指定された事業体から開袋継越小包の数が多いため業務の運行が妨げられる旨の申出があった場合には、閉袋を作成しなければならない。
- 3.1 開袋継越しは次の条件に従う場合のみ行うことができる。
 - 3.1.1 仲介する指定された事業体は、名宛国に宛てて閉袋を作成する。
 - 3.1.2 差立国側の指定された事業体及び仲介する指定された事業体は、開袋継越業務及びその開始日について、事前に、かつ、書面又は電子メールにより合意する。
- 4 航空路によって運送される平面路小包（SAL小包）は、関係する指定された事業体の間において合意により決められた条件により交換する。

17-220

閉袋による送達

- 1 閉袋による送達の一般の場合には、納器（郵袋、かご、枠等）は、以下に定める方法で表示を付し、閉鎖し、及び、票札を付さなければならない。
- 2 郵袋の作成
 - 2.1 郵便物（空郵袋のみの場合を含む。）は、郵袋に入れる。郵袋の数は、最少限度にとどめるものとする。郵袋は、内容品を保護するため、良好な状態になければならない。各郵袋には、票札を付ける。
 - 2.2 郵袋は、締め切り、なるべく封鉛で封かんする。封印は、軽金属又はプラスチック材によっても作ることができる。封かんは、その閉鎖が操作又は侵害の形跡を伴わなければ操作したり、開くことができないようなものでなければならない。封印の印影は、極めて読みやすいローマ文字で、差立局名又は差立局を識別するのに十分な表示を写し出すものでなければならない。ただし、差立側の指定された事業体が希望する場合には、封印の印影には差立側の指定された事業体名のみを表示することができる。また、差立側の指定された事業体は、番号を付した封かんを使用することができる。
 - 2.3 郵袋は、取扱者の健康に危害を及ぼさないように包装し、封かんする。
 - 2.4 航空閉袋の作成に当たっては、全部青色の又は幅の広い青色の帯を有する郵袋を使用する。平面路閉袋又は航空路によって運送される平面路閉袋の作成には、航空用郵袋の色以外の色（例えば、ベージュ色、茶色、白色等）の平面路用郵袋を使用する。ただし、名宛側の指定された事業体は、正確な処理を保証するため、全ての郵袋の票札を点検しなければならない。
 - 2.5 郵袋には、ローマ文字で読みやすく差立局又は差出国名を表示し、及び、「Postes」（「郵便」の意）の表示又は郵袋であることを示す他の類似の表示を行わなければならない。
- 3 郵袋の票札
 - 3.1 郵袋の票札は、十分な堅さのある布、プラスチック材、耐力のある厚紙、羊皮紙又は木札に貼り付けた紙で作成し、はと目を付さなければならない。票札については、黄土色の票札C P 83、C P 84 及びC P 85 を使用する。票札の規格及び文字は、万国郵便連合の技術標準S 47 に適合するもの（この施行規則に附属する様式及び次の様式に適合する場合を含む。）でなければならない。
 - 3.1.1 平面路で運送される納器の場合は、C P 83
 - 3.1.2 航空路で運送される納器の場合は、C P 84
 - 3.1.3 航空路で運送される平面路（SAL）の納器の場合は、C P 85
 - 3.2 航空小包を包有する閉鎖した納器の票札又は宛名には、「Par avion」（「航空」の意）記載又は票符を付さなければならない。
 - 3.3 さらに、郵袋以外の納器については、その内容が十分保護されることを条件として、特別の閉鎖方式を採用することができる。
- 4 小包には、次の票札の特徴が適用される。
 - 4.1 包有する小包の全部又は一部が保険付小包である納器には、特別な内容コードのために定められた場所に、「V」のコードを表示しなければならない。

- 4.2 次のいずれかの種類が該当する場合は、票札には、万国郵便連合のコードリスト百七十六の特別な内容記述子を付す。
(以下の順番で表される優先順位に従い、一に限り内容記述子を付すものとする。))。
- 4.2.1 平面路により運送される優先扱いの小包を包有する納器の場合には、「PRIOR (「優先」の意)」。
- 4.2.2 代金引換小包のみを包有する納器の場合には、「Remboursement (「代金引換」の意)」
- 4.3 小包目録を包有する納器には、この目的のために定められた場所に「F」の文字を明らかに記載する。
- 4.4 納器の総重量は、票札に記載する。重量は、百グラム未満の端数が五十グラム以上の場合には百グラムに切り上げ、当該端数が五十グラム未満の場合には、これを切り捨てる。
- 4.5 票札には、万国郵便連合の技術標準 S 9 に従ったバーコード付き識別子を含めなければならない。
- 4.6 納器の閉鎖に番号を付した封かんを使用する差出側の指定された事業体は、納器の票札に当該封かんの番号を表示することができる。
- 5 仲介局は、継越閉袋の郵袋又は包装物の票札には、いかなる番号も付してはならない。
- 6 保険付小包は、別個の納器に入れて差し立てる。保険付きとしない小包と同一の郵袋で差し立てる場合には、保険付小包は、封ろう又は封鉛で封かんした内装の納器に入れる。保険付小包を包有する外装郵袋は、良好な状態でなければならない。外装郵袋は、明らかな形跡を残さなければ不法に開披することができないように、できる限りその袋口に口しんなわを施さなければならない。
- 7 代金引換小包は、別個の納器に入れることが適当であると認められる数のある場合には、別個の納器に入れて差し立てる。
- 8 書状目録を包有する納器の票札には、関係する指定された事業体の間の特別の取決めにより、閉袋を構成する郵袋の数及び開袋で送達される小包がある場合には、その数を記載することができる。
- 9 取扱困難な小包又は性質上納器に入れないことを必要とする小包は、納器に入れないで運送することができる。これらの小包には、その所属する閉袋を明示するため、票札 C P 83 又は C P 84 を付さなければならない。納器に入れないで差し立てる保険付小包の票札には、「V」の字を付さなければならない。ただし、海路を利用する小包は、取扱困難な小包を除くほか、納器に入れて差し立てなければならない。
- 10 小包を包有する郵袋その他の納器の重量は、原則として、三十二キログラムを超えてはならない。
- 11 小包を包有する郵袋及び納器に入れない小包は、運送のため、コンテナに入れることができる。コンテナの使用方法は、関係する指定された事業体の間の特別の合意による。

17-221

小包目録

- 1 指定された事業体は、交換する小包郵便物の差立便について書面による小包目録の添付を要しないことについて、二国間又は多国間で合意することができる。(PREDES バージョン 2.1 メッセージが同様の情報を電子的に提供できることによるもの。)
- 2 このような合意のない場合に限り、平面路、SAL 又は航空路によって送達すべき小包は、差立交換局が様式 C P 87 に適合した小包目録に記入する。差立便の総重量は、百グラム単位に四捨五入し、常に、小包目録 C P 87 に記入しなければならない。
- 3 小包目録は、差立便を構成する納器のうちの一に入れなければならない。保険付小包を包有する納器がある場合には、これらの納器のうちの一に入れる。
- 4 保険付小包を包有する差立便に関する小包目録は、桃色の封筒に入れなければならない。保険付小包を封ろう又は封鉛で封かんされた内装の納器に入れる場合には、小包目録を包有する桃色の封筒は、この内装の納器の外部に添付しなければならない。
- 5 小包目録には、所定の全ての事項を記入する。
- 6 航空路により送達する業務小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空運送料を関係する指定された事業体に割り当てる。
- 7 小包目録が、自動化されたシステムを用いなくて記入される場合には、差立局は、特別の合意がない限り、平面路小包、SAL 小包、航空小包、優先小包又は非優先小包の別に、かつ、名宛局ごとに小包目録に年次連続番号を付する。各差立便は、この結果別個の連続番号を有しなければならない。毎年の最初の差立てに際しては、小包目録には、当該差立便の連続番号のほか、前年の最終差立便の番号を記載しなければならない。差立局は、一連の差立番号が廃止される場合には、その最終差立便の差立番号の傍らに「Dernière dépêche」(「最終差立便」の意)の記載を付する。海路又は航空路による場合には、運送する船舶の船舶名又は利用する航空業務を小包目録にできる限り記載する。
- 8 小包目録が自動化されたシステムを用いて万国郵便連合の基準に適合して記入される場合には、差立交換局は、小包目録 CP87 に一連の差立番号の範囲内において差立便の連続番号を付し、連続番号は、毎年、暦年の初めに初期化するものとする。各差立便は、この結果順次 1 ずつ増え、かつ、差立日の順に一致した別個の差立番号を有しなければならない。毎年の最初の差立てに際しては、小包目録には、当該差立便の連続番号のほか、前年の最終差立便の番号を記載しなければならない。差立局は、一連の差立番号が廃止される場合には、点検状により名宛交換局に通知しなければならない。海路又は航空路による場合には、運送する船舶の船舶名又は利用する航空業務を小包目録にできる限り記載する。

- 9 航空小包が平面路小包とともに一国から他国へ平面路によって送達される場合には、航空小包があることを適宜な記載によって小包目録C P 87 に表示する。
- 10 保険付小包は、小包目録に記入し、「Observations」（「備考」の意）の欄に「V」の記載を付する。
- 11 転送する小包又は差出人に返送する小包は、小包目録に記入し、「Observations」（「備考」の意）の欄に「Réexpédié」（「転送」の意）又は「Retour」（「返送」の意）と付記する。
- 12 差立便を構成する納器の数及び、関係する指定された事業体の間に他の取決めがない場合には、返送すべき納器の数は、小包目録に記入しなければならない。指定された事業体は、特別の合意がない限り、同一の差立便を構成する納器に番号を記載する。各納器の連続番号は、票札C P 83 又はC P 84 に記載する。
- 13 差立交換局は、隣接していない国の指定された事業体の間の閉袋の交換の場合には、各仲介する指定された事業体のために、継越小包目録C P 88 を作成する。差立交換局は、小包の総数及び閉袋の総重量をこの目録に記入する。継越小包目録C P 88 には、各差立交換局がそれぞれ仲介する指定された事業体ごとに年次連続番号を付する。さらに、この目録には、関係閉袋便の連続番号を記載する。一年の最終番号は、翌年の最初の継越小包目録に記載しなければならない。海路による場合には、継越小包目録C P 88 には、運送する船舶の名称をできる限り記載しなければならない。
- 14 差立交換局は、航空小包が平面路により送達されるときは、関係する継越しを行う指定された事業体のために継越小包目録C P 88 を作成する。
- 15 継越小包目録C P 88 は、仲介国の要求する書類がある場合にはそれを添付して、露出のまま又は関係する指定された事業体の間で取り決めた他の方法で送付する。

17-222

小包目録C P 87 の作成

- 1 2 から 8 ままでに定める小包の種類を除き、名宛側の指定された事業体宛に送付される全ての小包は、小包目録C P 87 に一括記入する。これらの小包の数及び百グラムの単位に四捨五入した総重量（郵袋の重量を含む）は、小包目録の「Inscription globale」（「一括記入」の意）欄に記載する。
- 2 転送される小包、差出人に返送される小包又は開袋継越しされる小包は、第六欄から第九欄までに記入された課される料金又は対応する割当料金の額とともに、常に、個別に記入する。小包目録の第四欄に記載する重量は、百グラムの単位に切り上げる。これらの小包の数及び重量は、小包目録の「Inscription globale」（「一括記入」の意）欄に記載された数及び総重量に含めてはならない。小包目録の「Inscription globale」（「一括記入」の意）欄に記載された小包の数及び総重量は、常に、転送され、差出人に返送され又は開袋継越しされる小包以外の全ての小包に関するものとする。
- 3 保険付小包も、また、個別に記入する。ただし、対応する割当料金の記載は行わない。これらの小包の数及び重量は、小包目録「Inscription globale」（「一括記入」の意）欄に記載された数及び総重量に含めなければならない。
- 4 関係する指定された事業体は、小包目録に小包の詳細を記入することを決定した場合には、名宛側の指定された事業体宛に送付される全ての普通小包を個別に記入しなければならない。ただし、対応する陸路割当料金の記載は、行わないものとする。これらの小包の数及び重量（郵袋の重量を含む）は、2 の規定に従い、小包目録の「Inscription globale」（「一括記入」の意）欄に記載された数及び総重量に含めなければならない。
- 5 電子商取引から生じた小包の差立便については、4 の規定に従って小包の詳細を記入するものとし、また、個々の小包の重量を記入しなければならない。
- 6 代金引換小包があることは、小包目録の「Inscription globale」（「一括記入」の意）欄に表示しなければならない。
- 7 条約第十六条 1 及び 2 の規定に従い割当料金の割当てを行わない業務小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包は、小包目録に記載された数及び総重量に含めてはならない。これらの小包の航空路による発送については、17-221.6 の規定を適用する。
- 8 物品の返送業務を通じて送付される小包は、合意した決済方法に従い、課される料金又は対応する割当料金の額を表示して、個別に記入することができるものとする。これらの物品の返送の数及び重量は、小包目録の「Bulk entry」（「一括記入」の意）欄に記載された数及び総重量に含めてはならない。

17-223

小包の添付書類の送付

- 1 17-210.1 及び 2 の添付書類は、関係の小包に添付しなければならない。
- 2 複写式の様式C P 72 は、小包に貼り付ける。
- 3 複写式の様式C P 72 を小包に貼り付けることができない場合又は小包に複写式の様式C P 72 の一部分ではない他の書類を添付しなければならない場合には、添付書類は、透明なりの付き封筒C P 91 又はC P 92 に入れなければならない。この封筒は、小包に貼り付ける。
- 4 必要があるときは、代金引換為替証書の様式、料金・課金別納状及び受取通知は、同様の方法で送付する。
- 5 差立側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、添付書類を小包目録に添付することについて取り決めることができる。
- 6 5 の場合においては、関係する指定された事業体は、小包目録及び添付書類を航空便により名宛交換局に送付することを取り決めることができる。

- 7 小包が小さいため又は包装の性質上、複写式の様式C P 72 又は透明なりの付き封筒を小包に貼り付けることができない場合には、添付書類は、小包にしっかり結び付ける。
- 8 透明なりの付き封筒を使用することができない指定された事業体は、添付書類を小包にしっかり結び付けて送付することができる。
- 9 差立側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、直接閉袋によって交換する小包の添付書類を自己に適したその他の方法により送付することについて取り決めることができる。

17-224

差立便の点検

- 1 差立便を受領する郵便局は、差立便の受領の際に納器及びその閉鎖の点検を行う。差立便を受領するあらゆる郵便局は、また、引渡明細表又は同等の電子データに記載された差立便を構成する郵袋の差立局及び名宛局を点検し、次に、小包及びこれに添付された各種の書類を点検する。この点検は、できる時はいつでも、関係者の立会いの下に行う。
- 2 名宛局は、特に保険付小包を包有する郵袋については、郵袋が差立順に到着したかどうかにつき有効な点検を行う。
- 3 納器を開く際には、閉鎖に使用したもの（ひも、封鉛、票札）が結合したまま残るように、ひもを一箇所で切らなければならない。関係するラベル、郵袋、封かん、封筒、包装物又は郵便物に関する日付入りのデジタル写真映像を提供することができる。
- 4 確認された事故は、点検状C P 78 により遅滞なく通報する。名宛交換局が最先便により点検状C P 78 を送付しなかった場合には、反証が挙げられる時まで、全ての郵袋及び小包は、当該名宛交換局により良好な状態で受け取られたものとみなす。
- 5 交換局が行った確認が運送企業の責任を生じさせ得る場合には、郵袋を引き渡す際に事故がないことを確認することとされている継越しを行う又は名宛側の指定された事業体と同様に、当該運送企業の代表者は、できる限りこの確認に連署しなければならない。この署名は、運送企業に写しが交付される点検状C P 78、又は場合により引渡明細表CN37、CN41 若しくはCN38 に行う。運送企業の業務に関して何らかの留保がある場合は、引渡明細表CN37、CN38 若しくはCN41 の写しにその留保を記入しなければならない。電子的に情報を交換する指定された事業体間では、17-009.4 に規定する手順を準用することができる。
- 6 指定された事業体は、4 及び5 に定める手続に代えて、電子的に送付された到着した小包の受領に関する情報（RE S D E S メッセージ、事象EMDに関するEM S E V T メッセージ）及び配達に関する情報（事象EMH又は事象EM I に関するEM S E V T メッセージ）を採用することについて取り決めることができる。指定された事業体は、また、事故の通報のために使用される書面（点検状C P 78）に代えて、電子的に得た情報に基づく合意された解決のための手続を採用することについて取り決めることができる。
- 7 19-201.3 及び4 の規定が適用される場合を除くほか、いかなる場合にも、点検の際に何らかの事故が確認されたことを理由として、小包を差出人に返送することができない。

17-225

事故の確認及び点検状の処理

- 1 仲介局は、不良な状態の郵袋を受け取った場合において、内容に異常があると認めるときは、内容を点検し、その郵袋をその状態のまま新たな包装に入れなければならない。この仲介局は、原初の票札の記載事項を新たな票札に転記し、これに「Remballé à...」（「何局において再装」の意）と記載した上、自局の日付印を押さなければならない。この事実は、四通又は場合により五通作成する点検状C P 78 により通報する。点検状の一通はこれを作成した局が保管し、その他は次の局に送付する。
 - 1.1 郵袋を送付してきた交換局（二通）
 - 1.2 差立交換局（1.1 の交換局でない場合）
 - 1.3 名宛交換局（点検状は、再装した郵袋に入れる。）
- 2 差立便又はその一部を成す一若しくは二以上の郵袋の欠如その他の事故の場合には、その事実を1 に定める方法により通報する。ただし、仲介交換局は、小包目録に添付された書類を点検する義務を負わない。
- 3 名宛交換局が小包目録に誤りがあることを確認した場合には、直ちに、必要な訂正を行う。名宛交換局は、誤った当初の記載を読むことができるように消す。この訂正は、二人の取扱者の立会いの下に行う。明らかな誤りが無い限り、訂正は、当初の記載に優先する。納器又はその閉鎖の状態から包有された小包に異常があること又は他の事故が生じたことが推定される場合には、交換局は、同様に、正規の確認を行う。確認された事故は、三通又は場合により四通作成する点検状C P 78 により遅滞なく差立交換局に通報する。点検状の一通は、これを作成した交換局が保管し、その他は、次の局に送付する。
 - 3.1 差立交換局（二通）
 - 3.2 郵袋を送付してきた仲介交換局（差立交換局から直接郵袋を受け取らなかった場合）
- 4 差立便、その一部を成す一若しくは二以上の郵袋又は小包目録の欠如は、3 に定める方法により通報する。小包目録の欠如の場合には、名宛交換局は、代替の小包目録を作成しなければならない。

- 5 平面路小包又は航空小包の差立便の欠如は、遅くとも欠如している差立便に続く最初の差立便の受領の時までに通報する。同様に、平面路小包又は航空小包の差立便の一部を構成する一若しくは二以上の郵袋又は郵袋に入れないで送達する小包の欠如は、遅くとも当該差立便に続く最初の差立便の受領の時までに通報する。
- 6 名宛交換局は、割当料金に関する誤り又は記載もれが一の小包目録につき十SDRを超えない場合には、その訂正及び点検状CP78の作成を行わないことができる。
- 7 点検状は、できればファクシミリ若しくは他のあらゆる電子的通信手段によって、又は郵便で送付する場合には、明らかな文字で「Bulletin de verification」（「点検状」の意）の記載を有する封筒に入れて、最も速達の線路によって、送付する。この記載は、あらかじめ印刷しておくことにより、又は鮮明に写し出す印章により封筒に表示することができる。加盟国又は指定された事業体の責任を生じさせる保険付小包に関する事故は、電子的手段が利用できる場合には、常に、直ちに電子的手段により通報する。
- 8 点検状CP78は、送付を受けた郵便局がその内容を調査した後に、必要があるときは意見を記入して、できる限り速やかに返送する。この郵便局は、点検状の写し一通を保管する。返送された点検状は、関係小包目録に添付する。小包目録に行われた訂正で証拠書類によって証明されていないものは、無効とみなす。また、点検状CP78又は詳細情報の要求の承認又は却下は、点検状CP78の最下部の適切な欄に印を付すことにより表示するものとする。ただし、この点検状は、発送の日付の日から起算して一箇月の期間内に発送交換局に返送されない場合には、反証が挙げられる時まで、正当に承認されたものとみなす。
- 9 指定された事業体は、3、7及び8に定める手続に代えて、電子的に送付された到着した小包の受領に関する情報（RESDSESメッセージ、事象EMDに関するEMSEVTメッセージ）及び配達に関する情報（事象EMH又は事象EMIに関するEMSEVTメッセージ）を採用することについて取り決めることができる。指定された事業体は、また、事故の通報のために使用される書面（点検状CP78）に代えて、電子的に得た情報に基づく合意された解決のための手続を採用することについて取り決めることができる。

17-226

小包の重量又は大きさに関する見解の不一致

- 1 小包の重量又は大きさの算定に関する差出局の見解は、明らかな誤りがない限り優先する。
- 2 普通小包についての五百グラム未満の重量の相違は、点検状の対象とすることも、また、小包を返送する理由とすることもできない。
- 3 保険付小包の十グラムまでの重量の相違については、仲介する指定された事業体又は名宛側の指定された事業体は、小包の外部に異状がない限り、異議を申し立てることができない。

17-227

損傷した又は包装の不十分な小包の交換局による受領

- 1 損傷した又は包装の不十分な小包を受領する交換局は、その小包を、必要があるときは再装した後に、差し立てなければならない。原初の包装、宛名及び票符は、できる限りそのまま保持しなければならない。再装前及び再装後の小包の重量は、小包の包装自体に表示しなければならない。その表示の次には、「Remballé à...」（「何局において再装」の意）と記載し、日付印を押し、かつ、再装した取扱者が署名する。
- 2 小包の状態から内容品の盗取若しくは損傷が推定される場合には、その事実を、点検状CP78に明確に記載した上、差立交換局に通報する。また、当該小包を職権によって開き、内容品を点検する。点検の結果は、調書CN24に記入しなければならない。この調書は、二通作成する。第一通はこれを作成した交換局が保管し、第二通は小包に添付する。
- 3 2の手続は、重量の相違から内容品の全部又は一部の盗取が推定される場合にも適用する。

17-228

指定された事業体の責任を生じさせる事故の確認

- 1 郵袋の到着に際して、一又は二以上の小包の不足、盗取又は損傷を確認した交換局は、次の手続を行う。
 - 1.1 確認された郵袋の外装状態は、点検状CP78又は調書CN24に、できる限り詳細に記載する。正当な理由により不可能である場合を除くほか、納器、その閉鎖に使用したひも、封ろう又は封鉛及び票札は、点検の日から起算して六週間そのまま保管する。関係するラベル、郵袋、封かん、封筒、包装物又は郵便物に関する日付入りのデジタル写真映像又はビデオ録画を提供することができる。差立側の指定された事業体が請求する場合には、それらを当該差立側の指定された事業体に送付する。
 - 1.2 仲介交換局がある場合には、差立交換局宛と同一の便により、点検状の写し一通を直前の仲介交換局に送付する。
- 2 名宛交換局は、必要と認めるときは、確認した事実を自己の指定された事業体の費用負担において電気通信により差立交換局に通報する。
- 3 直渡し of 交換を行う交換局については、それらの交換局の所属する指定された事業体は、責任を生じさせる事故の場合にとるべき措置について取り決めることができる。

17-229

一括方式で送達される小包差立便の点検

- 1 17-224 から 17-228 までの規定は、盗取された小包及び損傷した小包並びに小包目録に個別に記入された小包についてのみ適用する。その他の小包については、単に個数のみを確認する。
- 2 差出側の指定された事業体は、詳細な点検並びに点検状 C P 78 及び調書 C N 24 の作成を特定の種類の小包に限定することについて、名宛側の指定された事業体と取り決めることができる。同様の取決めは、仲介する指定された事業体と行うことができる。
- 3 小包目録に記載された小包の数と差立便中の小包の数の間に相違がある場合には、点検状は、小包の総数を訂正することとどめる。
- 4 小包目録に記載された差立便の総重量が確認した総重量と一致しない場合には、点検状は差立便の総重量を訂正することとどめる。

17-230

誤送されて到着した小包の転送

- 1 誤送されて到着した小包は、最も速達の線路（航空路又は平面路）により、正しい名宛地に転送する。
- 2 この条の規定の適用により転送する小包は、正しい名宛地への送達に要する割当料金並びに 19-202. 4. 3 に定める料金及び課金を課する。
- 3 転送する指定された事業体は、1 の小包を送付してきた指定された事業体に対し、その事実を点検状 C P 78 によって通報する。
- 4 転送する指定された事業体は、誤送されて到着した小包を開袋継越しによって到着したものとして取り扱う。転送する指定された事業体は、自己に割り当てられた割当料金が転送の費用に充てるには不足する場合には、正当な名宛側の指定された事業体及び必要があるときは仲介する指定された事業体に対し、それぞれの運送の割当料金を割り当てる。次に、小包を誤送した交換局の所属する指定された事業体に対する請求により、未払の額を貸方に記入する。当該指定された事業体は、誤りが差出人に帰せられる場合には、これらの割当料金を差出人から徴収する。請求及びその理由は、点検状により通報する。
- 5 指定された事業体は、3 及び 4 に定める手続に代えて、電子的に送付された到着した小包の受領に関する情報（R E S D E S メッセージ、事象 E M D に関する E M S E V T メッセージ）及び継越に関する情報（事象 E M J 又は事象 E M K に関する E M S E V T メッセージ）を採用することについて取り決めることができる。指定された事業体は、また、事故の通報のために使用される書面（点検状 C P 78）に代えて、電子的に得た情報に基づく合意された解決のための手続を採用することについて取り決めることができる。
- 6 受領側の指定された事業体は、4 に定める方式を適用することに代えて、小包の誤送について責任のある指定された事業体に対して、当該小包の正当名宛国への転送の費用のみを支払うよう請求することができる。

18-201

当初の売手への物品の返送業務

- 1 総則
 - 1.1 指定された事業体は、優先扱いの送達で、料金が前納された返品物品の引受けから成る物品の返送業務を追加の業務として提供することを二国間で取り決めることができる。
 - 1.2 物品の返送業務は、当初の売手が、外国に居住する自己の顧客（受取人）によって、成功裏に終わった配達の後差し出された返送小包のための料金を支払うことを可能にすることを目的とする。
 - 1.3 この業務を運営する指定された事業体は、郵便業務理事会によって承認されたユーザーガイドに掲げる規定に従う。
 - 1.4 指定された事業体は、相互間に適用される他の業務について、二国間で別に取り決めることができる。
- 2 手続
 - 2.1 物品の返送業務を通じて小包を返送することを承認された受取人は、17-211 に掲げる手続を遵守するため、当初の売手により提供された税関告知書の情報を活用しなければならない。
 - 3 物品の返送業務のための料金（発送の陸路割当料及び航空運送料）
 - 3.1 物品の返送業務を通じて小包を送付する指定された事業体は、返送された物品の差出国の指定された事業体から当該業務の費用に対する料金を徴収することができる。
 - 3.2 料金は、次のとおり定める。
 - 3.2.1 発送の陸路割当料は、小包を返送する指定された事業体の航空小包の到着の陸路割当料の基本料率（一キログラム当たり及び 1 個当たりの料率）の八十五パーセントに定める。ただし、下限の料率は、1 個当たり二・八五 S D R、一キログラム当たり〇・二八 S D R とする。
 - 3.2.2 航空運送料は、34-202 に従って計算する。
 - 4 物品の返送業務料金の差引計算
 - 4.1 物品の返送業務の料金のための差引計算は、二国間で特別の合意がない限り、電子的な情報交換により証明された現行の決済手続に基づく。

5 物品の返送業務についての報告

- 5.1 月次報告書は、当初の売手の指定された事業体に送信された事象EMC及びEMDに基づいて、二国間で合意した第三者が作成する。当該報告書は、送信された事象EMC及びEMDのある返送された小包の数及び差出側の指定された事業体により詳述されたこれらの小包に対応する総重量を提供する。全ての追加の重量情報は、PREDESメッセージを送ることによって提供され、比較、突合の目的のためのRESDESメッセージを含むものとする。

18-202

取扱困難な小包

- 1 「取扱困難な小包」とは、次の小包をいう。
 - 1.1 大きさがこの施行規則に定める制限又は指定された事業体が相互間で定める制限を超える小包
 - 1.2 形態上又は構造上の理由により、他の小包とともに荷積みすることが容易でない小包及び特別の注意を必要とする小包
- 2 取扱困難な小包に対しては、5.1 に定める額をガイドラインとしての最高限度とする料金を追加料金として課するものとする。ただし、これらの小包に係る航空増料金を増額することは認められない。
- 3 取扱困難な小包の交換は、これらの小包を引き受ける指定された事業体の間においてのみ行われる。
- 4 取扱困難な小包の表示
 - 4.1 取扱困難な小包及び関係送状の表面には、極めて明らかな文字による「Encombrant」（「取扱困難」の意）の記載を有する票符を貼り付けなければならない。
 - 4.2 17-204.1 に定める大きさを認める指定された事業体は、大きさが17-204.2 に定める大きさをを超える小包であって重量が十キログラムより小さいものにつき、取扱困難な小包として料金を課することができる。このような場合には、送状面の「Encombrant」（「取扱困難」の意）の記載に、「en vertu de l' article」（18-202.4.2 の規定に基づき）と付記しなければならない。
- 5 料金
 - 5.1 2 に規定する追加料金のガイドラインとしての最高限度額は、主要料金の五十パーセントに相当する額とする。

第五節

禁制及び税関に関する事項

19-201

誤って引き受けられた小包の取扱い

- 1 条約第十九条2、3.1、3.2、4.3 及び5に掲げる物品を包有する小包で、誤って引き受けられたものには、これらの物品が包有されていることを発見した差出側の、継越しを行う又は名宛側の指定された事業体の属する国の国内法令に従い取り扱う。
- 2 小包に、条約第十九条5の規定により包有を許されない通常郵便物が単に通入れている場合には、当該通常郵便物は、料金未納の通常郵便物として取り扱う。当該小包は、当該通常郵便物を包有することを理由として差出人に返送することができない。
- 3 名宛側の指定された事業体は、保険付小包業務を行う国で保険付とされずに差し出され、かつ、条約第十九条6.1.2 及び6.1.3 に掲げる物品を包有する小包を、自己の規則により定める条件に従い、受取人に配達することができる。自己の規則が配達を認めない場合には、当該小包は、差出人に返送する。
- 4 3の規定は、重量又は大きさが許容限度を明らかにを超える小包についても適用する。ただし、この小包は、課される料金を受取人が事前に納付した場合には、受取人に配達することができる。
- 5 誤って引き受けられた小包又は誤って引き受けられた小包の内容品の一部が受取人に配達されず、かつ、差出人に返送されない場合には、差出側の指定された事業体は、当該小包について適用された取扱いに関し、遅滞なく通報を受けなければならない。この通報には、当該小包が抵触した禁制及び差押えの原因となった物品について正確に記載しなければならない。誤って引き受けられた小包で差出元に返送されるものには、同様の通報を添付する。名宛側の又は継越しを行う指定された事業体は、内容品のうち禁制に抵触しない部分を受取人に配達し又は受取人に向けて送達することができる。
- 6 名宛側の指定された事業体又は継越する指定された事業体は、誤って差出しを認められた小包が差し押さえられた場合には、この旨を差出側の指定された事業体に、調書CN13の送付又は相互間で合意がある場合は、適切な万国郵便連合の標準である郵便物ごとのEDIメッセージ（EME（税関保留）を示す追跡事象データ及び対応する保留の理由を示す符号）の使用によって通報しなければならない。
- 7 指定された事業体は、誤って引き受けられた郵便物が仲介地で発見された場合のように、郵便物の運送が継続できない事案に直面した場合に使用する手続を備えておかなければならない。
 - 7.1 閉袋継越しの場合においては、（継越しを行う）指定された事業体は、郵便物が継越しにおいて留め置かれた場合には、（差出側の）指定された事業体に、事故についてできる限り詳細にわたる事故報告を提出しなければならない。当該報告は、事故発見後一営業日（二十四時間）以内に行われなければならない。
 - 7.2 直接積換えの場合においては、（差出側の）指定された事業体と運送業者との間の合意書に、保管された郵便物をどのように取り扱うか定めなければならない。運送業者は、（差出側の）指定された事業体への連絡を通して、事故報告の受領

から七日以内に問題を解決できない場合には、仲介地の指定された事業者には、事故を解決するための援助を要求することができる。

- 7.2.1 指定された事業者は、誤って引き受けられた郵便物が仲介地で発見された場合のように、郵便物の運送が継続できない事案を説明するための記載を運送企業との合意書に盛り込まなければならない。そのような契約上の記述には、運送業者は事故についてその発見後一営業日（二十四時間）以内に通知し、また、当該事故の解決のための指示を求めることを要するものとする。
- 7.3 （差出側の）指定された事業者は、留め置かれた郵便物について知らせを受けた場合には、事故を解決するための指示を与えなければならない。最初の回答は、事故報告の受領後一営業日（二十四時間）以内に行う。差出側の指定された事業者からの当該最初の回答は、事故報告された事案を必ずしも解決するものである必要はなく、報告を受領したこと及び調査が進行中であることの確認に資するものとする。差出側の指定された事業者は、事案が解決するまで、七十二時間ごとに報告を更新しなければならない。期間計算の基準は、通常の営業日に従うことを基本とし、休日、時差及び週末を考慮するものとする。

19-202

小包の転送の条件

- 1 名宛国内における転送は、差出人若しくは受取人の請求により、又は名宛国の規則が認める場合には職権により行うことができる。
- 2 名宛国外への転送は、差出人又は受取人の請求によってのみ行うことができる。この場合には、小包は、新たな送達について必要な条件を満たしているものでなければならない。
- 3 転送は、差出人又は受取人の請求により、航空路によって行うことができる。新たな送達に係る航空増料金の支払が保証されなければならない。
- 4 小包の最初の転送及び場合によりその後の転送については、次のものを徴収することができる。
 - 4.1 名宛国内における転送の場合には、当該名宛国の指定された事業者の規則によりその転送につき徴収を認める料金
 - 4.2 名宛国外への転送の場合には、新たな送達に要する割当料金及び航空増料金
 - 4.3 転送前の名宛側の指定された事業者が徴収を免除しない料金及び課金
- 5 4に定める料金、割当料金及び課金は、受取人から徴収する。
- 6 4に定める料金、割当料金及び課金が転送時に支払われる場合には、小包は、転送国から発し、かつ、新たな名宛国に宛てたものとして取り扱う。

19-203

保管期間

- 1 到着が受取人に通知された小包は、通知書の発送の翌日から起算して十五日又は最長一箇月の間、受取人のために保管する。この保管期間は、名宛国の規則が認める場合には、例外的に二箇月とすることができる。
- 2 小包の到着を受取人に通知することができなかった場合には、名宛国の規則により定める保管期間を適用する。留置小包についても同様とする。この期間は、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算する。当該期間は、二箇月を超えることができない。差出人が名宛国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一層短い期間内に行わなければならない。
- 3 1及び2に定める保管期間は、転送の場合には、新たな名宛局が配達する小包について適用する。
- 4 小包の税関検査の終了時に三箇月を超える期間が経過している場合には、名宛側の指定された事業者は、当該小包に関する指示を差出側の指定された事業者に求めなければならない。
- 5 名宛側の指定された事業者は、1から4までの規定に従わない場合には、差出元への返送について支払うべき割当料金及び料金を支払う義務を負う。

19-204

職権により保留される小包

- 1 職権により保留され又は盗取、損傷若しくはその他の同じ性質の理由により未処理の小包については、名宛側の指定された事業者は、点検状C P 78を作成する。ただし、この措置は、不可抗力の場合又は職権により保留される小包の数が通報の発送を実態的に不可能にする場合には、必須ではない。
- 2 点検状C P 78は、運送の途中に、郵便業務によって（輸送の偶発的中断）又は税関によって職権により保留された全ての小包について、関係の仲介する指定された事業者が作成する。1に定める条件は、これらの場合においても適用する。
- 3 点検状C P 78には、票札C P 74及びC P 73上の全ての表示並びに小包の差出日を記入しなければならない。点検状C P 78は、最も速達の線路によって差出人の居住国の指定された事業者に送付する。
- 4 点検状C P 78には、送状の写しを添付する。1及び2に定める場合には、点検状C P 78には、極めて明らかな文字で、「Colis retenu d' office」（「職権によって保留された小包」の意）の記載を付さなければならない。小包が盗取又は損傷を理由として未処理である場合には、調書C N 24を作成する。損害の程度を記載した調書の写しを点検状C P 78に添付しなければならない。

- 5 同一差出人から同一受取人に宛てて同時に差し出された二個以上の小包については、これらの小包に二通以上の送状が添付されている場合にも、点検状C P 78 を一通のみ作成することができる。この場合において、全ての送状は、点検状C P 78 に添付する。
- 6 点検状C P 78 は、原則として、名宛局と差出交換局との間で交換する。ただし、各指定された事業体は、自己の業務に関する点検状C P 78 を指定された事業体の中央機関又は特に指定する郵便局に送付することを請求することができる。この郵便局の局名は、国際事務局の仲介により、指定された事業体に通報しなければならない。差出人への通知は、差出人の居住国の指定された事業体が行う。点検状C P 78 の交換は、全ての関係局ができる限り速やかに行わなければならない。

19-205

配達不能の小包の差出人への返送

- 1 配達不能の小包又は職権により保留される小包については、17-212 に定める取扱いの範囲内において差出人が与える指示に従う。
- 2 配達することのできなかった小包は、次の場合には、直ちに返送する。
 - 2.1 差出人が直ちに返送する旨請求を行った場合
 - 2.2 差出人が認められていない請求を行った場合
 - 2.3 差出しの際に行われた差出人の指示が所期の結果をもたらさなかった場合
- 3 配達することのできなかった小包の返送は、次の場合には、それぞれ次の期間の満了後直ちに行う。
 - 3.1 19-203 に定める保管期間
 - 3.2 引換金が支払われない代金引換小包に内国制度において適用される保管期間に相当する期間
- 4 小包は、優先度の最も低い郵袋の発送に通常利用される線路によって返送する。小包は、差出人が航空増料金の支払を保証する場合に限り、航空路により返送する。ただし、返送を行う指定された事業体が平面路を利用していない場合には、当該国は、配達不能の小包を自国が利用する最も適当な線路によって送達する義務を負う。
- 5 小包の返送を行う郵便局は、小包及び送状に配達不能の理由を記載する。この記載には、印章又は票符C N15 を用いる。送状がない場合には、返送理由は、小包目録に記載する。記載は、フランス語で行わなければならない。指定された事業体は、自国語による訳語その他の適宜な記載を付記することができる。
- 6 名宛局は、関係する名宛の記載を横線で消した上、小包の表面及び送状に「Retour」（「返送」の意）の記載を付さなければならない。名宛局は、また、この記載の傍らに日付印を押さなければならない。
- 7 小包は、原初の包装のまま差出人に返送する。小包には、差出人が作成した送状を添付しなければならない。小包を再装しなければならない場合又は当初の送状に代えて他の送状を添付しなければならない場合には、小包の差出局名、当初の連続番号及び可能な場合には差出日を新たな包装及び送状に記載しなければならない。
- 8 航空小包が平面路により返送される場合には、「Par avion」（「航空」の意）の票符及び航空路による送達に関する全ての記載は、職権により消さなければならない。
- 9 差出人に返送される小包に対しては、新たな送達に要する割当料金を課する。この小包に対しては、また、差出人への返送の際に名宛側の指定された事業体に支払われるべき徴収が免除されない料金及び課金を課する。当該小包については、名宛側の指定された事業体が自国の国内法令の定めるところにより取り扱う。ただし、差出人が名宛人に配達することのできなかった小包を放棄する場合には、差出人及び指定された事業体は、いずれも、当該小包に課されることがある郵便料金、関税その他の課金を支払う義務を負わない。
- 10 小包に課された割当料金、料金及び課金の割当て及び回収は 27-209 に定めるところに従って行う。この割当て及び回収については、その詳細を料金明細書C P 77 に記載しなければならない。この明細書は、その一端を送状に貼り付ける。
- 11 9 に規定する割当料金、料金及び課金は、差出人から徴収する。ただし、指定された事業体は、これらの料金及び課金の正確な額を計算することを取り止め、差出人に返送する小包に対する標準化された料金を定めることを選択することができる。
- 12 差出人に返送され、かつ、当該差出人に配達することができない小包は、関係の指定された事業体が自国の国内法令に従い取り扱う。

19-206

誤って引き受けられた小包の差出人への返送

- 1 誤って引き受けられ、かつ、差出人に返送される小包に対しては、19-205.9 に規定する割当料金、料金及び課金を課する。
- 2 1 に規定する割当料金、料金及び課金は、小包が差出人の過誤により誤って引き受けられた場合又は条約第十九条の禁制に抵触する場合には、差出人が負担する。
- 3 1 に規定する割当料金、料金及び課金は、小包が郵便業務の責めに帰せられる過誤により誤って引き受けられた場合には、当該過誤について責任を有する指定された事業体が負担する。この場合には、差出人は、納付した料金の還付を請求する権利を有する。
- 4 小包を返送する指定された事業体に割り当てられていた割当料金が 1 に規定する割当料金、料金及び課金に充てるには不足する場合には、支払われるべき不足料金は、差出人の居住国の指定された事業体から回収する。

- 5 小包を返送する指定された事業体に割り当てられていた割当料金が1に規定する割当料金、料金及び課金を超過する場合には、小包を返送する指定された事業体は、割当料金の残額を、差出人への還付のため差出人の居住国の指定された事業体に返還する。

19-207

業務の停止による差出人への返送

業務の停止による小包の差出人への返送は、無料とする。往路の行程について徴収され、かつ、割り当てられなかった割当料金は、差出人への還付のため差出人の居住国の指定された事業体に返還する。

19-208

与えられた指示の指定された事業体による不遵守

- 1 名宛側の指定された事業体又は仲介する指定された事業体は、差出しの際又はその後に与えられた指示を遵守しなかった場合には、運送（往路及び復路）の費用並びに徴収を免除されなかったその他の料金及び課金を負担しなければならない。ただし、差出人が、差出しの際又はその後に、配達不能のときは小包を放棄する旨を申し出た場合には、往路について支払われた費用は、差出人が負担する。
- 2 差出人の居住国の指定された事業体は、関係の指定された事業体と与えられた指示を遵守せず、かつ、事例について正規に照会を受けた後、三箇月を経過する時まで問題が最終的に解決しない場合には、1に規定する運送（往路及び復路）の費用並びにその他の料金及び課金を関係の指定された事業体に対する勘定に職権により含めることができる。この期間は、当該指定された事業体が事例について通報を受けた日から起算する。
- 3 2の規定は、また、差出人の居住国の指定された事業体が、指示を遵守しなかったことが不可抗力によるものであると思われる旨又は小包が名宛国の国内法令により保留され、差し押さえられ若しくは没収された旨を通報されなかった場合には、適用する。

19-209

損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのある物品を包有する小包

- 1 小包の内容品は、損壊又は腐敗の差し迫ったおそれがある場合は、他の小包への損傷を避けるため、他の小包から隔離しなければならない。隔離することが不可能である場合には、損壊し又は腐敗した物品は、棄却する。この規定は、加盟国の国内法令に従って適用される。
- 2 1の規定に従って小包を棄却した場合には、棄却に関する調書を作成する。調書の写し一通は、送状を添えて差出局に送付する。

19-210

小包の取戻し又は受取人の住所及び／又は氏名の変更若しくは訂正の請求の取扱い

- 1 小包の差出人は、小包の返送又は小包の受取人の住所及び／又は氏名の変更を請求することができる。差出人は、新たな運送について必要とされる金額の納付を保証しなければならない。
- 2 ただし、指定された事業体は、内国制度において認めていない場合には、1の請求を認めないことができる。
- 3 請求書の作成
- 3.1 差出人は、小包の取戻請求、宛名変更請求又は受取人の住所及び／又は氏名訂正請求を行う場合には、様式CN17を作成しなければならない。同一差出人から同一受取人に宛てて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包については、単に一通の様式を使用することができる。
- 3.2 差出人は、その請求書を郵便局に差し出した上、本人であることを証明し、かつ、小包の受領証がある場合には、これを提示しなければならない。請求者が差出人本人であることの確認は、差出国の指定された事業体の責任において行う。
- 3.3 受取人の氏名又は身分の変更を伴わない単なる宛名の訂正は、差出人が、名宛局に対して直接請求することができる。この場合において、4に規定する料金は徴収しない。
- 3.4 国際事務局に対する通報により、指定された事業体は、様式CN17を使用する自己に関係する請求が指定された事業体の中央機関又は特に指定する郵便局を経由して交換されることを定めることができる。この通報には、当該指定する郵便局名を含まなければならない。
- 3.5 3.4に規定する権利を行使する指定された事業体は、自国の内国業務内において名宛局と交換する通信を郵便又は電気通信によって送達することから生ずる費用を負担する。差出人自身が電気通信手段又はその他の類似した業務を利用した場合であって、郵便によって適当な時に名宛局に通報できないときは、当該手段によらなければならない。
- 3.6 郵便物が差出国にある間は、請求は、差出国の国内法令の定めるところにより処理する。

4 料金

- 4.1 差出人は、各請求につき、一・三一SDRをガイドラインとしての最高限度額とする特別料金を納付しなければならない。
- 4.2 請求は、差出人の費用負担で郵便又は電気通信によって送達する。送達条件及び電気通信の利用に関する規定については、6に定める。

- 4.3 同一差出人から同一受取人に宛てて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する取戻請求又は受取人の住所及び／又は氏名の変更若しくは訂正の請求については、4.1 及び 4.2 に定める料金は、一個分のみを徴収する。
- 5 郵便による請求の送達
- 5.1 請求が郵便によって送達される場合には、様式 C N17 は、できる限りこれに郵便物の封筒又は宛名の完全な模写を添えて、書留郵便物として、かつ、最も速達の線路（航空路又は平面路）により直接名宛局に送付する。
- 5.2 請求が指定された事業体の中央機関を経由して交換される場合で緊急のときは、差出局は、名宛局に対し請求書の写し一通を直接送付することができる。直接送付した請求は、本来の効力があるものとする。関係小包は、指定された事業体の中央機関を経由した請求が到着するまで配達を見合わせなければならない。
- 5.3 名宛局は、様式 C N17 を受領した場合には、通報された小包を捜し、請求に対して必要な措置をとる。
- 5.4 取戻請求又は宛名変更若しくは訂正の請求に対して名宛局がとった措置は、直ちに様式 C N17 の「名宛局返信」欄に完全に記入し、差出局に最も速達の線路（航空路又は平面路）によりその写しを送付する。差出局は、請求人に通知する。次の場合においても、同様とする。
- 5.4.1 小包が発見されなかった場合
- 5.4.2 小包が既に受取人に配達されていた場合
- 5.4.3 小包が没収され、棄却され、又は差し押えられている場合
- 5.5 取戻請求に基づく非優先小包又は平面路小包の差出元への返送は、差出人が相当する料金の差額を納付することを約束する場合には、優先扱い又は航空路によって行う。宛名の変更又は訂正の請求に基づいて小包が優先扱い又は航空路によって転送される場合には、新たな運送路に係る料金の差額を受取人から徴収し、配達する指定された事業体がこれを取得する。
- 6 電気通信による請求の送達
- 6.1 請求が電気通信によって送達されなければならない場合には、様式 C N17 は、その内容を名宛局に送達するために電気通信業務によって取り扱われる。差出人は、当該業務に係る所要料金を納付しなければならない。
- 6.2 名宛局は、電気通信による通信を受領した場合には、通報された小包を捜し、請求に対し必要な措置をとる。
- 6.3 保険付小包に関する宛名の変更又は訂正の請求であって電気通信によるものは、5.1 に定める方法により、郵便の最先便によって確認しなければならない。この場合において、様式 C N17 には、その上部に、極めて明らかな文字で「Confirmation de la demande transmise par voie des télécommunications du…」(「何月何日発信の電気通信による請求の確認」の意)の記載を付さなければならない。この確認が行われる時まで、名宛局は、単に小包を留め置く。ただし、名宛側の指定された事業体は、郵便による確認を待つことなく、自己の責任において、電気通信による請求の送達に対し措置をとることができる。
- 6.4 電気通信によって送達される請求の差出人が類似の手段によって通知を受けることを請求した場合には、回答は、この手段によって差出局に送達する。差出局は、できる限り速やかに請求人に通知する。電気通信による請求の内容が明らかでないため小包を確定することができない場合も、同様とする。

第七節

補償金

A 継越料

27-201

開袋継越しの小包に対する継越しの陸路割当料金

- 1 仲介する指定された事業体は、仲介交換局において発生した取扱費用として、開袋継越小包につき、一個ごとに〇・五一 S D R の単一の割当料金を請求することができる。
- 1.1 仲介する指定された事業体が、開袋継越小包につき、17-216.1 及び 17-217 に掲げる目標に従って事象 E M J 及び事象 E M K を継続的に入力及び伝送する場合は、一個ごとに〇・四〇 S D R の追加の単一の料金を得る権利を有する。

27-202

継越しの陸路割当料金の適用

- 1 次の運送については、継越しの陸路割当料金を課さない。
- 1.1 同一都市の二の積換地点の間における納器の積換運送
- 1.2 いずれかの都市の積換地点と当該都市にある倉庫との間における、納器の継送のための往路及び復路の運送
- 2 運送に参加する各指定された事業体は、各小包につき、考慮の対象となる距離段階に関する継越しの陸路割当料金を請求することができる。陸路がない場合には、27-003.1 に定める単一の割当料金が適用される。
- 3 いずれかの港又は空港に到着し、かつ、当該いずれかの港又は空港から発送される開袋継越による小包に関し、必要があるときは倉庫に保管した後に、仲介国の指定された事業体が行う継送（陸路区間のない継越し）については、継越しの陸路割当料金ではなく、27-201.1 に定める小包一個ごとの割当料金を割り当てる。

- 4 17-214.3の規定に従って、外国の運送業務がある国の業務の関与なしに当該ある国の領域を通過する場合には、このようにして送達される小包については、継越しの陸路割当料金を割り当てない。

27-203

海路割当料金

- 1 条約第三十三条3の規定に従って、海路割当料金の計算に適用される料金は、次に定めるとおりとする。
- 1.1 一、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び距離一海里（一、八五二メートル）ごとに、二千二十二年については千分の〇・二〇四SDR、二千二十三年については千分の〇・二〇三SDR、二千二十四年については千分の〇・二一四SDR、二千二十五年については千分の〇・二一九SDR
- 1.2 一、〇〇〇海里を超えて二、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・一一三SDR、二千二十三年については千分の〇・一一五SDR、二千二十四年については千分の〇・一一八SDR、二千二十五年については千分の〇・一二一SDR
- 1.3 二、〇〇〇海里を超えて四、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇七三SDR、二千二十三年については千分の〇・〇七五SDR、二千二十四年については千分の〇・〇七六SDR、二千二十五年については千分の〇・〇七八SDR
- 1.4 四、〇〇〇海里を超えて一〇、〇〇〇海里までの場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年については千分の〇・〇〇八SDR、二千二十三年については千分の〇・〇〇八SDR、二千二十四年については千分の〇・〇〇九SDR、二千二十五年については千分の〇・〇〇九SDR
- 1.5 一〇、〇〇〇海里を超える場合：重量一キログラムごと及び追加の距離一海里ごとに、二千二十二年から二千二十五年については千分の〇・〇〇三SDR
- 1.6 距離による料率は、距離段階一〇〇海里ごとに、各距離段階の中央値により計算されるものとする。

27-204

海路割当料金の適用

- 1 二の加盟国間で適用すべき海路割当料金の額を決定するために使用する距離段階は、必要があるときは、加重平均距離に基づいて計算する。加重平均距離は、両加盟国の港の間で運送される小包の重量に従って決定する。
- 2 同一国の二の港の間の小包の海路運送については、当該同一国の指定された事業体が当該小包につき既に陸路運送に関する報酬を受領している場合には、海路割当料金の徴収を生じえない。
- 3 小包が仲介の海路運送を利用する場合にのみ、仲介する指定された事業体又は仲介業務の海路割当料金を航空小包に適用する。この3の規定の適用上、差出国側又は名宛国側の指定された事業体が行う海運業務は、仲介業務とみなす。
- 4 海路割当料金の引上げは、海路運送を行う業務の属する加盟国から発出する小包についても適用しなければならない。ただし、この義務は、ある国と当該いずれかの加盟国が国際関係を処理する地域との間又はこれらの地域の間については適用しない。
- 5 33-202の規定は、海路割当料金の修正の場合に適用する。

27-205

送達線路の予測不能の変更に伴う新たな割当料金の適用

指定された事業体は、不可抗力又は他の予測不能の事情により、陸路又は海路による運送に係る追加の費用を生じさせる新たな送達線路を自国内で差し出される小包の運送のために利用しなければならない場合がある。このような場合には、指定された事業体は、自国経由の継越しにより閉袋又は開袋小包を送達する他の全ての指定された事業体に対し、その旨を電気通信によって直ちに通報する義務を負う。継越しを行う当該指定された事業体は、その通報の発送後五日目の日から、新たな運送路に係る陸路又は海路の割当料金を差立側の指定された事業体に対する勘定に含めることができる。

27-206

指定された事業体への補償のために使用する差立便の重量

名宛側の指定された事業体又は継越する指定された事業体への補償を目的として、郵袋の総重量には、納器（トレイ、郵袋等）の重量を含める。ただし、海路又は航空路により運送するコンテナの重量は含めない。ただし、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体は、相互間で小包目録C P 87 又はC P 88 の作成について、いかなる記入方法を用いても純重量を使用することを取り決めることができる。

27-207

割当料金の割当て

関係する指定された事業体に対する割当料金の割当ては、原則として小包一個ごとに行う。

27-208

郵袋の差出側の指定された事業体が他の指定された事業体に割り当てる割当料金及び費用

- 1 閉袋による交換の場合には、閉袋の差出側の指定された事業体は、名宛側の指定された事業体及び各仲介する指定された事業体に対し、陸路又は海路の割当料金（条約又はその最終議定書によって認められる例外的割当料金を含む。）を割り当てる。
- 2 開袋継越しによる交換の場合には、郵袋の差出側の指定された事業体は、次の料金を割り当てる。
 - 2.1 差立便の名宛側の指定された事業体に対しては、1の規定によるその指定された事業体の割当料金並びに以遠の仲介する指定された事業体及び当該小包の名宛側の指定された事業体に帰属する割当料金
 - 2.2 差立便の名宛側の指定された事業体に対しては、その指定された事業体が、航空小包の送達につき請求する権利を有する航空運送料に相当する額
 - 2.3 差立便の名宛側の指定された事業体までの仲介する指定された事業体に対しては、1の規定による割当料金
- 3 二以上の異なる航空業務提供者によって相次いで運送される航空小包の同一空港における積換えについては、無報酬で行う。

27-209

差出人への返送又は転送の場合の割当料金、料金及び課金の割当て及び回収

- 1 割当料金、料金及び課金が差出人への返送又は転送の際に支払われなかった場合には、返送する指定された事業体又は転送する指定された事業体は、次の措置をとる。
- 2 小包を返送し又は転送する指定された事業体は、閉袋による交換の場合には、閉袋の名宛側の指定された事業体から次のものを回収する。
 - 2.1 自己及び仲介する指定された事業体に属する割当料金
 - 2.2 自己に属する料金及び課金並びに自己が負担した料金及び課金
- 3 閉袋による小包の返送又は転送を行う指定された事業体は、仲介する指定された事業体に対して、それらの指定された事業体に帰属する割当料金を割り当てる。
- 4 開袋継越しによる交換の場合には、仲介する指定された事業体は、小包の返送又は転送を行う指定された事業体に対し、2の額につき借方となる。仲介する指定された事業体は、自己に支払われるべき額及び返送又は転送を行った指定された事業体に帰属する額につき、自己が小包を引き渡す指定された事業体に対して貸方となる。この手続は、必要があるときは、各仲介する指定された事業体が繰り返す。
- 5 航空路によって差出人に返送し又は転送する小包の航空運送料は、返送又は転送の請求を行う国の指定された事業体から回収する。
- 6 誤送により到着した小包の再発送の場合における割当料金、料金及び課金の割当て及び回収は、17-230.4の規定に従って行う。
- 7 運送の途中で所定の線路からそれた航空小包の郵袋の航空運送料は、34-201及び34-204の規定に従って決済される。

C 小包の割当料金

33-201

到着の陸路割当料金

- 1 原則
 - 1.1 条約第三十三条1に規定する到着の陸路割当料金は、この施行規則及び郵便業務理事会の関係する決議に基づき、各々の指定された事業体が提供し、国際事務局が承認した業務特性に基づく基本割当料金及び割増金（追加の料金）とする。。
 - 1.2 到着の陸路割当料金の決定について
 - 1.2.1 「指定された事業体」という用語は、到着の陸路割当料金が統一的な基準で計算される加盟国において、ある独立した小包郵便業務を運営する各々の指定された事業体をいう。
 - 1.2.2 憲章第四条 1.3 に定める特定の状況については、小包郵便業務が他の加盟国の指定された事業体によって運行される領土については、業務を運行する指定された事業体の国家又は領土の一部とみなされる。
 - 1.2.3 「通知する」、「通知した」及び「通知」の用語は、この施行規則に定める様式により、国際事務局が要求又は要求された情報を受け取ることを行う。
 - 1.2.4 1.2.1の適切な適用に当たって、「各国ごとの割当料金」又は「各国ごとの基本割当料金の上限」の用語は、個々の指定された事業体に固有の割当料金をいい、同一の加盟国において独立して業務運行する指定された事業体の間に適用される割当料金には差異が生じ得る。
- 2 基本割当料金
 - 2.1 基本割当料金は、国ごとに、小包一個当たりの及び重量一キログラムごとの料率によるものとする。この料率は、自己申告される。
 - 2.2 二千二十二年以降有効な到着の陸路割当料についてから、指定された事業体は、SDRで表示された小包一個当たりの自己申告基本割当料金及び重量一キログラム当たりの自己申告基本割当料金を、当該自己申告基本割当料金が適用される年の前年の八月三十一日までに国際事務局に通知することができる。
 - 2.3 本条に従って基本割当料金を自己申告しない指定された事業体は、既存の基本割当料金を継続して適用する。

- 2.4 前年において自己申告基本割当料金を適用することを選択し、2.2に規定する日までに次の年に適用することになる基本割当料金を通知しない指定された事業体については、既存の自己申告割当料金を継続して適用する。
- 2.5 小包一個当たり及び重量一キログラム当たりの自己申告割当料金は、2.5.1に定める国ごとの上限の基本割当料金を超えてはならない。
- 2.5.1 国ごとの上限の基本割当料金は、33-202.1の規定に従って請求されたインフレーションに基づく引上げにより調整された二千二十一年に有効な小包一個当たり及び重量一キログラム当たりの基本割当料金を基づき決定される。
- 2.5.2 小包一個当たり及び重量一キログラム当たりの自己申告基本割当料金は、小包一個当たり及び重量一キログラム当たりの上限の基本割当料金をそれぞれ超えてはならない。
- 3 割増金のシステム（追加の料金）
- 3.1 割増金のシステムに参加する指定された事業体は、次によることを条件とする。
- 3.1.1 条約第二十二条に定める亡失し、盗取され又は損傷した小包の義務的な責任を受け入れること。
- 3.1.2 S10に適合するバーコードを付する義務に関連する17-215.1の規定を遵守すること。
- 3.1.3 指定された事業体が使用するS10の識別子に適合するバーコードの見本及びその識別子を変更したことの情報を国際事務局に提供すること。
- 3.1.4 業務特性に関する情報をオンラインの小包に関する通報類集に記入すること。これによりすることができない場合には、書面（書留、ファクシミリ又は電子メール）により該当する情報を国際事務局に通知すること。
- 3.1.5 国際事務局は、3.1.4に定めるところにより通知された情報に基づき、八月三十一日及び十二月三十一日にこれらの特性に関する検証を行う。
- 3.2 割増金システム（追加の料金）に参加する条件に合致する指定された事業体は、次に定める業務特性に従って、四十パーセントまで基本割当料金を引き上げることができる。
- 3.3 割増金システムは、基本割当料金又は全世界的に適用される最低額の到着の陸路割当料金に対して適用する。
- 4 業務特性及び対応する割増金の定義
- 4.1 業務特性一 追跡及び位置決定
- 4.1.1 指定された事業体が、小包に関する追跡及び位置決定に関するデータを提供し、並びに17-216.1.1、17-217で定める目標及び郵便業務理事会が定める割増金の適用に対する最低限度の達成要件に従って、義務的な追跡事象に関する事象を、全ての関係する事業体に継続的に伝送する場合には、基本割当料金に対し次の割増金を適用する。
- 4.1.1.1 事象EMCに対し、基本割当料金の二パーセント、
- 4.1.1.2 事象EMDに対し、基本割当料金の二パーセント、及び
- 4.1.1.3 事象EDH/EMH/EMIに対し、基本割当料金の二パーセントから十六パーセントまで
- 4.1.2 指定された事業体が、小包に関する追跡及び位置決定に関するデータを提供し、並びに17-216.1.1に従って義務的なEDB/EME及びEDC及び17-217で定める目標に従って追跡事象に関するデータを継続的に伝送する場合には、基本割当料金の五パーセントに相当する割増金を適用する。
- 4.1.3 指定された事業体が、小包に関する追跡及び位置決定に関するデータを提供し、並びに17-216.3及び17-217.2で定める目標に従って、必要な発送に係る事象に関するデータを継続的に伝送する場合には、基本割当料金の五パーセントに相当する割増金を適用する。
- 4.2 業務特性二 宛所配達
- 4.2.1 指定された事業体が、受取人の住所（任意の私書箱等を除く。）に配達した場合（受取人又はその他の同居人が不在の際に、最初の配達試行として、受取人の住所に不在配達通知書を差し置くこと、17-205.2の規定に従って、名宛国で効力を有する規定が許す場合に、受取人の請求に基づき、郵便物の受取人への配達について、受取人の住所への配達に代えて、他の方法（例えば、受取場所、別の住所への配達）により配達すること、及び、税金又は料金を課された小包に関し、受取人に対して税金又は料金の支払いと引き換えに、当該小包を配達することを通知することを含む。）には、基本割当料金の五パーセントに相当する割増金を適用する。
- 4.2.2 政府又は法的な拘束により、当該業務特性二を適用する可能性において制限される指定された事業体であっても、基本割当料金の五パーセントに相当する割増金を請求することができる。
- 4.3 業務特性三 IBISの利用
- 4.3.1 指定された事業体が、21-003.3の規定に従って、IBISを利用する指定された事業体と全ての調査請求を処理するために、当該システムを利用するとともに、20-003.7.5に規定する目標を達成する場合には、次に掲げる割増金を適用する。
- 4.3.1.1 定時の回答 三パーセント
- 4.3.1.2 受領した調査請求の開封（平均時間が最大十六営業時間を超えないものであること） 一パーセント
- 4.3.1.3 受領した調査請求の回答の開封（平均時間が最大十六営業時間を超えないものであること） 一パーセント
- 5 提供される業務特性の点検及び検証
- 5.1 各指定された事業体のために、国際事務局は、郵便業務理事会が承認した手続に従って、提供する業務特性を点検し、必要に応じて、検証する。
- 5.2 業務特性一 追跡及び位置決定

- 5.2.1 国際事務局は、万国郵便連合の追跡及び位置決定に関する通報又は、このような通報がない場合には、指定された事業体が提供する国際的に承認された通報に基づいて、業務特性一について点検し、必要に応じて、検証する。
- 5.3 業務特性二 宛所配達
- 5.3.1 国際事務局は、指定された事業体が記入したオンラインの小包に関する通報類集又はこれによることができない場合には、書面（書留、ファクシミリ又は電子メール）により国際事務局に通知された情報及び指定された事業体が提供した義務的な証拠又は他の公的に入手できる情報に基づいて、業務特性二について点検し、必要に応じて、検証する。
- 5.3.1.1 政府の又は法的な拘束による制限に関する情報については、オンラインの小包に関する通報類集に適切に記載されることにより、公表されなければならない。各指定された事業体により提供されオンラインの小包に関する通報類集に掲載された情報は、相手側の指定された事業体はその正確さに疑義を示す場合は、国際事務局の審査に付される。この場合において、この五パーセントの割増金を得る可能性もまた審査対象とすることができる。
- 5.4 業務特性三 I B I Sの利用
- 5.4.1 国際事務局は、I B I Sの提供者から伝送される通報に基づいて、業務特性四について点検し、必要に応じて、検証する。

33-202

到着の陸路割当料金の変更

- 1 33-201.2.5.1の規定に従って、国ごとの自己申告上限基本料金率のインフレーションに基づく引上げの再検討を望む全ての指定された事業体は、国際事務局に対して、書面（書留、ファクシミリ又は電子メール）により、その旨通報しなければならない。当該通報は、いずれの年においても、次の年の一月一日に効力を生ずる料金率について、遅くとも八月三十一日までに、国際事務局によって受領されなければならない。当該要請には、公式な出典、その国の公式な総合消費者物価指数を所管する組織の名称が示され、かつ、次の追加の規定を条件として、必要な証拠書類が添付されていなければならない。
- 1.1 インフレーションに基づく引上げは、いかなる場合にも五パーセントを超えることができない。このインフレーションに基づく引上げは、また、調整の請求を行った年の前年の1月1日以降に始まり、当該請求が行われた年の7月31日までに終わる十二箇月間に経験したインフレーションとのみ関係することができる。また、インフレーションに基づく引上げは、関係する指定された事業体によって以前に請求されたいかなる期間も含んではならない。
- 1.2 1.1に定める条件を満たすことを条件として、インフレーションのための調整がもたらす到着の基本陸路割当料金の引上げは、関係する通報が国際事務局によって受領された年の翌年の一月一日においてのみ効力を生ずる。
- 2 自己が提供する業務特性に関して、新たな割増金を要請する指定された事業体は、国際事務局に対してその旨通知しなければならない。
- 2.1 翌年の一月一日に効力を生ずる割当料金に適用する業務特性の検証は、八月三十一日までに行う。
- 2.2 翌年の七月一日に効力を生ずる割当料金に適用する業務特性の検証は、十二月三十一日までに行う。
- 2.3 指定された事業体は、オンラインの小包に関する通報類集に記載された業務特性に関するデータの更新を、同じ期日までに入力するものとする。
- 3 割増金の変更を行う前に、国際事務局は、年に二回、業務特性を検証するに当たり郵便業務理事会が承認した手順に従って、業務特性が適切に、かつ、継続的に実施されているか点検する。割増金は、点検の結果に応じて、上下に調整されることがある。
- 4 提供された業務特性に基づく到着の陸路割当料金の割増金の変更は、一月一日又は七月一日に行う。
- 4.1 国際事務局は、全ての指定された事業体に、適用される到着の陸路割当料金を、翌年の一月一日にその効力が発生するものは遅くとも前年の九月三十日までに、また、七月一日にその効力が発生するものは遅くとも三月三十一日までに通知する。
- 5 指定された事業体は、33-201に定める到着の陸路割当料金（基本割当料金及び割増金の支払を含む。）の計算及び内容に関する割当料金の検証の要請を提出することができる。このような要請は、翌年の一月一日に効力が生じる料金については十月三十一日までに、七月一日に効力が生じる料金については四月三十日までに国際事務局に提出されなければならない。郵便業務理事会は、関係する到着の陸路割当料金の検証手続を定め、また、必要に応じ、その手続に従って検証することを決定しなければならない。

33-203

E C O M P R O小包

- 1 17-206に定めるE C O M P R O小包に適用する料率は、自己申告とする。E C O M P R O小包に係る料率は、翌年の一月一日から効力を生じさせるために遅くとも八月三十一日までに国際事務局に通知しなければならない。
- 2 国際事務局は、翌年の一月一日から効力を生じる料率のために遅くとも九月三十日までに全ての指定された事業体に適用されるE C O M P R O小包の料率を通報する。

D 航空運送料

34-201

航空運送料の計算

- 1 航空小包閉袋に関する航空運送料は、実際の基本料金率、「航空郵便距離表」に掲げるキロメートルによる距離及び当該閉袋の総重量により計算する。実際の基本料金率は、条約第三十四条 1 に定める料金率を超えないことができる。
- 2 開袋継越しの航空小包の航空運送について仲介する指定された事業体に支払うべき運送料は、原則として、1 に示すように定める。この場合において、使用する重量の単位は、各名宛国につき二分の一キログラムとする。ただし、当該小包の名宛国の領域が二以上の寄港地を有する一又は二以上の線路によって連絡されている場合には、運送料は、加重平均料金率を基礎として計算する。加重平均料金率は、各寄港地において取り下ろす開袋継越しの航空小包の重量に応じて決定する。支払うべき運送料は、小包一個ごとに計算し、各小包の重量の単位は、二分の一キログラムとし、二分の一キログラムに満たない数は、切り上げる。

34-202

物品の返送業務のための航空運送料の計算

- 1 物品の返送業務に関する航空運送料は、物品を返送する指定された事業体の表 C P 81 又は C P 82 に従って、又は、表 C P 81 又は表 C P 82 が設定されていない場合には 34-201 に定められた航空運送料率に従って、重量一キログラムごとの料金率に基づかなければならない。
- 2 物品の返送業務を通じて送付される小包は、開袋継越しで送達してはならない。

34-203

亡失し又は損傷した航空小包の航空運送料

差立側の指定された事業体は、航空機の事故その他航空運送企業が責任を負うこととなる事由によって亡失し又は損傷した航空小包の航空運送料について、支払を免除される。この免除は、利用していた航空便の行程のいずれの部分についても適用する。

34-204

所定の線路からそれた又は誤送された郵袋又は納器の航空運送料

- 1 運送の途中で所定の線路からそれた郵袋の差出側の指定された事業体は、実際に利用された運送路に係る当該郵袋の運送料を支払わなければならない。
- 2 運送の途中で所定の線路からそれた郵袋の差出側の指定された事業体は、次のいずれかの場合には、当初の引渡明細表 C N 38 又はこれに相当する電子的な情報に記載された取卸空港までの当該郵袋の運送料を支払う。
 - 2.1 実際の送達経路が不明の場合
 - 2.2 実際に利用された運送路に係る運送料の請求を受けていない場合
 - 2.3 所定の線路からそれたことが運送を行った航空会社の責めに帰せられる場合
- 3 所定の線路からそれた郵袋の運送に実際に利用された運送路に係る追加の費用は、次の指定された事業体によって償還される。
 - 3.1 送達の過誤を犯した業務の属する指定された事業体
 - 3.2 引渡明細表 C N 38 又はこれに相当する電子的な情報に記載された地点以外の地点において取卸しをした航空会社に支払われる運送料を徴収した指定された事業体
- 4 1 から 3 までの規定は、一部の郵袋のみが引渡明細表 C N 38 又はこれに相当する電子的な情報に記載された取卸空港と異なる空港において取り卸された場合について準用する。
- 5 郵袋票札を誤って付したことにより誤送された郵袋又は納器の差出側の指定された事業体は、条約第三十四条 3.1 の規定に従い、全航空運送路に係る運送料を支払わなければならない。

34-205

空郵袋の航空運送料の支払

- 1 空郵袋の航空運送料は、郵袋を所有する指定された事業体が支払う。
- 2 空郵袋の閉袋の航空運送に適用される最高料金率は、条約第三十四条 1 の規定に従って定める基本料金率の三十パーセントに相当する。

二千二十一年十一月二十四日にベルンで作成した。

万国郵便条約の施行規則の最終議定書

郵便業務理事会は、万国郵便条約の施行規則を承認するに当たり、次のとおり協定した。

第一卷

共通の規則

第一条

郵便料金が免除される郵便物の表示

フランスは、16-002.1.3の規定にかかわらず、自国の国内規則に従い、盲人用郵便物に関する規定を適用する権利を留保する。

第二条

様式

- 1 オーストリア、ブラジル、ドイツ、ハンガリー共和国、ルクセンブルグ、ポーランド及びアメリカ合衆国は、13-002の規定にかかわらず、様式C N07の大きさ及び形式を変更することができる。
- 2 フランスは、13-002.2の規定にかかわらず、様式C N07を次のように変更することができる。
 - 2.1 万国郵便連合によって承認された標準を満たす技術上の仕様に適合するバー及び/又は数字付きのバーコードを付け加えること。
 - 2.2 下部に未使用の部分を含めること。
 - 2.3 「Destinataire」（「受取人」の意）の枠内に、機械による読み取りを可能にするため、オレンジ色の誘導線を付け加えること、並びに、「Destinataire de l'envoi」（「郵便物の受取人」の意）及び「Destinataire retour」（「返送先」の意）の欄を広くすること。
 - 2.4 名宛地において完全に記載されるために義務的な記載の英語訳を付け加えること。
- 3 オーストリア及びイタリアは、13-002.2の規定にかかわらず、様式C N07に次の変更を加えることができる。
 - 3.1 「郵便物の名宛人（Destinataire）」欄を白色する。また、機械判読を可能にするため当該欄の内側に罫線を付け加える。
 - 3.2 下部にある未使用部分を白色にする。
 - 3.3 「郵便物の性質（Nature de l'envoi）」欄において受取通知がなされないものを削除する。
 - 3.4 様式への署名に関する情報は、左下部から右下部に移動させる。
- 4 オーストリアは、13-002.2の規定にかかわらず、自国での機械による読取のために、様式C N07の各種事項の位置及び割付けに変更を加えることができる。
- 5 イタリアは、13-002.2の規定にかかわらず、自国内での目的のため、様式C N07に二次元バーコードを付す権限を留保する。
- 6 日本国は、13-002の規定にかかわらず、名宛側の指定された事業体に事前の電子データを適切に提供するため、様式C N22、C N23及びC P72の記入に使用する言語に関するこれら様式の裏面の指示事項を次のように変更することができる。

「通関を迅速にするため、この税関告知書は英語又はフランス語で、若しくは名宛国で許される言語で、かつ、ローマ文字及びアラビア数字で極めて読みやすく記入してください。可能な場合には、輸入者又は受取人の電話番号、電子メールアドレス並びに差出人の電話番号を記入してください。名宛国でローマ文字及びアラビア数字以外の文字が使用される場合には、差出人が電子データを事前に提供することを条件として、それらローマ字及びアラビア数字以外の文字で記入することができます。」
- 7 オーストリアの指定された事業体は、21-002の規定にかかわらず、様式C N18の記載「Declaration」（「申告」の意）に代えて「Statutory declaration」（「法定申告」の意）とすることができる。

第三条

保険付郵便物の最高限度額

- 1 スウェーデンは、18-001の規定にかかわらず、次の表に定める最高限度額に関し、同国宛書留とした又は保険付とした通常郵便物の内容品の保険金額及び損害賠償額の最高限度額を制限する権利を留保する。

	内容品の最大の商品 価格	保険金額の最高限 度額	賠償金額の最高限度 額
書留通常 郵便物	五〇〇SDR	—	三〇SDR (M郵袋は一五〇SDR)

保険付通常郵便物	一、〇〇〇SDR	一、〇〇〇SDR	一、〇〇〇SDR
保険なし小包郵便物	一、〇〇〇SDR	—	一個につき四〇SDR 一キログラムごとに 四、五〇SDR加算
保険付小包郵便物	一、〇〇〇SDR	一、〇〇〇SDR	一、〇〇〇SDR

- 2 千SDRを超える価格の部分に保険を付することにより、これらの制限を回避することはできない。書留郵便物及び保険付郵便物の内容品の性質は、いかなる新たな制限の対象とされない。価格が当該制限を超える郵便物は、差出国に返送される。
- 3 デンマークは、18-001の規定にかかわらず、次の表に定める最高限度額に関し、現金又は各種の持参人払有価証券を包有する同国宛の書留とした又は保険付とした通常郵便物の内容品の保険金額を制限する権利を留保する。

	内容品の最大の商品価格	保険金額の最高限度額	賠償金額の最高限度額
書留郵便物	一〇〇SDR	—	三〇SDR
保険付郵便物	四、〇〇〇SDR	四、〇〇〇SDR	四、〇〇〇SDR

- 3.1 四千SDRを超える価格の部分に保険を付することにより、これらの制限を回避することはできない。

第四条

保険付郵便物

- 1 フランスは、18-001の規定にかかわらず、次の表に定める最高限度額に関し、同国宛保険付とした通常郵便物の内容品の保険金額の最高限度額を制限する権利を留保する。

	内容品の最大の商品価格	保険金額の最高限度額	賠償金額の最高限度額
保険付郵便物	六三〇SDR	六三〇SDR	六三〇SDR

- 2 六三〇SDRを超える価格の部分に保険を付することにより、これらの制限を回避することはできない。価格が当該制限を超える郵便物は、差出国に返送される。郵便物の商品価格を下回る価格を申告することはできない。

第五条

配達手続

- 1 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、18-001.6.2.5.1の規定にかかわらず、適用される万国郵便連合の標準すべてに適合したバーコードが付されていない保険付小包を配達し又は交付する際に、当該保険付小包を受領する者の署名又は他のあらゆる形を受領証を入手しないことができる。
- 2 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、18-001.6の規定にかかわらず、適用される万国郵便連合の標準すべてに適合したバーコードが付されていない普通小包を配達し又は交付する際に、当該普通小包を受領する者の署名又は他のあらゆる形を受領証を入手しないことができる。

第六条

例外的に引き受けられる危険物

フランスは、19-001の規定にかかわらず、同条に定める危険物を包有する郵便物を拒絶する権利を留保する。

第七条

引き受けられる放射性物質、伝染性物質並びにリチウム単電池及びリチウム組電池

フランスは、19-003の規定にかかわらず、同条に定める危険物を包有する郵便物を拒絶する権利を留保する。

第八条

税関検査に付される郵便物

- 1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、20-001 の規定にかかわらず、郵便物が郵便法令により禁止されている危険物を包有していないことを確認するために様式C N22 及びC N23 に差出人の署名を得る責任を負わない。
- 2 万国郵便条約第二十三条3に定める加盟国及びその指定された事業体の免責を妨げることなく、また、20-001 の 2.2 及び 2.12 の規定にかかわらず、オーストリア、ベルギー、フランス、イタリア、マルタ、ノルウェー、オランダ及びスペインは、I T M A T T メッセージに含まれた事前の電子データが郵便物に貼付された税関告知書C N22 又はC N23 の記載内容に優先するとみなし、ITMATT メッセージに含まれた事前の電子データによってのみ関係の郵便物について税関告知がなされたものとみなす権利を留保する。

第九条

調査請求の取扱い

- 1 アメリカ合衆国は、21-001 の規定にかかわらず、開袋継越しにより送付された書留郵便物、保険付郵便物又は普通小包について差出側の指定された事業体からの調査請求書C N08 を引き受けず、これらの種類の禁制品を包有する郵便物に対する責任を認めない権利を留保する。
- 2 アメリカ合衆国は、仲介する指定された事業体となる場合において、閉袋継越郵便物だけを受領するという規則に違反して、保険付小包又は普通小包を誤って開袋継越して送達してくる他の指定された事業体に対して損害に係る賠償金を支払わないことができる。

第十条

指定された事業体の責任の適用

- 1 アメリカ合衆国及びカナダは、22-001 の規定にかかわらず、原初の包装又は容器が調査のために付されている場合、正当な理由が示されないまま差出人に偽って返送された小包の場合、C N08 による調査請求を取り扱わない権利を留保する。
- 2 ロシア連邦は、22-001.2の規定にかかわらず、ロシア連邦からの発送のために引き受けられた物品を包有しない書留郵便物が亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷が生じた場合には、その差出人に支払う賠償の額を、差出人が納付した料金及び課金の額の二倍に制限する権利を留保する。
- 3 ベラルーシは、22-001.2 の規定にかかわらず、ベラルーシからの発送のために引き受けられた物品を包有しない書留郵便物（M郵袋を除く。）が亡失し、その内容品の全部が盗取され、又は全面的に損傷した場合には、その差出人に支払う賠償の額を、類似の内国郵便物に定められた賠償の額に差出人が当該郵便物の差出の際に納付した料金及び課金を加えた額に制限する権利を留保する。

第十一条

盗取され又は損傷した書留郵便物又は保険付郵便物の配達

- 1 アメリカ合衆国は、23-001.1 及び2 の規定にかかわらず、書留郵便物に対し、当該規定を適用しない権利を留保する。
- 2 アルゼンチンは、23-001 の新たな規定にかかわらず、業務手続に関する費用の回収及び管理の仕組みを決定する研究を実施する時まで、当該規定の適用を保留する権利を留保する。
- 3 ブラジルは、23-001.1 及び2 の規定にかかわらず、立会検査調書C N24 に関する関連規定の適用を延期する権利を留保する。
- 4 カナダは、23-001 の規定にかかわらず、盗取され又は損傷した書留郵便物の配達について、受取人、差出国の指定された事業体、又は差出人に、電子的な又はその他の手段により、報告する権利を留保する。
- 5 アメリカ合衆国は、23-001.1 及び2 の規定にかかわらず、現行の手続を適用する権利を留保する。

第十二条

指定された事業体の責任の決定のための手続

- 1 アメリカ合衆国は、25-005.2 及び3 の規定にかかわらず、書留郵便物については、当該規定を適用しない権利を留保する。
- 2 アルゼンチンは、25-005.2 の規定にかかわらず、立会検査調書C N24 を発行しない権利を留保する。
- 3 カナダは、25-005.2 及び3 の規定にかかわらず、書留郵便物については、当該規定を適用しないことができる。

第二巻

通常郵便に関する施行規則

第十三条

特別料金

フランスは、15-101.2.6 の規定にかかわらず、国内規則に従い、盲人用郵便物に対し、保管料に関する規定を適用しない権利を留保する。

第十四条

普通料金の適用条件

アイルランドは、15-102.2の規定にかかわらず、通常郵便物に適用される第一重量段階の重量限度を二十五グラムとする権利を留保する。

第十五条

印刷物の重量制限

カナダ及びアイルランドは、17-103.2.2の規定にかかわらず、自国宛の及び自国から発送する印刷物の重量制限を二キログラムとすることができる。

第十六条

各種類の郵便物に適用される特別規定

- 1 アフガニスタン及び日本国は、17-107.2.2の規定にかかわらず、自国の内国制度の範囲内において適用される条件と同様の条件に従って、航空書簡に写真又は紙片を添付又は封入する権利を留保する。
- 2 カナダ及びアメリカ合衆国は、二国間の合意がない限り、17-107.4.5の規定にかかわらず、印刷物の名宛国における差出人又はその代理人の名宛が記載されたカード、封筒又は包装紙を添付して当該印刷物を発送することを認めない。
- 3 オーストラリアは、17-107.5.1の規定にかかわらず、自国の内国制度において盲人用郵便物として認められた郵便物である場合に限り、盲人用郵便物として配達のため引き受ける。
- 4 フランスは、17-107.5の規定にかかわらず、国内規則に従い、盲人用郵便物に関する規定を適用する。
- 5 イラクは、二国間の合意がない限り、17-107.4.5の規定にかかわらず、多量に差し出される印刷物には、当該印刷物の差出人に所在しない差出人の名宛が記載されたカード封筒又は包装紙を添付することを認めない。
- 6 アゼルバイジャン、インド、インドネシア、レバノン、ネパール、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びジンバブエは、17-107.5.2の規定にかかわらず、録音物については、公認の盲人協会が差し出し、又はこれに宛てた場合に限り、盲人用郵便物として認める。
- 7 カナダは、17-107.7の規定にかかわらず、外国から発送される視聴覚物品又は情報物品を包有するM郵袋を受け入れず、及び取り扱わないことができる。
- 8 大量郵便物に関して表明されるいかなる留保も、17-107の適用に影響を及ぼさない。
- 9 ギリシャは、17-107.8.1の規定にかかわらず、同一差立便により、又は一日に二以上の差立便が作成される場合には一日当たり、同一差出人から百五十通受領するの郵便物を大量郵便物としてみなす権利を留保する。
- 10 朝鮮民主主義人民共和国は、17-107.7の規定にかかわらず、商品見本、関税を課されないその他の商業物品又は再販売されることのない情報資料を包有するM郵袋を引き受けない権利を留保する。

第十七条

定形郵便物

- 1 カナダ、ケニア、タンザニア連合共和国、ウガンダ及びアメリカ合衆国は、17-111において勧奨される大きさを超える形状の封筒が自国において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。
- 2 アフガニスタン及びインドは、17-111において勧奨される大きさを超える形状又は下回る形状の封筒が自国において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。
- 3 17-111.1及び4の規定は、日本国については、適用しない。

第十八条

郵袋

- 1 17-119.2.10の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているスイス並びにグレートブリテン及び北アイルランド連合王国については、適用しない。これらの加盟国における健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。
- 2 朝鮮民主主義人民共和国は、17-119.2.10の規定にかかわらず、郵袋の重量を二十キログラムに制限する権利を留保する。
- 3 アイスランドは、17-119.2.10の規定にかかわらず、通常郵便物を包有する郵袋の重量を二十キログラムに制限する権利を留保する。
- 4 フィンランドは、17-119.2.10の規定にかかわらず、通常郵便物を包有する郵袋の重量を二十キログラムに制限する権利を留保する。

第十九条

郵袋の票札

フランスは、盲人用郵便物について、17-128.8の規定を適用する。ただし、このことにより、国内規則が妨げられるものではない。

第二十条

閉袋の送達

- 1 アゼルバイジャン、ボリビア、エストニア、ラトビア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンは、納器の票札C N35 及び引渡明細表C N38 に記載する線路に関する指示に従って行われた運送の費用のみを認める。
- 2 フランス、ギリシャ、イタリア、セネガル、タイ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国は、1 の規定に関連して、17-015.4 に定める条件によってのみ航空閉袋の送達を行う。

第二十一条

書留としたM郵袋

カナダ及びアメリカ合衆国は、書留としたM郵袋を引き受けないこと及び他国から発送されるこの種のM郵袋を書留郵便物として取り扱わないことができる。

第二十二条

M郵袋

- 1 カナダは、18-105 の規定にかかわらず他の国で引き受けられたオーディオ物品を包有するM郵袋を受領せず又は取り扱わない権能を有する。
- 2 朝鮮民主主義共和国は、18-105 の規定にかかわらず商品見本又は他の非課税の商業物品若しくは再販売の目的ではない情報機器を包有するM郵袋を受領しない権利を留保する。

第二十三条

国際郵便料金受取人払業務の決済

アゼルバイジャン、ベラルーシ、カーボヴェルデ、エジプト、カザフスタン、キルギスタン、モロッコ、ネパール、オマーン、カタール、ロシア連邦及びウズベキスタンは、国際郵便料金受取人払業務について返送する郵便物の数が 18-108.4.4 の規定に定める基準値以下である場合においても、その費用の償還を請求する権利を留保する。

第二十四条

二千一年一月一日以前に国際事務局の相殺システムによる計算書の決済から生じた債務の支払

- 1 二千一年一月一日以前に国際事務局の相殺システムにより行った計算書の決済の結果、一の指定された事業体が二千年の最後の四半期からの最終の相殺システムの計算書の決済のための最終期限後に期日が定められる債務を有することが明らかな場合には、この債務を、当該借方の指定された事業体が他のいずれの指定された事業体に対して有する債権により決済することができる。国際事務局は、この措置をとる前に、関係貸方の指定された事業体に協議し、かつ、借方の指定された事業体に督促を送付する。督促の日から一箇月の間に何らの支払もなされなかった場合には、国際事務局は、全ての関係する指定された事業体にその旨を通報した後に、必要な勘定の移転を一方的に行うことができる。債務を履行しない借方の指定された事業体の同意は、必要としない。
- 2 これらの勘定の調整の際には、国際事務局は、債務を履行しない借方の指定された事業体及び当該指定された事業体に対し債務を負う指定された事業体の両方の合意を得た場合に限り、勘定を相殺する。
- 3 債務を履行しない借方の指定された事業体は、1 の手続に従って国際事務局により貸方の指定された事業体に帰属された債権に関し、自己に対し債務を負う指定された事業体に対しいかなる権利も行使することができない。

第二十五条

誤って引き受けられた郵便物の処理

- 1 アフガニスタン、アンゴラ、ジブチ及びパキスタンは、19-101.5 に定める規定（「この通報には、当該郵便物が抵触した禁制及び差押えの原因となった物品について正確に記載しなければならない。」）を遵守する義務を負わない。
- 2 アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、カナダ、朝鮮民主主義人民共和国、ジブチ、エストニア、カザフスタン、キルギスタン、ネパール、スーダン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びベトナムは、税関当局から得る情報の範囲内でない限り、また、自国の法令に従わない限り、郵便物の差押えの理由に関する情報を提供しない権利を留保する。
- 3 アメリカ合衆国は、米国連邦規則第二十一編第千三百八部に定める規制物質を包有する全ての郵便物を、「誤って引き受けられた郵便物」として取り扱うこと並びに同国の法令の規定及び税関の慣例に従って取り扱うことにおける権利を留保する。
- 4 フランスは、盲人用郵便物についてのみ、19-101.7 の規定を適用する。ただし、このことにより、国内規則が妨げられるものではない。

第二十六条

転送

住所を変更した受取人宛に郵便物を機械的に転送する区分機を使用するデンマーク、フィンランド及びスウェーデンについては、19-102.2の規定は、適用しない。

第二十七条

特別の継越料

- 1 ギリシャは、27-003.1に規定する陸路継越料を三十パーセント、及び海路継越料を五十パーセント、それぞれ引き上げる権利を留保する。
- 2 オーストラリア、フィンランド及びシンガポールは、27-003.1に規定する陸路継越料及び海路継越料を五十パーセント引き上げる権利を留保する。
- 3 ロシア連邦は、シベリア横断鉄道によって継越運送される通常郵便物に対しては、27-003.1の継越料に加えて一キログラムごとに〇・六五SDRの追加料金を徴収することができる。
- 4 エジプト及びスーダン、シャラル（エジプト）とワディ・ハルファ（スーダン）との間でナセル湖を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対しては、27-003.1の継越料に加えて一個ごとに〇・一六SDRの追加料金を徴収することができる。
- 5 パナマ共和国は、太平洋側のバルボア港と大西洋側のクリストバル港との間でパナマ地峡を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対しては、27-003.1の継越料に加えて一個ごとに〇・九八SDRの追加料金を徴収することができる。
- 6 フィンランドは、オーランド諸島宛の通常郵便物一キログラムごとに次に掲げる追加料金を徴収することができる。
- 6.1 航空郵便物及び優先郵便物については、追加料金は、適用される陸路継越料率及び航空運送料率に相当するものとする。
- 6.2 平面路郵便物及び非優先郵便物については、追加料金は、陸路継越料率及び海路運送料率に相当するものとする。
- 7 パナマ共和国は、バルボア港又はクリストバル港において倉庫に入れられ又は積み換えられる全ての郵袋に対して、陸路又は海路の継越料を受領していない場合には、例外的に、これらの郵袋の郵袋一個ごとに〇・六五SDRの料金を徴収することができる。
- 8 アフガニスタンの指定された事業体は、27-003.1の規定にかかわらず、運輸及び通信の手段についての特別の困難のため、閉袋及び開袋通常郵便物の自国を経由する継越しを自己と関係する指定された事業体との間で特別に取り決める条件に従って行うことが暫定的にできる。
- 9 シリア・イラク自動車業務は、27-003.1の規定にかかわらず、特別の継越料が徴収される特殊業務とみなす。
- 10 デンマークは、フェロー諸島又はグリーンランド宛の通常郵便物一キログラムごとに追加料金を徴収することができる。
- 10.1 航空差立便、優先差立便及びSAL差立便についての追加料金は、適用される航空継越差立便の取扱いに係る費用及び航空運送料に相当するものとする。
- 10.2 平面路差立便及び非優先差立便についての追加料金は、適用される陸路継越料及び海路継越料に相当するものとする。
- 10.3 デンマークは、フェロー諸島又はグリーンランドへ開袋継越しされる航空郵便物、優先郵便物、平面路郵便物、非優先郵便物又は航空輸送される平面路郵便物（SAL郵便物）について、27-101.1で計算される継越料（運送及び取扱いの費用並びに到着料の加算額）を徴収することができる。
- 11 ウクライナは、27-003.1に規定する海路継越料を五十パーセント引き上げる権利を留保する。
- 12 ドイツは、27-003.1に規定する海路継越料を五十パーセント引き上げることができる。

第二十八条

明細表CN55、重量表CN66及びCN67並びに特別計算書CN51及び総差引計算書CN52の送付並びに承認

- 1 アメリカ合衆国及びラオス人民共和国の指定された事業体に送付された計算書は、34-105.7の規定にかかわらず、貸方の指定された事業体が当該計算書を発送した日から起算して七日以内に当該計算書がこれらの指定された事業体に到着しない限り、当該計算書を受領した後六週間の期間は承認されたものとみなされず、また、その支払は、支払うべきものとみなされない。
- 2 サウジアラビア、オーストラリア、中華人民共和国の指定された事業体に送付された計算書は、34-105.7及び8の規定にかかわらず、直接決済システムが適用される場合には、貸方の指定された事業体が当該計算書を発送した日から起算して七日以内に当該計算書がこれらの指定された事業体に到着しない限り、当該計算書を受領した後二箇月の期間は承認されたものとみなされず、また、当該計算書を受領した後六週間の期間は、その支払は、支払うべきものとみなされない。

第二十九条

大量郵便物の決済

オーストラリア、カナダ及びアメリカ合衆国の指定された事業体に送付された計算書については、35-009の規定にかかわらず、貸方の指定された事業体が当該計算書を発送した日から起算して七日以内に当該計算書が到着しない限り、当該計算書の受領後六週間の期間は、承認されたものとみなされず、また、その支払は、支払うべきものとみなされない。

第三卷

小包郵便に関する施行規則

第三十条

小包郵便業務の提供

オーストラリア、ベルギー、ラトビア及びノルウェーは、この条約の定めるところにより、又は外国宛小包の場合には二国間の取決めの後に利用者にとって最も有利である他の全ての方法により、小包郵便業務を提供する権利を留保する。

第三十一条

小包の重量制限に関する特別条件

カナダの指定された事業体は、17-203 の規定にかかわらず、自国宛の及び自国から発送する小包の最大重量の制限を三十キログラムとすることができる。

第三十二条

物品の返送業務のために遵守すべき手続

オーストラリアは、17-211 の規定にかかわらず、この施行規則の定めるところにより、又は二国間の合意を含む他の方法により、小包のための物品の返送業務を提供するための手続を適用する権利を留保する。

第三十三条

当初の売手への物品の返送業務

オーストラリアは、18-201 の規定にかかわらず、この施行規則の定めるところにより、又は二国間の合意を含む他の方法により、小包のための物品の返送業務の提供のため、発送の陸路割当料金及び航空運送料を含む諸条件を適用する権利を留保する。

第三十四条

誤って引き受けられた小包の処理

- 1 オーストラリア、アゼルバイジャン、カナダ、朝鮮民主主義人民共和国、グルジア、カザフスタン、キルギス、ニュージーランド、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びベトナムは、税関当局から得る情報の範囲内でない限り、また、自国の国内法令に従わない限り、小包又はその内容物の一部の差押えに関する情報を提供しない権利を留保する。
- 2 アメリカ合衆国は、米国連邦規則第二十一編第千三百八部に定める規制物質を包有する全ての小包を、「誤って引き受けられた小包」として取り扱うこと並びに同国の国内法令の規定及び税関の慣例に従って取り扱うことにおける権利を留保する。

第三十五条

職権により保留される小包

カナダは、19-204 の規定にかかわらず、自己の業務において職権により保留される小包に関する点検状 C P 78 を作成する義務を負わない。

第三十六条

閉袋による送達

バハマ、バルバドス及びカナダは、17-220.10 の規定にかかわらず、自国宛の及び自国から発する小包を包有する郵袋及び小包を包有するその他納器の重量の最大重量の制限を三十キログラムとすることができる。

第三十七条

閉袋の送達

フランス、ギリシャ、イタリア、セネガル、タイ及びアメリカ合衆国は、17-015.1 の規定に関連して、17-015.4 に定める条件によってのみ航空閉袋の送達を行う。

第三十八条

小包の重量又は大きさに関する見解の不一致

オーストラリアは、17-226.2 の規定にかかわらず、一キログラムを超える重量の相違がある普通小包に関する点検状にのみ回答する権利を留保する。

第三十九条

平均料金率の決定

アメリカ合衆国は、全ての指定された事業体から受領した小包の重量配分に基づいて、一キログラム当たりの平均の陸路又は海路の割当料金を決定することができる。

第四十条

例外的な継越しの陸路割当料金

- 1 次の表に掲げる加盟国は、暫定的に、次の表に定める例外的な継越しの陸路割当料金を徴収することができる。この割当料金は、27-003（開袋継越小包については27-201.1）に定める継越しの陸路割当料金に加算される。

整理 番号	徴収が認められてい る加盟国	例外的な継越しの陸路割当料金（単位 SDR）	
		小包一個ご との料金	閉袋の総重量一キログラムごとの料金
1	アフガニスタン	〇・四八	〇・四五
2	バーレーン	〇・八五	〇・五五
3	チリ		〇・二一
4	香港		〇・一二
5	エジプト		〇・四〇
6	フランス	一・〇〇	〇・二〇
7	ギリシャ	一・一六	〇・二九
8	インド	〇・四〇	〇・五一
9	マレーシア	〇・三九	〇・〇五
10	ロシア連邦	〇・七七	関係する距離について 27-003.1.2 に定める 料金の二倍の額
11	シンガポール	〇・三九	〇・〇五
12	スーダン	一・六一	〇・六五
13	シリア・アラブ共和 国		〇・六五
14	タイ	〇・二七	六〇〇キロメートルまでの距離段 階について 〇・一〇 六〇〇キロメートルを超え一、〇 〇〇キロメートルまでの距離段階 〇・一八 について
15	アメリカ合衆国		一、〇〇〇キロメートルを超え 二、〇〇〇キロメートルまでの距 離段階について 〇・二五 二、〇〇〇キロメートルを超える 追加の一、〇〇〇キロメートルの 〇・一〇 距離段階ごとに

- 2 デンマーク及びフィンランドは、27-003.1（開袋継越小包については27-201）に定める継越しの陸路割当料金を五十パーセント引き上げる権利を留保する。

第四十一条

追加の割当料金

- 1 フランスの海外県、フランスの海外領土、マイヨット並びにサン・ピエール及びミクロンに宛てた小包であって平面路又は航空路によって送達されるものに対しては、フランスの到着の陸路割当料金に等しい額を最高限度とする到着の陸路割当料金を課する。これらの小包がフランス本土を経由して送達される場合には、更に次の追加の割当料金及び運送料を徴収する。

1.1 平面路小包

1.1.1 フランスの継越しの陸路割当料金

1.1.2 フランス本土と海外県、海外領土、マイヨット又はサン・ピエール及びミクロンとの間の距離段階に対応するフランスの海路割当料金

1.2 航空小包

1.2.1 開袋継越小包につき、フランスの継越しの陸路割当料金

1.2.2 フランス本土と海外県、海外領土、マイヨット又はサン・ピエール及びミクロンとの間の航空郵便距離に対応する航空運送料

- 2 エジプト及びスーダンは、シャラール（エジプト）とワディ・ハルファ（スーダン）との間でナセル湖を経由して継越運送される小包に対して、27-003.1（開袋継越小包については27-201.1）に定める継越しの陸路割当料金に加えて一個ごとに一SDRの追加の割当料金を徴収することができる。

- 3 デンマークとフェロー諸島との間又はデンマークとグリーンランドとの間で継越しで送達される小包に対しては、次の追加の割当料金を徴収する。
- 3.1 平面路小包
- 3.1.1 27-201.1 に定める開袋継越小包一個ごとの単一の割当料金
- 3.1.2 デンマークの継越しの陸路割当料金
- 3.1.3 デンマークとフェロー諸島との間又はデンマークとグリーンランドとの間の距離段階に対応するデンマークの海路割当料金
- 3.2 航空小包及びSAL小包
- 3.2.1 27-201.1 に定める開袋継越小包一個ごとの単一の割当料金
- 3.2.2 航空継越閉袋の取扱料
- 3.2.3 デンマークとフェロー諸島との間又はデンマークとグリーンランドとの間の航空郵便距離に対応する航空運送料
- 4 デンマークは、グリーンランド宛て小包の運送について、航空小包一個ごとに八・〇五SDRの追加の割当料金を徴収する権能を有する。
- 5 チリは、イースター島に宛てた小包の運送に対しては、重量一キログラムごとに最高限二・六一SDRの追加の割当料金を徴収することができる。
- 6 ポルトガル本土とマディラ自治地域及びアゾレス自治地域との間で平面路又は航空路によって送達される小包に対しては、次の追加の割当料金及び航空運送料を徴収する。
- 6.1 平面路小包
- 6.1.1 ポルトガルの継越しの陸路割当料金
- 6.1.2 ポルトガル本土と当該各自治地域との間の距離段階に対応するポルトガルの海路割当料金
- 6.2 航空小包
- 6.2.1 ポルトガルの継越しの陸路割当料金
- 6.2.2 ポルトガル本土と当該各自治地域との間の航空郵便距離に対応する航空運送料
- 7 オーランド諸島宛の小包に対しては、フィンランドに適用される到着の陸路割当料金のほかに、次の追加の割当料金を徴収する。
- 7.1 平面路小包
- 7.1.1 27-201.1 条に従って、開袋小包に適用される小包一個ごとの単一の割当料金に基づいて計算した割当料金
- 7.1.2 フィンランドの継越しの陸路割当料金
- 7.1.3 フィンランドの交換局からオーランド諸島までの距離段階に対応するフィンランドの海路割当料金
- 7.2 航空小包
- 7.2.1 27-003.1.1.1（開袋継越小包については 27-201.1）に定める小包一個ごとの単一の割当料金に基づいて計算した割当料金
- 7.2.2 フィンランドの交換局からオーランド諸島までの距離段階に対応する航空運送料
- 8 タイは、条約第三十三条 3.2 の規定に補足して、一キログラムごと及び距離段階ごとに〇・二八SDRの追加の海路割当料金を徴収することができる。

第四十二条

海路割当料金

次に掲げる国は、27-203 に定める海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権利を留保する。アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、サイプラス、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、英国の海外領土、ギリシャ、グレナダ、ガイアナ、インド、イタリア、ジャマイカ、日本国、ケニア、キリバス、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モリシアス、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パプア・ニューギニア、ポルトガル、カタール、セントクリストファー・ネイヴィス、セント・ルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セイシェル、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、スペイン、スウェーデン、タンザニア連合共和国、タイ、トリニダード・トバゴ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、バヌアツ、イエメン、ザンビア

第四十三条

物品の返送業務のための航空運送料の計算

- 1 カナダは、34-202 の規定にかかわらず、物品の返送業務により外国に発送される小包について、この施行規則の定めるところにより、又は他の方法により、航空運送料を適用する権利を留保する。
- 2 オーストラリアは、34-202 の規定にかかわらず、この施行規則の定めるところにより、又は二国間の合意を含む他の方法により、小包のための物品の返送業務の提供のため、航空運送料を含む諸条件を適用する権利を留保する。

第四十四条

計算書の作成

- 1 アメリカ合衆国、カナダ及び中華人民共和国に送付された計算書は、35-014 の規定にかかわらず、貸方の指定された事業体が計算書を発送した日から起算して七日以内に計算書がこれらの指定された事業体に到着しない限り、当該計算書を受領した後二箇月の間は承認されたものとみなさず、また、その支払は、支払うべきものとみなさない。
- 2 サウジアラビアに送付された計算書は、35-014 の規定にかかわらず、貸方の指定された事業体が三箇月の期間内に何らの訂正通知も受領しなかった場合には、承認されたものとみなす。同様に、サウジアラビアの指定された事業体は、貸方の指定された事業体に対する支払を同条 7 に定める二箇月の期間内に送付する義務を負わず、三箇月の期間内に送付する。

第四十五条

差出人によって行われるべき手続

万国郵便条約第二十三条 3 に定める加盟国及びその指定された事業体の免責を妨げることなく、また、17-210 の 5 の規定にかかわらず、オーストリア、ベルギー、フランス、イタリア、マルタ、ノルウェー、オランダ及びスペインは、I T M A T T メッセージに含まれた事前の電子データが郵便物に貼付された税関告知書 C N 23 の記載内容に優先するものとみなし、I T M A T T メッセージに含まれた事前の電子データによってのみ関係の郵便物について税関告知がなされたものとみなす権利を留保する。

二千二十一年十一月二十四日にベルンで作成した。